

嵐山町議会平成28年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
広報広聴特別委員会所管事務調査報告	25
請願の委員会付託について	28
散会の宣告	28

第 2 号 (12月8日)

議事日程	31
出席議員	32
欠席議員	32
本会議に出席した事務局職員	32
説明のための出席者	32
開議の宣告	35

諸般の報告	3 5
一般質問	3 5
9番 川口浩史議員	3 5
1番 吉本秀二議員	6 0
4番 長島邦夫議員	8 7
6番 畠山美幸議員	1 0 7
散会の宣告	1 2 4

第 3 号 (12月9日)

議事日程	1 2 5
出席議員	1 2 6
欠席議員	1 2 6
本会議に出席した事務局職員	1 2 6
説明のための出席者	1 2 6
開議の宣告	1 2 9
諸般の報告	1 2 9
一般質問	1 2 9
5番 青柳賢治議員	1 2 9
13番 渋谷登美子議員	1 5 4
10番 清水正之議員	1 8 7
11番 松本美子議員	2 0 5
会議時間の延長	2 2 0
散会の宣告	2 3 7

第 4 号 (12月13日)

議事日程	2 3 9
出席議員	2 4 1
欠席議員	2 4 1
本会議に出席した事務局職員	2 4 1
説明のための出席者	2 4 1

開議の宣告	2 4 3
諸般の報告	2 4 3
報告第 5 号の上程、説明、質疑	2 4 4
同意第 1 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 4 7
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 0
議案第 5 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 6 7
議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 5
議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8 9
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9 4
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 0
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 3
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0 5
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 1
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 2
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 4
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1 8
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 1
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2 4
会議時間の延長	3 2 8
議案第 6 3 号の修正案の提出	3 4 0
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
議案第 6 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 0
議案第 6 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 3
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 6 0
議員派遣について	3 6 3
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 6 4
日程の追加	3 6 4
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 4
発議第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 6
発議第 2 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 3

発議第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 5
発議第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 8
発議第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 8 2
町長挨拶	3 9 0
議長挨拶	3 9 1
閉会の宣告	3 9 1
署名議員	3 9 3

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第251号

平成28年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年11月22日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 平成28年12月6日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	吉 本 秀 二	議 員	2 番	森 一 人	議 員
3 番	佐 久 間 孝 光	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	青 柳 賢 治	議 員	6 番	畠 山 美 幸	議 員
7 番	吉 場 道 雄	議 員	8 番	河 井 勝 久	議 員
9 番	川 口 浩 史	議 員	1 0 番	清 水 正 之	議 員
1 1 番	松 本 美 子	議 員	1 2 番	安 藤 欣 男	議 員
1 3 番	洪 谷 登 美 子	議 員	1 4 番	大 野 敏 行	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成28年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

12月6日(火) 午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(大野議長)
- 日程第 4 行政報告(挨拶並びに行政報告 岩澤町長)
(行政報告 小久保教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 広報広聴特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開会の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時58分)

◎開議の宣告

○大野敏行議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○大野敏行議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により

第2番 森 一人 議員

第3番 佐久間 孝 光 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○大野敏行議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

長島議会運営委員長。

[長島邦夫議会運営委員長登壇]

○長島邦夫議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にしまして、11月29日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として大野議長に、出席要求

に基づく出席者として岩澤町長、中嶋総務課長に出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、同意1件、条例13件、予算3件及びその他1件の計19件ということでございます。そのほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日6日から12月13日までの8日間とすることに決定しました。会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問には、受け付け順として、12月8日に1番の川口議員から4番の畠山議員、12月9日に5番の青柳賢治議員から8番の松本議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定しましたことをご報告をいたします。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月6日から12月13日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○大野敏行議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案は、報告1件、同意1件、条例13件、予算3件及びその他1件の計19件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月から11月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成28年第1回定例会において採択した日清食品（株）協力工場・明星食品（株）嵐山工場に関する陳情書について、処理経過及び結果報告の請求を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長宛て要望を申し上げておりましたが、このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。平成28年10月20日、吉見町のフレサよしみにおいて、埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員12名が出席いたしました。平成28年10月26日、千代田区のシェーンバッハ・サボーにおいて、全国町村議会議長会主催、平成28年度町村議会広報研修会に議会報編集委員3名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第10号 8000ベクレル／kg以下の汚染土を全国の公共工事で利用する方針の見直しを求める意見書の提出についての件、発議第12号 環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）の法規制を求める意見書の提出についての件、発議第19号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についての件、以上3件につきましては、内閣総理大臣、衆参両院議長、関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、議会基本条例の規定に基づき、10月29日に議会モニターとの意見交換会を、11月19日に第10回議会報告会を開催いたしました。詳細につきましては、後ほど広報広聴特別委員長より報告いたします。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○大野敏行議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに平成28年嵐山町議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町勢進展のため、まことに感謝にたえないところであります。

本議会に提案をいたします議案は、報告1件、同意1件、条例13件、予算3件、その他1件の計19件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

次に、平成28年8月から28年10月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告を申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

過日の町民体育祭、また嵐山まつりなどの行事では天候に恵まれまして、議員の皆様方をはじめ関係団体や町民の皆様のご協力のもと、盛会のうちに開催をすることができました。心から感謝を申し上げます。

一方、先月24日、関東地方は季節外れの雪に見舞われました。東京都心にあっては、11月としては54年ぶり、積雪は史上初とのことでございます。今までなかったからということはいもう通用しません。今後も、いつ、どんなことにも対応できる心構えで職務に臨んでまいらる覚悟でございます。

議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

小久保教育長。

〔小久保錦一教育長登壇〕

○小久保錦一教育長 教育委員会関係につきましてご報告申し上げます。

2、学校教育関係、就学時健康診断でございますが、10月28日の日に七郷小学校で行いました。CAPというグループの皆さんの寸劇等を通して、保護者には親の学習を行っております。2、委託関係につきましては、各小中学校、幼稚園の廃棄物収集運搬業務委託、学校給食センターの管理業務等委託等11件であります。記載のとおりでございますので、後ほどご高覧賜れば幸いです。

44ページをお開きください。幼稚園関係につきましてご報告いたします。来年度の嵐山幼稚園園児募集につきましては、40名の応募がございまして、10月18日に入園説明会を開設しました。現在のところ、1名転居のため、39名の入園予定でございます。

4の児童福祉関係につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご高覧いただければ幸いです。

以上、教育委員会の報告を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

佐久間総務経済常任委員長。

〔佐久間孝光総務経済常任委員長登壇〕

○佐久間孝光総務経済常任委員長

平成28年12月6日

嵐山町議会議長 大野敏行様

総務経済常任委員長 佐久間孝光

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

町の経済の活性化について

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「町の経済の活性化について」を調査するため、10月17日、11月7日（行政視察）及び11月17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

（1）10月17日の委員会について

当日は植木環境農政課長に出席を求め、千年の苑ラベンダー園とめんこ61事業の進捗状況について説明を受けた。

①農地の利用集積について

計画地面積のうち、94.7%が中間管理事業により利用権設定が終了。

②千年の苑事業推進協議会について

本年度町からの補助金として加速化交付金のうち1,523万円を交付した。主な用途は、苗の購入、植えつけ、現地草刈り等の植栽管理等の委託として1,080万円を農業法人らんざん営農へ。そのほか、機械器具の購入、のぼり旗の購入、安全柵の設置、視察研修、ホームページの立ち上げ等を計画している。

③町直営事業について

都市農山漁村交流活性化機構に委託、現地レイアウト、そのほかの関連事業を含めた詳細計画を作成中。年内には計画が完成する予定。9月議会において補正を組ませていただいた現地の案内看板の設置は実施する予定。

④めんこ61事業について

本年度の予算は、604万円。主な用途は、小麦を貯蔵する保冷库と麦を粉にする製粉機の購入。この保冷库と製粉機は農業法人らんざん営農が利用し、収納するための倉庫は、9月の補正予算で購入。農林61号の小麦粉を使ったうどんの試作は、味菜工房に依頼。誰でも、いつでも同じ状態のうどんができ上がり、味もよく商品としてたえられるレシピづくりを研究中。

○説明後の主な質疑応答

（問）農地の利用集積に関し不同意の方との交渉は。

（答）1人は交渉に応じていただけず、今のところ反対。また、「納得のいく代替地を用意していただければいずれは手放してもいい」また、そもそもバーベキュー場等の観光開発に不満があり「時期を見て考える」とおっしゃっている方もいる。

（問）都市農山漁村交流活性化機構に事業詳細計画作成依頼とのことだが。

（答）農水省関係の地域活性化の事業に精通している専門業者で、現地を公園とし

でどうレイアウトしていくか、ラベンダーでどのような事業展開ができるか、観光PR、その他周辺の観光資源との連携、経済効果等の詳細計画の作成を依頼。その費用は、千年の苑の加速化交付金の中に含まれている。

(問) 農林61号の価格競争力は。

(答) 今後、味菜工房は、農林61号の小麦粉を農業法人らんざん営農からより安く仕入れられ、農業法人らんざん営農は今までより高い価格で出荷できる。

(問) 試食することは可能か。商品自体にそれだけの魅力がないと、予算をつぎ込んでも継続的な展開は難しいと思うが。

(答) ご用命をいただければいつでも試食会を行うことは可能。嵐山まつりでは、提供する予定になっており、それ以降であれば現在の試作品を食していただくことはできる。

(2) 11月7日の委員会(みさと芝桜公園行政視察)について

当日は、高崎市箕郷支所産業課上原課長、同じく関口係長、大竹担当にご出席をいただき説明を受けた。

みさと芝桜公園は、平成15年4月18日に一部開園、平成17年4月に全面開園。植栽面積は2.9ヘクタール、株数は約26万株。公園の運営管理は、外部委託。除草や株・苗の育成等の業務を高崎市シルバー人材センターに随意契約。目土や殺虫剤の土中散布等の維持管理業務は市の入札にて業者を決定。まつり開催以外の期間は地域の方に開放。

芝桜まつりの運営は、高崎市直営で入園券販売、交通誘導、夜間警備、トイレ清掃、電話案内、会場案内は、それぞれ入札や見積もり合わせて決定した専門業者へ委託。芝桜まつりへの出店は、公園周辺の町内会の地域づくり団体、地域で活動しているNPO法人、出店者組合があり、そちらが運営している。事業費は市からの補助金ではなく、市の運営事業として予算配当を受けている。まつりの時期は、一般・中学生以上300円、小学生100円、未就学児無料の入園料を徴収している。その入園料は、全て市への歳入として納入。土日、祝日に限り箕郷にあるバス会社にお願ひし、増便という形で臨時便を出してもらっている。PRの方法は、ポスター・チラシ等を県内外の公共施設、温泉宿泊施設、道の駅、JRの主要駅構内等にお願ひし、市の広報紙、ホームページ、FMラジオ等には告知をお願ひしている。また、新聞、フリーペーパーへの広告掲載、取材や撮影の依頼があった場合には積極的に応じている。

課題は、薬剤散布ができないため、植栽部分のほとんどを手作業で対応している除草作業である。丘陵地で急傾斜が多く、草が繁茂する時期が真夏であることから作業員の負担が大きい。

運営面での課題は、近隣に類似施設がふえたこと、また、公共交通機関が利用できない立地条件で交通手段が限られていること。

○説明後の主な質疑応答

(問) 特産品の開発・販売方法は。

(答) 高崎市はだるまが特産品で、普通は赤いだるまであるが、芝桜公園の3色にちなんで薄いピンク、濃いピンク、白にピンクの3色のだるまと地元の方が育成した芝桜の苗をまつり期間限定で販売している。

(問) 芝桜出店組合とは。

(答) 地元の自衛隊の騒音対策に協力する5地区から選出された方々のブースとして梅やだるまや農産物を販売している。合併後は、高崎市の観光物産協会に打診して市内で物産協会に登録されている店舗に週末出店していただいている。

(問) 入場料収入としてどれくらいあるのか。

(答) 7万2,000人くらい入って、概算で1,900万円。開花時期がずれたり、花が終わってしまうころには、無料で入れてしまうこともある。

(問) 市への収入と支出の状況は。

(答) 市の歳入として入ってくるのは、入園料の1,900万円。テント(1日1,000円)とかコンテナ(1日2,000円)等は、市が設置し、出店者の方から出店料という形で料金をいただく。それが、大体50万円から60万円くらい。グッズなどは、出店者組合として販売しているので、市の歳入にはならない。組合の運営費となる。

(問) 市の経費は。

(答) 3,700万円から3,800万円くらい。

(問) 駐車場は、十分なのか。

(答) 普通車335台、大型が26台収容できる。滞在時間は、約1時間以内なので十分。きつねの嫁入り出前イベント等がある場合は、多少の渋滞が発生してしまうので農林大学校の駐車場をお借りしている。

(問) この場所の地代は。

(答) 植栽部分の大部分は、町有地。駐車場で使用しているところは一般の方の土

地で、高崎市と所有者個人との間で借地契約を結んでいる。

(問) 個々の委託事業の予算はどのくらいなのか。また、一般競争入札をする場合、市内業者に限るといような制約は加えているのか。

(答) シルバー人材センターへの除草、株の育成等の業務は、年間約1,100万円、目土、殺虫剤の土中散布等の公園維持管理業務は、半年程度で400から500万円。お祭りの運営は、入園券の販売が大体120から130万円、交通誘導及び夜間警備が約250万円、トイレ清掃・電話案内・会場案内が30から40万円。バスの臨時便の運行は、30から40万円。そのほかは、ポスター、チラシの作成、有料広告への掲載、事務局で使う事務費等。入札は、基本的には高崎市内の業者。

(問) シルバー人材センターは地元の方なので、その分だけ雇用がふえたということか。

(答) はい。

(問) お祭り期間中の暑さ対策は。

(答) イベントの設置業者に委託をして、雨の日でも、暑い日でもお休みいただいて飲食がとれるようなお客様のお休みどころを設けている。

(問) 平均の滞在時間はどれくらいか。

(答) 1時間程度。

(問) 出店者の売り上げは。

(答) 品目にもよるが、一番売り上げている売店は1カ月間で200万円を超えている。軽食を取り扱う飲食店の売り上げがいい。

(問) 仮設のトイレの費用が、30から40万円ということか。

(答) 仮設トイレのレンタル料は、テントやコンテナ等の設置費用に含まれている。清掃の委託料のみで、30から40万円。仮設トイレは、22基設置している。

(問) オフシーズンの対策は。

(答) 芝桜を植えているところにほかの花を植えるわけにはいけないので、駐車場の周りののり面にポピーの植えつけを考えている。エリア別に、この時期はこの花、この時期はこの花と分けられるような広い面積があればいいが、それがないので頭を悩ませている。

(3) 11月17日の委員会（農産物直売所会議室にて試食会を含む）について
当日は、植木環境農政課長に出席を求め、農林61号を使って味菜工房がつくったう

うどんについて説明を受けた。

嵐山まつりのときに今年収穫した農林61号を使ってうどんを初めて提供させていた
だいた。紅葉祭りでも出店を計画している。味菜工房の隣で、テントにて週末の臨時
営業ができるよう準備を進めている。うどんは、まだ試作段階でこれから仮店舗を出
してご意見を伺っていく。味菜工房での農林61号を使ったうどんの打ち方は完成した。
うどんの店舗の出店については、皆さんのお知恵をいただきながら計画を進めていき
たいと考えている。

○説明後の主な質疑

(問) 製粉はどうしているのか。

(答) 川島町の農協まで持っていつている。ただし、製粉機を買ったので製粉機や
保冷庫を入れる倉庫を吉田につくる準備をしており、もうすぐ完成。玄麦のまま保管
し、必要な分だけ精麦する。

(問) スタッフはどうするのか。

(答) 土曜、日曜の営業だけであれば現有のスタッフだけでも何とかできる。将来
店舗を構えるという目標に向かっては、どこかの時点で、そちらのほうの準備を進め
ていかなければならない。

3 今までの委員会を踏まえての各委員の意見

(1) ラベンダー園について

・税金をこの場には投入すべきであるとする。キャンピングカーが多く来る学校
橋下から、春は桜、ラベンダーが咲き、夏はオオムラサキの森、蝶の里公園、秋は紅
葉と、1年の系統づけた戦略を持たないと弱い。嵐山町の創生があそこにあるという
位置づけの中で考えていくべきだ。

・駐車場の整備は、園内の臨時駐車場だけではなく、長期的には当初予定していた
場所の確保、駐車場化も視野に入れておくべき。それは、単にラベンダー園のメリッ
トだけではなく、繁忙期にはバーベキュー場にとっても有効となるからだ。ラベンダ
ー園のみのお客様は、滞在時間が1時間程度であることを考えると、時間制を導入す
るなどの工夫をすれば両者にとって支障なく共通の駐車場を使用できる。

・現在は協議会形式で進めているが、補助金に頼らない利益を上げていく運営に切り
かえていくには、しっかりとした受け皿がなくてはならない。それには、相当の時間
とエネルギーが必要であると考えられることから、今からその運営母体づくりを同

時並行で進めていくべきである。

- ・槻川橋から学校橋までの区間全体で構想を立てることはできないか。
- ・都幾川沿いに車を止めて、遠くから眺める方が多くなると思うので、ラベンダーを何本まで摘み取りができるとか、中に入らなければ目的を達せられないものがなければならぬ。

(2) 「めんこ61」について

- ・味だけでなく、見た目のインパクトも大切。同じものを出すにしても、思わず「わっ」となるような魅力的な盛りつけ方、提供の仕方の工夫が必要。

- ・価格は特に大切。ワンコイン以下、できれば400円程度が望ましい。田舎うどんをそれ以上のお金を払って食べようとは思わない。

- ・「めんこ61」の表示はもっと大きく、見やすくすべき。

- ・最初の段階としては、土日にテントでの販売、徐々に大きなイベントに出店し名を上げ、将来的には農村レストランへの工程計画は評価できる。

(3) 産業団地について

- ・工業系だけでなく、他の分野を含めた取り組みを調査研究すべき。

- ・民間主導での産業団地建設の成功例も調査研究すべき。

以上、中間報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） めんこ61を試食したわけですね。余りよくなかったのかね、感想が書いていなかったのは。ちょっと率直にお聞かせいただけないでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○佐久間孝光総務経済常任委員長 味のほうは、非常においしかったです。委員の中には、お祭りのときに食べた方もおられますので、そのときには少しおつゆのかげんだとかそういうので、少し違和感を感じたかなという方もいたのですけれども、それからいろいろな声を聞いて、多分改良もされてきたのかなと思いますけれども、我々が試食をさせていただいたときには非常においしいおうどんでした。ただ、やっぱりこの中で報告させていただいたとおり、うどんといってもいろんなところにありますか

ら、そこで特徴づけるということもあわせてやっていかないと、これを徹底していくということは難しいかなというこの問題提起です。

○大野敏行議長 それでは、お引き取りを願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会報告を行います。

平成28年12月6日

嵐山町議会議長 大野敏行様

文教厚生常任委員長 森 一人

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告をいたします。

記

1 調査事項

「嵐山町の環境美化について」及び「文教厚生常任委員会にかかわる施設の点検について」

2 調査経過

本委員会は、閉会中の特定事件として「嵐山町の環境美化について」と「文教厚生常任委員会にかかわる施設の点検について」を調査するため、10月12日、10月27日及び11月15日（行政視察）に委員会を開会し、調査研究を行いました。

（1）10月12日の委員会について

調査事項の「嵐山町の環境美化について」、11月15日に行政視察を行う、東松山市の「東松山のまちをみんなで美しくする条例」に対しての主な質問事項について協議した上で、質問を送付させていただきました。次に、「文教厚生常任委員会にかかわる施設の点検について」において人口減少、少子化の問題を踏まえた、教育環境の充実と学校統合の調査研究について、具体的な進め方等を協議いたしました。

【東松山のまちをみんなで美しくする条例に対しての主な事前質問】

- ・ 条例制定の効果について（条例制定前と制定後、指定区域と区域外の違いも含む）。
- ・ 過料の徴収方法について。
- ・ お祭りやイベント開催時の対応について（来場者や出店者の対応も含む）。

・ 条例制定の現状課題について。

委員で協議の上、以上の質問等を提出いたしました。

【文教厚生常任委員会の所管する公共施設の点検 今後の進め方について】

委員からの主な意見等は以下になります。

- ・ 七郷小学校、志賀小学校、玉ノ岡中学校の保護者（P T A）との懇談会を行う。
 - ・ 菅谷小中学校の保護者（P T A）からも話を聞くべき。
 - ・ プール等の学校施設について、子供の人数が減少している中、維持管理等のコスト面も含め、考えていく必要があるのでは。
 - ・ 学校統合という話が出ていない現状で、委員会で進めてよいことなのか。
 - ・ P T Aには、「今後、訪れる少子化について」をテーマに懇談会を進めてほしい。
- 以上の意見等を踏まえ、今後においてP T A連絡協議会の都合に合わせ、懇談会を行うことに決しました。

（2）10月27日の委員会について

当日は、藤永こども課長に委員会に出席していただき、以前に委員会で要望をしてあった各小中学校の改善・改修が必要な箇所、問題点等について詳しく説明をしていただきました。

以下の表になっております。

菅谷小学校。

体育館の分電盤・配線等が老朽化しており、水銀灯・白熱灯が混在している状況、入り口から見て右側の全てのコンセントが使えない状況である。分電盤・配線については、特に支障となることはないと言電管理技術者に確認していると。コンセントについては、修繕費で対応。

トイレの臭気、壁面のタイルの剥がれ落ち。トイレについては、洋式化を含め、リニューアル化を検討中（大規模改修工事に対応）。

体育館照明については、LEDにするべきでは。LED化を検討中。参考までに、体育館照明業者見積単価1,846万8,000円。

七郷小学校。

変電設備の上に木々が伸びてきている、枝が折れると危険な状況。今年度中に対応。

運動場放送設備が北部交流センター駐車場の外側に位置しており使いづらい状況。検討中だが、優先順位としては下位。理由として、年間の使用頻度が少ないため。

プール床面の塗装が剥がれ、児童が足裏に痛みを感じている。検討中。修繕をするにしても、部分的な修繕で対応を考えていきたい。

プール外壁のひび割れ、鉄筋が入っていない。危険な状況。近いうちに対応。12月補正か新年度に要望をしていきたい。

志賀小学校。

プールサイド床面の劣化とプール床面のさびは、安全性・衛生面において問題があるのでは。施設整備計画に基づき、修繕等を実施。プール改修については、保留になっている。

給食配膳室前のシャッターが片方側に支えがなく、風が吹くと危険な状態。早急に撤去すべきでは。修繕発注済み。

灯油供給システムが漏れとにおいから使用を中止している。施設整備計画に基づき対応を検討。現状、このシステム自体が普及していない状況。対応できる業者が見つからない。

菅谷中学校。

トイレの臭気問題。トイレについては、洋式化を含め、リニューアル化を検討中（大規模改修工事に対応）。

武道場の老朽化、床面劣化。施設整備計画に基づき、対応を検討。

技術科棟の老朽化。施設整備計画に基づき、対応を検討。

玉ノ岡中学校。

グラウンド側、前面のり面をコンクリート化し、土どめが必要では（全部の面を階段化か、ブロック積み）。施設整備計画に基づき、グラウンド整備とともに検討。

体育館においても雨漏りがある状況。修繕済みであり、現状において雨漏りはない。

校舎外壁の塗装剥がれ、しみ込み、雨漏りしている状況。施設整備計画に基づき、対応を検討。

部室・グラウンド前、水はけが悪い状況。新年度予算に要望。

施設整備計画については、近いうちに策定をしていく考えである。

委員からの主な質問については以下になります。

（問）施設整備計画は、いつごろに策定していく予定か。

（答）学校の統廃合等の方針に従い策定していきたい。安全面に問題があると判断した場合には即座に対応する。

(問) 大体が検討か今後対応していくとあるが、早急な対応が必要と考えているのは。

(答) 各学校において、修繕料の中で対応してもらっている。30万円以上になると、こども課が対応していく。学校サイドより問題点・改善点の優先順位を出していただいているが、安全面を最優先としていく考えである。

(問) 菅谷小中一貫教育において、施設共有化の考えは。

(答) 学校間で協議し、時間がかち合わないところで行えば可能だと思う。

(問) 灯油供給システムは現在、使用していないとあるが、どのように灯油を供給しているのか。

(答) 保管庫にある灯油を児童・生徒たちがとりに行って使用している。

(2) 11月15日の委員会（行政視察）について

東松山市の「東松山のまちをみんなで美しくする条例」について行政視察を行いました。市役所に伺う前に、高坂駅周辺の指定区域、帰りには東松山駅周辺の指定区域を見て回りました。

これらの写真は、啓発看板（高坂駅）、指定喫煙場所（高坂駅）、路面啓発シール（東松山駅）、非喫煙者への配慮を促す看板（高坂駅）、啓発の横断幕（東松山駅）、簡易の啓発看板（東松山駅）になります。

質問事項の主な回答は以下になります。

◇条例制定の効果について

【回答】・条例制定の周知活動により喫煙マナー向上効果が見られた。

全国及び埼玉県での喫煙人口は減少から横ばいの傾向である。しかし、喫煙人口は減少しているが吸い殻の回収数は横ばいである。路上ではなく喫煙場所でたばこを吸うマナーが定着しつつある。啓発活動を継続することにより、喫煙マナー向上の効果が継続していると考えられる。

・ポイ捨てされている吸い殻は、条例制定前に比べて約8割減少した。

ポイ捨て状況調査を行っており、条例で定められた路上喫煙禁止区域を巡回した際に、路上にポイ捨てされていた吸い殻の本数を集計したものである。

条例制定前(平成24年8月)では約3,500本であった吸い殻が、条例制定後の平成25年4月には約500本に、5月には約300本まで減少した。現状では、700から1,000本の間で推移しているが、平成28年9月は717本であり、平成24年8月比では8割減少して

いる。

◇過料の徴収方法について

以下の表になります。

【回答】

現場の状況、委託業者、市職員の順で読み上げます。

喫煙発見1回目（路上喫煙禁止地区内での喫煙者を発見）。啓発用のチラシを渡す。「禁止地区内である」こと「喫煙が禁止である」ことを口頭で教示する。必要に応じ、喫煙すると過料を科すので喫煙をやめるよう口頭で指導する（行政指導）。市職員に連絡する。あらわれる時間、場所等を報告する。パトロールや行政指導は、一般人でもできるが、過料の処分は、市職員でなければならない。

喫煙発見2回目。市職員に同行し、立ち会いする。巡回指導委託業者からの連絡を得て、あらわれると思われる時間・場所にて巡視を行う。勧告文書を準備しておく。相手の同意を得て、住所・氏名を確認する（身分証明書提示）。2回目であることの同意を得て、喫煙をやめない人に対しては、勧告書を交付する。

喫煙発見3回目。市職員に同行し、立ち会いする。引き続き、あらわれると思われる時間・場所にて巡視を行う。命令文書を準備しておく。再度、住所氏名を確認後（身分証明書提示）、喫煙をやめない人に対しては、命令書を交付する。

喫煙発見4回目。市職員に同行し、立ち会いする。引き続き、あらわれると思われる時間・場所にて巡視を行う。告知書及び弁明書を準備しておく。喫煙をやめれば、過料を科さない。違反行為の直接罰であるが、そもそも本条例の過料は、「秩序罰」であり、喫煙をやめたことにより秩序が保たれたことになり、過料を科す意味がなくなったと判断し、過料は科さない。再度、住所氏名を確認後（身分証明書提示）、命令にもかかわらず、喫煙をやめない人に対しては、過料を科す。過料を科す旨書面（告知書）により告知する。相手方に弁明の機会を与える（告知書に弁明書の内容を付記し、相手方に確認を求め、署名してもらう）。禁止地区内で喫煙をした行為自体に対して過料を科すので、この時点で喫煙をやめていても過料は科せられる。過料処分通知書を交付し過料を納入してもらう（異議申し立て及び取り消し訴訟の教示）。その場で納入するかどうかは、相手方の選択次第なので、後日の納入が滞ったときは滞納整理の事務が必要となる。過料の納入が滞っている場合は、該当者を訪問し、徴収を行う。

今まで、過料徴収した実績はないということでした。

◇お祭りやイベント開催時の対応について

【回答】・啓発活動について、市ではイベントなどの活動は行っていないが、啓発キャンペーン等でご協力をいただいている。たばこ小売組合にてポケットティッシュ等の配布活動を行っている。本年度においても、ぼたんまつりや日本スリーデーマーチなどのイベントにおける同組合ブースにて、のぼり旗の設置及びポケットティッシュの配布を行っていただいている。また、市のイベントでは公共施設等を用いるので、分煙化や禁煙エリアの拡大などの対応が既にとられており、イベント開催時等の特定の期間において、市から開催者への指導や周知は行っていない。

・主催者が市ではない祭りやイベント等においては、主催者側に、条例を遵守していただき、ゴミ回収・清掃活動まで責任を持っていただいている。

◇条例制定の現状課題について

【回答】・喫煙場所清掃及びポイ捨て状況調査の結果から、指定喫煙場所での喫煙者はわずかに増加傾向にあると考えられるが、引き続き啓発活動を行うことで、指定喫煙場所以外での路上喫煙を限りなく減少するように努めていかなければならない。

・指定喫煙場所の選定は、日本たばこ産業株式会社の専門家からの助言を受けて決定したが、喫煙場所から流れる副流煙についての相談が寄せられている。また、指定場所に設置された灰皿から離れて吸う喫煙者が見られるといった意見もある。指定場所での喫煙を呼びかけることに加え、喫煙時のマナーについても啓発活動を行う必要がある。

委員からの主な質問については以下になります。

(問) たばこのポイ捨て本数は、どのようにカウントしているのか。

(答) シルバー人材センターのほうで灰皿の中の吸い殻の重さを確認し推計している。灰皿中の水をこして、1本イコール1グラムとして計算している。

(問) 条例制定をするに当たっての住民参画は。

(答) 条例制定するに当たっては、周辺自治体の状況を考慮し、議会の皆様にご協力をいただいた。市民については、周知活動を徹底した。現在も周知・啓発を重点に力を入れている。

(問) 実績として、過料徴収はないということだが、注意・勧告まで行ったことはあるのか。

(答) 当初、住所氏名を教えてほしいというところまではあったと聞いているが、記録は残っていない。

(問) 今までで、トラブル等はあったのか。

(答) 2人1組で対応し、丁寧な言葉づかいで説明をしてもらっており、深追いはしないようにしている。委託業者(シルバー人材)には、啓発実施マニュアルに沿って対応をしてもらっている。

(問) コンビニや商店への対応については。

(答) 私有地には関与しないことになっている。コンビニ等に灰皿が設置してあるおかげで、現状の指定喫煙場所の数が保たれていると思う(各駅2カ所)。

嵐山町役場に戻り、委員会を開会し、東松山市の行政視察について、次のような意見・感想が出されました。

・このまま調査研究を継続して、ポイ捨て等禁止条例を委員会で制定していくべきである。来年9月には上程していきたい。

・条例制定はよいと思うが、予算面等も考慮して進めていくべき。JTの協力も必要。

・駅に送迎バスを出している企業やタクシー会社の理解を求めることも必要で調整していくべき。

・滑川町との兼ね合いもある、指定区域の範囲についても検討をしていくべき。

・駅周辺の現状を委員会で、もう少し把握する必要もあるのでは。

・観光に力を入れている町なのだから、玄関口である駅周辺はきれいに保つことは大事なことであると思う。自然環境に配慮したまちづくり・イメージアップが必要。

以上の意見等をまとめ、特定事件「嵐山町の環境美化について」は今後、文教厚生常任委員会として、ポイ捨て等禁止条例(仮)の制定を前提に調査研究を継続していくことに全委員一致で決定いたしました。

以上、中間報告とします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎広報広聴特別委員会所管事務調査報告

○大野敏行議長 日程第6、広報広聴特別委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳広報広聴特別委員長。

〔青柳賢治広報広聴特別委員長登壇〕

○青柳賢治広報広聴特別委員長

平成28年12月6日

嵐山町議会議長 大野敏行様

広報広聴特別委員長 青柳賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

議会モニターとの意見交換会、第10回議会報告会・意見交換会について

2 調査結果

本委員会は、10月11日、10月29日、11月9日、11月19日、11月25日に委員会を開会した。

(1) 10月11日の委員会について

①10月29日開催の議会モニターとの意見交換会について

議会からモニターに望むことについて協議し、議会だよりへの意見等をアンケート形式でお願いすることにした。議会報告会の意見交換時のテーマについても、要望等があれば伺うことにした。今回の意見交換会は、今年度よりモニターとして議会傍聴などをされた際のご意見、ご感想などを主に聞かせていただく意見交換会とすることを確認。

②11月19日開催の第10回議会報告会・意見交換会について

議会報告会資料の作成者と締め切りについて確認をした。意見交換会でのテーマは議会側として、「若者・女性が参画してくれる議会にするには、どうしたらよいか」というテーマにすることにした。意見交換会の進行は常任委員長とし、記録担当者は11月9日に決定することにした。

議会報告会の開催について、議会基本条例では年1回以上となっているが、実態として年2回の開催であり、回数 of 条文改正の必要があるのではないかとすることを議論したが、現行のままでよいとの広報広聴特別委員会としての結論であった。

③広報広聴特別委員会としての視察研修について

I C Tの導入自治体や議会だよりの編集も含めた、今後の広報広聴特別委員会のあり方に資する研修先を選定し、1月の日程で視察することを決定した。

以上のことを協議して、当日の委員会を閉会した。

(2) 10月29日の議会モニターとの意見交換会と委員会について

新議会モニターとの意見交換会を、モニターの都合がよいとされる土曜日の午後1時30分より開催した。参加者は8名。

[モニターからの主なご意見・ご感想]

①議会傍聴をして4年ほどになるが、執行との真剣なやりとり、時間ぎりぎりまでの一般質問など最高であった。

②前モニターとの意見交換会での議員定数等について、聞きっ放しにするのではなく継続的に審議をすること、テーマを決めて検討することも必要ではないか。

③定例会において休会が多いが、議員活動をどのように報告しているのか。

④P T Aなど町の会議において、前年度までの問題点などが引き継がれない傾向がある。

⑤議会報告会の土日開催などの比較検討はなされているのか。

⑥政務活動費はどのように使われているのか。

⑦モニターとしての職務がよく理解できない、議会側から質問などをお願いしたい。

⑧議会報告会においては、若者、女性が出やすい工夫をし、18歳以上の団体や女性団体などとの意見交換をすることも必要ではないか。

[議会側からの主な意見]

①いろいろなご意見を論点整理して、情報を共有していくことが必要。

②モニターのご意見などについては特別委員会で真摯に受けとめて審議したい。前回までの課題など、まとめたものを出していく。

③議会報告会の開催日については、参加者へのアンケート内容を重視している。

④政務活動費については会派、一人会派を含め適正に使用している旨を説明。

以上のような意見・感想が出され、活発な意見交換会となった。

意見交換会を閉会した後、担当者別に作成された報告会用のパワーポイント資料について、色合いや、構成の確認を行い、委員会を閉会した。

(3) 11月9日の委員会について

①調整済みのパワーポイント資料を1回流した後、リハーサルに入る。リハーサル後、報告時間、報告内容について検討する。議会報告会での意見交換会の記録担当者と班編成についても決定。10月29日に行った議会モニターとの意見交換会の内容については、後日の検討とし、11月19日の議会報告会での意見交換会で出されるご意見については、11月25日の特別委員会での検討事項にすることとして、当日の委員会を閉会した。

(4) 11月19日開催の第10回議会報告会・意見交換会について

嵐山町役場町民ホールでの報告会は午後1時30分から午後3時6分まで。男性19名参加。ふれあい交流センターにおいては午後6時から午後7時37分まで。女性2名、男性14名の計16名参加。決算中心の報告会であったが、資料などについて参考になるご意見をいただいた。

前回並みの参加者があり、活発な意見交換会となった。

(5) 11月25日の委員会について

①議会報告会報告書について

第10回議会報告会報告書作成に当たり、記録担当者より出してもらった意見交換会の記録について、書式を一致することについて協議し、統一した書式で報告書を作成することにした。全体のページについての検討も済ませ、12月定例会において提示することにした。意見交換会で出されたご意見に対しては、区長会との意見交換会の必要性を確認し、テーマを決めて、議長を中心に進めていくことにした。

ほかに出された多くのご意見、今まで積み上げてきたものに対する報告や検討について、モニターとの意見交換会において出されたご意見についても、委員長において論点整理をした上で、この先検討することにした。

②1月に予定の広報広聴特別委員会の研修について

1月25日に三芳町、栃木市、26日に大田原市、高根沢町への行政視察に当たって、12月中に質問要旨があれば各委員から事務局へ出してもらおうこと、議会報編集についての質問要旨は議会報編集委員会で検討するように依頼した。

以上、委員会報告といたします。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、次に第10回議会報告会の報告を委員長に求めます。

〔青柳賢治広報広聴特別委員長登壇〕

○青柳賢治広報広聴特別委員長 今回の定例会で、11月19日に開会されました議会報告会の報告書ができ上がりました。きょうのこの日に執行の皆様にも配付して見ていただけることを光栄に思います。ぜひご高覧いただければと思います。

以上でございます。

○大野敏行議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託について

○大野敏行議長 日程第7、請願の委員会付託を行います。

本職宛て提出されました請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書は、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号につきましては今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでございました。

(午前10時57分)

平成28年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

12月8日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 川口浩史議員

第1番議員 吉本秀二議員

第4番議員 長島邦夫議員

第6番議員 畠山美幸議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第4回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時57分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○大野敏行議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の新焼却施設についてからです。どうぞ。

[9番 川口浩史議員一般質問席登壇]

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1番目の質問として、新焼却施設についてであります。

(1)として、川島町が加入し、かつ裁判を起こされております。当初の計画よりどのぐらいおくられているのか、伺いたいと思います。

(2)として、ごみ量の減少が予測される中で、焼却施設の規模はどの年を基準にするのか、伺います。

(3)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(2015年)は、生ごみについて、①、飼料化、②、肥料化、③、再生利用、メタンガスですね、とあります。この考え方を取り入れているのか、伺います。

(4)、ごみ量の減少とプールの温水化及び発電は可能なのか、伺います。

(5)として、焼却ごみは自区内処理するという考え方は新施設ではとらないのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。11月16日に開催されました建設検討委員会に諮問された新ごみ処理施設整備基本計画(素案)では、焼却施設の稼働時期を平成34年度末ごろとしております。平成26年3月に策定されました施設整備基本構想と比較しますと、1年半から2年ほど稼働時期の先送りが見込まれております。稼働時期見直しの主な理由といたしましては、測量等の現地調査に入るための承諾に時間を要したこと、さらに環境影響評価及び都市計画決定手続を見直したことで、またメーカーへのアンケート結果等を踏まえて建設期間を見直したことが挙げられますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えをいたします。処理対象ごみ量は減少傾向にあり、施設稼働後も減少傾向で推移するものと考えられます。計画目標年度は、処理対象ごみ量が最も多い稼働初年度の平成34年度としております。

続きまして、質問項目1、(3)につきましてお答えいたします。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律において、地方公共団体は、区域の社会的経済的諸条件に応じて、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならないという努力義務がございます。埼玉中部資源循環組合でも、バイオガス化施設導入の可能性を調査いたしました。調査結果に対する検討は、現在、建設検討委員会に諮問をしているところでございます。

続きまして、(4)につきましてお答えを申し上げます。現在、新ごみ処理施設整備基本計画を策定中でございまして、熱回収施設や周辺施設の詳細は決まっておりません。今後は、周辺施設計画を策定し、適切な余熱利用の方法や発電規模を検討してまいります。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。従来より説明申し上げているとおり、現在のごみ処理計画は、埼玉中部資源循環組合の広域的枠組みにて、当町を含む9つの市町村が合意し、その実現に向けて努力をしているところでございます。枠組みは変わりますが、自区内処理の考え方は引き継がれるものでございます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 1番目の質問は、今答弁にもありましたように、新ごみ処理施設整備基本計画、これが示されまして、その年度が書いてありましたので、これを読んでわかりました。ですから、いいのですけれども、ただこれが渡されたのが締め切り日で、私はその前日に質問項目も提出しておりましたので、改めて聞いた次第であります。

2番目に入ります。2番目のごみ量の減少が予測される中で、焼却施設の規模を平成34年に持っていくということで答えているわけです。それは、先ほどの計画でもそういうふうに書いてあります。そこに持っていったら、どうなのだろうか。ここでも、今の答弁にも書いてありますように、ごみ量の減少は施設稼働後も進むと、減少が進むと、減少傾向で推移するということで書いてあるわけですよ。そうすると、2炉ですから、1炉のほうは目いっぱい量で焼却できるわけですが、もう一方のほうはごみが年ごとに減っていくわけですよ。どのくらい減っていくのかということで、計算をして……計算って、基本計画に載っておりますので、計算をしてみました。

その前に、ちょっとよくわからないのは、当初出した数字が平成26年は7万9,934トンなのです。平成26年です。これは、実績に基づくのかどうかかわからないのですが、新しいものと6万6,232トンと。なぜこんなに数字が違うのか。これ実績に基づくものだから、これだけの差があるのか、こちらの基本計画は。当初の計画から見て基本計画は実績に基づいたから、それだけの違いがあるのか、ちょっとこれわからないのですが、全体として当初の計画はごみ量が非常に多くなっているのですよね。平成34年も7万4,300トンというふうに当初はなっているわけです。こちら見ると6万1,468トンと。もう1万トン以上の差がつくわけで、しっかりした計算のもとにつくられた計画なのかどうか、ちょっと疑いを持つわけです。それは、ちょっと課長に聞

いてもわからないでしょうから。

それで、ごみがどのくらい減るのかというと、平成26年と27年、これは多分実績であると思うのですけれども、766トンの減少なのですよね。これ1人当たり2.1トン、その後、27年から28年は626トン、1年で626トン、1人当たり1.72トン、600台が28、29年、平成30年からほぼ500台に、平成31年が600でちょうどなのですが、500台として、平成33年までが500台の減少になるわけです。平成34年から400トン台の減少になっていくということですので、これ平成34年でつくってしまったら、ごみ量が足らなくなるというのは明らかではないですか。平成35年、たちまちそうになってしまいますよ。こういう計画では私はいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

ごみの量につきましては、各構成市町村からの提供された予測数値に基づいております。その後の推移につきましても、この数字をもとにして算出したものでございまして、それに対応できる施設を計画したということだというふうに聞いております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ごみ量がたちまち足らなくなると、そんな大きな炉をつくってしまったのでは、平成34年を基準にした炉をつくったのでは。もう少し10年、15年稼働から見て先を基準にして、それまでの量は民間にお願いしてやっていくようにしていかなかったら、ごみを買うようになってしまうのではないですか。町長、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 どの年を基準にするのかというご質問です。全くそのとおりなのです。議員さんおっしゃるとおり、ごみについては、ごみの処理については行政が責任を持つと。しかし、それについては1円も安くというのが基本中の基本というのは今まで述べてきたとおりでございまして、一番の問題というのは、ごみはどんどん減っていくよ。そういう中で、人口も減っていくよ。そういう中で、どこを基準にしてどうするのだというのは、誰もが一番関心を持たなければいけないし、持つべきだし、持つ

ていると思うのですけれども、まさにおっしゃるとおり、それをどう議論の台の上で最終的に詰めていくか、そこだと思います。どこもそういうふうには思っていると思います。当然自分のところは経費を少しでも安くいきたい、つくるものは、人口が減っていく、ごみは減っていくのだから、小さいものをつくりたいということだと思います。議員さんのおっしゃるとおり、そういう形で議論を進めていって、最終的に合意のできる場所に詰めていくというのが行政の責任かなと感じています。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、あくまでも34年を基準にはするけれども……基準にされたのでは困るのだね。町長としては、稼働から何年先を基準にするか、話したいということですか。町長は、協議会のときにも、ごみの減少のことを、人口の減少とあわせてごみの減少のことも話しておりましたので、特にこれよく覚えているのですけれども、そういうことでお話しされるということで理解してよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今話したように、一番のそこのところが関心事であります。それで、大きなものをつくって、おっしゃるように、ごみがないよ、どこかへ行って買ってこい、持ってこいというようなことになるのが想定されるわけですよ。そういう中であっても、行政が責任を持たなければならないという大原則があるわけですので、そのところが今言っているように34年度ということになるわけですが、その34年度、35年度、そういうようなところがどういう対応がつくのかというようなことも考え、視野に入れた中で検討はされるべきだというふうに基本的には考えています。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） だから、町長自身が管理者、副管理者の会議があるわけでしょう。あとは幹事会、何でしたっけ。細かい会議もありますよね、課長が出る。そういうところでも、嵐山町としては、平成34年にはたちまちごみが足らなくなってしまうと。ちょっと私、言いそびれてしまったのですけれども、平成26年から27年は766トンの減少です。これ多分実績だと思うのです、全体を見ても。その後は600台、626トンで、100トン以上も減る予測なのですよね。ちょっと予測としても私は少な過ぎるのではないかなと思っているのです。もっと減るのだろうというふうに思います。そ

れで、平成34年ではなくて平成40年とか、45年とか、50年を基準にしたものにしていくべきではないかということも嵐山町としては提案していくお考えがあるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃっているように、基本というのが、大前提が、ごみ処理に関しては行政が責任を持つというのが大前提です。ですので、考え方の中にはそういう形で、人口減っていく、ごみは減っていくという中で、できるだけ1円でも安くごみの処理をしたいというのは誰もが考えているところだと思います。ですので、それを、何年を規模につくり、10年先の量でつくり、そういうことは行政の責任としてどこまでできるのかなというのは、これから議論を詰めていくところではないかというふうに話しているところです。ですので、考え方としたらそういうような方向に行きたいわけですが、基本は行政が責任を持つということがあるわけですので、どういう形で、どうできるかということも検討していかなければいけない。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 同じ答弁が次も返ってくるのでしょうから、この程度で今回はやめますけれども、いずれにしてもごみが年ごとに減っていくということでもありますので、平成34年度ではたちまちごみ量が足らなくなり、1炉は十分な熱量も回収できないということになっていきますので、ぜひそういうことで提案をしていただきたいと思います。焼却し切れない分については、例えば平成45年にした場合、焼却し切れない分は民間の業者にその間はお願いをするという形もいいと思うのです。そういうこともあわせて提案をしていただきたいと思います。何か私、質問していると、この中部組合の建設に賛成しているような感じで皆さんとられているかなと思って、私は反対ですから、これは。ただ、こういう問題があるのだということで、こういう問題も十分議論されていない、検討されていないというので、落ち度を私がこれからの質問でしているわけなので、ちょっとそういうところをご理解ください。

続いて、食品循環資源の再生利用で、バイオガスの施設導入の可能性の調査というのは、これは今もやっているわけなのですか。ちょっとこういう質問、答弁が来ますので、経過と結果というのはいつごろ出るのかをちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

バイオガス化施設整備事業の実施可能性調査というのは、もう既に平成27年度に実施をしております。その報告も出ておりまして、今回の建設検討委員会にこの内容についてもお諮りしているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） では、やらないのではないですか、バイオガスについては。そういうふうになるのではないですか。これを建設検討委員会で、しかも建設検討委員会も3回のうち、もう1回は終わっていて、あとどういう議論するのか。多分事務局が、こういうことを議論してくださいで、はい、はいでもう終わってしまうと思うのですけれども、バイオガスは、多分提案をしてだめだったですよという、提案はするのでしょうか、それだったら、各委員、それは仕方ないねで終わってしまうのではないですか。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 建設検討委員会の内容については、私からお答えする立場ではございませんので、ご指摘のような内容についてはお答えしかねます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、やらないのですよね。国がこういう食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針というのをを出してきたわけです。生ごみについて、食品廃棄物について、安易な焼却に歯どめをかけるということでの国側の提案なのですよね。だから、それを受けてやらなければいけないわけですが、そこで1番目に飼料化、2番目に肥料化、そして3番目に再生利用とありますが、これメタン化なのですね。バイオガスでいいのですけれども。これ3つともやらないと、こんなふざけたというか、ただ燃やせばいいということでやっていたのでは、いい施設はできないと思うのです。いかがですか、町長。副町長でもいいです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状では、今答弁したとおりの形で進んでいるのです。それで、検討はこういう形でしていきましょう、建設検討委員会に諮問をしております。そういうことなのです。そこのところで検討していただいて、方向を出していこうというところでそれぞれが仕事をしている、こういう状況でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、一定の方向はバイオガスについて研究はしたわけですが、私も読みましたけれども、しかし、中部では、お金がかかり過ぎるだったと思ったのですけれども、やらないほうが良いということで結論出ているわけですよ。それを提案したって、それ以上のことが建設検討委員会に出るはずがないですよ、私に言わせれば。これで終わってしまいますよ。この3つの基本方針を、これを踏まえたものやっていくということをしつかり、副管理者ですから、やっぱり今からでも遅くないのですから、提案をしていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1人でやっているわけではなくて、構成の市町村の中で話し合いをしながら、こういう方向で、こういう形で、議会の皆さんの同意を得て進めていきましょうという枠を決めて、その中で進めているわけです。ですから、そこのところの外で個人的にどうこうすることというのはできないですし、枠の中で出てきたそれぞれのところで話し合いをして結論に導いていく、こういうことだと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） それでは、今の中部資源循環組合では、この基本方針に沿ったものが一つも取り入れられていないと。国の方針ですから、これが取り入れられていないというのは、今後のごみ処理についても、ごみ処理について啓蒙、啓発、いかに少なくしていくかということ由市町村民に訴えていく上でも、何もやっていないという点ではまずいのではないかと。これを提案をして、これ実施をさせていくようにすべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 私からお答えさせていただきます。

食品廃棄物とその発生量につきましては、平成26年度の統計でございますけれども、

1,953万トンとなっております、このうち食品製造業が約8割を占めているということでございます。この数字でもおわかりいただけると思いますが、この法律は主に食品関連事業者による再生利用の実施や、あるいは再生利用の促進をするための措置を定めたものでございまして、自治体がみずからそのごみ等を再生利用しなければならないという法律ではございません。ですが、この努力義務ということの中で、コストですとか効果というものについては十分に検証させていただきました。そして、基本方針に示された再生利用の具体的な方策の一つとして、熱回収というものがございまして、この意味におきましては、新しいごみ処理施設については、可燃ごみに含まれる食品廃棄物を熱回収する施設であるということでございますので、この法律の趣旨にかなった施設とすることができるかというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 事業系のごみを受け入れていないのだったらわかりますけれども、事業系のごみを受け入れているのですから、それはわかっています、私もこれを読んで。業者の生ごみの問題が中心だなというのは。かなっているって、では何、飼料化というのはやるのですか。やる方向で今検討されているのですか。肥料化もされているのですか。かなっているというのはどういう意味で言っているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

飼料化あるいは肥料化というのは、これは食品関連の事業者の目標でございまして、それが、それ以外のといいますか、それから漏れたものを受け入れるということでございます。受け入れたものについては熱回収をして再生利用を行うということでございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、では食品業者がどの程度飼料化、肥料化しているのですか。大多数は、事業のごみとして出されているわけではないのですか。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 この法律は、食品廃棄物の減量、再生利用が食品関連事業者にとっては義務となっておりますので、自治体は努力義務でございますが、事業者にとっては義務となっておりますので、取り組みが不十分な場合には企業名が公表されるなどのペナルティーもございます。そういうことで、新しい施設ではあくまでそうした取り組みから漏れたものを引き受けるという考え方でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私の質問に答えていないということは、事業ごみの生ごみはほとんど事業ごみとして、事業系のごみとして出されているということであるわけですね。努力義務がどうかというのは私もわかっていますよ、それは。わかっている質問しているのですから。そういうことで、中部資源循環組合として、この基本方針にのっとったものやっけていくべきだと思うのです。それを今やっけていく検討していないのですから、バイオガスもやらないという方向で決まっているのですから、何かをやっけていくべきだと思うのですけれども、そういう提案をしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど来の答弁のとおりです。ですので、それぞれのところで、議会で決めた組織の中でやるべきことをそれぞれのところが進めている、そういう状況の中で、おくらしているのか、進んでいるのかというのは、それぞれのいろいろ判断があると思いますけれども、そういう状況の中で皆さんが目的を一つの目的に向かって進んでいる、そういう状況ですので、ご理解いただきたい。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） やる気がないということなのですか。国の出した基本方針にのっとり、ごみ量を少しでも減らしていこうということで、こういう方針を出したわけです。そんなことは関係ないよというのが中部資源循環組合の基本的なごみ処理にあるわけですか。ちょっと驚きました。わかりました。これ以上言っても無駄ですので、次に移ります。

ごみの減少とプールの温水化及び発電は可能なのかということで、検討します、適切な余熱利用方法や発電規模を検討します。検討しますと言っていて、ここには発電

量の試算（概算）と、結構細かく数字が出ているわけですよ。何を検討するのかなと。全体に必要な熱量は約、これはプールもお風呂も発電も含めた量ですけれども、1時間当たり11GJ/h、時間ですよ、時間当たり、この単位が私もちよっとわからないですが、11GJ必要だという数字が出ているわけですよ。プールに必要な熱量は1,770MJ、こちらはMなのですかね、MJ/h、時間当たりMJ、1,770、こういう数字を出しているわけですよ。これは何、余り正確な数字ではないということで、発電規模を検討しますということで答弁されているのですけれども、こっちの数字は大まかな、本当に大まかな数字なので、こういう答弁になったのか、ちょっと答弁の意味をお聞かせいただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

素案に示されている今議員おっしゃったこの数字につきましては、仮にこのような試算をしてみた場合に、熱回収率がどれだけの数字になるかと、それによって、いわゆる循環型社会形成推進交付金が得られるかどうかという、そのシミュレーションでございます。実際に周辺施設整備につきましては、この素案の中に掲載されているものも構想段階のものをそのまま転載をしたということでございまして、中身については今後検討させていただくということでございます。詳細な具体的な検討がされる中で、将来の施設維持を含めた温水化の方法等も議論されていくものというふうに考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この数字がどこまで信憑性というか、正確性を持ったものか、もう少し、確かに規模によって変わってきますので、一定のものを想定してつくったのだと思うのです。それで、そうはいつでも全体の熱量がこれで足りるのかということでは、ちょっと私疑問に思っているのです。

本庄市に小山川クリーンセンターというのがあります。ここ、私も衛生組合の議員のときに視察に行ったのですけれども、改めて電話で伺いました。ここは、発電とプールとお風呂があるのです。廃棄物循環社会への対応するため、ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、施設内の電力を賄う一方、隣接して建設した余熱利用施設、湯かっこ、あとプールも熱を供給しているということなのです。全部これ

できているのですかということで聞きました。売電は、年間1.9億円から1.1億円、1億9,000万から1億1,000万円くらいの、ちょっと年度を私聞くのをうっかりしてしまったのですけれども、売電はできているということなのです。では、プールはどうかということで聞きましたら、プールはボイラーで、補熱といったと思うのですけれども、熱を補充しているということであるということなのです。熱量が足りないということなのです。若干は熱を供給しているのでしょうかけれども。それから、お風呂についても同じようなことでお答えしていただいたのです。ここの焼却量というのは、これから中部資源循環組合がつくる量とほぼ同じ、228トンなのです。中部組合は229トンでしたよね。ですから、ここで発電は賄えても、プールとお風呂は熱供給が足りないということになるのです。なっているのですよね。これ、これを読みますと、何か全部足りるようなことで書いてあるわけですよ。1炉になったら買電も必要だけれどもと書いてありますけれども、2炉ではプールもお風呂も売電もできるという書き方ですよ。これ正確性に欠けるのではないですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 正確という意味では、今後、施設の整備の基本設計等が行われましてから正確な数字が出てくるということでございますが、あくまでも試算ということで、229トンのごみを利用した場合の試算ということでご理解をいただければと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これこそ過大な期待を持たれますよ。今度できたら、では全部ごみの熱量でプールもお風呂も発電も全部できるのかという書き方になっているわけですから。もう少し正確な書き方にすべきだと思うのですけれども、そういう提案をしていくべきではないですか。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 ご意見はもっともだと思います。伺っておきます。承ります。考え方としては、熱回収をして熱を利用すると、余剰の電力について売電をするという考え方でございますので、そういう意味で細かい詳細な計算については、今後の設計段階で示されてくるというふうにお考えいただければと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今の段階でプールもお風呂も発電も売電できるという書き方になっていて、これ、課長は、前回私、数字の問題で、なぜ出せないのだということを知ったら、過大な期待を持たれるからだというふうに答弁されたわけですよ。この書き方こそ過大な期待を持たれるのではないですか。課長の主義主張からしても、これはまずいというふうになるのではないですか。今素案が出て、まだ素案段階ですから、正式なものを計画をしていく段階で、書き方は変えていくべきだと思うのです。町長がいいかな。どっちでもいいですけども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 過大な期待という意味では、前回の議会のときの私の答弁をご指摘いただいているかと思えますけれども、そのときの私の立場としますと、内容について検討すべき前提がまだ整っていないということで、それに基づく数字は過大な期待、あるいは心配を招くという趣旨でご答弁申し上げました。今回につきましては、一応項目、前提は整っておりまして、その上での試算ということでございますので、詳細な部分については今後お示しするための詳細な検討、設計が必要になってまいります。考え方としては、お示しできる数字であるというふうにお考えいただければと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この程度も変える気はないと。大変な組合ですね。もうこういうことも変えられないのかということで、本当に驚きました。まだ素案ですから、素案ですので、ぜひもう少し正確性を持ったものに変えていくべきだと思います。どうせやりますなんていう答弁しないのでしょうかから、次へ移ります。

自区内処理について、枠組みは変わりますが、自区内処理の考え方は引き継がれるものでございますと、こういう答弁ですよ。自区内処理の、どこまでが自区内になり、距離、面積、それはもちろんないのですけれども、ごみの処理はごみが発生した地域の中で処理するという考え方が自区内処理ですよ。この意義は時代を経ようとも変わることはない普遍的なものだというふうに位置づけられているのですけれども、自区内処理、それからするとちょっと広域過ぎるのではないかと、自区内処理を超えたものになっているのではないかと思うのです。今までの小川地区衛生組合、こ

れは広域でやっていかないと、規模、お金が1つの町、村でやっていくのでは大き過ぎますから、この5カ町村でやるのは当然だというふうに思いますけれども、これを超えての、はるか超えての規模で今度つくられるわけですよ。これが自区内処理だというのは、どういう考え方からなっているのか、規模的なものが指し示すものがあるのでしたら伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

ご承知のように、自区内処理の原則というのは、昭和40年代の東京都における23区におけるごみ戦争と呼ばれる問題の中で発生してきた、惹起してきたものでございまして、負担の公平化というのがその根底にあるものというふうに考えております。その後、この自区内の自区を自治体単位というふうに考えるのか、それとももう少し広い規模で考えるのかということで申し上げますと、自治体を単位とすれば、財政的にも将来の維持が困難となってまいりますし、ダイオキシン対策等において、焼却施設の規模拡大あるいは広域化を図ることが求められてきた経緯がございまして、平成9年以降、国は広域化の方針を打ち出しております、その中で現在のような広域化が図られてきているということでございます。それらの施設におきまして、もう既に再び老朽化が進んで、さらに人口減少社会の中であって、さらに再編が必要となっていて。国では、今後、規模としてはさらに広域化を図っていくという方向が打ち出されておりますので、一部事務組合である特別地方公共団体においては、その枠内であれば自区内処理というふうな考え方ができるということでございまして、嵐山町のごみを小川町の町内にある施設で処理するというのも、これも自区内処理でございまして、その考え方に基づけば、その一部事務組合の枠が大きく今回変わったということございまして、自区内処理の考え方にはいささかも変わりはありませんということでございます。ご理解をいただければと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 自区内処理の定義はこういうものだというものはないわけですが、それにしても今までの概念からしたら、自区内処理をはるかに超えたものになるのではないですか。これが新しくできたものがもう自区内処理だという考え方をとってしまえば、今までの考え方は、では間違っていたのかということになる

わけで、やはり自分たちの出したごみに責任を持って処理をするという考えが、広域になればなるほど薄まっていくと思うのです。出せばもういいと、出して、自分の家から、自分の周りからなくなればもういいというふうな考え方に私はなっていくのではないかという危惧を抱くのです。ですから、東京都、お話あったように、東京のごみ戦争が出発点でこういう自区内処理という考え方ができたわけですけれども、やはり自区内処理の基準、定義は曖昧でも、今の基準として嵐山町が置かれている基準としては、小川地区衛生組合管内で私はやるのが最もふさわしいというふうに思います。前は、補助金も交付金も来なかったわけですけれども、人口5万人以上でこれが来るようになったということでもありますので、町長、いかがですか。なかなか管理者、副管理者が、難しいと思うのです。それはもう十分理解しながらも、こういう方向をぜひ進めていくべきだと思うのですけれども、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大きな方向を決断をして決めて、それで構成市町村で目的に向かって進んでいると、先ほど来お話ししているとおりでございまして、その中でいろいろなお話がありますが、大枠を構成の市町村の中で、しかもその議会の中で決めて進めている、この大前提というものをご理解いただきたいと思うのです。その中で、行政はごみについて責任を持つ、基本的な考え方をどうやっていくのか、それが今説明しているような状況ではないかということでも今進めているということですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、町民に協力をしていただかなかっただら、ごみの減量というのはできないわけですよ。広域になればなるほど、これ、東京なんかでもかなり広い区が一緒になって燃やしています。今何でももう燃やすという方向になっていますよね、東京では。そういうのがごみの減量化になっているのかと考えたら、私はなっていないと。今の小川地区衛生組合でやっているような分別が、東京でやられているかといったら、私はなっていないというふうに思います。今の分別をしないではないですか。これ、中部の組合になったら、今度プラスチックも燃やすわけでしょう。そういう方向になってしまうと。これ、ごみの減量化に逆行する方向を今

進めようとしているというふうには言わざるを得ないです。ぜひもう一回ご答弁いただきたいのですが、小川地区衛生組合管内で進めていけるような方向を探っていたきたい。なかなかあの中で言うのは、言い出したらもう突き上げられると、そういう人たちですから、相当計算しながら言わないとならないでしょうけれども、ぜひそこを探っていたきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ごみの基本、今議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。ですから、小川地区衛生組合のなる前は個々の町村でやる、個々の町村でやる前は個人の家庭でやっていたわけです。それがだんだんそういう状況になくなって、できなくなって、広がって、町村でやる、町村が一緒になって小川地区でやる、今度はもうちょっと広がってやらざるを得ないというような状況に変わってきているわけです。ですから、基本は議員さんおっしゃるとおり、生ごみは自分のうちの裏のところに持って行って、穴を掘ってきちんと処理をしてというようなことでずっとやってきたわけですが、その状況で対応がつかなくなってきている。いろんなごみとして、あるいは資源として活用するもの、ごみとしてできないようなものも出てきてしまっているというような状況の中で、今の状況が仕方なしといいますか、そういう中ではどうしたらいいだろうというようなところまで来てしまっている、これが現状だと思うのです。ですので、議員さんおっしゃるように、一番基本中の基本で、個々のごみの処理は自分でやりなさい、それでけりゃければ最高だと思うのです。それができないで、今苦労している、こういうことだと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 言い出すのは大変だと思うのですが、今の減量化をさらに進めていくということでは、この規模を大きくしたのでは逆行するというふうに私は考えます。なかなか答弁しにくいでしょうから、ぜひ探っていたきたいというふうに思います。

2番目に移ります。職員が行う資格を必要とする業務についてであります。厚生労働省は危険または有害な業務（草刈り機やチェーンソーなど）に労働者をつかせるとき、事業者は特別な教育を行わなければならないとあります。

そこで、(1)、どんな業務を嵐山町では実施しているのか。

(2)、資格を必要とするものは、そのうち幾つあるのか、また取得しているのか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、私から、まず(1)のほうからお答えをさせていただきます。

労働安全衛生法に規定する危険または有害な業務に該当するものとして、日常的な業務としては特にないものと考えておりますが、緊急的なものとして、台風などにより倒木が発生し、交通に支障が生じたり、危険性がある場合などにおきましては、職員による除去が可能であると判断される場合には、チェーンソーを使用し作業することがございます。

続いて、(2)についてお答えをさせていただきます。(1)でお答えをいたしましたチェーンソーの使用につきましては、資格を必要とする業務ではございません。しかしながら、このたび議員からのご質問もいただき、改めて労働基準監督署に確認をいたしましたところ、日常的業務以外でも業務の中でチェーンソーを取り扱うことがあるのであれば、法の規定に基づき特別教育を実施しなければならないとのご指導をいただきました。今までは、職場研修としてメンテナンスの際や業務現場において使用方法や伐採の注意点などを指導してまいりましたが、今後につきましては、法に基づく特別教育を実施し、適切に対処してまいりたいと考えております。

また、議員からは、草刈り機の使用についてもご質問をいただいております。この点もあわせてお伺いしましたところ、草刈り機の使用については、危険または有害な業務には当たらないということでもございました。ただし、事業主の義務ではないが、労働災害防止という同様の観点からすれば、安全衛生教育を行っていただきたいとのご指導もございましたので、何らかの対応を行うように考えたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私、整備士の資格と同時にガス溶接の、これ資格になるのかな。これ、今答弁を読んでみて、チェーンソーは資格でないというから、あれは資格だったのかどうかわからないのですけれども、ガス溶接の、ここでは資格として、資格持っているのです。それは、ガスで溶接と同時に鉄板切ったりなど、こういうこと

をしますので、研修に行かせてもらって、実施の試験と筆記の試験とありました。

それから、私の知人で、何年か前だったのですが、フォークリフトの資格を取った人がおります。フォークリフトは、多分この社長がこれを見たからなのでしょうね、無資格運転が発覚したとき、社長にも罰則が適用されるということで、その方は長い間無資格でフォークを、会社内ですから、動かしていたのですが、社長のほうから、取ってこいということで、行って来たということなのです。こういう通知があって、その社長はすぐ行かせたわけですが、今まで嵐山町もチェーンソーなどをやっていて、事故がなかったから、そういうところに目が行かなかったのだと思うのですが、これから先も事故がないということはこれ言えないわけですよ。これ災害と同じで、事故が起きたときにこれニュースになってしまいますよ、無資格の者がということで。今年、相模原の事件がありましたけれども、あの起こした犯人の鑑定ではない、それを診た医者も、何か資格がなかったということで言われて、あのお医者さんもかわいそうとか、多分あれで来ていたと思うのです、ずっと。ところが、資格を見たらなかったということを突然言われるわけで、そういう状態に嵐山町がなることもあります。そうすれば、嵐山町のイメージにも響くというふうに私は思うのです。そういうことで、想定外に対処ということでやっていくことも大事ですが、事故が起こるといってもあらかじめ想定して、資格が必要なものは取っていただくということが大事だというふうに思うのです。

チェーンソーは、職場、特別教育を実施し、適切にということで、チェーンソーはそうやっていくということですが、草刈り機も安全衛生教育について労働省労働基準局長の通達があって、事業主は、安全衛生特別教育に準じた教育として、学科教育5時間、実技教育1時間を受けさせることとされているということです。草刈り機についてもそういう方向でやっていくべきではないかと思うのです。

さらに、60センチも大雪が降りました。あのおとき私、駐車場の除雪を職員がして、重機をうまく使っているなど、そのときは感心していたのですが、ああいうのも資格が必要ではないですか。わかりますか。では、草刈り機とあわせて。

○大野敏行議長 川口議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の再質問に対する答弁からです。

答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、草刈り機の関係でございますけれども、先ほど何らかの対応を考えさせていただきますというふうにお答えをさせていただきました。今議員さんからお話をいただきました草刈り機に対する安全衛生教育に関してということで、私もこの内容については承知をいたしております。これにつきましても何らかのというのは、これに準じた講習等を行って、業務の際には当たらせたいというふうに考えているところでございます。

それから、もう一点の大雪のとき、今年では1月の18日に大雪がございました。それから、その前に26年には大雪がございまして、そのときに職員で雪が降った際には手作業で行ってございましたけれども、駐車場等の雪がどうしてもはけない、こういった中でらんざん営農さん等から、ホイールローダー、タイヤローダーというのでしょうか、こういった機械を操作できる職員がございましたので、その職員をお願いをして除雪を行っていただいたということがございます。これにつきましても、その後、職員からの指摘もございまして、改めてこの資格について確認をいたしました。そうしましたところが、やはり役場の駐車場といえども、これは公共施設、そして業務を命じて業務に当たらせる、こういったことになると、やはりこの運転技能の講習を受けて一定の資格を取る。例えば大型特殊を持っている職員については、そういった講習が14時間ぐらいございまして、こういった講習を受けた上でその資格を取得し、そして業務に当たらせるということが必要だということがわかりました。改めて、職員に対して、こういった資格を持っているかどうか、これを確認をいたしました。それは、1月の大雪の際のことでございました。その中では、この資格を持っている職員は嵐山町では今1人しかおりませんでした。こういったことを踏まえて、やはりこういった資格を、運転業務をさせる際にはこの資格を取得した者、これについてやらせる、これについて反省をいたしましたところでございます。今後の大雪等に対して、どのような形で対応していくか、この辺もしっかりと認識を持って、そして必要な、適

切な措置を行ってまいりたい、こういう認識のもとに反省をいたしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ぜび大雪のような場合、ここが拠点になって、どう災害が起きたらそれを除去していくかということを考える拠点がここですから、ですからここまでの道路を業者に頼んでしまうと、何だよと、うちの前がやらないで役場が先なのかよと、それはまた町民から不満というか、クレームが来ることも予想されますので、そこはやはり職員でやっていくべきだというふうに思うのです。大雪のときの災害の拠点としてみんなに集まってもらうという、そして実効ある行動をとっていくということをするには、ここまでの道路の除雪、駐車場の除雪というのは大変大事になってくるというふうに思っているのです。それはやはり職員がやっていくべきだというふうに思うのですけれども、課長、ではいいですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

以前は、役場に直営工事でやっていた時代がございました。その時代には、町でブルドーザーやユンボを持っておりました。今現在は、そういったことは行っておりません。その時代にあっては、やはり職員にそういったブルドーザーやユンボ、そのような機械を扱わせるために、また作業で命じるために、そういった教育に、講習に行かせて、そして資格を取って工事を行ったという時代もございました。ただ、現状ではそういった機械は今町では持っておりません。今回の大雪については、営農さん等からそういった機械が借りられたということもありましたが、今後そういったものが借りられるかどうか、運搬ができるかどうか、そういったことも踏まえて、今議員さんがおっしゃられましたような対応がとれるかどうかについては、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 再三ですけれども、ここは拠点になりますので、このところはやっぱり職員がやっていくべきだというふうに思います。そういう点では重機を、雪の予報というのはかなり確率の高い精度になっているというふうに思いますので、そういう予報が出たらそういう重機を押さえると、借りたいのでということで、そう

ということまで含めて職員がしっかりやっていていただきたいというふうに思うのです。

それで、ちょっともう一点、特別教育を行った場合、記録を作成して、保存の義務があるのです。そのことをご存じですか。それもやっていくということによろしいですか。ちょっとお答えいただけますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

特別教育を行った場合には記録として記録簿を残すと、3年だったと思うのですが、そういった形で記録簿をきちんと残していく、そういうことで考えております。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） では、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、東口駐輪場についてです。駐輪場の一つが使用できなくなったため、残る駐輪場に集中し、今は満杯の状態であります。新たな場所の確保が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

町が設置しております駅東口の無料駐輪場は、現在2カ所でございまして、最大で1日500台弱の自転車が駐輪されており、収容能力はほぼ限界の状態でございます。しかしながら、利用者の皆様のご理解、ご協力のかいもあり、比較的整然と駐輪をしていただき、歩道や車道への駐輪は見られない状況となっております。今後の方向性でございますが、東武東上線沿線の近隣の駅の状況を見ますと、駅前の駐輪場のほとんどが有料化をされているということもございまして、また少子高齢化の進行に伴う近年の武蔵嵐山駅の利用者数の減少傾向等を踏まえ検討する必要があると思われま。今後、町では情報発信拠点の整備をはじめ、駅周辺のにぎわいづくりを進めてまいります。近隣の状況や町の将来を見据えた駐輪場のあるべき姿について、この駅周辺整備にあわせて、地域の皆様や事業者の皆様のご意見等を踏まえ、具体的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これだと、新たにつくるとはならないわけですよね。満杯の状態、私も10月の25日前後だったかな、置いたときに、もう本当に置けなくて、自転車1台ずつちょっとずらして自分のを置いたという状況です。それでやっと置けたのですけれども、帰って来たら私の自転車は倒されていて、風が当日はそんなに吹いていなかったから、風ではなかったなと思うのですけれども、そんなことでやっと置ける状態ですよね。ちょっとこれはまずいのではないかなと思うのです。やはりもう一カ所の駐車場を、減少傾向だということで、これから10年、20年ではかなり減っていくのでしょうかけれども、ここ数年はまだこの状態が続くのではないですか。もう一カ所の確保が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど答弁をさせていただきましたが、今議員さんのほうでもお話がありました。駅の利用者の減少傾向、こういったものも現にあるわけでございます。具体的に申し上げますと、平成22年度から27年度までの5年間の駅の利用者数、こういったものを見てみますと、5年間で9.3%、全体の利用者が減少していると。その内訳を見てみますと、定期利用及び定期以外の利用、恐らく駐輪場をお使いの方は定期をご利用の方がほとんどなのかなというふうには考えておりますが、全体としては9.3%の減少している中であって、定期の利用の方は5年間で14.3%と大変大きな減少率が見えるわけでございます。こうしたことを鑑みてみますと、この先、数年のうちにどういう状況かというのは推測ができるのかなというふうに思っています。駐輪場の整備については、先ほど答弁申し上げましたが、嵐山駅から池袋に向けて上り方面、若葉駅まで駅前の状況を一度、どんな状況になっているのかということを確認をさせていただきました。その中で、自治体が無料の駐輪場を駅前にどんと構えているところは1カ所だけでございました。隣のつきのわ駅だけです。それ以外の駅については、全て駅前のものは有料のものが、きちんと整備をされた有料のものが設置がされていると。これは、自治体が運営をしていたり、あるいは民間で運営をしていたり、こういったケースはさまざまでございますが、そういった状況があると。そういったことを鑑み

てみれば、これまで嵐山町が進めてきた駅前に無料の駐輪場を確保するというやり方は、やはりこのあたりで方向を少し考えざるを得ないのかというふうに思っております。今東口ということで申し上げますが、西口には民間の駐輪場がございます。こうしたものも状況を見てみると、本当に利用者が少ないというのでしょうか。それは、やはり町で駅前に無料のものを設けているから、事業者側にはなかなかとめない、こういった状況もあるかと思えます。やはり今後、先を考えて、町としてどういった形で駐輪ということ、自転車の問題というのを考えていくか、こういったことをやはり総合的に考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これだけの人が減っているということではそうなのでしょうけれども、今現在でこれが、満杯の状態がどのくらい続くのかということをもう少し予測して、その間にもう一カ所を借りるとかということが私は必要ではないかなと思うのです。西口、菅谷側のエレベーターに近いロータリーのところの歩道、あそこに今自転車何台も置かれていますよね。ご存じですか。多分満杯だから、こっちに置いているのではないですか。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

駅の西側のエレベーターの入り口の前と、それともう少し小川寄りのところに、先日確認をしましたら、およそ30台くらい自転車がございました。この場所については、実は1カ所を閉鎖する以前から駐輪をされる方がなくならないというのでしょうか、状況はそんなに大きく変わったというふうには把握はしておりません。こちらについても東武鉄道さんのほうで駐輪はだめですよ、こういった大きな看板も設置をしているにもかかわらず置かれているというような状況がございます。先ほど申し上げました、やはり自転車に乗る方の責任として、決められた場所に適正に保管をするというのでしょうか、駐輪をする、こういったことは利用者のこれは義務だというふうに思います。駅の西口であれば、先ほども答弁をさせていただきましたが、有料ではありますが、駐輪場確保されています。やはりそういった場所に置いていただく、こういったことを利用者としていただく、こういったことを町としてもお伝えをしていく、

こういったことが必要かというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そんなにふえていないと、そういう見方では、私はやっぱり満杯になって、これでは置けないという方が次の日からこっちに置いてしまっているというふうに私は思います。町公認の路上駐車ということに、歩道に駐輪ということになってしまうわけですね。これ一時的にしても、現状で何とかしてくれということでは、やっぱり解決するにはもう一カ所を確保するしか、それしかないのではないですか。今、向こうに置いてくれと言ったって、これはどうやって置くのだいと逆に言われるだけです。そうだと思うのです。ちょっともう課長では大変でしょうから、もう一カ所をやっぱり検討すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 放置自転車対策も含めて、これまで東側と西側ではいろんな課題を抱えながら現在に至っているわけですが、東口の自転車対策は今まで必要な対策として効果を発揮してきたのだらうというふうに思います。現状で、これから将来を考えたとき、そして今情報発信拠点等の駅の周辺の整備を考えたとき、今課長がご答弁申し上げたように、新しい時代、新しい課題に向かって町はどう取り組むべきか、こういうことを申し上げているわけでございまして、放置自転車対策はしっかり取り組んでいくと。今までの環境保全条例に基づく対策ではなくて、駅周辺という場所に限った新しい放置自転車対策を近隣のまちのようにとっていく必要もあろうかと思えます。

それから、今の公平性という点で考えれば、前々から東西における公平性ということも指摘をされてまいりました。これも情報発信拠点をつくる中で、将来的にこういうふうに町は考えていますということを地域の自転車にかかわるご商売をなさっている方にもご理解をいただいて、一定の方向にしていかなければならない、こういうふうに考えています。

自転車、川口議員さんご質問いただいたとおり、嵐山町の駅周辺のにぎわいづくりにかかわる対策として、自転車も避けて通れない重要な問題でございますので、今申し上げたように、将来を目指しながら、理想を目指しながら、町は取り組んでいきます。

いと、このように考えておりますので、ぜひご理解賜りたいと思います。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 検討していくってどのぐらいの期間がかかってしまうのか、やっぱりそこは心配です。その間は歩道に駐輪しても、公認としてもういいという考えになってしまうわけですね。もう一カ所の駐輪場を当面確保しなかったら、これは言うことも言えないです。放置駐輪している自転車の件も、これ言うことも言えないです。放置というか、違法なというか、そうでしょう。だから、もう一カ所の、これ1年契約でやるとか、そういう短期間でいいではないですか。新しい検討がされたなら、その段階でその新しいやり方を施行すればいいと思うのですけれども。いかがですか。もう一回ちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 例えば駅東の駐輪場の管理というふうなのを年に、定期的に放置自転車対策をやるわけですけれども、見ますと、置きっ放しの自転車ですとか、もう使えなくなっている自転車だとか、これは駅の西口のエレベーターの前も同様な状況が出ています。自転車の駐輪をするスペースにおいては、今課長が申しあげましたように、今で十分対応ができるというふうに考えています。そして、駅の直近の場所については、ぜひ要は有効利用を図って、嵐山町の活性化につなげるような土地利用が図れば、これが一番理想でございまして、駐輪場対策も大事でございましてけれども、駅周辺的美観を損ねるような今の状況を改善ができるのであれば、一定の方向を将来に向けて、今申しあげたような方向に持っていきたいと。今無料の駐輪場を拡大するのではなくて、今申しあげたような方向に持っていきたいと、このように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） ですから、検討して、それが実施されるまでにはある程度の期間がかかるわけですね。だから、その間、借りるしか私はないというふうに思います。そうでなかったら今のを認めてしまっているということで、これは悪い例になっていってしまうのではないかというふうに思います。ぜひご検討していただきたいと思います。

終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号1番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の除草ボランティアについてからです。どうぞ。

〔1番 吉本秀二議員一般質問席登壇〕

○1番（吉本秀二議員） 1番議員、吉本秀二でございます。ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

前職の関係で職務質問は大変こなしてきましたけれども、一般質問は今回で5回目でございます。まだなかなかなくて、自分も歯がゆい思いしておりますけれども、どうか皆様には足りないところを含んでいただきまして、適切なご答弁をお願いしたいと思います。

私からは、4点についてお伺いさせていただきます。第1点目は、除草ボランティアについてであります。ヤオコーから小川消防署嵐山分署までの区間にあるせせらぎ水路は、役場職員等により年3回除草ボランティアを行っております。議会議員も参加させていただいているところですが、こうした役場職員による町内美化ボランティアの取り組みは、ボランティア精神の啓発からも重要な活動であると思っております。しかし、現在の除草ボランティア活動には疑問があるようにも思います。

そこで、1点目として、せせらぎ水路の改修の考え及び今後のボランティア活動の考えについて、2点目が職員の除草ボランティア参加状況について、3点目がボランティア活動を役場職員等が行う大義について、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、私からは質問項目1、（1）のピオトープ、せせらぎ水路の改修の考え方についてお答えをさせていただきます。

せせらぎ水路については、当分の間は現状を維持してまいりたいと考えておりますが、せせらぎ水路として整備された施設にせせらぎを維持させることが現実的には厳しい状況でございますので、将来的には根本的な改修をしなければならないと考えて

おります。また、身近にビオトープが保全されている状況や良好な道路環境を形成する目的で植栽された樹木がその成長に伴って歩道の幅員を狭めて、その機能を妨げている状況などを考慮いたしますと、歩道とせせらぎ水路を1つにして、歩道の幅員を拡幅し、休息やバス停留所などの人がたまる場所となる施設などの整備をするなど、ビオトープとは別の形での整備の検討が必要ではないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 続きまして、同じく（1）につきまして、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからは、（1）の除草ボランティアの考え方について、まずお答えをさせていただきます。

人口減少、少子高齢化社会の進展に伴い、財政状況はさらに厳しさを増しております。このような中で、将来にわたり持続可能な活力のある地域社会をつくることは最も重要な課題でございます。この課題に対応するためには、行政だけでなく、地域のことは地域で考え、町民みずからの力で地域をつくる、地域経営の仕組みをつくる必要があると考えております。職員による除草ボランティアは、職員に呼びかけ、平成17年から始めました。地域経営の仕組みをつくるためには、地域コミュニティの強化を図るとともに、地域住民のボランティア意識の醸成が必要でございます。そのためには、行政としても今までにない取り組みを進めなければなりません。職員みずからもボランティア意識を持ち、町民とともに汗を流して嵐山町を支え、協働のまちづくりを進めなければなりません。除草ボランティアは、そのような理解のもとに行っているものでございます。幸いなことに、議員の皆様にも常にご参加をいただき、さらにスポーツ少年団等にも参加をいただいております。この活動が町民のボランティア精神の啓発に寄与し、みんなでまちづくりをするという意識の醸成につながるよう、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

続きまして、小項目（2）のほうに移らせていただきます。除草ボランティアは、平成17年から年3回実施しております。職員の参加状況といたしましては、平均すると、1回につき約70名程度でございます。

続いて、小項目（3）についてお答えをさせていただきます。（1）の中でも答弁させていただいておりますが、今後の嵐山町を考えると、協働のまちづくりをさらに進めることが何より大きな課題でございます。そのためには、町民の意識醸成を図るとともに、行政に携わる職員の意識醸成はさらに重要であると考えております。平

成17年に職員理解のもとに除草ボランティア活動を始め、平成18年からは各区長さんを毎月訪問する地域担当制度も始め、現在95名の職員が担当しております。また、消防団活動におきましても、団員として現在20人の職員が所属しております。平成23年に立ち上げた若手職員の魅力アッププロジェクトチームからは、地域コミュニティの強化についての提案で、職員に対し、みんなで地域に入ろう、汗をかこうとして、役場が一步、地域が半歩、歩み寄ろうとの呼びかけもございました。このような経過を踏まえ、除草ボランティアを契機として職員の意識も徐々に変わってきていることを感じております。このような職員の意識改革は、地域とともに地域経営の考え方によるまちづくりを進める上で特に必要でございます。私たち職員は、町民の皆さんとともにこの嵐山町をさらに魅力ある町に変えられる仕事についている喜びをしっかりと自覚しなければならないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) このせせらぎ水路の問題は、本年の第1回定例議会において、河井議員からも一般質問があり、水の流れないせせらぎ水路の原因や枯山水的な改修の提言がありました。私の今回の質問は、このせせらぎ水路除草ボランティア活動のあり方についてただしく、質問をさせていただきました。ご答弁では、せせらぎ水路の改修は考えてはいるが、当分は現在の状況で進めていくということだと思えます。

そこで、このせせらぎ水路のボランティアについては、いろいろ今意義的なこともお話をいただきましたが、平成17年から始めたこの事業、ほかにも除草する必要なところはたくさんあると思うのですけれども、そういうところにはシルバー人材センター等に業務委託をしたりしてやっているわけなのですけれども、このせせらぎ水路を除草ボランティアをしているということの理由をお願いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 除草ボランティアにつきましては、議員ご承知いただいておりますのでございまして、このせせらぎ水路、そしてこの庁舎の周辺、それからフィットネスの21パーク、こちらの除草をしております。せせらぎ水路について除草を行っているこの意義でございますけれども、この庁舎周辺はもちろんやっておりますし、フィットネスもやっておりますが、やはりせせらぎ水路で行うことによって、先ほど申

上げましたように、まず職員のボランティアの意識の醸成とともに地域の皆さんへのボランティアの意識の醸成、こういったもののアピールといたしましうか、そういったものもございます。そういった中で、大変ありがたいことに議員の皆さんやスポーツ少年団等もご参加をいただいている。こういったことで、このやっている中で地域の皆さんから、あそこのところは町で職員が出てやっているのかいというようなお尋ねもいただくことがございます。そういった意味での効果というものは図られているのではないかといいうに考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 非常に私はいいい活動だと思っております。しかし、本当にボランティア精神ありきで始まったのかといいうと、多少疑問があると思っております。せせらぎ水路が本来の目的を果たさなくなった。草が伸びれば景観も悪くなる。目的を果たさない施設に税金を投入して整備をする、これはやはり町民としても、何だ、水も流れないところに草が生えてきてといいうなことで批判も出てくるのではないか。といいう意味から苦肉の策としてボランティアで町を、役場を挙げてやろうではないかといいいうふうになったのではないかと私は思っております。原因はいずれにしても、悪い行いではない、非常に大変いい行いだと私は思っているのですけれども、ただこのやり方で町長以下三役、そして各課長、局長等が出席して職員を挙げてやる。やはり幾らボランティアといいいても、そうした中で職員が行うといいいうことになる、やはりいろいろと大変負担なものを感じるのではないかと、このように思っているわけです。企業でも、時間外の問題が政治的なものになって、政治問題化しておるところでございます。そうしたことから見ても、やはりこのボランティアには大義が必要ではないかと、このように思っております。先ほどご答弁、総務課長さんからいただきましたけれども、確かにいいこと、ボランティア精神を啓発するといいいう活動ですから、といいう意味で後づけで説明すればきちんとした説明はできると思っておりますけれども、やっている中身を見ますと、やはりそれだけで大義といいいうるのだろうかといいいうは考えているわけなのです。いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私の方からお答えをさせていただきます。

苦肉の策でこのように形で職員にボランティアを強いているといいいうましようか、大

変職員にとってはある意味では吉本議員のそういった配慮は大変ありがたいかなというふうに思っております。しかしながら、私どもとしては、決してこの配慮で、あるいは苦肉の策で行ったというものではないというふうに私は考えております。

まず、もともとのことを申し上げますと、嵐山町の、先ほど、今後の将来、これを考えたときに、平成17年当時、これは嵐山町の行財政改革、これの真っただ中でした。こういった中で職員のプロジェクトチームをつくりまして、これからの嵐山町、この行財政改革をどう進めるか、町長からのそういったプロジェクトチームへの検討の指示がございました。この最終報告の中でも書いておりますのは、これは職員のプロジェクトチームからの最終報告です。施設管理、委託等に関するものとしたしましては、公園管理、草刈り職員は職員でできるかぎり実施する。道路の除草は地域に働きかけていくとともに、職員でできる範囲を実施する。これが職員のプロジェクトチームの出した結論で、町長に最終答申を行ったものでございます。

それから、それに基づいて、先ほど答弁をさせていただきましたが、嵐山町の魅力アッププロジェクトチーム、これは若手を中心に発足をいたしました。こういった中でも、答弁したとおり、これは指示したものではありません。職員に対し、みんな地域に入ろう、汗をかこう、役場が一步、地域が半歩、歩み寄ろう、こういった中でこの嵐山町をともに汗を流しながらつくっていく、これは職員からの発想でございます。

なお、申し上げますと、この除草ボランティアについては、最初は町長のほうからもこの意義を説明していただき、先ほども言いましたように職員の理解のもとに、決してこれを強制しているものではありません。そういった中で職員の協力が得られている。この経過の途中では、職員組合からも、私たちも呼びかけてやろうではないかと、こういった呼びかけもあったところでございます。吉本議員おっしゃるように、決してこの職員のボランティアに関して職場命令でやっているというものではありませんので、ご理解をいただければと思います。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 私も除草ボランティアに出させていただいて、職員の方が一生懸命に前向きにやっておられる姿を見て、今課長さんが説明されたとおりだと私は思います。本来なら、大変失礼なことを申し上げましたと言いたいところですけども、しかしやはり中にはそうした考え方も、見方も出てくるということなのです。そ

うすると、このすばらしいボランティア活動が生きたものにならないのではないのかと、やはり何かそこに裏づけなり、そういうものを持っていないてはならないのではないかと私は思ったわけです。

そこで、ボランティア推進条例を1つ持っていれば、これはもう町としてそれを推進できるわけです。それで、そういった条例がどこかにないものかと私もいろいろ調べましたところ、やはりそういう条例を持っているところがありました。きょう皆さんに資料としてお渡ししてありますけれども、南伊勢町ボランティア活動推進条例というのがありました。この条例も、実は本年の9月9日に制定されたばかりの条例でございます。それで、そのほかにも、こうしたボランティア条例だけではなくて、市民活動推進条例というようなものもつくっているところも幾つかありました。しかし、内容的においてボランティアを進めて活力のあるまちづくりの実現に寄与する、こういうことを目的としたちゃんとしたボランティアの活動推進条例ができていないのが、私が探した中では、これしか見当たりませんでした。やはりこうしたものをしっかりとつくる。そして、この中に嵐山町独自のボランティア推奨の日というのを3日なりを設ける。そして、その3日に町の美化運動を当てる、あるいは役場の除草ボランティアなり、そういったものを当てていく。日にち的に当てるのは難しいですから、何月の何曜日とか、そういった決め方をしていけば実現できるのではないのかと、このように思ったわけであります。こうした考えに対して、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

いろいろご指摘いただきまして、本当にありがとうございます。町民意識の向上というより、職員の意識もしっかり育てていこうということで始まりましたという課長からの答弁、そのとおりの推移をしまいにしました。そして、それらが幸いなことに職員の皆さんにもさらに浸透して、しかもそれが議員の皆様にも、そしてスポーツ少年団とか、それが見ている町民の中にも大きく浸透して、それで地域での清掃活動等への参加率というか、出席率というのも上がってきているよというような話を地域の区長さん方からも聞いております。そういう状況の中で、今ご指摘をいただきましたボランティア推進条例も一つの考え方だという話がありました。

私もちょっといろんなことを考えておりましたので、ちょっと話をさせていただきます。

ます。この役場の職員が、先ほど来、雪の話もありましたけれども、いろんなことで、なぜやるのか、何をやるのか、究極それは町民福祉の向上、ここのところに帰結をすれば、これは最高だと思ふのです。それで、そここのところに行くような形を仕掛けをつくっていきながらやっていく、これがあるべき道かなというふうに思います。そして、それをやっていくやり方として、嵐山町では地域経営というものをやりながらいきましようよ。この地域経営は何だいということなのですが、行政があり、地域、そして地域の皆さんと企業ですとか、団体ですとか、そういうようなものというのがお互いに、行政と地域ということだけでなく、地域と企業だとか、団体だとかというのもそれぞれの形につながった形のところで、町を意識した形で、協働でやっていこうという地域経営、この考え方を進めてまいります。そして、この地域経営を理解をしてやっていただくのには、やはり地域コミュニティー、地域の中でつながりを持ちながら、そして地域に関心を持ってもらう、それで関心を持ってもらう中で地域できずなが生まれ、そして地域力が上がってくる、そういう中で地域が活性化がされて、そして結果としてそれらが町民福祉の向上につながってくる、これが嵐山町の幸せづくりというようなところに帰結をしていくのではないかと。その過程の中で、それぞれの考え方でやっていくことというのがあると思ふのです。それが1つが今やっているようなボランティアであるし、先ほどもちょっと話いただきました、課長から答弁の中にもありましたけれども、各区長さんのところを毎月訪問する地域担当制、これも95名と答弁にあります。最初は、そういう状況ではなかったのです。これがこういう状況になってきて、それで消防団員の中にも手を挙げて参加をしていただく人がふえてきている、20名もいるということです。

それで、これよそのうちの話ですけれども、酒々井町というのがあるので、千葉。あそここのところでは、ボランティアというものを地域と一体になってやっていかなければとてもどうしようもないよということで、そここのところは地域から要望があるとブルドーザーまで借りて貸す、もう4トントラックまで貸してやる。それで竹やぶを整理をする、掃除をするというと、それに必要な道具も町が準備をして貸し出しをする。やるのは地域の人たちというような研修を受けてまいりました。

そういうような形で、今のせせらぎ水路の話ですけれども、せせらぎ水路もバブル期の発想です。町制50年を迎えるに当たって、バブル期の発想は一掃して、違った形でこれからは展開していかないと、やっぱり議員さんおっしゃるようにあそここの

ろを草取りをする、ごみ掃除をする、芝を刈るといっても、やっぱりこれからどんどん、どんどん地域力、やる人、役場力が減っていく中で、同じようなことはこれからやっていけないわけです。ですから、あそここのところにかける労力というものを少しでも減らしていく方法を考えて、それでおっしゃるように、ほかのところもやらなければしょうがないだろうというようなところというのはいっぱいあるわけですから、そういうふうに変えていかなければいけない。そういう中に地域が、地域コミュニティが進んで、俺のところのほうはこういうふうにするよ、こっちではこういうふうにするよというのが自然発生的に出てくると、理想的な帰結のほうに行くのかな。それには行政の職員があそここのところでやって、それで結果とするとそういう状況が地域のところに波及をしつつあるというような状況ですので、それらをさらに進めていきたい。それにはどうするか。一つの方法が、議員さんおっしゃっていただいたような、こういうこともあろうということでもありますので、町のほうでもまた議員さん方にもお聞きをしたり、地域の皆さんにもお知恵をおかりをして、さらに地域づくりを進めていくのにはどうしたらいいかということを真剣に考えていきたい。すばらしいご提案で、検討してまいりたいというふうに思います。

- 大野敏行議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時27分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本秀二議員の一般質問の再質問からです。

1番議員、吉本秀二議員。

- 1番（吉本秀二議員） 午前中に、せせらぎ水路について、役場職員の皆さんをはじめとする多くの方が除草ボランティアをされている。そのことについて、苦肉の策であったのではないかなというようなことを申し上げましたが、決して本心からそう思っているわけでもありません。そういう考え方もできるということで、ご提案をさせていただいたわけですが、これに当たっては、役場の職員全員の総意でプロジェクトチームをつくって、発案のもとにいろんなボランティア活動が行われているというご答弁いただきました。また、町長からもいろいろと町の考え方、町長の考え方に

ついて、熱く詳しく説明いただきました。私も、町長の年頭のご挨拶とか、いろいろ施政方針もお伺いしまして、さらにそのことを実践されているのだということをよく承知しております。しかし、さらにそういったものの大義なり根拠、こういったものを、嵐山町はボランティアの町だと、みんなで協働して、いい町にしていくのだというものが一本あれば、役場の職員も率先してやっているのだということで、非常にわかりやすいのではないかと、非常に重要なことだと、このように思いましたので、ご提案させていただきました。この件については、答弁のほうは必要といたしません。

それでは、第2点目は、嵐山町の知名度向上についてであります。町の活性化対策には、嵐山町の知名度を広く発信していくことが重要であると考えております。その意味からも、嵐山溪谷にあるバーベキュー場が、関東日帰りバーベキュー施設ナンバーワンであるということは、観光資源として、また嵐山町を発信する広報資源として貴重な財産だと思っております。こうした資源の一層の活用を図るとともに、さらに各種の施策を講じる必要があるのではないかと感じているところであります。

そこで、(1) としまして、むさし嵐丸の知名度アップに向けた今年度の具体的な活動と成果、(2) として、マラソン大会開催による嵐山町発信の考えについて、お伺いをいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

嵐丸くんにつきましては、役場及び商工会にて1体ずつ活動しており、商工会では主に町内の商工業を対象とした活動を行い、町では交通安全をはじめ、各種イベントやキャンペーンを中心とした地域活動を主に行っておりますが、町外の各種イベントへも極力参加をし、町の知名度アップにつながるよう心がけているところでございます。また、近年は他のキャラクターとの差別化に取り組み、ダンスの上手な嵐丸くんを実践し、町のPRを図っているところであります。

次に、デザイン利用による知名度アップの関係がございます。むさし嵐丸のデザイン利用につきましては、町ホームページに、むさし嵐丸の部屋を設け、こちらからデザインをごらんいただき、ダウンロードしてご利用いただけます。このデザインにつきましては、基本動作、しぐさ、レク等分類ごとに分け、毎年新しいデザインも追加

してありまして、11月末現在で合計113種類となっており、行政のみならず、いろいろな場面で使用していただいております。

成果ということですが、活動する現地に行きますと、応援していただいている方が町内外ともに着実にふえているのを実感いたします。毎年実施されておりますゆるキャラグランプリにおきましても、昨年は338位でありましたが、今年は246位となっており、少しずつではありますが、知名度も上がっているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。

嵐山町の知名度向上につきましては、地方創生加速化交付金事業として、現在、千年の苑づくり事業や情報発信拠点整備事業、杉山城跡整備事業などに取り組んでおり、これらの事業展開の中で、町のPRの戦略を構築しているところであります。現段階では、こうした進行中の事業につきまして、基本目標及び数値目標を達成し、効果的な事業とするべく官民協働で事業を推進してまいりたいと考えております。

現在、町体育協会主催の健康マラソン大会は、参加者数約500人、うち町外参加者は約100人の規模で実施しております。ご質問のマラソン大会開催による嵐山町発信という場合、恐らく参加者5,000人規模の大会の開催になるかと思われまます。開催形態の検討、コースの決定、参加者の受け入れ態勢、ボランティアの確保、費用対効果等、さまざまな課題につきまして検討した上で、有益な効果が想定でき得るのであれば、開催について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 嵐山町総合戦略では、人の流れをつくるための施策として、嵐山町の知名度向上を図るとして、嵐山町に来てもらう、住んでもらうために、何よりも知ってもらうことが必要だとしております。具体的な施策として、ホームページ等インターネットやマスメディア等の積極的活用、観光地におけるインターネット環境の整備、むさし嵐丸の活用を挙げております。

そこで、今回むさし嵐丸の活用について検証したいと思っております。今ご答弁いただき

ましたが、嵐山町のホームページにあるむさし嵐丸の部屋を見ると、その活躍ぶりがよくわかります。では、このむさし嵐丸の部屋が町民にどの程度周知され、見られているのか、把握はあるのか、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

むさし嵐丸の部屋、どれぐらいの方がというお話かと思えます。こちらのホームページのほうにアクセスをされる方、実際にはこの中のほうで、サーバーのほうからアクセス数という形で確認ができております。若干、昨年と比べますと、今年度は数字的にはちょっと落ちぎみでございますけれども、4,000弱のアクセスを11月末現在でいただいている状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） アクセス数なのですけれども、これにつきましては、興味のある人、同じ人が何回もやったりするわけですので、4,000といいますが、果たしどのぐらいの数があるのか、これはわからないわけです。そういうことで、町民に広く知ってもらおうという意味では、ほかの方法で調査して、もっと見てもらえるような方法も必要かとは思いますが。この点につきまして、また後で触れていくかもしれませんが、むさし嵐丸の知名度の重要業績評価指標、これを見ますと、アンケート調査により平成27年度は8.6%でした。平成31年度は30%までに知名度をアップを図るという計画がされております。知名度アップの活動については、ご答弁にもありましたけれども、来年度が中間年になりますが、中間のアンケートの予定はあるのかどうなのか、これについてお伺いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 総合戦略というご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

今回総合戦略策定するにおきまして、アンケートを町民の皆さん方をお願いしたところでございます。その結果につきましては戦略に掲げている内容でございまして、こちらについては毎年検証を行うことになっております。ただ、検証を行う中であっ

て、また別途アンケートということは、現状では考えておりません。また、例えば総合振興計画をまた改定をするときに、アンケート、こういった方式はとっていくことになると思います。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。私が懸念したのは、27年度の結果、それから全然経過をたどらなくて、いきなり31年度のアンケートの結果を見たのでは、なかなか対策が打てない。やはり1年1年見ていく、あるいは中間で見ていく、それで数字が伸びていなければ、さらに知名度を深めるような対策が必要だと、このように思ったから、お尋ねしたようなわけです。

ゆるキャラグランプリの結果についてご答弁いただきました。私が把握しているところでも、平成26年が総合493位、ご当地の部門で371位、平成27年が総合338位、ご当地の部で228位、本年が総合246位、ご当地で150位、このように私も把握しているところであります。年々順位も上がり、本年は1,421体のエントリーの中での順位で、県内87体の21番目です。ですから、評価のできる数字ではあると思います。しかし、私は、まだまだやるべきことがあるのではないかと考えているわけであります。

本年11月4日、産経新聞朝刊の埼玉版に、本庄のはにぼん悲願Vなるかという見出しで、本庄のゆるキャラが取り上げられていました。翌日、四国松山で開催されるゆるキャラグランプリ2016年に対する記事であります。はにぼんは、7月の22日からのネット投票で、序盤から常に上位をキープしていて、1位獲得に期待がかかっているというものです。関係者のコメントとしまして、はにぼんは2014年が67位、2015年が7位と急上昇した。これは偶然ではないのだ。ゆるキャラブームが続くうちに市に利益をもたらしたいということで、2014年からの3年間で1位を目指すことを計画、選挙運動に80万の予算を組んで、着実に実行してきたのだと紹介しております。この関係者のコメントなのです。ゆるキャラブームが続くうちに市に利益をもたらしたい。2014年から3年で1位を目指す、そういうことを計画しているわけです。選挙運動に80万の予算を組んで、着実に実行。こういう先見性、目標の高さ、計画の具体性、これが必要なのではないかと思ったわけであります。後日の報道で、結果は残念ながら2位でありました。それでも、上田知事を表敬訪問して報告している報道がありました。

嵐山町のマスコットキャラクターの予算を見ますと、平成27年度の当初予算が13万3,000円組まれていました。内訳は、報償費3万円、消耗費3,000円、修繕費5万円、手数料5万です。8月31日の補正予算案が出されて、むさし嵐丸のクリアホルダー、これを作成するというので、29万2,000円が計上されました。27年度の決算を見ますと、42万1,667円になっていますから、ほぼ執行されております。平成28年度の当初予算は85万5,000円が組まれております。内訳は、報償費6万、消耗費1万、手数料5万、着ぐるみ作成委託料75万5,000円でした。この予算を見ると、クリアホルダー作成費や着ぐるみ作成等の委託費を除くと、キャラクターの維持管理費が組まれているだけなのです。嵐山町も、むさし嵐丸をゆるキャラグランプリにおいて1位を目指す高い目標を持つべきではないでしょうか。現在も徐々に順位を上げてきていると言われるでしょうが、このグランプリでは3位までに入らなければ成功はないと思っています。ある国会議員が、2位ではだめなのですかと言ったのを覚えておりますけれども、たとえ11位だろうが、150位だろうが、300位だろうが、知名度アップの効果は順位の差ほどありません。一度高順位をとれば、次年度からのエントリーの必要はないのです。今年度の150位を踏み台に、来年度はゆるキャラグランプリ選挙予算を組み、背水の陣で一度勝負をかけてみたらいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 議員さんにはいろいろと参考になるご意見頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。ゆるキャラグランプリのほうなのですけれども、このキャラクターのほうが生誕しまして、今年で5年目に入ったところでございます。当初は、参戦はなかったわけなのですけれども、2年目から参戦をいたしまして、最初はやはりどうしてもキャラクターの数が少ないということもありまして、順位的にはかなりいい順位がとれていたかと思えます。ここに来まして、やはり個体数がかかなり多くなってございまして、毎年毎年、あれをしよう、これをしよう、今年はいちをやってみようという形で、具体的に申しますと、朝ちょっと早起きをしまして、嵐丸くんを駅に連れていきまして、電車に乗られる方にピラを配りながら、投票のお願いをしてみたりと、いろいろとやったわけでございます。ただ、結果を、先ほども議員さんおっしゃられていましたけれども、結果を見ますと、なかなか順位に結びついていかない。私どものほうも、毎年、1日当たり何票ぐらい入っているかというのを毎

日同じ時間につけておりまして、ちなみに今年度につきましては、平均しますと110票ちょっと切るぐらいの票数が毎日毎日入っております。どうしたら伸びるかという部分でございませうけれども、期間的にもかなり長い期間、毎日の投票ということになりますと、どうしても本気で協力していただける方を協力者として、応援して下さる方として集めないことには票数が伸びていかない。年々激化する中では、上位のキャラクターさん、いろいろと予算等を配慮されて、委託等も含めて努力されているということもあって、私どものほうは、自前の本当の少ない予算でどうやって伸ばしていこうかというふうなことで、一生懸命やってきております。結果的には、申しわけないのですが、徐々にしか伸びていないというふうな状況もございませうけれども、現行の予算、限られた予算を使った上で、今後もさらに伸ばしていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 少ない予算で効果のあるようにということで努力されていることはわかります。それには、多くの町民の方に協力をいただかなければ難しいと思っております。職員がどんなに頑張ったとしても、本気で取り組んでいる大きな市にはなかなか勝てないです。町民の皆さんに力になってもらう必要がある。そこで、ゆるキャラグランプリの投票の方法や途中経過、あらゆる法を駆使して周知してもらう。例えば町民へ、予算を組んで、はがきで投票をお願いするような、そういった方法もあるのではないかと。あるいは、広報嵐山で議会だよりクイズのような形式で、議会だよりも投票されてくるのは、来るのは30通程度ですけれども、むさし嵐丸クイズなどを設けたりして関心を持ってもらう。職員、家族、親戚、友人、そういったところへ広めてもらって、1日に1回しか投票できないのです。ですから、多くの方が毎日コツコツと投票して初めてグランプリを勝ち取ることができる。一度努力してしまえば、3位になった、2位になった、1位になったといえれば、その次の年から必要ないわけですから、そういったことで、どうですか、町の決意として。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたような形になるわけでございますけれども、引き続き限られた予

算の中で最大限の効果を出していきたい。議員さんおっしゃいましたように、まだ手段としては幾つか考えてございます。そういったものも今後は駆使して、さらに向上できるように頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ちなみに、この大会では、去年は深谷のふっかちゃん、これが3位になっているのです。冒頭で紹介しました新聞記事の下には、ピューロランドで、11月12日、深谷デー、ふっかアンドキティが交流という記事が載っていたわけなのです。これは、東京多摩市のテーマパーク、サンリオピューロランドで深谷市キャンペーン、まるっと深谷デーが行われることになり、サンリオのキャラクター、ハローキティちゃんが深谷市長を訪問し、ふっかちゃんと交流したということが大きく出ているわけなのです。

さらに、11月の18日の産経新聞の朝刊では、ムジナもん、ふっかちゃんを探せ、明日から羽生市で世界キャラクターさみっとの見出しで記事が掲載されておりました。これは、自治体や企業のキャラクターが一堂に会する世界キャラクターさみっと in 羽生、これが羽生の水郷公園で開催されております。今回が7回目なのですけれども、4カ国、41都道府県、各地域から約400点が参加、ゆるキャラグランプリ2016の2位のはにぼんも登場して盛り上げるというものでした。

これにはむさし嵐丸くんも参加したということで私も承知しておりますけれども、このように結果を出せば、深谷市や本庄市のように、知名度を高める活動が展開できるわけなのです。高い目標と予算も含んだ戦略、そして退路を断った努力をやっていただかなければいけないのではないかなと、このように思います。町長、ご答弁お願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 吉本議員さんおっしゃるとおりでございます。それで、今いろんな県内の話もありましたけれども、くまモンとか、ふなっしーとか、これらの売り出しの途中のいろんなニュースで見えてまいりました。それで、それらを見て、今県内でも、あるいは全国で、お金をかけても、一手間をかけても、何としても有名にしていこうというところで、今羽生のグランプリではないですけども、あれだけの数が参加をするようになってきている。今、金がない、人がない、だからできない、言うのは簡

単なのですけれども、そういう大きな課題がある中で、どうやって成果を上げるかという知恵を働かすのが今必要だというふうに思います。ですので、吉本議員さんおっしゃるような、キャラクターに愛着をいかに持って町民全員が取り組んでいくかということだと思えます。そういうような背景があると、行政としても予算をつけて、議会ですんなりというようなことになっていくと思うのです。ですので、そういった土壌をつくっていくのが大変必要かなというふうに思います。それで、何よりやっぱり熱意というか、地域の取り組みの熱さというのですか、そういうのを義仲のテレビドラマに、NHKの大河ドラマにという動きがございます。そして、これを長野ですとか、富山ですとか、向こうのところに行ったりすると、全く埼玉県嵐山町と全然違うのです。そういう中であって、大河ドラマを何とかしようということで、署名にしても向こうは箱で持ってくるので、NHKに。私の埼玉県のところ、袋に入れて、こう持っていくくらいなのですけれども、それだけ違うのです。こうやってみんな、何人かが持ってくるぐらいな署名が集まる。そういうふうな形があって、何かが実現をしていくという背景があると思うのです。そういう中で、今この時代、嵐山町を売り出して、宣伝マンのトップとして、嵐山町のキャラクターに頑張ってもらおうというのが必要で、どうにかしなければいけない。

それと、もう一つあれなのは、今やっていただいて、人気が出てきて、この前の大会でも準優勝というようなことなのですけれども、このかかわる人というのが、くまモンにしても、ふなっしーにしても、大勢の人がかかわってこういうふうになってきて、しかし今いろんな形で、ダンスやってくれたり何かというのは本当に限られた人に頼ってしまっている状況があります。そういうところもやっぱりこれから考えていかなければいけないと思えますし、大勢で広い範囲で、周りでみんなで力を合わせて大きな力にしていくことが必要だと思います。いろいろなご指摘をしっかり担当を中心に検討いたしまして、さらに生きた活用ができるようにしていければというふうに思っています。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。むさし嵐丸くんについては、まだまだ私思いがありまして、嵐丸くんの眉毛が中からびくびく動かせるような工夫をして、困ったときとか、怒ったときとかの表情ができれば、子供たちはもっと喜ぶのではないかと、もう少しそういうものに変えられないかとも思ったりしたり、あるいは今町

長さんおっしゃいましたように、交通安全教技コンクールで、関東管区大会で2位になったのですね。ですから、せっかくそういういい交通ルールの演技を持っているわけですから、これを各学校、小学校、中学校に行って演技をして、交通教育と一緒に広めていただく。それでも嵐丸に興味を持っていただけたらとか、いろいろ対策があるのではないかと、そのほかに、嵐丸くんは商標登録されているかどうかわかりませんが、嵐山パーキングに行きますと、嵐丸くんの絵の描いた包装紙でいろいろなものを売っています。どこの会社かなと思って見ますと、嵐山町の住所のものはないですね。みんな川越だとか、熊谷とか、そういったところなのです。ですから、もしそういうものが嵐山町でできて、嵐山パーキングでそれが名物になって売れるような、そういうものに発展して行って、嵐丸の知名度がアップしていけばいいかなと、私はこのようにいろいろ期待をしているわけですが、これについては答弁は求めません。ぜひひとつ頑張ってくださいと、このように思います。

○大野敏行議長 （2）ですか。

○1番（吉本秀二議員） はい。次は、（2）に移らせていただきます。

マラソン大会開催による嵐山町発信の考えについてご答弁をいただきました。さまざまな問題から、嵐山町での大きなマラソン大会の開催は難しいというか、検討するというご答弁だったと思います。マラソンブームは依然として続いています。今後、東京オリンピックを迎え、さらにブームは高まっていくのではないかと、このように思います。

現在、埼玉県のマラソン大会は、私、資料をつくってきたのですが、ちょっと見ていただけますか。参考資料の2です。埼玉県内のマラソン大会一覧表というのあると思うのですが、2枚、裏表、これだけ年間に埼玉県内でマラソン大会をやっているのです。これも、ここに出てくるマラソン大会は選手を募集、広く募集したものしかここに載らないのです。ですから、嵐山町の町内でやっているマラソン大会は載っていません。ですから、これだけの数があるのです。私ちょっと、一体どのぐらいの自治体でやっているのかと思って見ましたら、63自治体ありますけれども、45でやっています。やっていないのは18。それで、多いのは、これは戸田市では22回、年間22回ですよ、マラソン大会。それから、熊谷市でも12回、所沢市11回、多いところはそういうところなのですけれども、それでもさいたま市は8回だとか、川越市3回、行田1回、秩父5回、結構盛んにマラソン大会をやっています。

それで、マラソン大会の効果として、幅広い年齢層の男女が県内を、町内を続々と走り抜けていく姿を多くの町民の方が目の当たりにするわけです。スポーツへの憧れや健康志向への触発に通じると私は思っております。それから、嵐山町に県内外から大勢の人を呼び込んで、町の観光、名物、こういったものを知っていただける。嵐山町を知っていただける絶好の機会になると思っております。しかし、これを成功させるには大変な苦勞が伴うと思っております。準備が大変です。運営体制の確立、各団体への協力体制の依頼とか、関係機関との協議、コースの設定、大会参加者への呼びかけの広報、これも大変です。それから、競技実施のどういった方法でやるかといった習得もしなければなりません。などなど、私が担当課長であれば、避けて通りたいような事業だと私は思います。しかし、一回やれば、後は反省点を修正していきながら継続していくわけですので、後はそうは難しくない、このように思っております。

平成31年度には、ラベンダー千年の苑が本格的開園の予定です。センチヴィアの満開は5月20日だそうです。その時期に第1回嵐山町ラベンダー千年の苑マラソン、これは私が勝手につけた名前なのですが、そういったネーミングをして、ぜひ開催してもらいたいと思います。このラベンダーは、関東随一の規模のラベンダー園になるわけです。ですから、それを関東随一のラベンダー園で走ろうというようなキャッチフレーズでやれば、必ず成功すると私は思っております。走っているランナーには、駒王太鼓で応援したり、あるいはこれはよさこい踊りで応援したり、走ってきた選手には、今度めんこ61という新しい嵐山名物もつくっているところですので、そういったものを振る舞って、嵐山名物のうどんを宣伝したりと、こういうことで嵐山を知ってもらう絶好の大会になると思っております。29年度から準備すれば、31年度には十分間に合うと思っております。関東随一のラベンダー園を走ろうということで、これも一回勝負してみたらいかがかと思うのですが、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 吉本議員からご提案いただきました。吉本議員も当然よくご存じかと思っておりますけれども、質問いただいて、小川警察の交通課にもすぐにお問い合わせをさせていただきました。マラソンコースというのは、これでできますかというのではなくて、警察との協議をしながら決まっていくと。それだけではなくて、

当然町外の方が見えるので、駅からの交通の足だとか、コースを設定する場合は迂回路が必ずなくてはいけないとか、その他ボランティア体制等々、そういったものが必要になると。隣の小川町の、今度の日曜日ですかね、行われる和紙マラソンありますけれども、小川町の和紙マラソンでボランティアが約850名の方が出ていただいていると。ボランティアといっても、先ほどのご質問とはちょっとあれですけども、結局はお願い、町民の方々にお願いして、それだけの数の方が出ていただいていると。また、通行どめの区域がかなりのエリアになりますので、開始当初はそういった苦情も多々あったとか、そういったお話も伺っております。何よりも、大会の予算規模、小川の和紙マラソンで予算規模が1,900万から2,000万、参加費を取っておりますので、実質小川町の支出は大体300万から500万ぐらい、毎年出ているということでもお聞きしております。その辺を全て考慮いたしまして、5,000人規模の方が嵐山町に来ていただける、嵐山町を見ていただける、これは大変すばらしいことだと思います。最初のご答弁で加速化交付金の事業のお話もさせていただきましたが、例えば杉山城にも、それほどアピールしなくても、バスツアーなんか、ツアー会社が来ていただいているのです。口コミ等々で来ていただいているのですけれども、そういうところで意見を言われるのが、嵐山町さん、杉山城来ても駐車場ないですね、トイレないですね。杉山城以外にもいろいろバーベキュー場等もありますけれども、嵐山町で大人数が食べる場所がない、何か特産品なり買っていくものがない、そういうお話を多々されます。バーベキュー場につきましても、現在、ほとバスツアーにもコースが入っているということで、食べる場所がないので、午前中に都内を出て、サイボクハムでお昼をとって、嵐山の紅葉を見て、夜に森林公園のイルミネーションを見て帰るとか。だから、たくさんの方が嵐山に来ていただくのはありがたいのですけれども、そこで嵐山に滞在していただけるものが、今の嵐山町にはまだないと思います。その辺の整備が、現在やっております千年の苑事業をはじめ、杉山城の整備事業等々をはじめ、整備をされて、嵐山町に来て嵐山町で時間を過ごしていただける、マラソンランナーの方々が来て、そこで一日嵐山町で過ごしていただけるような、そういった仕組みができたときに、また多くのボランティアの方、町民の方々にお手伝いいただかないとできない事業でございますので、そういった総合的なことを考えた上で、費用対効果も含めて開催の検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。おっしゃられることはよくわかるのです。赤字になるかもしれない。黒字になるということは余り考えにくいのですけれども、それでもやはり嵐山町に大きな大会なりイベントがあるということが私は非常に重要なことだと思うのです。マラソンを行う環境も、いろんなところでやっております。条件のそろった、今言われたような条件のそろったところもありますし、小鹿野町でもやっているのです。小さな自治体でもやっている。そういったところのノウハウを研究したり、まずは条件がそろってから考えるのではなくて、やるのだという方向性でいろんなものを、条件を埋めていっていただく作業が私は欲しいなど、このように思っております。

それで、私もいろいろコースもなかなか嵐山は難しいかなと思って考えてみたのです。ここに第1回嵐山町千年の苑ラベンダーマラソン、これのコース図、私つくったのですけれども、まず唐子北のバイパス、254バイパス、唐子北の交差点から嵐山の農協直売所、あそこまでを規制してしまうのです。そうすると、迂回路はどこだということになりますから、迂回路は唐子北の先に滑高の総合高校から横へ出てくる交差点ありますけれども、そこから車を右折させまして、それで勝田、吉田のほうの通りに出して、それでインターの取り口道路がありますよね。あれも県道になっているかもしれないけれども、それを通せば254にまた戻ってくるということで迂回はできるのです。さらに、もしそんな遠回りするのはちょっとということで、いろいろ問題があれば、唐子北の交差点から県道深谷一嵐山ですか、この通りを迂回路にして、インターの取り口から嵐山のバイパスに流してやると。それで、もう一つはこちらからのほうは、月田橋を通して、それで遠山のほうを通っていただいて、嵐山直売所のほうを通過して小川のほうに行くと。いろいろ交通規制については、これは、あんな4車線も広いのを半日ぐらい止めるのかという話ですけれども、小川和紙マラソンでも、カインズホームのところからホンダのところまで全部交通規制しているわけですよ。ですから、やってやれないことはないのです。そういったコース的には問題ない。それと、東武東上線がありますから、踏切を通すと踏切で電車待ちになりますので、そこは通せない。そうすると、どうするかというと、ヤオコーの前の通りを通過して、東武東上線のガードのほうを通せば、そこを往復させれば、そういった鉄道の支障もなくなる。私の考えた、一生懸命考えました。会場はBGにして、スタート、フィニ

ッシュはB Gにして、そこからラベンダー園を通って行って、ラベンダー園から県道をバーベキューのところを右折して、それでバイパスに来る。バイパスから右折して、嵐山の歴史資料館ではなくて、今変ったのですよね、そこに行くとか、あるいはNWECの前を通って開けたところを見ていただく。それでまた、唐子北から北上して嵐山三差路まで行きます。嵐山三差路を左折して、パシオスのところをまた右折して、それでガードを通して、主要地方道の寄居一小川嵐山線ですか、そこを左折させて嵐山町の役場の前を通して、役場の下において行って左折して、杉山の公民館を通して、杉山の公民館を左折して、玉ノ岡中学校の前を通して、さらに北上して、杉山城のところを右折していく。そういったコース、嵐山のいいところをいっぱい見てもらえると思うのです。ですから、距離も、フルマラソンは難しいかもしれませんが、でも、ハーフだったら私はコースとれます。それで、ハーフから、10キロから、5キロ、3キロで親子マラソンでも何でもできると思うのです。ラベンダー園の周りを走ってきてもらおうと、そういったのをぜひ私は構想として入れて取り組んでいただきたいなと思っているわけなのです。

コースについて、るる説明しましたけれども、そういったものは後でゆっくり考えていただければいいのですけれども、皆さんにどういったふうになるのだというのを想像していただきたいくて、一応コースまで考えてきました。いろいろ杉山城のあたりもかなり有名になって、観光者が来てくれるのだということですが、観光宣伝するのに、これでいいということはないのです。幾らでも横に輪をかけたようなPRをしていったほうがいいのではないかと、このように思っているわけです。

どうですか。今まで私が説明してきて、少しはやってみようかなという気になりませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 大変強い押しで吉本議員からマラソンのコースのほうを設定していただきました。確かにコース設定大変難しいので、我々も考えてみたのです。どうすれば迂回路を設定して嵐山町で見ただけか、なかなか非常によく考えていただいてありがとうございます。実際には細かい問題が多々あるかと思えます。254バイパスを4車線止めるとなれば、例えば半日なり、NWECや嵐山史跡の博物館には車の出入りができなくなるとか、バイパス沿いのお店の方々のご協力もいただ

かなければいけないと思いますし、いろいろな課題があるかと思います。

また、PRの仕方、確かに大変重要だと思います。吉本議員もランナーでいらっしゃるのです、よくおわかりかと思うのですけれども、ランナーの方、一番大切なのはご自分のタイムですよ。何人が聞いたところ、ハーフであれば毎週でもシーズンは出ると、大会に。行くのだけれども、観光しないで帰ってしまうと。一番やっぱりランナーの方々にとっての興味は、ご自分のタイムなり、体調なりということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、例えばご家族で嵐山に来ていただいて、例えばお父さんが走っているときに奥さん、お子さんたちが応援して、嵐山でお買い物して、食べて帰るといような、そういった形になるように、いろんな角度から嵐山町のPRができるような形に、これから町全体で取り組んでいければいいと思いますので、決して最初から無理だと言っているわけではないのですけれども、後から、体制が整ってから考えるのではなくて、これをやるためには何ができるかな、プラス費用対効果もどうであろうかということを考えて上で、検討させていただきたいと思います。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) ありがとうございます。まだ期間はかなりあるとは思いますが、1年、2年は、あっという間に過ぎてしまいます。もう4年、3年先を見て、29年から、29年度からしっかり踏み出していないと、ラベンダーの開園まで間に合いません。ぜひ間に合うようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、第3点目に入りたいと思います。第3点目は、平沢土地区画整理地についてであります。平沢土地区画整理地のうち、平沢134番地の2、有限会社ニューモーターズ嵐山、名前挙げていますけれども、宣伝料はもらっておりません、の北側が未整理地になっています。聞くところでは、同地は廃棄物等の混入もあり、区画整理地にするには、掘り起こして埋め立てし直しが必要だと、このように聞いております。

そこで、事実関係について、2番目は区画整理地までの作業計画について、3番目は周辺住民への説明等について、お伺ひしたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目の3、(1)、(2)、(3)につきまして、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、(1)でございますが、この土地につきましては、区画整理事業施行前に建設廃材の埋め立てが行われていたということで認識をしております。また、この廃棄物を処分するには、法に基づいた適正な処分が必要になるということで認識をしております。

続きまして、(2)の作業の予定ということでございますが、これまで土地の所有者に、廃棄物の処理費用及び埋め戻しの費用についての負担について、協議を行ってきているところでございます。所有者としての責任を認識されており、現在、土地利用を含め、対応の方法を検討していただいているところでございます。その計画にめどがつかましたら、具体的な協議を行い、造成工事を実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、住民への周知ということでございますが、周辺住民への説明というものにつきましては、小項目の(2)でお答えさせていただいたとおり、所有者の方との協議が調いましたら、実際に現場に工事に入る場合は、事前に周辺の方に対しては回覧等で周知をしまいたいということで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 事実関係とか、今後の予定についてはわかりました。

どのようになっているのだろうという不安がやっぱり付近の住民にはあるわけなのです。工事をするにしても、あそこは幼稚園バスも通りますし、なかなかそういった心配もありますので、付近の住民の方から、どうなっているのだろうということでお話もあります。町としましても、その辺の住民の不安もありますから、いろいろ組合の会議等がありますから、そこに出席していただければわかるではないかという話にもなるかと思えますけれども、やはり問題として付近住民も認識しているわけですから、途中経過は知りたいというところです。私は、今回どの程度のご回答いただけるかわからないということで、もっと細かい計画等もあるのかと思っていたのですけれども、今のご答弁だけで話ですと、これ以上話も先には進まないなと思っております。

1点だけ、ここの掘り起こした残土というものは、先ほど法に従って処理するというものですから、法に従って処理されるわけなのでしょうけれども、掘ったものをどこに置くのか、それでまた不用なものを除いてまた埋め戻す作業も行うのか、その辺のことも私も知りたいと思って実は質問したのですけれども、いかがですか。ちよっ

と難しいかもしれませんが、お答えいただけますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 工事の内容ということだと思いますけれども、こちらにつきましても、土地の所有者の方の考え方によりまして、全部処分をする、すっかりきれいに処分をするという方法から、現状のまま維持をするという方法まで、それは選択肢がございますので、今それも含めて、土地の所有者の方に検討いただいているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 土地の所有者の意向ということですが、それではなかなか前にも進まないようにも思うのです。町としてはどのように考えていて、どのようにしていきたいというようなものがあるのだから、その辺を教えてくださいませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

実際に現地のほうに埋まっております廃棄物につきましては、いわゆる安定5品目と申しますか、建築廃材でございますが、実際に今のまんまの状態置いておけば、それはそれで土地の所有者さんの責任という部分で支障のない状況でございますので、土地の所有者の方の考え方次第にやはりならざるを得ないのかな。所有者の方の費用をもって処理をしていただくということを基本に考えておりますので、現在そちらのほうで協議を進めているということでございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） わかりました。そうしますと、土地の所有者の方がそれを処理しない限りには、あそこは整理地にはならないということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 今その土地の処理は、やり方というのは、さまざまな方法と申しますか、組合がかわりに事業、工事をして、お金として負担をしていただ

く、もしくは土地の所有者の方がご自身で業者を見つけてきて処理をする、そういったさまざまな方法が考えられますので、そういったものを、今、こういった方法がある、ではこういったことをするにはこういったことができるかとか、その辺のことも含めて今協議中でございます。できるだけ早く結論を得たいというふうには考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） ありがとうございます。できればそういった進展状況も我々も気にして見ていきたいとは思っておりますけれども、早い解決がつくようよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、4点目に入りたいと思います。4点目は、公園の適正利用管理についてであります。平沢土地区画整理地内の平沢117番地5の鈴幸ハイツ嵐山、ここの北側に都市公園があります。同都市公園には遊具施設等はありませんが、細長い地形で芝が植えられているということから、こうした条件もあることから、同公園では飼い犬のドッグランに使用されていることがあると、こういう住民の方からの声も上がってきております。

そこで、私、児童公園における利用上の注意看板等の設置はどうなっているのかと、あるいは公園利用における管理責任というものについてはどのようにお考えになっているのか、この辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、（1）、（2）につきまして、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、（1）でございます。適正利用の看板ということでございますが、比較的大きな公園や利用者の多い公園などで、状況に応じて注意看板を設置しているところがございますが、ご質問にあります平沢土地区画整理事業地内の公園をはじめその他の公園は、ペットに関する注意看板等を設置させていただいておりますが、公園の利用に関する看板は設置をされていないのが現状でございます。

続きまして、（2）についてお答えをさせていただきます。公園利用における管理責任とは、公園の設置者として、公園を安全に快適に利用していただけるようにする

ことだと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 私も、この質問をするに当たりまして、公園を幾つか見させていただきました。

そこで、資料を見ていただけますでしょうか。一般質問資料、参考資料の4なのですけれども、そこの2枚目、裏ですね、1枚目の裏に吹上公園と私書いた、地図を見て書いたつもりだったのですけれども、これが新田沼公園だということなので、訂正をさせていただきたいと思います。

それで、私も公園を見てきたのですけれども、この役場の下のフィットネス21パーク、ここの看板は非常に素晴らしい看板がかかっていました。これを見ていただければおわかりになると思いますけれども、細かい注意書きもして、よく目立つところに、本当にこれはいいなというふうに感じました。それで、駅西公園、これは子供の遊ぶ公園が目的が主だと思うのですけれども、この公園はそういった看板は一切ありません。それから、菅谷公園、ここに行ってみましたけれども、水遊び場のところに、水遊びの使用上のというものはあるのですけれども、ここもありません。それで、今申し上げました新田沼の公園に行きましたところ、植え込みの中に、雨ににじんだような看板があるのですけれども、これだけの看板です。それと、平沢都市公園は注意ビラ、これもぺらっぺらので、風に吹かれてふらふらしていたのですけれども、こういった看板が設置されているという状況です。それで、都幾川の土手に行きましたら、これはゴルフ禁止って、桜堤のところですね、あそこに立派な埼玉県の土木事務所の看板があったのですけれども、やっぱりちゃんとこういう看板あるのだなというふうに感じたわけでありまして。それで、この吹上ではなくて新田沼公園ですか、ここは、私がちょうどスリーデーマーチで、あそこをどんどん、どんどん通ってくるわけなのですよね、スリーデーの人たちが。私それを見ていて、この看板、これみんなが見ていくの恥ずかしいなと思ったのですけれども、やっぱり看板は最低限のものでいいと思うのです。そんなにフィットネスのようなたくさん書かなくても、最低限の注意事項を書いたしっかりした看板を出しておくのが管理者としての責任ではないかと思えます。

いろいろインターネットなんかで見えますと、こんなに注意書きがあったのでは公園はどうして使うのだというような、そういう批判もあります、確かに。そんなに、

あれもしてはだめ、これもしてはだめというような公園では、それもしようがないと思いますけれども、最低限、犬は遊ばせてはいけないとか、走らせてはいけないとか、自転車で通ってはいけないとか、危険なことをしてはいけないとか、そういったしっかりした看板が私必要だとは思うのですけれども、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 ご指摘のとおり、公園につきましては、不特定多数の方が自由にお使いをいただくと、どなたがお使いになられてもよろしい場所ですので、それぞれの考え方で、それぞれにお使いをいただくと。そうなってくると、ご指摘のとおり、危険だというふうに感じる方と大丈夫だと感じる方と、それはいろいろにやっぱりなってしまうと思います。ご指摘のとおり、そういった部分を統一するためには、一定のそういったものが示せるというのが一番手っ取り早い方法かなと思います。状況に応じてそういったものは検討してまいりたいというふうに考えておりますが、当分、応急の処置といたしましては、張り紙ですとか、あとは町の広報紙やホームページで、町の公園の使い方、一般的なルールというものにつきましては、そういった形で周知をしていくというのも一つの方法かなと思います。あとは、公園、公園によりまして、使われ方とか、使う対象者も違いますので、そういったものの状況を把握しながら、徐々に対応させていただければというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) それと、もう一点伺いたいのですけれども、公園ができると、設計されるのはわかっているわけで、予算もつくわけなのです。その中には、公園で注意看板とか、あるいは必要なものはセットされてしかるべきだと思うのですけれども、それは別の問題なのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 ご指摘のとおり、設計の際にそういったものも含めて設計をすれば設置は可能になる、ご指摘のとおりだと思いますが、お金のことばかりになってしまいますけれども、まず土地を確保しなければならない、施設を確保しなければならない、その中で、どうしてもそういった公園の注意看板というものは、で

きれば利用される方の良心に頼りたい部分、頼れる部分というところがありまして、後回しになっているというのが実態でございます。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） わかりました。そういった全体の公園の整備に比べれば、看板というのは安いものだと思うのです。ですから、ぜひそういったものも項目の中に入れていただき、公園の整備に当たっていただけるようにしていただければと、このように思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時41分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号4番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1のふるさと納税の現状についてからです。どうぞ。

〔4番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○4番（長島邦夫議員） それでは、始めさせていただきます。指名をいただきました長島邦夫でございます。一般質問を行います。私の質問は、今回は大きく分けて3問でございます。順次質問しますので、明快なご答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

最初に、ふるさと納税の関係についてお聞きをいたします。現状についてということでお伺いをいたします。平成27年度嵐山町の住民から町外へのふるさと納税額は264件、863万と公表されております。この金額に比較し、逆に町外にいる方から嵐山町に納税していただく、この金額が非常に低迷といいますか、少ないということになっております。平成26年度については20万円、平成27年度については93万円と公表もされております。この政策のよしあしということは別としまして、他町への納税が上

回っているわけでございまして、町の財源を圧迫するといえますか、逆に取られてしまっているわけなので、これではいけないかなというふうなことで、今回質問させていただきます。町への納税を拡大する対策、そしてこの11月までの状況を、入っている状況をまずお聞きをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、町へのふるさと納税を拡大する対策についてでございますけれども、その対策といたしましては、おおむね次の4点の対策が有効であると言われております。まず、第1点目が、従来にない斬新な発想で、それが生かされること。第2が、ふるさと納税のカタログ、これは返礼品でございますけれども、この充実を図ること。第3点目が、地元産業等の団体を活用し、多数の返礼品提供業者を公平かつ中立的に選ぶこと。第4点目が、インターネットを利用することで、より多くの人たちに情報を提供することでございます。町といたしましても、これらの対策を進めることに努めているところでございます。現在、嵐山町では返礼品を品物だけではなく、ブルーベリー狩りやイチゴ狩り、あるいはバーベキュー体験など、体験型の返礼品の商品化も進めております。また、嵐山町だけでなく、複数の市町村で提携し、広域で返礼品を選べるような仕組みについても検討しております。ふるさと納税は、納税する方からすると、返礼品は大きな魅力であることは間違いございません。返礼品の質や種類が大きく影響することも明らかで、その部分に力を入れ、地元では当たり前でも、日本全国から見ると魅力があるものが、まだまだ嵐山町にもあると考えております。そうした嵐山町の潜在力を生かすことができるような対策も、今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、11月末現在までの状況でございますけれども、寄附件数は38件で、金額は130万円でございます。ただし、12月8日現在、12月に入って納税額ふえておりまして、12月8日現在では176万円となっております。また、この12月というのは非常にふるさと納税がふえる時期でもございますので、もう少し12月でふえるのではないかなという状況で考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） ありがとうございます。大体の状況はわかりました。

このふるさと納税制度が始まって、私は実感としまして、えらいものが始まったなと、そういうふうには思っていました。結局嵐山町の住人の方は、在の方もいらっしゃいますけれども、従来ここから生まれた方もいらっしゃいますけれども、やはりよそから来た方という方が非常に大きいウエートを占めているかなというふうに思います。都心から60キロ圏内でございますから、当然そのような方がいるわけです。そして、まして、なるべく定住促進等やって、ここに生活の拠点を置いてくださいということをやっているわけですから、外にふるさとを持っている人がいるということで、当然あるかなというふうに思っていました。ですから、余りこの制度について、そんなに、正直言って、いい制度というか、嵐山町についてはプラスにならないのかなんと思ったりなんかしているところもございますが、とにかく国の国策として、このふるさと納税制度というのができたことございまして、これに対応していかないと、嵐山町が当然関係してくるわけですから、うまくないなというふうに思うところから、まず最初に基本的なことを聞きますけれども、私、今自分の気持ちは申し上げましたですけれども、町長、話せる範囲で結構ですから、ふるさと納税制度についてご意見がありましたら、ちょっと最初にお聞きをしたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ふるさと納税は、いろんな話を今されております。それで、本来の趣旨にまさにのっとっているのではないかとということと、今議員さんおっしゃるように、ないほうがよかったとっていうのとあるのですね。それで、県の町村会で集まると、こんなの、困ってしまうよな、早くやめなければというような話が多いのです。地域に何か魅力的なものがあるところというのは有利、現状では。それで、そうでないところは不利みたいな、両極端になっていますよね。それで、今議員さんおっしゃるように、どうにかしなければしょうがないではないかというので取り組んでいるのが、何も特別な、魅力的なものがないところは、あるところと何かの形で組んだ形で、それも魅力がない、消費がないところの中に組み込んで、それでやっていこうというのが新しい流れかと思うのです。確かにこれだけとってみると、本当に嵐山町の場合には出るほうが多いわけですから、しかし東京一極集中というので、関東圏の中に人が集まってしまうのを散らばせるのだ、それで地域から上がってきた人たちがふるさ

とにお金を、納税をするのだという趣旨からいうと、まさにそういう状況になっているのはなっているわけですが、嵐山町とすると、そういうわけにはいかず、今課長からも言うように、新しく4つの大きな目標の中で、これらを魅力あるものに育てていこうということで、取り組みをさらに進めているところでございますので、いろんな形でご指導をさらにお願いをしたいというふうに思っています。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 今年の予算審議のときに、町のほうは、ある議員の質問に答えて、ふるさと納税制度の拡大が必要であると。平成27年度途中から、運用代行による手続の簡素化と協力業者の拡大を図った。これで幾らか27年度ふえたのではないかと思います。28年度においてはクレジットカードの決済によるふるさと納税を可能とすることで、寄附金額の拡大を図っていきたいと。また、協力業者の一般公募を行い、ふるさと納税制度の拡大とともに、協力事業者にとって町のPRもあわせていききたい、そういうふうなことを答えています。

それで、ホームページでふるさとチョイスというコーナーというか、これはその、これは一つの業者さんなのではないかなというふうに思いますけれども、こここのところに各自治体の方が、うちのところも提携をさせて、ここに載せてくださいと。うちの、この嵐山町の取り組みとしては、このようなものを取り組んでいききたいと。そして、返礼品についてもこのようなものということで載っております。そのところの一番下のところに、嵐山町では平成、私がここに書かせたのと同じように、2014に1件だったのですね、20万円。それで、2015年に16件で93万円にふえていました。それで、今ご答弁をいただいた中に、日にちは、私、11月末と言いましたですけれども、12月8日現在で176万円、随分ふえているなど。この言われたようにふるさとチョイスの中に、今言ったようにクレジットの採用ですとか、協力業者、協力業者というのはそのチョイスのところではなくて、返礼品を、町ではこのようなものを返礼品に使いたいだけどもということで、募った業者さんのことではないかなというふうに思いますが、何社か載っています。こういう効果が出たのだというふうに思っています。

ですけれども、余りよそと比べるとは大変失礼だというふうに思うのですが、やはり今町長がお答えいただいたように、もともと町のPRするものが多いところだとか、規模的に嵐山より倍ぐらい、寄居なんか倍ぐらいありますけれども、やっぱり2014年

以前はそんなにどこも多くないです。そこまで行っていなかったですから。でも、このところにして2014年、2015年から、どかんと上がっているのですね。それは、住民の方というか、その方が関心を持ってきたというふうなところで、多く見て、返礼品を目当てにやっている方が多いのではないかなというふうに思います。鶴ヶ島なんか見ますと、段違いに、2015年に何億ですよ。2億7,500万円。これを返礼品を見ますと、どこのものでも返せばいいのかなというふうな、そんな、このまちな関係しているのかなというふうな業者さんの名前も入っておりますけれども、とにかく点数は多いです。逆に、そのまちな外へ納める金額も当然多いのだと思うから、逆に入れてもらわないと、うちで頑張らないと、その差がどんどん広がってしまうよなというところの危機感ではないかなというふうに思うのですが、そういうふうな現状です、よそを見てみますと。

嵐山町はどうかというと、きのうもたまたま商工会のさくらまつりの実行委員会がありまして、私行っていましたら、一番最後に、新しい返礼品として、今チョイスに載っている外に、花火の協賛者をできれば募りたいと。これは今町と協力してやっているところなのですよというふうなお話だったのですが、幾々日ごろまでにはここに、ホームページには載るでしょうというふうな話だった。そういうふうな企画もございませう。今答弁の中に4つのものを言うていただきました。そういう中から、いろいろなものを町では進んでいっているのではないかなというふうに思います。もちろんこのふるさと納税のカタログ、返礼品の充実、こういうところに入ってくるのではないかなというふうに思います。返礼品の話はまた後にして、とにかくこの嵐山町の魅力というものもあるというふうに思うのですが、嵐山町の魅力というふうなところからいくとなると、課長、どんなふうこれを、よそのところでは、こういうふうな事業に対して幾ら幾らのふるさと納税をできたらお願いしたいと、こういう事業についても幾ら幾らにお願いしたいということについては、町の魅力について、町もこれからやっていくというものについて、こういうふうをお願いをしたいというふうなところが出ているのだというふうに思いますけれども、そのあれを聞いて、課長、嵐山町についてはどのように魅力はというふうにお考えでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今議員さんのほうからお話がありました。ふるさと納税の寄附の

目的、ふるさとを応援しようというのがふるさと納税の一番の意義でございます。そしてさらに、嵐山町、例えばその町を応援するためには何を応援しようというのが、目的があれば、さらに自分がその町に寄附をしたお金がこういうふうにかかされている、その町をどういうふうに活性化させているという目的があれば、さらにこれは魅力的な納税の目的になるということでございまして、やはり嵐山町においても今考えております、畠山議員さんからも一つのいわゆる事業目的という形で、猫の対策ということで、そういった寄附項目を設けたらどうかというご質問いただきました。そういった中で、嵐山町が今進めておりますいわゆる地方創生、そういった事業を掲げて、そういったものにぜひ応援をしていただきたいというのも一つの方法かというふうには考えております。そういった中で、やはり嵐山町というのは今、第1回目の答弁で申し上げましたとおり、例えば関東随一のバーベキュー場がある、こういったところをご利用いただくとか、あるいは先ほど申し上げましたようなイチゴ栽培をやっていらっしゃる方もある。こういったところに来ていただいて、嵐山町の魅力を知っていただく。こういったようなものを商品化できれば、さらに嵐山町を知っていただくことになるのではないかと考えておりますので、それを今進めているというところでございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） このふるさとチョイスのホームページには、嵐山町はふるさと納税をしていただく、このようなものについて使っていきますと。1番として福祉の充実に関する事業、2番目として教育、文化振興に関する事業、3番目としてスポーツ振興に関する事業、4番目として、その他町長が必要と認める事業ということで、ちょっと細かく、その後、載っているのですが、これでは正直言ってよくわからないのです。詳しく載っているところは、物すごく詳しく載っていて、さっき、この事業について幾ら幾らというのは、お隣の町です。何年から何年の間にこの事業をやりますので、ぜひこれに寄附をしてください。確かに、これで言って成果が上がるかどうかというのはわかりませんが、やっぱり見ていると全国載っているわけですよね。そうすると、何か嵐山町に関係している人であれば、では嵐山町というふうにも思いかもしれませんが、これからちょっと特産品のほうに移ってしまいますけれども、やっぱり特産品で、返礼品で目を奪われる人が多いのではないかなというふうに思いますよね。特にその1ページ目にいろいろなものの、この町ではこういう

ものをやっていますよとか、ある町ではワンコの命が救えます、何々町、あなたのご支援でというふうなことになって、いろいろなことが載っています。ですから、こういうところにまた張りつけるとなると、相当金額がかかるでしょうから、やはり一応ここと提携をしているということであれば、そこでもうちょっと、嵐山町に関心がある人は、少しでもここを見て、気持ちが高揚して、しようかなというふうな、金額が幾らであっても、しようかなというふうな気持ちで、そのところに返礼品のあれがマッチしていれば、余計効果があるわけですけども、その返礼品のまだまだ少ないのですよね。私がざっと、先ほど吉本議員も町の活性化について質問させていただきましたが、やはりバーベキュー場の受付のところなんか見ますと、県の支援のパパ・ママ応援団のカードがございますよね。そんなに大した金額ではないのです。1,000円使っても1割、2割ぐらいですから、些少なのですけれども、一番最初に提示するのがそれなのです。やっぱりこれが、いろいろなものを借りると5,000円近くになってしまいますから、やっぱりその後1,000円近くになってしまう。それだったら出したほうが良いということで、やはりそういうものについては若いお母さん方は持ってきていただきます。これは、利用していただくために、県のほうも潤うでしょうし、事業で落ちるわけでしょうから、町も当然潤うわけで、そのバーベキュー場の利用料ですとか、あとはさっき嵐丸のマスコット人形みたいの、小さいのがありますが、あれなんかも載っていません。それと、嵐山町ではこの間も紅葉のトラストがございましたが、紅葉まつりがありましたですが、その、あそこは一般開放ですから、その中で特別何か茶立てをするだとか、そういうことのコーナーで、またそこでこの町の、嵐山町の魅力というふうなところからでは載せられるのではないかなと。そのほかいろいろ町内にも返礼品を出せるような企業さんもまだあるでしょうから、花見台の工業団地にもあります。ぜひいろいろなものを載せて、これでもどうだというぐらいのものを載せてもらって、ぜひ拡大をしていただきたいというふうに思うのですが、ご答弁いただければ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきますが、議員さんおっしゃるとおりでございまして、私どもも、先ほど申し上げましたように、返礼品の種類、特にそれが嵐山町にちなんだものであればさらに、そういったことで、これを多くするように今話を

しているところでございます。本年度につきましても、一番伸びた理由、これは返礼品の数もありますけれども、ふるさとチョイスにしてクレジット決済、これを入れたと。ほとんどがクレジット決済です。ふるさと納税の寄附の納税の仕方がですね。これをやっぱり入れたことによって、かなりふえたなということを考えております。

それから、事業者、要は品物をふやすということは、その事業者の協力がなくしてはできません。ただ、こちらでこれをということではなくて、ふるさとチョイスで申し込んで、そちらから寄附がされました。そこの事業者のほうにその連絡が行って、その商品を今度は発送するということになるわけでございます、その発送する事業者さんの協力が得られなければ、商品はふやせないということでございます。ですから、そのために本年度も、一番最初に答弁させていただきましたけれども、この品物をふやすために今年度取り組んだことをちょっと報告させていただきますと、まずは7月の21日には町内業者向けの説明会を行っております。このときには2業者と、それから商工会さんにおいでいただきました。

それから、返礼品の今年度追加といたしまして、埼玉クエスト、古里のほうにスケートボード、あれの練習場がございますけれども、ああいったところの回数券、あれも、ご理解をいただいて、返礼品に追加をさせていただきます。

それから、セイメイファームさんとの連携といたしまして、複数の町村との連携ということを先ほど申し上げました。丸広百貨店さんに仲介に入っていただいて、今現在進めて、これがもう始まりますのが、嵐山町と毛呂山町と川越市、これの商品を丸広百貨店を通じてふるさとチョイスの品物に追加すると、嵐山町のものが9品目ふえるわけでございます。こういったものも開始されます。

それから、シルバー人材センターさんのほうには、空き家サービスということで、何らかのその商品化ができないか、こういったことも今話をさせていただいております。ただ、これは検討段階でございます。

それから、紅葉堂さん等についても丸広百貨店を通じたこちらの中に、今度はカステラ等も入ってくるということに、これは決まっております。

現在、先ほどブルーベリーやイチゴ狩りということも申し上げましたけれども、こちらのほうについても今打ち合わせを進ませさせていただいております、イチゴ狩りについてはご理解がいただいておりますので、これも商品化できるかな。こんなことで進んでいるところでございます。

こういったことで、まずその商品化、嵐山町の魅力を伝えるような商品化、また地域の活性化につながるような商品化、こういったものを求めて、今後も進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私が推測していたより、この数字、今までの数字を見るより、いろいろなものが進んでいるのだなというふうに思っています。返礼品を当てにされて納税していただくのも、何となく余り気分的によいわけではないですけれども、でも実情はそういうことなので、ぜひよそに負けない対応はしていただきたいと、そのように思います。

それで、最後にお聞きするのですが、このいろんなアイデアを、課のほうを中心に動いているのだというふうに思うのですけれども、例えば1人、2人のアイデアではなくて、やはりチームのアイデアといいますか、関係する、特にこういうふうに関心が高いような人に、公募でも何でも結構ですから、嵐山町のふるさと納税制度の構築、再構築について、そういうものでもいいかなと思うのですが、練るのもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、これは私の提言ですけれども、お聞きになって、どんな感想をお持ちでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 議員さんおっしゃるとおりだと思っております。その中で、私ども業者説明会というようなお話をさせていただきましたけれども、商工会さん、観光協会さん、それからそれに関係する団体のところであっても、ぜひ協力をということではなくて、これはやはり一つの一緒につくり上げていくものだと、その商品開発を含めてぜひ協力体制ができればいいというふうに考えているわけです。今ある品物をどうですか、これをふるさとチョイスに載せませんかということではなくて、こういったことを通じて、ぜひアイデアが、今議員さんおっしゃるとおり、例えば商工会としてはこういったものが商品化できないか、さっきの花火もそうでございます。花火を商品化する、これは一つのやっぱりアイデアだと思うのです。こういったものがそれぞれ関係するところから関心を持っていただいて、こういったことがあるよ、あといったことがあるよというようなことが出てきて、それが嵐山町の魅力になるというふうに考えております。

それから、もう一点、ちょっとつけ加えさせていただきますと、このふるさとチョイスで、実は動画が撮影されました。今度はふるさとチョイスを見ていただきますと、嵐山町のその動画が出てまいります。これ、年間1,300ぐらいの要望があるらしいのですけれども、そのうちの13団体ということで、嵐山、何とか滑り込んで、今度はふるさとチョイス開いていただきますと、嵐山の動画が出てまいりますので、そちらのほうもごらんいただければというふうを考えております。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 私もきょう動画、嵐山ではなかったですけれども、見ましたですけれども、簡単に見ることができますので、今ホームページをというか、パソコンを立ち上げてどうだこうだというふうな時代ではなくなってしまいましたから、手軽に自分の携帯のほうで、スマートフォンで見られるというふうな時代でございませし、そういうふうなところから動きをする方が多いですから、やはり時代のニーズに合った方法も考えていかないと、やはりそれには今言ったように、いろんな、若い人の意見から、年配者の意見から入れられるような、関心を持ってアイデアを出して入れていただくような方を募って、商工会、観光協会に頼むのも結構ですけれども、私は一般の方からやったほうが、それなりの気持ちがある方がやってくれるのではないかなというふうに思いますので、そういうところに期待をしたいというふうに思います。

それでは、次に行かせていただきます。あんしんメールの活用状況についてということでお伺いします。町では、町情報を素早く正確に伝えるため、平成26年12月1日から嵐山町あんしんメールをスタートしました。町外にいても登録いただいたメールアドレスに町の緊急情報を正確に伝えることができるということで、非常に好評でございませ。私は、このことについて以前、質問したことがございましたが、こういう状況なので、こういうふうなものがあったらいいのではないのでしょうかというふうな、その後から1年もしないうちにこれできて、その方にも登録しましたと言ったら、登録しましたと、非常に便利に使わせていただいていますというふうなことも聞いております。

そういう中から、(1)番として、防災、防犯情報（災害、気象、不審者等）及び防災無線の放送内容（火災放送を除く）、またイベント、観光情報等にされているが、発信の回数等の現状についてお伺いをまずしたいというふうに思います。

2番目としまして、住民に発信する情報は時として多様性が求められるというふう
に思います。現在の基準だけでなく、柔軟な対応も必要と考えるのですが、今後の運
用について伺いをしたいというふうに思います。

以上2点です。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせていた
だきます。

嵐山町あんしんメールにつきましては、ご質問のとおり、平成26年12月1日より、
町の情報発信ツールの一つとして提供を開始いたしました。このツールは、株式会社
NTTドコモが提供するアットワンスというサービスを利用しているものでございま
す。事業開始以来、広報紙への記事掲載やポスター掲示、チラシの配布、会議のご案内
など周知を行い、本年11月末日現在におきましては、このメールの登録者数は
1,101人となっております。このあんしんメールは、防災行政無線で放送した内容を
補完する役割を担っており、防災、防犯情報、防災無線の放送内容、イベント、観光
情報、その他緊急情報、以上4項目について配信する運用として定められております。
現在においても、特に広く町民にお知らせをする必要のある情報を中心として配信を
しております。また、ご質問にございます発信回数でございますが、平成26年度は9
回、平成27年度は48回、平成28年度は11月末日時点で34回となっております。

次に、（2）につきましてお答えをさせていただきます。あんしんメールの配信内
容につきましては、先ほどお答えをさせていただきましたが、防災情報のみならず、
防犯、交通、イベント情報など多岐にわたって配信しております。配信の基準につ
きましては、防災行政無線で放送した内容を配信することが基本でございますが、情報
発信の重要性がうたわれている現在におきましては、防災行政無線で放送した内容の
配信にとどまらず、各課から依頼された情報に関しましては可能な限り配信するよう
心がけております。しかしながら、あんしんメールというこのツールの性格上、イ
ベント情報など、防災、防犯とは関連が薄いと思われる他の情報を発信し過ぎることは、
かえってメール登録者が混乱をしたり、受信に対して煩わしい思いをされることも危
惧されることから、特にイベント情報などについては、現在町で行っているツイッ
ターやホームページによる情報発信を併用いたしまして、今後もあんしんメール本来の

目的である防災、防犯を中心に、住民が必要とする情報を可能な限り柔軟に対応し、発信をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） あんしんメール、先ほども言いましたですけども、あんしんメールという、私が一番最初にしたのはあんしんメールとかそういうことではなくて、家に帰って、勤め先が遠くですから、帰って、留守の者から、防災無線できょうこういうふうなものが流れたけれども、何か早く対応したほうがいいようなふうに聞こえたのだけれども、いや、問い合わせはしていないのだよ、お前、あしたでもいいから、何か気にかかるので、電話してくれということで、電話をしたら、詐欺が……詐欺ではないね。火災のことだったですね。火災があったのだけれども、ごく近所だったのだけれども、その人は外に余り出ないですから、知らなかったと。ああ、そうなのだというふうなことで、議員、こういうふうなことが実際あるのだけれども、今携帯で、自宅でも勤め先にもいるから、でも入るようなことがありますので、よそのまちでもやっていたところがありましたから、それでぜひそういうのも嵐山町でというふうなことで、前回は聞きました。そしたら、それを採用させていただいて、非常によかったと、安心して留守を任せることもできるようになったし、荷がおりていますよと、そのようなことを、このまた質問をするときにも聞いたら、そんなことを言っていました。

今ご答弁の中にも、私がきょう質問、また再質問するのは、あんしんメールというところとはちょっとずれてしまうかもしれませんが、または答弁の中に、余りちよくちよく、ちよくちよく入ると、薄れてしまうと。それも確かにあるかなというふうに思うのですが、あえてそういうところから聞かせていただきますけれども、それをわかっていて聞かせていただきますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

発信件数のほうを平成26年9回、27年48回、今年は11月末で34件と。平均的に1年間で30件から50件ぐらいというふうなことだと思います。これは、ごく本当に緊急的なあんしんメールということでございますから、基本的なところだというふうに思うのですけれども、やはりこれでも小さいところから大きいところまで、重大なこともあるかというふうに思うのですが、基本的にはこれは防災無線の流したものをそのま

ま載せているということなののでしょうか、その回数なののでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁をさせていただきましたが、基本的には防災行政無線で放送した内容を補完するという目的で設置をしているサービスでございますので、多くのものは防災無線と同一の内容を流させていただいていると。ただ、内容によっては防災無線では流されないにもかかわらず、あんしんメールにて情報発信をする、こういった対応もその都度とらせていただいている、このような状況でございます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうではないですね。ほかのものも入っていますよね。きょう、ちょうど1時に入ったのは警察からの注意情報だというふうなことで、これは防災というより、危険を伴うことですから、あるのではないかなというふうに思います。そして、この間、そうではないですねと言ったのは、献血の呼びかけがありましたよね、いつだったか。私は、それを聞いて、ああ、ではきょうやっているのだったら行こうかというので、献血したことがございますけれども、やはりその場、その場に依じていろいろなものが入ってくるかと思えます。ごめんなさい。もう2番に入ってしまったので、1、2も含めてお願いいたします。

そういうことがあるかなというふうに思うのです。そこら辺の柔軟性は、町も当然考えてやってくれているのだというふうに思うのですけれども、そんなにいろいろなものが入ったら、逆に迷惑だろうよというふうなところを今さっきご答弁もいただきましたが、2日に1遍ぐらいのあれだったら、そこまでは思わないのではないかな、それだけ流すものはありませんよと言われたからということであればあれですけれども、そんなに、今の携帯を持っている人は、ありとあらゆるものが登録してしまうと入ってきて迷惑だというのがあられるかもしれませんけれども、1日に20件も30件も入ってくると迷惑かもしれませんけれども、2日に1遍ぐらい、町からのあれが入ったぐらいであれば、このあんしんメールというふうなところから、そんなに発信件数もないのでしょうかけれども、もうちょっと柔軟に考えていただいて、住民の方の生活に密着したようなものであれば、もっと流してもいいのではない、各課から上がってこないのですよというふうなことになるればまた別ですけども、各課にすれば、き

よう、例えば子供の何か健診を受けるときの、きょうが何時までですよだとか、そういうふうのだって、いただくと、自分の手帳に書いていても、またはそういうふうなどこかにメモしたとしても、やはりいただければ、ああ、そうだ、ではきょう時間がちょうどあくから、行ってみよう、きょうのほうがいいや、あしたよりというふうなことにもなりますので、やはりもうちょっとそこら辺のところの、あんしんメールという、そんなただ安心という、自分の危機感があるだとか、災害に遭うだとか、そういうことだけではなくて、もうちょっと便がいいように、もうちょっと柔軟に考えたほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんのおっしゃることはごもっともだなというふうに思っただけですが、一つには、先ほど答弁させていただきましたとおり、この運用方針につきましては、こういった情報を発信をしていきますよ、その中にはイベント、観光情報、こういったものも発信をします。ただ、私思うに、あんしんメールというこのネーミングからくるイメージというのでしょうか、このサービスに対する、やはり防災、防犯、こういったところに特化しているのではないかというように思う皆さんも多いというふうに実は感じております。私も町民の方から直接そのようなお話をいただいたことは、実は何度もございます。やはり今後の方向性といたしましては、先ほども申し上げましたが、やはり町としてはいろんな情報を町民の方に提供をさせていただきたいと、これは常に思っているところでございます。今登録されている方が煩わしいと思わないような形で、少しずつ、間口を広げていくではないですが、少しずついろんな情報をご提供をさせていただくような方向に持っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 一番最後に、住民が必要とする情報は可能な限り柔軟に対応し、発信していきたいというふうに考えておりますということですから、そのとおりだというふうに、今のお言葉どおりだというふうに思うのですが、やはり自分が幾ら発信しようかなというふうに思っても、発信する情報が上がってこなければ、発信で

きないわけですから、やはりその課の中、役場全体の中でいろいろなもの、この役場の中だけではなくて、関係するところはほかにもありますよね。例えば社協でもそうですし、そういうところの情報というものをもっと柔軟に載せて、いろんなものを載せていくというのにも必要かなというふうに思いますし、今言ったように、2日に1遍ぐらいだったら、全然そんなあれには思いません。毎日何件も入られたら、これは混乱してしまうかもしれませんけれども、やっぱりそのぐらいでやっていただくのだったら、住民の方が、こんなに入るのでは嫌だなというふうに、千何人の方がもう入ってくれているわけですから、逆にマイナスになってしまうといけないかもしれませんけれども、私はそのくらいであれば、町の情報が入るということは、嵐山広報でも、あれだけ住民の方に知らせる項目がいっぱいあるわけですから、その中でも各課にも、あんしんメールだけではなく、あんしんメールという言葉が悪いのであれば、少し柔軟に変えていくとか、何かいい、もっと伝わる方法があってもいいのではないかなというふうに思うので、可能な限り柔軟に対応していただきますということですから、そんなに住民の方は、2日に1遍ぐらい来るのだったら別に苦痛には思いませんでしょうから、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますので、期待をしておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それでは、3番目に入らせていただきたいと思います。トラスト3号地の町有地の部分の管理について、お伺いをしたいというふうに思います。四季を通じて嵐山溪谷には多くの方が訪れています。広範囲の維持管理であり、大変厳しいものがあるというふうに思いますが、1番としまして、樹木の維持管理の状況について伺います。

2番目としまして、遊歩道の維持管理の現況についてお伺いをしたいというふうに思います。遊歩道については町道の管理だということから、その点から聞かせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、小項目（1）についてでございます。さいたま緑のトラスト保全3号地の面積、総面積は13万5,038平方メートルでございます。そのうち町有地部分の面積は3万8,249平方メートルでございます。トラスト地の保全の管理につきましては、基本的にはさいたま緑のトラスト協会が行っております。枯損木の伐採、間伐、除伐、

下草、ササやカヤといったものの刈り込み等を行っているというふうに把握しております。一方、町有地の部分につきましては、町もシルバー人材センターに委託をいたしまして、枯損木の伐採や下草刈りなど、年に1回ですが、実施をしているところでございます。樹木に関しましては、歴史的に見て、人の手によって維持されてきた里地里山という状態を良好な状態で保全管理、保全再生をしていく、そこに努めるというような基本方針が緑のトラストの中にございます。その基本方針のもとに管理をされているというふうに理解しております。

続きまして、小項目の(2)につきましてお答え申し上げます。(1)でも申し上げましたように、町有地部分の保全管理は、さいたま緑のトラスト協会と町が連携をして行っているところでありますが、町の実施する下草刈り等の委託事業におきましては、町有地面積3万8,249平方メートルのうち、毎年7,000から1万メートル、1町歩ほどを計画的に実施するものでございまして、緑のトラスト保全地の維持管理という目的と同時に、観光地武蔵嵐山としての環境整備というものも踏まえた、そうした性格も考慮して、遊歩道に面した部分、そういった箇所を優先して下草刈りを実施するようにしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番(長島邦夫議員) それでは、再質問させていただきますが、そんなにちよくちよく中に入っていくわけではございませんけれども、春先と秋と、年に2~3回は入っているのではないかなというふうに思います。そういう中で、川の再生の事業、まるごと再生事業で、いわゆる大分改善をされたというか、遊歩道もきれいになりますし、植林もされて、随分きれいになったな、随分ボランティアの人も入ってやってくれたのだというような話なので、ご苦労さまだったなというふうに思っていますが、やはり町有の部分だけかトラストの県の部分だけか、ちょっとよくわからないのですが、境目が、ここですってあるわけではないので、ただ地図上では大体見えますが、枯木が、枯損木といいますが、いつになってもそのままに置かれている、特に遊歩道のすぐ近くで、これを切ってしまうと遊歩道の土どめがなくなって崩れてしまうから、しないのかななんて思ったりなんかもする箇所もありますし、カヤの類、カヤというよりシノですよ。もうちょっと広場的な、かなり奥のほうの広場のところなんかは、もうちょっと管理をしたほうがいいのではないかなと。ちょっとその管理が

おろそかなのではないのかなというふうに、危険性もあるし、それが例えばよく最近、ある公園を使っていたら、散歩中に木が倒れてきて、それでけがをしたと。町にもちよっとこの間、台風のときにありましたけれども、そうではなくて、自然に倒れてきて、けがをしたとか、そういうふうな話も聞くようになりました。やはり樹木の管理というのが非常に難しくなっているのですよね。そんな簡単に枯れるわけではないのですけれども、あっという間に枯れて倒れている。特に、ここのトラストの中ではないですけれども、河川敷の中には本当に、県が全然管理していないですから、倒れたい放題倒れています。いつかはやるのだろうな。人への危険性があるわけではないので、余り言うのもあれだなというふうに思っていますから、言いませんけれども、トラストの中には人をどんどん呼び込んでいるところですから、そういうところの管理について、遊歩道の特に沿ったところの枯れ木等については、もうちょっとよく見たほうがいいのではないかなと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、先ほども申し上げたのですけれども、緑のトラスト協会のトラスト地そのものに対する保全の考え方というのがございまして、これにつきましては里地里山としての保全ということもありますけれども、生物多様性ですとか、さまざまな保全管理の目的というものがまず優先されて、県の緑のトラスト保全協会による作業、活動が実施されているというところでございます。町も町有地、先ほどご指摘をいただきました、恐らく細原の先のほうかなというふうに、細原の与謝野晶子の歌碑があるさらに奥のほうの広場というふうにおっしゃっていた、ですね。そのあたりは、半分町有地の部分になっておりまして、遊歩道も設置されております。去年は、ここの部分に枯損木、アカマツの枯れたものが8本ございまして、それにつきましては昨年度、27年度に町の費用で、これは撤去といいますか、伐採をさせていただきました。そのほかにも遊歩道に面した部分で、枯損木等があれば、トラスト協会と協議して、逐次伐採するようになっているといいますか、トラスト協会のほうを中心に、していただくようになっております。その町有地部分、先ほど細原の先のほうの広場になっているようなところのササとかカヤとか、これがなかなか刈れていないのではないかというお話ございました。恐らく本年度、今現在、見てみると、なかなか刈れていないような

状況がございます。年に1度のシルバー人材センターへの委託事業でございますので、それを、時期的なものを有効にこれを生かして、例えば秋の紅葉シーズンを迎える前にはきちっと刈り込んで、きれいな状態でお客様を迎えたいというようなことを考えて計画しておりますが、言いわけになってしまいますが、今年度におきましては、シルバー人材センターのほうに毎年お願いしているわけなのですが、なかなか作業スケジュールを組めないというような事情がございまして、今現在まだ実施を、本年度分については実施ができていないという状況でございます。ようやく年明けには取りかかっていたらというめどが立ちましたので、今現在その契約等進めているところでございますが、そういうことで、やはり観光シーズンに向けて十分な整備ができないということになってまいりますので、来年度以降はそういうことがないように、早目に協議をして、きちとした計画のもとに実施ができるようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） 飛び石の先のまるごと再生のところあたりは、以前に比べれば非常によくなって、私が言っているのは今そこのところではなくて、遠山のほうから入っていく道路の脇に、もう随分前から、2年ぐらい前から枯れているような気がするのですが、大きな木なのです。それを切ってしまうと、逆に、下のほうに枯れている木が落ちているのです。ですから、手が入らないのだらうなというふうに思っていたのですが、それを聞くと、シルバーさんがやっているというふうなことになる、それは県のところかもしれませんが、県のところであったとしてもちょっと聞いていただきたいのですが、危ないですから、やはり散策の遊歩道のすぐ脇ですから、上側についてはいろいろ何か伐採なんかやっているみたいで、問題はないかなと思うので、下側のところが逆に、下に倒れれば問題はないでしょうけれども、上に倒れてきたときは大変なことなので、なるべく早目にあそこの対応は県のほうにしていきたいというふうに言っていただけますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 緑のトラスト協会とは定期的に打ち合わせ等を行いながら事業を進めてまいっておりますので、直ちに協議をさせていただきたいと考えておりま

す。

以上です。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） では、それについては対応していただけるということで理解させていただきましたので、よろしくをお願いします。

小項目の（2）のほうに移らせていただきますが、やはりその遠山から入っていくほうに、遠山のたまたま区長さんとお話をするとき、区長さんではなくて、ごめんなさい。前区長さんだった人に、なかなか駐車場が整備できないみたいですけども、どうなっているのでしょうかねなんていうふうに、これはこの質問とちょっと関係ないですが、その延長において、ここから遊歩道入っていきますよね。私が見て、非常に危険なところがあるように思うのですけれども、どうでしょうね、歩いてみてくださいよって歩いてみました。私は余り感じなかったのですが、たまたま私が行ったときに、子供さんお二人連れて、上の子が4～5歳かな、下の子が2歳ぐらいだったですね。お母さんがいて、夢中でカメラ、シャッターを、紅葉を撮って、子供は前を駆けて行って、ぷらぷら、ぷらぷら駆けていくのですが、それで後ろから見ていて、本当に危なかったです。下は崖なのですよね。何のあれもないのです。一足踏み外せば、下に真っ逆さまなところも、だからさっきそこの枯木のところですから、多分県のところだと思えますけれども、白いテープが張ってあるところもありますし、ガードレールもしてあるところもありますし、いろいろな対応なのですが、その都度、その都度の対応になってしまっているような気がするのですが、そんな対応なのかな。非常に私、これで何か事故でもあると、あれなのだろうな。せっかくここへ来て、楽しみに来て、困ったことにならないければいいなというふうに思って、後ろから、お母さんにはちょっと、危ないところがあるからねなんて言いながら歩きましたですけども、ここの管理は、遊歩道は町道だということなので、何か、ガードレールまでとは言わなくても、枯木でロープを張るだとか、何か危なくないようにしたほうがいいかと思うのですけれども、これはまちづくりのほうになるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 遠山側からトラスト地のほうへ向かっていく、ちょうど川沿いの町道部分ということかと思えます。そちらにつきましては、以前からああ

いった形で崖地の上に道路があるといえますか、そんな形でおったわけですが、ご指摘のとおり、川のまると再生事業ですとか、そういった形で整備をして、嵐山町の人々が呼べる観光地という形で整備した場所でございます。今までどおりでいいということではないと思いますので、現地のほう確認させていただいて、今ご指摘がありましたとおり、できる安全措置というものを進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうですね。現地を見れば、これは何か対応したほうがいいとどなたも思います。私も余り気づかなかったのですけれども、ああいう光景を見ると、何か車が入ったような跡も、車がそんなに入るところではないわけですが、何かの管理をする車か何かが入って行って、もう雨上がりだったから、ぐしゃぐしゃになっていて、ちょっと、子供ですから、よろよろとただけで下へ落ちるという可能性もあるので、そのときの支えというか、支えにもなってほしいし、危険ですよという親に知らせるといふところもあるので、ぜひ車が入って、人間が歩くところだけというのが原則なので、ちょっと道路の内側からにも、くいを打ってロープをしていただいたほうが、これは管理責任になりますから、やはり県というより町の管理責任になりますでしょうから、ぜひ早急に対応していただいたほうがいいかと思うのですが、副町長でも、町長でも、ちょっと私、危ないと思うので、お答えいただければというふうに思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 遊歩道沿い、今お話のございました場所については、今課長が申し上げましたとおり、早速現地を点検をして、しかるべき対応したいというふうに考えております。

なお、先般、紅葉まつり、先月の26日だったのですが、この嵐山溪谷の武蔵嵐山の復活ということで、県とともに完成イベントを実施いたしました。そのときには大勢の方が紅葉を見学に、そしてパーベキュー場でやったわけですが、そこでいろんな地域の産品ですとか、食事も提供されまして、本当ににぎわいました。そのときは、皆さんが、私は奥まで行かなかったのですけれども、お話を聞きますと、非常に嵐山溪谷はすばらしいと、ぜひまた今度も来てみたいと、こういう方が大変多

かったです。議員さんおっしゃられるとおり、町の宝物でございます。今後もしっかり点検をして、事故など起きないように対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 第4番、長島邦夫議員。

○4番（長島邦夫議員） そうですね。奥まったところなので、まして誰もいないところで、大人でも踏み外したら、それこそ大変な、大人だって大変なところですから、トラスト地の中は人里離れたところですよ。入っていくところに、その人里が見えないところがいいところなのであって、イベントするのが非常にもってこいなのですけれども、そこのところの危険だというのが今のところネックなので、よく私ライトアップが、今まで町の中でもしばらくやっていたんですけども、とてもあの中では危険で、危なくてできないです。やっぱりそういうことの中に、そういうようなものがクリアできれば、遊歩道が、遊歩道ではないよ、飛び石ができて、奥に入っていける、昼間でも夜でも入っていけるような感じになればというのは最初に、すばらしいなというふうに思いますが、そういうところの危険性を一つでも取り除いていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を4時ちょうどといたします。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時59分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号6番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の学用品についてからです。どうぞ。

〔6番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○6番（畠山美幸議員） 議長のご指名がございましたので、通告書に基づいて質問を

させていただきます。

まず、第1項目め、学用品についてでございます。嵐山町には菅谷中、玉中の2校があり、新学期には制服、体操着、上履き等々を全て一そろいすると、男女差はありますが、おおよそ6万円前後の費用がかかります。この金額に通学用バッグ、通学用スニーカー、菅中の一部、玉中では全員が自転車を購入すると1人当たりが新入学に10万円程度かかります。しかし、親としては、ここまで大きくなってよかったと喜びを実感するこの日のためにこつこつ貯金をしてきました。今では複雑な親子関係、社会状況も厳しく、少し難しい場合もあります。

そこで、お伺いします。(1)、2校の学用品の値段の統一について。

(2)、3年間使用した制服やジャージなどをリサイクルで活用する仕組みを取り入れる考えはありますか。

以上2点についてお伺いします。

○大野敏行議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは最初に、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

中学校入学時に必要な学用品につきましては、制服、体育着、上履き、体育館シューズ及び柔道着となっており、購入金額で相違があるのは、本日配付させていただきました参考資料をごらんいただければと思いますが、ハーフパンツ、このハーフパンツにつきましては、すみません、答弁書のほうに記入漏れをしてしまいました。ハーフパンツ及び体育館シューズが200円の差、柔道着が100円で、その他は同額というふうになっております。つきましては、両校と購入金額の打ち合わせをし、同額となるよう配慮していきたいと思っております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。現在、両校で体育祭及び文化祭などの行事にバザーを実施し、その商品の一つに制服もあるようです。また、卒業時に、新入学生に限らず、保護者の間で譲っていただいたりしていることもあるようです。引き続きバザーを実施するとともに、卒業生の保護者に提供を呼びかけるなどし、提供していただいた場合に、新入学生の保護者に希望があれば譲るという方法ができるか、学校のほうと検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回一般質問するに当たり、こども課の藤永課長には、今回このように資料を出していただきましてありがとうございます。

比較しましたところが、ちゃんと囲みをしてくださって、ハーフパンツ、体育館シューズ、柔道着ということで、そんなに何千円という差ではございませんけれども、何百円かの差があるということで、同じ嵐山町内に住んでいる子供さんの、多少柄の違いはあれども、なるべく統一化をしていただければと思います。本当に親も負担だと思しますので、答弁の中に今回両校と購入金額の打ち合わせをし、同額となるよう配慮すると書いてございますので、今後ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

（2）のほうに移ります。（2）のほうでは、私も玉中のほうでPTAのほうやらせていただいたときに、文化祭のときにバザーをやりまして、昇降口のところにカムスさんからのパンの提供ですとか、あと各家庭からの要らなくなったというか、使わない商品などを提供していただいて、その中に若干の制服もまぎっていたなという記憶はあるのですが、私自身も友達の、先輩のお母さんとか、そういうのを目つけておいて、もう卒業だから、くれますかとか言って、もらった記憶がございます。そういうふうにやりとりができる環境にあればいいのですけれども、中にはそういうふうに言いたくても言えない親御さんもいるのかなと。あと、中にはやっぱり引越してきてよくわからない人もいたりするので、ぜひ今後、やはりここに書いてあるように、卒業時、記念にとっておきたいという親御さんも中にはいるとは思ひますけれども、大体において、何年かすると、もう要らないわという感じになります。そのときにも、1～2年はちょっとやっぱり思い出に浸りたいというお気持ちもあるでしょうから、とっておく方もいると思ひますけれども、2～3年たっとしても制服ってモデルチェンジしないではないですか。ですので、数年たっても、またお気持ちが変わったら提供してくださいということで、ぜひお手紙などに卒業のときに書いて、直後でもいいし、数年たってからでもいいので、出していただきたいということをぜひ校長会にかけていただければなと思ひます。

それで、1番目につきましては、しっかりとした答弁で答えていただいておりますので、以上で終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

次に移ります。2番の特設公衆電話の設置についてです。今や公衆電話の数が、1984年度93万4,000台をピークに、2014年度末18万3,000台まで縮小した。ところが、

設置台数を伸ばしているのが特設公衆電話です。東日本大震災で、被災地への安否確認、帰宅困難者による自宅への電話が集中したため、通信制限が行われ、固定、携帯ともに通話のほとんどが遮断された。一方、公衆電話は通信制限を受けずに通話ができるため、非常時でもつながる状態でした。外見、通信の仕組みは一般の固定電話と変わらないが、災害発生時に警察や消防など重要通信を守るために行われる通信制限の影響を受けず、優先的に通話ができる。現在、特設公衆電話は、小中学校や公民館など避難所となる施設に加えて、多くの帰宅困難者が予想されるオフィスビル、ホテル、鉄道駅、地域の振興センター、道の駅、集会所などに設置されています。

そこで、お伺いします。1つ目、公衆電話の総設置台数と、そのうちコインで通話ができる公衆電話機の数は何台で、構成比について伺います。

2、自治体ハザードマップに特設公衆電話の位置掲載をしていますか。

3、児童生徒に使用方法の講習についてのお考えはありますか。

以上です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。

町内における公衆電話機の総設置台数につきまして、設置事業者を確認いたしましたところ、25台であり、この全ての電話機はコイン対応方式であるとのことでございます。なお、中には屋内に設置しているものもあり、こうしたものは夜間の使用は不可能となるものでございます。

次に、（2）につきましてお答えをさせていただきます。避難所における通信手段に関しましては、従来、災害が発生したときに自治体からの要請により通信事業者が臨時的に特設公衆電話を設置するものであったことにより、あらかじめハザードマップには掲載することはできませんでした。その後、東日本大震災の教訓により、通信事業者であるNTTでは、総務省の意向を受け、災害時の避難施設等での早期通信手段の確保を目的として、避難所における災害時用公衆電話、特設公衆電話でございますが、これの事前設置工事を進めております。これは、各自治体内の避難所として指定されている施設に、あらかじめ災害時用公衆電話回線をつなげておき、大規模災害時には避難者の連絡手段として提供するものでございます。このため、災害が発生し

た際、NTTの災害時公衆電話設置を待つことなく、避難所に滞在する避難者に対して、早い段階で通信手段の提供を行うことができるものであります。現在のところ、町では、災害時用公衆電話回線の設置につきましては、北部交流センター改修にあわせて設置をした回線のみであり、他の施設については設置できておりません。しかし、既にNTTとの協議を開始しており、順次整備を進めてまいりたいと考えております。なお、今後作成するハザードマップにつきましては、災害時用公衆電話設置場所につきましても掲載してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 大野敏行議長 次に、小項目（3）について、藤永こども課長。
- 藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の（3）につきましてお答えいたします。

児童生徒への使用方法の講習についてですが、現在、公衆電話が設置されているのは菅谷中学校と玉ノ岡中学校で、現在、特設公衆電話は設置されておりませんので、講習は実施されておりましたが、特設公衆電話は配線、いわゆるジャック、これをつなぎかえて使用するものということでございますので、現在使用している公衆電話をそのまま使用することになります。しかしながら、現在使用している公衆電話の使い方がわからない生徒も実際にいるようでございまして、その都度教員が教えているということでございました。今後は、公衆電話の使い方を指導していくようにしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。
- 6番（畠山美幸議員） 答弁のほうをいただきまして、今後設置をしていくということでございます。北部交流センターは新しい施設で、設置が今済んでいるということでしたけれども、今回私、これ2015年の10月の雑誌だったのですけれども、「東洋経済」に、非常時に活躍する特設公衆電話という記事を見まして、これは一体何だろうと思ったら、今のこのものだったので。それで、では本町はどのくらい設置されているのかなというので、ホームページを見ましたら、残念ながら嵐山町と小川町には設置がなかった、ゼロなのです。それで、えっと思ひまして、これが私、今年の秋にこの記事を見たので、1年たってから見たので、ではそれからまた設置はあるのかなと思ったら、北部交流センターということだったのですけれども、滑川町さんで各集

会所とかに2台ずつ、川島町も小学校、中学校に2台ずつ、吉見町もふれあいセンターですとか保健センター、役場、小中学校にもついていますし、やっぱり各2台ずつということで設置がしてあります。ときがわにも2台ずつ、どこを見ても2台ずつという設置があるのですけれども、大体設置要綱を見ますと、避難場所で来た場合に、100人に対して1個、1台設置するという記載があったので、大体200人程度が来る、避難してくるのかなということなののですけれども、では嵐山町では今後何カ所に何台ずつの設置をお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この特設公衆電話につきましては、今議員さんいろいろご説明をいただきました。災害が発生をしたときに、ふだんは使えないものでございます。内容としては、そこに電話機が設置してあるというものではございませんで、電話機が設置をできる、つなげるモジュラージャックを用意しておくというものでございます。災害が発生をし、そこが避難所として、ではここを使いますよ、連絡の、通信の手段が必要ですよといったときにNTTの事業者のほうでそれを使えるようにするものになっています。避難所としては、既存のふだん使っている電話機を、例えばそれをふだん使っていないなくても、それ用に備えておいてもいいのですが、ふだん使っている電話でも大丈夫なのです。その電話をつないで、発信専用で使うというものでございます。NTTで今進めている内容といたしましては、1つの施設に対して2回線を基準とするということで進めています。そういったことがあって、1カ所で2回線という、ほかの他市町村でもそのような形で行っているものというふうに思います。

嵐山町においては、今考えておりますのは、町内13カ所に2回線ずつ設置をしたいというふうに考えております。なお、この2回線を設置する費用につきましては、町の負担はございませんで、全てNTTさんのほうで持っていただけると。ただし、うちの町では、ここの施設には2回線ではなくて、もっとたくさん、例えば5回線必要です、こういった特別な工事が必要、あるいは既に既存の回線がないところに、ここに引きたい、そういった特別な工事をやる場合には市町村の負担が発生をするということでお話をいただいておりますので、町としては、極力費用をかけずに、基本の範囲内で整えていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今までの1台の、ふれあい交流センター、北部交流センターは設置がしてあるのですけれども、ではそこは何台今設置してあるのか、お伺いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申しあげました13カ所の中には北部交流センターも含んでお答えをさせていただいております、北部交流センターについても基本の2回線というような形になってございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ほかの比企管内の状況を見ますと、大体2台ずつを設置しておりますので、最初は本当にこれで安心というか、つけていただける方向になってよかったなと思いますので、様子を見ながら、今後まだほかのところにも必要だというときには、また2台ずつやればゼロ円で済むと思うのですけれども、同じところに5カ所になってしまうとお金がかかってくるということなので、今後よく様子を見ながら、本当に災害がないのが一番なのですけれども、備えあれば憂いなしで、これで備えていただければ連絡がつけるというか。あと、公衆電話も、先ほどお話にあった町内25台設置があるということで、うち屋内にあるものもあるということなのですけれども、十円玉を入れれば、これもつながりやすいものになっておりますので、よかったかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の（2）のほうは、ハザードマップはこれから掲載していただけるという答弁でしたので、よろしくお願ひします。

（3）のほうに移ります。今、まさかなことが本当に多くて、この間はトイレの質問もございましたけれども、洋式のトイレは使えるけれども、和式のトイレが使えないとか、もう私の年代ではちょっと考えられないようなことが起こっております。というのも、やっぱり今時代がどんどん、昔は10年一昔というのだけれども、この直近だと、もう5年か、もう2年か、もう毎年のようにいろいろと変わって、この間私も、えっと思ったものが、今アマゾンという、サイトで注文するアマゾンというところ

ろがあるのですけれども、そこで何かボタン式の、消しゴムぐらいの大きさのボタンなのですけれども、それを家に設置しておく、毎回頼んでいるような、例えばお水を毎回、毎月同じときに頼むとか、おむつを頼むとか、そうするとそのボタンを押すだけで毎月注文ができるというような、そういうボタンがあるのですよね。そういうのも、だんだん私たちはそういう現代の子たちにはついていけない、昭和の時代に今子供たちはついていけないというような、そういう現状なのですけれども、やはり先ほども学校のほうでこれから教育していただけるということなのですけれども、十円玉を入れて電話をするというのがわからないお子さんがいるというのが私も信じられなかったのですが、実際問題あるということのを聞いたので、今回特設公衆電話につきましては、自分のお宅で使っている、いつもおうちに置いてある電話と同じ形だから、子供もかけられると思うのですが、公衆電話に限っては、やはり緊急事態に、これどうやって使っていいのだろうと困ってしまっても困るので、学校のほうで教えていただけるということなのですけれども、今現在やっていらっしゃるのでしょうか、学校のほうで。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

講習といいますか、そういったものは今現在は行っていないという回答でございました。今回、公衆電話のほうの使い方がわからない生徒がいるという内容なのですけれども、これはちょっと私のほうでは原因ははっきりしているのかなと思ったのですが、菅谷中学校ではわからない生徒はいません。玉ノ岡中学校のほうでいるということでございまして、その原因は、菅谷中学校の公衆電話はプッシュ回線なのです。ですから、自宅とかにある電話と同じような使い方をするということで、多分わからない生徒はいないという回答でございました。玉ノ岡中学校はダイヤル式なのだそうです、いまだに、公衆電話が。ダイヤル式、こういうやつですよね。これは、我々は子供のころから見ていますから、当然使い方がわかるのですが、やはり今の子供につきましては、ダイヤル式、家庭でも見ないでしょうし、外にある公衆電話等でも、もう今さらダイヤル式を置いているところはないのかなと、私も見たことありませんので。そうすると、学校のほうと話ししたのですけれども、やっぱり今どきの子はダイヤル回線はやったことないので、最初は、ですからどうやってやっていいのだろうみたい

で、立ちどまっているらしいのです。ですから、そこでもう、職員室の前にすぐ公衆電話ありますので、気がついた先生がすぐ使い方を教えて、その都度教えていますという回答、先ほどさせていただいたのですが、玉ノ岡中学校で設置して以来、そのままずっと変わっていないのかなと。菅谷中のほうにつきましては、以前は体育館の前に公衆電話置いてありましたのですけれども、体育館の工事等で一旦撤去して、新たに設置を変えていますので、私も直接見てきたのですけれども、普通のプッシュ式の電話、10円なりお金を入れないとかけられないというだけの差ですので、その辺は生徒なんかも認識はあるのかなと。公衆電話ですから、お金を入れないと電話はかけられないというのは認識あると思いますので、菅中のほうでは全くそういうことはないですと。玉ノ岡のほうではダイヤル式なので、中にはちょっと戸惑って使えないような子がいるということでしたので、できましたらプッシュ回線方式に変えていただければ一番いいのだとは思いますが、NTTのほうでは、学校の公衆電話につきましては、やはり需要が少ないですから、撤去したいという申し出が数年前には逆にあったぐらいで、それを撤去しないでほしいということでは置いていただいているということもあるのですが、極力プッシュ回線方式のほうに変えていただくという要望はしていければ一番いいのかなとは思っているのですけれども、一応要因としてはそういうことがありましたので、一回使い方を教えればすぐ、あっ、そういうことだなというのは、のみ込みは子供は早いと思いますので、一回教えれば心配はないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） いまだにダイヤル式の公衆電話があったのかというのが私もちょっと今びっくりだったのですけれども、本当に最後までしっかり回さないと、子供のちっちゃい手だと、最後までつかない場合もありますから、ぜひともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。では、以上でこちらの2番目も終わりたいと思います。

次に、3番目の町民の移動、足の確保についてです。最近痛ましい高齢者の方がかわる交通事故が報道されていますが、高齢者の方の規制をすることだけでは生活が成り立ちません。そのような中、特区の秋田県仙北市において、自動運転バスの実証実験が始まっています。期待されるではありますが、まだまだ時間が要すると

思われます。当面の対策として、シェアリング交通も有効かと思いますが、お考えを伺います。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、最近高齢者の運転による交通事故の報道が目立つようになりました。全国の交通事故発生件数は減少傾向にあり、高齢者の運転による死亡事故も減少していますが、割合として増加しているとのことでございます。そのため、埼玉県においても高齢者の交通事故を防ぐためにさまざまな施策を講じております。

現在、75歳以上の方には、3年に1度の免許更新の際、高齢者講習とあわせて認知機能を調べる検査が行われておりますが、平成27年6月の道路交通法の一部改正によりまして、認知機能低下に伴う違反行為があった場合には臨時の認知機能検査を行い、認知症のおそれがあると判定された方に医師の診断が義務づけられることとなりました。高齢者の方が加害者とならないよう安心して生活をしていただくことは大切なことだと認識をしております。

ご提案のシェアリング交通でございますが、現在幾つかの大都市で実証実験が行われているようでございます。横浜市では、平成25年10月から2年間、超小型モビリティを使用したカーシェアリングの実証実験を行ったとのことであり、これは専用サイトから会員登録し、スマートフォンなどにより予約を行う方式です。会員の登録条件は、日本の自動車運転免許を取得し、メール受信できるスマートフォンやタブレットを所有し、日本国内発行のクレジットカードで決済できる方とのこと。横浜市の実証実験は一例であります。カーシェアリングを行うには同様の構成が必要と思われる、利用者としての高齢者側の課題や財源の確保など、ハードルは大変高いものと考えております。それに加え、いわゆる自動車社会である比企地域の地域性に合致しているかという根本的な課題もあると考えております。今現在は、試行している高齢者外出支援タクシー助成事業を引き続き進めることとし、民間でできることは民間という基本的な方針のもと、現在飛躍的に進んでいる自動車の技術革新を待つことといたしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番(畠山美幸議員) こちらのカーシェアリングなのですけれども、これだとコインパーキングが、都心とか、横浜とか、そういう人口の多いところでカーシェアリングというのはやっているのですけれども、そのカーシェアリングではないのです、私が提案しているのは。これだと、タイムズさんとかという駐車場に2台ぐらい車が置いてあって、30分幾らとかという形で、使いたい人がいつでもその車を使ってお買い物ができたり、大型の荷物を買ったときに、またそこに戻しておく、また違うパーキングに置いて帰れるという利便性で、人口の多いところはそういう方式がベストだと思うのですけれども、今回私が提案しているものは、自治体でリース式の車をもうお借りして、例えば今回北部方面に行くバスが廃止になりましたね。そうすると、やっぱり足の確保というのが、高齢者だけでなく、今75歳の方々、無免許の方々にタクシー券を配付してくれて、本当にそれは高齢者、75歳以上の方には大変好評で、それも継続していただけるのは本当にありがたいのですけれども、今こちらの北部のほうの足がないということで、タクシー会社さんと呼べばいいのではないのと言われればそれまでなのですけれども、経費がかさみ過ぎてしまいます。私が住んでいるところ、広野だと3キロを超えておりますので、迎車代がかかり、それでまた駅まで行くとなると、もう1,000円は優に超えてしまうことがありますので、それが毎回毎回になると経費がかさんでしまいますから、ぜひ自治体で車を借りて、それを運転する人、それに乗りたい人を募るといえるのですか。これが三重県の菰野町というところのたまたま私記事を見まして、新聞で、これはどういうふうになっているのかなって、あいあい自動車というタイトルだったのです。これは、リクルートさんが参入してやっているものなのですけれども、タブレットを借りたりとか、ちょっと高齢者にはこれはちょっと厳しいかなって。三重県に確認しましたところ、やはりタブレットを使える高齢者がいなくて、タブレットもしくは電話で予約ができますよということなので、どうしても電話のほうが多いから、うちもやり方を変えようと思っているのですというお話だったのです。これ本当は9月の一般質問でやろうと思っていたのですけれども、ちょっと9月の一般質問が余りにもボリュームがあり過ぎてしまったので、これはちょっと12月に回そうということで、ちょっとそのときに三重県にお電話していろいろ聞いて、ファクスも送っていただいたのですけれども、すっかり日にちがたってしまって忘れてしまったのですけれども、とにかく経費がかからないのです。リース方式の車を1台、例えば広野という地域で1台設置します。それを運転できる人って手を

挙げてもらって、10の方が運転できる人がいた。それを利用したい人って手を挙げてもらったら30人いた。そしたら、その運転をしてくれる人が175円、30分だったかな、20分だったかな、15分で175円をいただき、利用する人は15分で500円、キロ数は何キロだったかな、という形で、都心で言っているカーシェアリングではなくて、こういう田舎で対応できるカーシェアリングという形なのですけれども、月10万8,000円だったかな。車の車種にもよると思うのですけれども、1カ月1台10万ぐらいのリース代がかかって、それにプラス保険料が入ったり、何だかんだ、保険料は1万四千幾らと書いてあったのですけれども、それが年間でなのか、月なのかちょっとわからないのですけれども、持ってきたはずなのだけれども、ここに 있습니다。そういう形のカーシェアリングは嵐山町においてどうでしょうねという提案なのですけれども、この提案で、町長か、副町長か、課長でも、では課長が答えてください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今ご提案をいただいたわけですが、最初この通告書を拝読をさせていただきました、カーシェアリングと、どうなのかなと調べまして、車をシェアするという考え方が2つあるのだということなのです。車そのものをシェアする、みんなで共有をしましょうという考え方と、時間だとか空間だとかシェアする、これ例えば乗り合いバスだとか、乗り合いタクシーだとか、そういったカーシェアリングという2つの考え方があるよね。そういったものも見て、一番代表的な都心で行われているこういったものということでご答弁をさせていただきます。

今三重県の菰野町の事例をご提案をいただいたわけですが、やはり全国にいろいろな自治体があり、それぞれの置かれている状況というのは、これはもうさまざまだというふうに思います。恐らくと言ってはあれですが、この三重県の菰野町というところは、その全域で行っているわけではなくて、その町の中の本当のごく一部の地域で行っているもの。その地域の状況というのを、これ推測ですけれども、公共交通が何もないよと、みんなの足はどうするのだと、何もなくて、タクシーもなくて、バスもなくて、電車もなくて、そういったところで高齢になって出かけられないではないかと、そういったことに対応するために、むしろこれは福祉有償運送の一つかなというふうに思うのですけれども、そういった方式を取り入れて、その公共交通空白

地帯で、ではこういった方法でやりましょうということで行っているのかなというふうに思います。

こういった方式をとということですが、ではこの嵐山町にそれを当てはめるとした場合に、果たして同じような地域特性というものがあるのかと考えてみますれば、果たしてどうなのかなというふうに正直なところ思います。やはり嵐山町には嵐山町に合った形での町民の足の確保、こういったものを考えていくべきかというふうに思っております。先ほど答弁をさせていただきましたが、嵐山町では、年齢制限はございますが、平成23年7月から高齢者の外出支援タクシー助成事業と、これは嵐山町には幸いなことにしてタクシー事業者がございます。そういったものと連携を図り、既存のそういった事業を活用して、町民の足の確保をしていると。大変内容としては利用者にとっては使い勝手のいい制度にはなっているかなというふうに思います。この制度については、かねてより試行ということさせていただいております。私が答弁することではないかもしれませんが、試行ということですので、今後さらに使い勝手をよくしていく、こういった方向で今後町としては考えていくべきかというふうに担当課としては思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） なるべく経費をかけずに、でも町民の足の確保は必要だと思うのです。高齢者の方々には今のデマンドタクシーがあるのですけれども、やはり場所によって、今さっきは広野と言いましたけれども、場所によって吉田地区、越畑地区、古里のほうは熊谷から小川に抜けるバスが通っておりますから、活用ができる可能性があるのかな。そのはざまにある、この広野から越畑、勝田、杉山もそうですけれども、何のツールもない今状況です。タクシーがあるではないかと言われればそれまでなのですけれども、先ほども言ったように、タクシーを呼ぶにもやはり経費がかさんでしまうので、何とかシェアしながらもやっていければいいのではないのかなという思いがあるのです。

ここのところに、これは富山県の南砺市というところなのですけれども、ここのところがやっぱりカーシェアリングを始めたらしくて、買い物や病院に行く用事がある人を手があいている近隣住民が車で送り迎えする、既に行われていることだが、これをIT化することで、頼む側、頼まれる側の負担を軽減できるのではないかと考えた

という市長の言葉があります。それと、このカーシェアリングで、従来のようにバスやタクシーを使った、いわゆる公共交通を基軸とした方策ではなく、むしろ車の機動性、随時性、融通性、コンパクト性などの特性を最大限に生かすことができるであろう車のシェアリングに大きな可能性があるのではないかと。車の共同所有、共同利用により、個人による車所有の固定費用削減並びに諸費用の分散化による経費的な負担軽減に寄与できるのではないかと。だから、今本当に65歳でもタクシーの運転手さんがあられだけの大きな事故を起こしてしまったり、プロですよ、プロなのにああいう事故を起こしてしまったりとか、こここのところ、マスメディアも悪いと思うのですけれども、たまたまきっかけが高齢者の事故があって、それがちょっと今続いているから、マスメディアも今はこういう高齢者が危ない運転するのだという報道の仕方、過去にだってこういうことってあったと思うのだけれども、マスメディアというのはすぐこういうものに便乗して、何か事を大きくしたいとか、騒ぎを大きくしたいというのがマスメディアだから、マスメディアが悪いこともあるのかなとは思いますが、でもそういう今、どうしよう、自分これから運転できるのかなと悩んでいる方もいる中で、こういう仕組みができれば、気楽に外にも出ていけるなということにもつながるのかなと思ったのです。日常生活に不可欠な車の共有化により、集落住民間の時間的、空間的な共有部分も増加することとなり、これが薄れつつある集落コミュニティの維持はもちろん、再構築のきっかけにもなるのではないかと書いてあるのです。

ですので、今のデマンドタクシーが悪いとは全然私も思っておりませんし、本当に高齢者の方から、もう本当によかった、よかったという喜びの声がいっぱい入ってくるぐらいだから、それはそれでやりながらも、ちょっとこういう別の視点でもやってみて、結果が出れば、いい方向に移行していけばいいのではないのかなとも思うのですよ。ですので、とにかく一般質問ですから、いろんな提案をしていきながら、町も、そういう今の情報がないとチョイスできないではないですか。でも、こうやって投げかけておけば、調べるきっかけはできると思うので、投げかけはどんどん私もいろんなところを調べてやっていきたいなと思っているのです。今言ったような形でカーシェアリングを、先ほど課長が答弁していただいた菰野町は本当に過疎地で、何もタクシーも公共交通機関も何もないところではあるのだけれども、しかしながら今嵐山町においても公共交通機関がなくなって困っている方が本当にいます。ちょっと駅から

近い川島の地域の方からのご相談もこの間あったのですけれども、近所の人に買い物に連れて行ってほしいと言われて、その人はまだ70にはなっていないのです。でも、ちょっと運転ができないから、あなた乗せていってくれないかといって、それで友達が、ではいいよって、2～3度お買い物に連れていったと。そうしたところが、割とご主人がお飲みになる方みたいで、割と大きな瓶物というのかな、買って重たい思いをして帰ってくるらしいのですけれども、ある日、お財布にお金がないとか言い出して、その方が立てかえて、そのうち1カ月ぐらい先に返してもらったみたいなのですけれども、ご近所の人も本当にかわいそうだから、連れていってあげようと思って連れていくのだけれども、お金がないとか言われたり、ちょっと重たいものを多く買われたりとかすると、やっぱりお友達もちょっと敬遠したくなってしまって、一応町のほうにはご相談したみたいなのですけれども、そういうこともあるので、こういうシステムがあると、なお使いやすいのかなと思うのですが、町長はどのようにお考えになりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 先ほど、時代についていけないという話ありましたけれども、何かいろいろ難しい話が出てきて、困っているところなのですけれども、確かにこれからは、今までやっていることでないことが始まってくると思うのです。ですから、今近所の人同士で助け合っていきましょうという話ありましたけれども、年聞いてから頼むようになって、こういう時代ですので、なかなかそのところはどうかなのかなというのもあるし、そういう需要がこの地域ではすごくありそうだということであつたら、コミュニティービジネスとして始めても成り立つのではないかというような感じもするし、行政ということじゃなくて。それと、近未来の方向を示していただいた、運転手がいなくても、嵐山病院まで連れていってと言って、車さえあれば行ってしまうという時代もそこまで来ているわけですから、だからこれからはどういうふうになるかあれですけれども、今おっしゃるような感じで、近所のあいている人に運転をお願いをしてというのが、コミュニティービジネスというか、近所同士の話し合いならあれですけれども、行政でそういうような話が、口ききがするようなことになったときには、早く免許を返すことを先に考えろなんて言われてしまうのではないかと思って、いろいろ難しい状況だな、でも近未来の問題だなというふうに聞きながらおりました。難

しいことだと思えます。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 難しくないのですよ。そんな本当に今どんどん、どんどん世の中が変わってきて、さっきの一番最初に提示した、このハンドルのないバスが走ったと、公明新聞なのですけれども、これがさっきも言った仙北市で走ったと、これ2025年目途に、ドライバーが全く関与しない、完全自動で走るバスが25年目指して今やっていますよということなのだけれども、ちょっと25年まで待てないなと思ったので、その間の期間で、何とかこの今嵐山町北部のほうの公共交通機関がないところの何か足を考えてもらわないと、本当にアンケートの調査の結果は何いましてけれども、細かく聞くとやっぱり大変なのです。ですので、全然難しいことではございません。後で菰野町のファクスお渡ししますので、見ていただきたいと思っておりますけれども、シェアリングカーが、どこだっけな、きのう課長にはこれコピー渡してあるのだけれども、公共のコミュニティーバスだと5,000万、運行委託料の支払いが合計5,000万かかっていたのだから、この地域が。それが今何十万だかできているような状況で書いてあるのですよね。ですので、そんな難しく思わないで、調査研究をしていただくという答弁はないのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今も言いましたように、何か話を聞いていて、行政向きでなくて、やっぱり地域のコミュニティーサービスというか、コミュニティービジネスというか、そっちのほうの方が何か合っているような気がするのだけれども、そういうのでご近所で話し合ったりとか、地域で話し合っ、とりあえずそこで動き出すというのはどうなのですか。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） ということは、例えば広野2区で、地域で話し合っ、地域の区の中でリース車を借りてやったらどうですかということでございますか。町長がおっしゃったのは。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 まさにそのとおり。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） そうしましたら、私からの要望は、補助金をいただきたいと思っておりますけれども、その辺、もし各区で、本当は区長にいてほしかったのですけれども、各区で、例えばそういうまとめがあったと、やろうよって。そういったときに、月10万、1台、月10万かかると、それに保険料が入ってきて、12~13万かかりますよと。かかるのかな。10万と計算します。それで、年間120万。利用者がお金払って、それがその費用に宛がわれるわけなのだけれども、運転手も多少お金もらうとかなってしまうと、町としては補填できる、補助金出してもらえるのですか、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんいつも言っているように、行政ですから、公正、公平という考え方のもとで、そういうようなものを取り入れたほうがいいよというところが全町的に圧倒的に多くなってきたというようなことになってきたら、今のタクシーやめてそっちにしたらいいのではないのという話になると思うのです。だから、議会でもそういうほうを取り入れなさいという話になってくると思うのですけれども、それが余りにも少数意見だと、議会に提案してもどうということになるのかなというような感じがするわけです。ですから、どれぐらいの人たちに支持をされ、どれぐらいの町民サービスができて、それが町民福祉の向上につながっていくのかということが判断の一番の基準になるかな、そんなふうに思いますけれども。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） またこれは各区に戻ってお話を伺いながら、まとめていきたいと思っておりますので、また次回、これに基づいた質問はするかもしれませんが、またちょっとよく調査研究を自分がして、提案をまたしていきたいと思っております。行政の負担を減らした上で、地域の住民同士で助け合って、いつまでも不自由なく笑顔で生活していく、そんな未来をつくりたいと考えていますというのが、このあいあい自動車さんの考え方だということが書いてありましたので、そういう嵐山町を私もつくりたいと思っておりますので、頑張っていきます。

以上で終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時50分)

平成28年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

12月9日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 青柳賢治議員

第13番議員 渋谷登美子議員

第10番議員 清水正之議員

第11番議員 松本美子議員

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第4回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○大野敏行議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○大野敏行議長 本日最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号5番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の嵐山町町民体育祭の地区対抗得点種目を検討することについてからです。どうぞ。

[5番 青柳賢治議員一般質問席登壇]

○5番(青柳賢治議員) おはようございます。5番議員、青柳賢治でございます。議長のお許しいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

嵐山町の町民体育祭の地区対抗得点種目を検討することについてが1点目でございます。ひとり1スポーツの奨励、町民の健康増進、さらには地域力の向上においても格段の成果を上げていると思われ、町民体育祭が長期継続的に開催されていくためにも、各地区において棄権が生じることのないように、得点種目についての検討が必要と思われ、アンケート結果ともあわせまして、町の考えについてお聞きしたいと思っております。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

町民体育祭の種目につきましては、体育協会、スポーツ推進委員会議において検討を重ね、平成14年度大会より徐々に種目の変更をしましてまいりました。28年度までに競技性の高い競技の地区対抗親子リレーほか6種目を廃止し、レクリエーション性の高い地区対抗お玉リレーほか2種目を新規に取り入れてまいりました。参加資格も1人1種目から2種目になり、今年度は100世帯未満の地区には出場制限を撤廃し、その他の地区は3種目といたしました。開催日につきましても10月の第1週の日曜日と変更し、多くの町民が参加しやすくなるようにと検討したものであります。今年度の体育祭で棄権のあった地区は2地区あり、棄権種目数は障害物リレーが2地区、むかで競争が1地区、パン2でデートリレーが1地区でした。

今年度の体育祭後に各区にお願いしたアンケートの11月30日現在の回収率は65.6%でございますが、主な設問では、町民体育祭の満足度については、満足、どちらかといえば満足が67%、不満、やや不満が24%、開催日程については、10月第1日曜日が80%、第2日曜日が15%、選手集めの困難な種目については、1位はパン2でデートリレーが26%、次いでむかで競争が19%、合同参加については、賛成が29%、反対が52%という結果となっております。

今回のアンケート結果をもとに、スポーツ推進委員会議、体育協会役員会、理事会、評議員会において、種目をはじめ今後の町民体育祭のあり方につきまして協議をしましてまいりたいと考えております。今後も、大切にしたい地域コミュニティの振興の一環として位置づけ、町民の皆様が参加しやすい、スポーツに親しむことのできる大会を目指して努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これ平成20年の私12月議会で同じような趣旨の質問しておりました。そのときは、まだ各地区に子供さんが数少なくなるようなことも、そうまだ予想もされず、おじいちゃんとお孫さんでも出れるような種目ができたらいいねというようなこともちょっと私発言させていただいたわけですが、今回、私も体育祭のときの最初に配られますプログラム、これを見て、はっと私、自分の地区という

か、川島にも1区、2区、3区があるわけですが、3区のところを見ると、棄権となっていたわけです。それで、ちょっと、はっと私も思いまして、そういうことも地区の中で聞いていなかったものですから、3区の地区というと約200世帯からある世帯でございまして、そういう世帯がまず棄権というようなことがこのプログラムに載ってくることについては、どうなのだろうなという、その体育祭が終わった後の区長さんや体育委員の皆さんともちょっと話す時間がありましたので、いろいろ聞いてみまして、ぜひここは町のほうにも質問させていただいたほうがいいのではないかとということで、今回質問しております。

そんな中で、やはり体育協会といえますか、地区の体育委員の皆さんがご苦労されている内容を聞きますと、ここに、アンケートにも出ていました。1位はパン2でデートというようなものらしいのですが、その3区の体育委員の方もそのようなことを言っていました。それで、私がまずそもそも取り上げておきたいのは、町民体育祭の意義とか、そういうことはもう最初で述べておりますので、十分理解しているつもりです。こういった中で、棄権だとか、名前が載っていないものもあるわけですよ、選手の名簿が。これは、いつが締め切りとなっています。そういったことに対しては、主催をする、スポーツ推進委員会と体育協会役員会、理事会か、こういったところにおいては、そういったことに対してどのように取り扱いをして、助言なり、そういったようなものが行われているものなのかどうか、その点をお尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 棄権種目のみならず、毎年反省会という形で会議を行っております。その席上でも、スポーツ推進委員さんは当然ご自分もスポーツに親しんでいる方々ですので、先ほどの答弁でも競技性の高いものからレクリエーション性の高いもので、できるだけ多くの方が参加できるようにということに種目の変更もしてまいりましたが、逆にやはり競技性のあるものも必要ではないかというご意見も実際にはございます。ただ、全体的にやはり選手集めで大変という声も各地区から聞いておりますので、そうした中でのこれまでの種目の幾つかの変更というのがあります。各地区個別にご相談を受けたり、また助言をしたりということは現実にはないのですが、会議の席上では、大きな地区もですが、小さな地区でも、世帯数が少ないところでも参加されている。今年の町民体育祭では、遠山が3位、根岸が4位ですか、そう

いう地区もございます。アンケート結果の中で、合同参加について反対というのは、各地区の特性があると。せっかく体育祭をすることによって連携を深めるというのがあるので、区民の参加意欲を合同ではかえってなくしてしまうという意見もございます。それぞれ嵐山町も地区によって考え方、またずっと嵐山に住んでおられる方、またよそから来られたところが多い地区によって考え方等もそれぞれ異なると思いますけれども、総合的にスポーツ推進委員会議、また体育協会の役員会では検討した上で、競技の種目等を決めているところでございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私がやっぱり一番申し上げておきたいところは、地区によっては100世帯を基準にしながら、そういう細則ができてはいるわけですけども、やはり小さな100世帯以内のような人でも、今言ったいろんな難しい種目にエントリーをして出てきているところはいっぱいあるわけです。そういったところに引きかえながら、ある程度の世帯になっているところが、そういうふうにな名前が出ていないところがあったり、棄権というようなことがあるという状況というのは、やはりこれは主催する側として何らかの、選手が出ていているというような名簿、そういうところに、それぞれの体協の役員さんご苦労されているのだけれども、さらにそこに主催する側としてお願いをする。そして、ある程度平らな形でこの大会が行われていくということも1つ大事なことでないかというふうに考えるのですが、課長、いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 議員のご提言のとおりだと思います。せっかくの大会で、皆さんがパンフレットを見て、棄権というのがあると、やはりどうかなというふうに思われるものもあると思います。一応名簿の締め切りは何月何日までですというふうになっておりますけれども、その状況を見て、ぜひ地区……それ以前にもできるだけ棄権のないように各区の皆さんにご理解いただくように、体協の役員さん、また区長さんにもお願いしたいと思いますけれども、名簿が出てきた時点で、そういうところのチェックも今後はしていきたいと思っております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） せっかく朝の6時にスタートするのか、今年の町民体育祭も大分朝大変だったのですよね。スタートしようか、どうしようかというようなことで。

それでも、もう6時過ぎから、地区の人の役員さんだとか、体協の役員さんなんかはそろって、楽しみも半分ありながら、責任感もありながら参加しているのだというふうに私は思っているのです。それで、これが長く続いていること、これも嵐山の特徴ですし、それぞれその地区、地区を思う気持ちもあり、そしてその上でこの町民体育祭が進んでいるのだと思うのです。やはりこの持っている目的というようなものをもう一度捉え直すというか、していただいて、そして終わった後の皆さんで反省会するとか、慰労会はまことに盛り上がるのです。うちの地区も3地区ありますけれども、3地区合同でやるのです、打ち上げのときは、100人ぐらい集まります。そういうことはすごく大事なだと区長さんは理解している。だけれども、種目が始まって、そういう中でどういうふうな苦勞があつて、どうだった。聞いてみるところ、なかなかやっぱりアパートがあつたり、そして1人1種目か、何種目、3種目かな、までは制限がないのだけれども、そこまで集まらないというようなことも事実なのです。ですから、やはり棄権が出てくるような町民体育祭にしていってはいかぬということが私の言いたいことなのです。ですから、その辺を、今ここにも答弁いただいたように十分、今出ているパン2でデートというのも非常になかなか人が集まりづらいと。そして、昔は何か隣の奥さんと一緒に肩組んだりとかということも、いいムードでもあつただけけれども、今はなかなかやっぱりそうもいかないということになってくると、少しやっぱり若い人たちにも出てきてもらえる。今もう一つ聞きますと、子供さんの競技があつたり、遊戯があつたりとかということで、若いお母さんもなかなかそこまで手が回らなくて、地区に来て、そちのほうに行かなくてはいけないから、選手としては出ていけないような状況もあるのだというようなこともよく承ってもらって、そしてやはりこの町民体育祭が、これだけの人があそこに集ってやっていくのだという意義深さというのかな、そういったことをやっぱりもう一度かみしめてもらうようなことが大事かと思うので、長く続いてもらうこと。これは、さっき言った合同参加云々ということよりも、地区、地区があるので、私はその辺はそちらのほうにお任せしますけれども、これが長く続いていくことをやっぱり考えていくというようなことについて、もう一回、課長、答弁お願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 青柳議員おっしゃるとおり、我々もやはりこの町民体育

祭、地域のコミュニティーを深めていくというのに大変大事なイベントだと考えております。一部町内、また近隣の市町村で聞いても、体育祭を廃止とか、中止とかという声もちらほら聞こえてまいります。大きな市だと、地区単位でやったりとかというところもありますし、やはり社会が高齢化、少子化、人口減少が進む中で、いろいろ状況が変わってきていると。逆に、でも、それだからこそ、こういった町民体育祭のようなイベントというのは地域の結束を高めるためには必要だと当然我々も考えておりますので、そういったことの意義も含めて、体育協会の事業、役員会、また地区の体協の役員さんが出ていただける評議員会でも、もう一度その辺のところをぜひ強調して、今後も続けていきたいと考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） これだけ歴史のある町民スポーツでございます。そして、本当にやっぱり100世帯に満たない未満の地域が出てきているのだと。そういうこともやはりいろいろと場所で取り上げながら、それはやっぱり地域愛であったり、地域を思う気持ちなのだというようなことも上手にご指導していただきながら、進めていただけたらなというふうに思います。

次に移ります。2点目でございますけれども、食べ残しを減らして、食育を推進していくためにということでございます。新しい学校給食センターで給食が提供されて7年ほどになります。幼稚園、各小中学校には毎日温かくおいしい給食が提供されていることと思います。さらにおいしい給食を提供していただくために、次のことについてお聞きいたします。

（1）、献立作成に当たって、どのようなことに留意して作成されているのでしょうか。

（2）、園児や生徒においしく食べてもらうために、どのような努力や工夫がなされているのでしょうか。

（3）、残食率については、どのような分析がなされ、改善につなげているのでしょうか。

（4）、子供たちには食への感謝の思いや食育ということについてどのような指導がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（4）の答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の(1)からお答えさせていただきます。

学校給食実施基準の平均所要栄養量の基準に基づいた栄養管理を行うとともに、嵐山町の農産物や旬の食材を多く取り入れ、季節感を考慮した献立作成をしております。また、学校給食法第2条に基づき、学校給食の目標の達成に向け、嵐山町や全国各地の郷土料理や行事食、伝統的な日本の料理を積極的に取り入れたり、世界のさまざまな国の料理を紹介するなど、さまざまな食を体験する機会になるよう献立作成を心がけて作成しております。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。毎月の主任会で幼稚園、各小中学校から出た意見を反映するよう心がけて工夫をしております。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。残食の計量について、センターの設備は脱水後の残渣を計量するものとなっており、正確な残食率については把握できておりません。脱水後の残渣の多かった献立につきましては、主任会にて学校の様子を聞いたり、味つけ、組み合わせがよくなかったかななどを検討しまして、改善につなげております。

続きまして、質問項目2の(4)につきましてお答えいたします。児童生徒の食に関する指導でございますが、栄養教諭により各小中学校の全学年に学級活動の時間及び中学校の家庭科の授業で指導をしております。内容につきましては、各学年ごとにテーマ、目標を設け指導しております。それに加え、各担任が学級活動及び生活科の授業で、その他家庭科の授業で、各学年ごとにテーマ、目標を設け指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 献立の作成なのですから、私も一部ちょっと9月ぐらいの献立を見てみました。きょうの答弁では、いろいろなものを取り入れた形で心がけて作成していただいているということなのですから、ある程度学校給食にまだなれないといいますが、嵐山幼稚園に行っている子供たちは食べているわけですから、差し支えないのでしょうか、小学校の1年生、2年生ぐらいですか、低学年ですね、こういった子供たちはまだなかなか学校給食になれないところもあると思うのです。その中で、献立のメニューというか、そういうものの中にそういった、(2)にもなってしまうのですが、(1)でちょっといきたいと思っておりますので、子供さんたち

の直接的な要望というものですか。例えば、具体的にになりますけれども、ちくわだとか、イカのでんぷらだとか、そういったようなことの聞くような機会というのはあるものなのですか、どうなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

毎年、給食に関しまして小学生のほうでは、給食いつもありがとうみたいな形で、各個人個人、1人がカードに自分の思いといいますか、感想を述べたものを各クラスごとに、ちょっと大きな模造紙に張りつけて、お持ちいただいております。その中には、自分の好きな、このメニューが好きですとか、こういうのが多く出してもらいたいとか、そういったものが書かれておりますので、そういったところで把握はできるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 私この質問も、とにかくおいしく、もりもり食べてもらう給食になってもらわなくてはならないのだというところから質問させてもらっているのですけれども、私も総じて子供たち、近所の子供たちや、それから通学で通っている子供たちにも給食のことなんかちょっと聞いてみましたけれども、非常においしいという子供たちがほとんどでした。そういうことで、子供たち満足してくれているのだなということは、大体自分なりに把握したわけなのですが、それで今課長答えられたような給食の低学年のそういう子供たちのそういった要望というか、カードみたいなものできているというのであれば、ぜひそれもよく見てもらって、偏ることもないでしょうけれども、満遍なく、平らに献立に反映をさせていただくような形でお願いしたいなというふうに思います。

(2)に移ります。毎月の主任会で幼稚園、各小中学校で出た意見を反映するよう心がけているということでございますけれども、ここのところが、今学校給食の事業というと、全般で町から7,500万ぐらいかかっていますね、学校給食の管理運営事業として。そして、あとは材料費ということで、保護者の方から負担があるわけです。そういった中で、今設定されているような給食費といいますか、保護者の方に負担をいただくようなものについての不足感というか、そういうような点はどのようにお考

えですか、課長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

今給食費につきましては、私も教育委員会に来て11年目になりますが、常にぎりぎりのところでやっていると。数年前にもちょっと値上げはさせていただきましたけれども、実情に合わせてちょっと値上げもさせていただくようなことというのも今後あるかもしれませんが、栄養士さん、そういった献立を考えながら、給食費のお金のことも考えながら賄っているというのが現状でございます。また、食材を選ぶにつきましても、毎月、検食といいますか、業者は何社も同じものをつくっていらっしゃいますので、そういったものを職員のほうで実際に検食をしまして、1個1個業者によって値段も違います。そういうのも加味しながら、ではこの会社のものを使おうとか、そういった配慮もしながら、給食のほうのお金につきましては配慮しながら、献立も決めながら、食材もどこのを使うというのを決めながら、何とかやりくりはしている状況でございます。ここに来てちょっと野菜が高騰していますので、そこがちょっと今年度、今頭が痛いところではございますけれども、何とかやっつけているというのが現状でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それで、確かに夏場の台風やら何かで野菜が高騰してしまって、どこの学校でしたか、野菜が高騰したので、2日間ぐらい給食休むという、それで保護者の方が納得したのかどうかわかりませんが、すごい市町村だなどと思って私も感じたわけです。そういった中で、これはちょっと町長に質問したいのですけれども、ここの部分はどうしても私会計でございまして、親の負担の部分、給食、材料費の負担。そして、今回のように野菜が高騰したり、そういったところも、これは先いろんなことがあるので、わかりません。そういったところに町として、やはり食というのは一番の基本なのです、人間の体をつくる。その上にやはり頭のこと、精神、やはり健康な食の体がないと、なかなかそこまでいかない。そういう中では、今回のような野菜が高騰したり何かしたときの場合には、何らかのおいしい給食を提供していくのだぞというような視点については、町長、どのように考えられますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

食、今おっしゃるように、一番基本中の基本であるわけです。そして、学校給食の中にも、食の大切さといいますか、中心はその栄養面の部分を中心。そして、それを食べる食べ方、それから材料に対する感謝の念、そういうものが学校給食の教育の狙いだと思います。そういう中で、学校給食の全体の中で今一番問題だと私が思っているのは、嵐山町の中では、地域の野菜が年間を通して供給ができないというような状況もあるわけですが、それはほかのところから供給をして、やると。そのおいしさというものの基準というものがどこに置くのか。給食をつくる側にすると、カロリーが何カロリーであって、それでこの食事に対しては塩分が何%であってというような形で栄養士の先生つくるところです。それで、実際食べる子供たちは、今の食環境というのを考えると、コンビニ食といいますか、簡単にできる。ですから、家庭食、中食、外食とよく言いますが、その中食だとか外食に入るような部分というのが多い。それと、コンビニ関係の、いろんなファミリーレストランも含めてですけど、そういうところの味つけ、塩分というのは外のほうが強いのです。そうすると、食の嗜好というのは、やっぱり強いほうに引かれていくというのでしょうか、そういうような傾向というはあると思うのです。ですので、基準というか、健康面の中に沿った形の、例えば塩分を幾つにというような形、そして外のところでは塩分が幾つというようなことになってくると、ちょっと塩分が足りないような、私自身も弁当をとっているのですけれども、弁当をつくっている方というのはやっぱりそういうものがあるのではないかと思うのです。塩分、油分とかというのが。ちょっとうちで食べるあれより塩分が少ない、薄味だなというような感じがするのですけれども、それがいいのでしょうか、ちょっと食べると、そういう感じがする。子供たちにもそういうのが、もしかするとあるのかなというような感じがいたします。ですので、そのところの兼ね合いというものをどういうふうにやっていったらいいのかな。どっちに視点を。子供が食べ残しが少ない、全部食べる。いや、そうではなくて、やっぱりつくるほうとすると、塩分から、脂肪分から、いろんなものを考えて、たんぱくがどうだよというようなことを中心に考えていかざるを得ないとか、そういうのがあると思うのですけれども、そのところは、給食委員会ですとか、ご父兄の皆さんと相談をといいますか、どこのところで折り合いがつくかといいますか、そういうよう

なところも必要なのかなというふうに思います。

それと、おっしゃるように、一番の基本というのはその原料、安心、安全、これは何としても最優先で考えていかなければいけません。そして、地域の人たちがつくっていただいた野菜、お米というのはやっぱり味が一味違うわけですので、そういうものをできるだけ使いながら、給食がおいしいと食べてもらえるような、残りが少ないような、そういうものを目指していくべきだというふうに思っております。欠けているところというのはやっぱりあると思いますので、そういうものは相談をしながら、見直ししながら補っていく必要があるというふうに考えています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今町長答弁いただいたのですけれども、私としてみれば、そういう厳しい私会計の中にあれば、やはり町としても応援していくのだというような姿勢を持っていただけたらと思っています。

それで、とにかく知育、体育、徳育というところに行く前の、食というのは本当にそこに行く前のエネルギー源みたいなもので、体なのだと、まさに食べることが。そして、それが何か日常的には、我々の世界では、そこにあるのが当たり前で、ずっとそれが当然のような認識を持っているわけですが、世界を見渡すと、食べられないでいる人たちがどのくらいいるかというようなこと、そういうことも考えなくてはならないと、子供さんにも指導しなくてはならないのだと思います。

そして、今おいしい基準というのがどこかということになってくるわけですが、その辺のところから、(3)の残食率のほうに入りたいと思います。この残食率につきましても、実際はかったことがないというようなことになっていますけれども、見た目で大体わかりますよね。食缶を持ってみて、軽かったときとか重かったときというのは子供なりにもわかるでしょうし。それで、ここでやっぱり肝心なところは、まずくて残したのか、味がやっぱり悪かったという残食なのかどうかという、その辺なのです。おいしくなくて残す。嫌いだったものを残すというようなところは分かれてくる。その辺は、やっぱり給食を提供していく立場としては、ある程度しっかりどういう状況にあるのかということは把握をするべきだろうと。ましてや1週間のうち月曜日から金曜日まで5日間です。5日間子供たちが学校給食センターの食事を食べるわけです。そういうことは肝心だと思いますが、課長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

残渣の内容というのですか、それにつきましてはメニューに大きく左右されるということがやっぱりあるのかなと。その中で、例えばそのメニューそのものが全くだめという子供もいたり、そのメニューの中に具材が自分の嫌いなものが入っていたりということがあると、今の子はやっぱり残すという傾向があるようでございます。これにつきましては、我々の時代であれば、例えば野菜一つ、ニンジンがだめだということニンジンだけ食べずにとか、最初によけて食べたものなのですけども、ニンジンだけ残して、あとは食べるとかというふうにはしていたと思うのですが、今の子は、食材に嫌いなものが1つ入っていると手もつけない子が多いらしいのです。全く手をつけないというのですか。食べる子は、逆に全部食べて、おかわりをしながら食べると。その差がちょっと大きい傾向にあるようでございます。これは、栄養士さんのほうも実際に給食の時間に学校のほうに行き、そういった状況は見に、そんなに多くの頻度ではないですが、行って、様子を見に行ったりもしております。また、先ほどから言っている毎月やっている主任会のほうでも、各学校給食の主任の先生方からも、そういった意見の取りまとめも常にしておりますので、分析をすると、やっぱり嫌いなものがあると、今の子供たちは全然手をつけない子が多いという傾向が強いようでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やっぱりそれは家庭でもそうなのでしょうね。やっぱりその食育というか、つなげていくところには、これは1年生の特別活動では、さあ、みんなの給食が始まるよとあってあるのです、いろいろなものが。ほとんど、だから嵐山の小学校でも行われています。私も聞いたところ。それで、やはり今の課長の答弁ではないけれども、それを最初からやっぱりどうなのかなと。そこにやっぱり教育があるのではないかと。やはりみんなで一緒に楽しく食べてみて、そして嫌いなものが一つでも克服できたと。それは自信になりますよ、今度。やっぱりそういうところにもそれぞれの担任の先生と一緒に子供たちが食事をしているわけです。そのときに先生は何を教えているのだと。それがそうですよということではないのだな。やっぱりそこで何かいいではないか。ニンジンが嫌いかもしれないけれども、うちでもなか

なか食べられないかもしれないけれども、少しまざっているのを一口でも食べてみようかと。それは、アレルギーになるわけではないだろうから。そのぐらいのやはり教育する場所として大切だと。それは、親も子も一緒になって学校の給食の献立をよく見て、きょうはこうだった、お母さん、お父さん、こうだったよ。やっぱりそういうような給食と家庭がつながるようなところへ意識というものは持っていかなくてはならないと私は思いますけれども、これについては、教育長、どのように考えられる。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

児童生徒がやはり望ましい食習慣を身につけさせるのにはどうしたらいいかと。私は、学校給食が生きた教材と、こういうふうに最近考えております。以前に、給食については、おいしいとか、まずいとか、普通だとかという、そういう調査をやるのです。そこで止まってしまっているのです。議員さんが質問されている中に、やはり教育として生かしていくということが、毎日食べているわけですから、その中に必ずおいしいものとまずいものが子供一人一人違うわけですよ。だから、やはり家庭でも、あるいは学校の保護者会でも、本校ではこの給食が食べる者が少ないとか、そういう話題にする必要があるのかなというふうに私は考えています。先生方、私どもも幼稚園に行っても何回か食べているのです。幼稚園の子供の、さっきお話ございましたけれども、おいしさと、やっぱり中学生、小学校高学年、違うと思うのです。しかし、誰が食べてもおいしいというのはもう大体イコールなのです。まずい、おいしくないをどう食べさせていくか。家庭でも、てんぷらにして何とか入れて食べさせようという親御さんの苦労も時々聞きます。そういった中で、教材としてやはり今後これらの給食を考えていくことが教育の場で必要かなというふうに思っております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この残食については、嵐山町の給食の月1回発行されている食育だよりというのでしたかな、あれ、私も大体見ました。それで、いいことが書いてあるのです。ただ、私1つこれでどうなのかなと思ったのは、今の残食ね。残ったものが何が残っているという情報を、月1回ぐらい出すわけだから、どこかで親の、保護者の皆さんにも報告はされているかもしれませんが、大々的に1カ月に1枚出しているやつの中に、どういうのが残るのだと。どういうふうにして家庭で努力

してほしいのだとかいうようなものをつくって発行することも有意義だと思いますが、課長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

残食につきましては、分析としましては、今の子供はやっぱり全般的に野菜が、1つに限らず、2つ、3つという子もいるとは思うのですが、野菜が全然好き嫌いなく食べられるという子が少ないということが1つ。もう一つ、豆類がやっぱり苦手のごさいます。栄養価のあるものが食べない子が多いというのがちょっと非常に残念な結果ではございますが、その辺のメニューを出したときに、ちょっと残食の傾向が強いという分析のほうは、毎日毎日、それは残ってきたものをチェックしておりますので、記録もっておりますので、その日その日、メニューによって残食率が多かったり少なかったりとかというのは当然でございます。その多かった日の分析をしますと、野菜が多かったり、豆が入っているメニューというのが多いようございます。特にメニューの中でも全般的には和風、洋風ですとか、何とか風みたいな形で、中華とか、やることはあるのですが、和風になると、どうしても野菜ですとか、そういった豆類を使うようなメニューが多くなりますけれども、そのときがちょっと残食率は多いかなという傾向が出ている結果とはなっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やっぱりそういう子供さんによっては確かに豆だとか野菜だとかってあるでしょう。ですけれども、やっぱり本当のところを、どういうものが残るのだよというようなことをやっぱりある程度しっかりと保護者の方には知ってもらおうという便りをつくってもいいのではないかと私は思います。そして、ある学校では確かに、きょうから1週間残食調査しますと言ってやると、ほとんど残食がないぐらいに、残食はないらしいのです、ある学校でやったら。また、その10日ぐらい過ぎてやると、また残食が出てくるというようなこともあるらしい、傾向は。だけれども、嵐山町の子供たちが1週間、5日間通じて、いろいろ米飯が3食だったりしながらやっているのだけれども、なるべく残さないで食べてもらえるところにつなげていくためには、そういったことも調べてみたり、保護者の皆さんにも理解してもらって、な

るべく家庭でもそういったことを教育してもらおうと。一緒になって、食べるもの、人間の基本ですから、というふうに考えます。できればそういう努力をしてもらいたいと思います。

(4)に移ります。児童生徒の食に関する指導ということで、栄養教諭等の指導が行われているということで、私も小さな子供たちにも聞いたりしました。確かに栄養士の先生が来てくれて、お玉の使い方がどうだとか、それからあとは学校給食のつくっている場所、これはなかなか今の調理センターでは見学ができるようなスペースがないというようなことは私も聞いておりますけれども、食べ残しを多少減らしていく意味でも、どのようにしてそのものがつくられているのだと。学校ファームとか、いろいろありますけれども、実際調理している場所、そういったところをやはり食べる子供たち、ましてこれは低学年です。1年生から3年生ぐらいで、こんなにしておじさんやおばさんが我々の食事をつくってくれているのだな。そういうことがどうだと聞いたら、写真ぐらいしかないというのだね。写真ぐらいで見たことしかない。それではどうだろうと思うのですけれども、課長、答弁できる。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 今回給食センターの建設に当たりまして、見学ができるような、そういった計画のほうができればよかったですのですが、どうしてもやっぱり財政事情等もありまして、そこはかなわなかったという事情がございます。実際につくっているところを見ると、見学スペースのあるそういった調理場に見学に行かないと、実際はできないのかなと。センターは、当然保菌検査等、そういったものをちゃんとやった者しか中には入っていきませんので、町の職員でも今検査やっているのは私だけですので、実質私だけしか、同じ教育委員会のこども課にいても、中に入ることはできません。そういった状況もありますので、今現在ですと、嵐山の給食センターでつくっているところを実際に見るとするのはちょっと厳しいかなというふうに思っております。給食が終わった後の、例えば1学期終わって夏休みに入ります。そういうときには、最終的にまたいろいろ掃除をして、2学期が始まる前に全館消毒をかけたりしますので、給食が一旦終わって次が始まるまでの間に、こんな感じで給食をつくっているよと、中に入っていただくのは可能かなとは思いますが、実際つくっているところを見ると、ちょっと今のセンターでは無理でございます。

近くでは、そういったセンターを見れるような見学スペースを設けているところがありますので、場合によってはそういうところにも行って、実際見てもらうしかないのかなというのが現状でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） やはり百聞は一見にしかずなのだね。やっぱり実際に目にして、そういう姿を低学年の子供たちに見せるということは、かなり子供さんにもいい影響を与えることになると思いますので、嵐山の調理場が云々でなければ、また何か考えて、そういうところへやはり一環として、食のありがたさというか、そして感謝の気持ちというものを持ってもらうためにも有効なことだと思いますので、検討していってもらえればなと思っています。

そして、食育といえば、やっぱり学校給食というものをベースにするのだよというようなことになるのです。いずれにしても、私もこの食育ということをちょっと調べていくと、全てが人間が生きていくもとなのだなと。これが食せない、食べれない人はもうだめだと、要は。知育にもならない、徳育にもならない、体育もできないということなのです。ですから、そこをやっぱり肝心にしっかりと、嵐山の子供たちには、食するというか、食に対してしっかりとした、選別したりなんかすることも全てですけれども、食育を身につけさせていくということは、さらにまた社会人になっても有益なことだというふうに思いますので、嵐山しかできない食育というのかな、そういうところに進めていってほしいというふうに思います。この質問については、これで終わります。

3番目でございますけれども、防犯カメラを屋外に設置することについてでございます。防犯対策については、防犯ボランティアが1,000人を超えて、全ての防犯灯をLED灯に変更することもできました。町が明るくなりました。明るくなった町をもう一步、町民の確かな安心感につなげ、犯罪の発生件数を減少させるため、犯罪の発生が想定される場所に、抑止力を持つ防犯カメラを設置することは大変有効であると考えます。町の考え方をお聞きします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

現在、町では、施設の安全管理上必要と思われる公共施設に防犯カメラを設置をしております。犯罪のない安全で安心なまちづくりには、地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、地域の皆さんが町や警察などと連携を図りながら、日常的にパトロールや声かけなどを主体的に行うことが最も大切なことであり、引き続きこれらの防犯活動を積極的に推進していく必要があると認識をしております。防犯カメラは、これらの人の目による防犯活動を補完するものであり、議員ご指摘のように犯罪の抑止効果や早期解決などに有効であると思われませんが、その一方でプライバシーの侵害や監視社会を危惧する考え方もあることから、設置、運用に当たっては慎重な対応が必要であると考えております。今後につきましては、嵐山町の地域性を考慮しつつ、他自治体の事例等を研究をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） この防犯カメラも、私も地域で何人かの方に言われたのです。防犯パトロールや何かで非常に安心できるし、街灯も明るくなってきたと。それで、あとはどうなのだ、こういうことはというようなこともありました。またさらには、議会さんのモニターさんのほうからもこんなことも言われました。それで、やはり安心、安全のまちづくりの中でも、特にこの防犯、実際に実績を上げているわけです。それで、今ここに課長答弁されましたけれども、嵐山町の地域性というふうなことをおっしゃっていらっしゃる。この地域性というものは、どのように捉えるものなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

嵐山町の地域性、こういったことかというご質問かと思えます。まず、嵐山町では犯罪がどの程度発生をしているのか、こういったことを若干申し上げてみたいというふうに思います。手持ちに資料ちょっとあるのですけれども、これは平成23年度から嵐山町で刑法犯の認知件数、こういった件数をまとめたものがございます。平成23年には、これは暦年でございますが、287件刑法犯罪件数があったということでございます。この数字については毎年減少傾向がございまして、平成26年には139件、ほぼ半減をしていると、こういった状況がございます。27年については若干ふえている状

況はございますが、また28年については、途中までの経過を見ますと、かなり減少傾向が大きいというような形になっております。

この防犯カメラについては、自治体によってはいろんな取り組みをしているというふうに承知をしておるところでございます。埼玉県内を見ても、ある県南の自治体では、自治体みずからが率先をして、犯罪が予見されるような道路等にカメラを設置をしているというような自治体もございます。恐らくこういったところについては、犯罪の発生率というものも大変高いのではないかなというふうに思われています。

一方、嵐山町の状況を見ますと、今申し上げましたとおり、犯罪の件数もかなり減少していると、こういった傾向があるというのは、冒頭の答弁の中でも申し上げましたが、やはり地域の皆様方のお力によるところが本当に大きいのかなと。嵐山町の地域性ということであれば、やはり地域の皆様方のお力をいただきながら、そういった人の目による防犯活動、こういったものをまずは継続をしていく、こういったことが大変効果のある地域だというふうに思っているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに課長の答弁のとおり、犯罪件数も年々減少しているので、この139件をどういうふうに考えるかだというふうに思うのです。確かにカメラの目より人の目がいいです。ただ、多くの町民がいるわけです。小さい子供から、若いお嬢さんたちもいるし、そういうそれぞれを考えたときに、その一つのいろいろと起こり得る犯罪というものの抑止、そういう意味では、なかなか24時間中、人の目は動かせませんが、そういったカメラがあれば、ある程度効果はあるというふうに思いますが、課長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお話のとおり、確かにカメラの抑止力という部分で言えば、カメラが設置していることによるそういった効果というものは、これは一定のものがあるというふうには当然私も考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、嵐山町の特長というものを考えれば、現在の形をより推進していくというものがよろしいのかなというふうに思っています。その一つの根拠というか、1つ申し上げますと、

先ほど答弁の中で、28年度は実は前年度に比べますと、これ1月から9月までの実績ですが、前年度比31%減少しています。なぜこれだけ減少しているのかということは、それは厳密には分析はできませんが、一つには、今嵐山町が進めている事業の中で防犯地区モデル事業、こういった事業を平成27年度から初めて取り入れたわけでございます。平成27年度におきましては、川島1区、2区、3区を合同で実施をしていただき、また菅谷7区でも実施をしていただきました。この2つの地区においては、この地域は他の地域よりも一歩進んだ防犯活動を地域全体で行っているのですよと、そういったことを外の方に見える形での取り組みをやっていただきました。当然中での啓蒙、啓発だとか、そういった活動も行っておりますが、地区、地区のつじつじに、地域を守ろうよ、こういったのぼり旗を立てて、やはり多くの方にわかるような形で取り組みをしていただきました。こういった取り組みの効果、成果、こういったものもこの28年の犯罪件数にあらわれているのではないかな、このようなことを思っている次第でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） なかなか課長のおっしゃっていることが私もそのとおりだと納得します。それで、また地域に戻ってからも、今のような話を含めてしていきたいと思いますが、金のかかることですので、ですけれどもそうは言いつつ、この間の先般も火災があったような、あんなこともあります。やはり地域性ということも大事ですが、そういった点も考えて、考慮しておいてもらわなくてはならぬなと思っております。

それで、1つだけ、嵐山町の防犯カメラの運用基準というのがあるのです。それで、この防犯カメラの、十分これで、今特別にこれに法律がどうのこうのということはないようなので、条例云々ということも必要ないと思うのですけれども、今嵐山町の公的な場所に設置されている防犯カメラというのは主に何台ぐらいあって、経費はどのような形でそれを調達したのか、その点をちょっと1点お答えできるかしらね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

嵐山町防犯カメラ運用基準につきましては、これは平成20年に制定をしたものでご

ざいまして、公共施設において設置をする防犯カメラの運用の基準を定めたものでございます。当然このカメラで撮影するそのデータというものは適正に管理、運用がなされなければいけないということがございまして、こういったものを設置をしているところでございます。現在、町で設置をしている施設につきましては、この嵐山町役場、あとは武蔵嵐山駅の通路、ふれあい交流センター、北部交流センター、図書館、この5カ所というふうに把握をしておるところでございます。その費用というご質問でございますが、ちょっと金額的には、大変申しわけございません。手元に資料がないのですけれども、町のほうで費用負担をして設置をしているということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私も防犯カメラがこれだけ、どこどこということ、細かいあれは調べていなかったのですけれども、一応私今回質問したことによりまして、県のほうの地域振興センターにもちょっと聞いてみました。そうすると、場合によっては、今大体全部町の全額負担でそれぞれの場所に取りつけたような感じですよ。それは公共施設といえば、道路も公共施設になってくるのでしょけれども、県のほうでも1月から3月ぐらいで募集があつて、枠があるらしいのですけれども、2分の1ぐらいのものがあるらしいというふうに聞きました。ですから、文教でも答えていただいたように監視カメラ、これも一緒の同じ類いなのです。ですから、そういったことも、もし町で今後検討していただければありがたいなと思います。

次へ移ります。

○大野敏行議長 一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時10分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の一般質問を続けます。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それでは、4点目の下水道処理区域内の接続促進について質

問させていただきます。

下水道処理区域内の未接続世帯に対する促進のための効果が余り上がっていないのではとの声も聞きます。地域別の未接続世帯数と接続促進のための問題点、取り組みについてお聞きいたします。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 それでは、質問項目4についてお答えいたします。

平成27年度末、公共下水道供用開始区域内302ヘクタールの未接続世帯数は全世帯で680世帯でありまして、地区別に申し上げますと、菅谷167世帯、志賀43世帯、川島319世帯、むさし台72世帯、千手堂22世帯、平沢58世帯、太郎丸2世帯となっております。

未接続世帯の主な要因といたしましては、それぞれの家庭の諸事情から公共下水道への切りかえ工事費の財政的負担が大きいため接続できない世帯や、高齢者のみの世帯で後継者のいない世帯などが挙げられていますが、そのような世帯に対して接続をお願いしているところではあります。なかなか接続に応じていただけていないところが問題となっております。

接続推進の取り組みといたしましては、未接続世帯への個別通知や融資あっせん制度の説明、また排水設備指定工事店には、嵐山町排水なんでも相談所を設けて、接続推進のご協力をいただいているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 下水道の工事には、これも議会報告会で、ある方が、ちょっと出たものなのですけれども、私もどこかでは質問しなくてはと思っていました。川島あたりでも、受益者負担金まで払って、それから説明会も何度も行われたときも、私も出さしてもらいましたけれども、やはりこれを、最初の説明会で配られる資料等もきょうちょっと持ってきました。やっぱりこういうふうに、子供たちにきれいな水を、爽やかライフは水洗トイレというようなパンフレットを、皆さんにご理解いただきながら、これを進めてきたわけです。一般会計からは2億を超える繰入金があるわけです。やはりもう少し我々もこの事業を考えていかないとというふうに私も思っています。

そんな中で、今ここにお答えいただいたように、それぞれの未接続世帯が把握されているようでございますが、その理由、要因というものについては、それぞれがしっかりと台帳等に記録されているものなのかどうなのか、お尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

内容の詳細につきましては、各個別的に何軒というような、単独浄化槽で何軒、合併浄化槽何軒、くみ取り浄化槽でおよそ何軒というようなところは把握しているところなのですが、実際にその家庭の事情というのですか、そこまで踏み込んだ状況というものについては把握しているわけではありません。ただ、この683世帯、公共下水道区域につきましては、少しずつではあっても公共下水道に接続していただかねばならないというふうに考えておりますので、今後とも個別への通知や何か、そういったものを小まめに怠らずに進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 例えば嵐山町の条例の中にもあるように、遅滞なく、これは約12カ月というのでしょうか、つないでほしいと。さらには、くみ取りになっているところは3年以内でお願いしたいというようなことは、それぞれこちらの未接続世帯の方はよくご存じで、そして担当課としても説明に上がりながらご理解を求めているということよろしいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

先ほど議員さんからもお話のあったとおり、下水道法では供用開始区域におきましては速やかにということ、嵐山町の条例におきましてもやはり1年以内と、12カ月以内、くみ取りトイレにおきましても下水道法11条の3項に3年以内、特別な事情を除いてというような言葉が表記されているところではございます。そういった法的規制があるにもかかわらず未接続という言葉はどうしても残ってしまっている状態ではあるものですから、極力こういったことがないように、できるだけ皆様方のご理解を得ながら、少しずつ接続推進に努めてまいりたいというふうには考えておるところで

ございます。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） それで、嵐山町の総合戦略検証結果というのがあるね。このところにも、課題となっているということの中に数字が出ましたから、下水道処理区域内の未接続人口が14.9%あると、接続推進が必要であるという、この検証結果にもうたっているわけですよ。そういう中であって、今言ったところの個々の事情もよくわからない、どういう状況であればつないでくれるのか余りよくわからない。そういうことではどうなのかなと。ある程度、何年後かぐらいには、うちはこういう計画があるから、こうだとか、そういうようなところまで、ある程度きめ細かなものも必要のように感じますけれども、それもなかなか人手がかかることで大変なことなのだけれども、下水道事業の事業を考えたときには、それをやらなくてはならないことだというふうに思いますけれども、これはどうでしょうか、副町長。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 この下水道の問題については、非常に大きな、未接続の課題もございますけれども、下水道を始めたときのそもそもの課題があるわけなのです。当時の嵐山町の人口予測って2万5,000人だったのです。2万5,000人に対応する下水道区域をたしか417か418ヘクタールと定めて、その人口に必要な下水管を布設をして、そしてそこに、周辺に住んでいる方、それから住んでいない空き地の方からも負担金をいただいて、この下水道の事業が始まったわけですが、現状、人口の減少社会に入って、なおかつ今課長から申し上げましたような個々の家庭の事情があって、なかなか接続が進まないと、これでは困るよと、しっかり進めてもらわなければ困るよという議員さんのご質問の内容だというふうに思います。これまで、どちらかという下水道のハード事業、管を伏せたり、面整備をしたり、そういったことを重点的に進めてまいりましたけれども、この接続を、14.数%のものを接続率を上げていくということも大事な政策でございまして、具体的にどのように進めたらということはあるわけですが、考え方は、一日でも早くご理解をいただいて下水管に接続していただくように、我々も担当課とも力を合わせて進んでいきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 本当にこれは嵐山町だけではなくて全国的な問題でもあるわけでございます。それで、そこに設計をした段階から人口減少が入ってきているということも事実でございますけれども、いずれにしてもそうしなければ、やった事業はなかなか効果はないというふうにもなるわけです、川が汚れたり。

それで、ここだけちょっと確認しておきたいのですが、今未接続世帯というのは、単独浄化槽であるものとか、それからあとくみ取り式であるとか、2つぐらいに分かれると思うのです。合併浄化槽もあるかもしれませんが。問題なのはその2つだと思っております。その2つというのはどのくらいの数があるかというのは、担当課はわかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

公共下水道区域における単独浄化槽の設置につきましては523基、合併浄化槽が100基、くみ取りが約60基というふうにカウントされております。

一番確かに議員さんおっしゃる単独浄化槽、こういったものが水質の悪いものなのですけれども、浄化槽法が12年に施行されるまで、改正されるまでというのは、トイレについては単独浄化槽を経由して側溝放流、また家庭雑排水につきましては3層処理槽を設ければ、許可条件をそろえておりましたので、そういったところかなりの軒数があると。市街化、特に公共下水道区域内にはかなりの軒数が、今申し上げましたとおり、存在しているので、極力大体系浄化槽から切りかえて、毎年毎年なのですけれども、大体130人当たり、世帯数にしたら約50軒くらいは切りかえていただいている。全体の申請数は、新築もありますので、もっとありますけれども、そのくらいに進んではおりますので、全く進んでいないということではありません。少しずつなのですけれども、進んでいるという条件をお踏まえいただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 担当課としても、そういうふうな努力をされているということはよくわかりました。それで、そうはいつでも、これだけの世帯が、もう何年もたっているのだろうというふうに思われる地域もあります。

ここで、どうなのでしょう。なかなか全国的にも未接続のところがあるのだけでも、何かいろいろ対策を打っているようなところもあるらしいというので、私なりにもちょっと調べたりしてみましたけれども、例えば私にこの話をした地域は、ここに一角のうちがありますと、1軒、2軒、3軒、4軒、だから5軒ぐらいのうちなのですけれども、1軒だけやって4軒やっていないという地域なのです。そうすると、自分はそういうふうに関場の説明どおりつないであるのだけれども、よそがつながないということはやっぱりどうなのかなというようなことも、日ごろからおっしゃっておりました。ただ、そうは言いつつ、そちらがつないでくれないことには、やはり川にはいろいろと汚れたものが流れていくわけです、合併浄化槽とかでなければ。そうした場合に、まとまった単位があるかと思うのです。5戸とか、7戸とか、3戸とか、そういったようなまとまって事業とか工事をやる。よく自治会単位の接続というような形の小さなミニ自治会みたいなものですね。そういった自治会で、例えば手を挙げてやってもらうような形がとれば、効果も出るのではないかなと。その際についてはどういうふうなことにするかというのはちょっと差しおいて、その辺の推進の方法もあってもいいのではないかというふうに思いますが、副町長、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 先般、渋谷議員さんのご質問だったでしょうか、水質の改善の中で、つなぎ込みが進んでいないところの集中的な調査をして、カメラを入れて、そしてそれを発見をして、つないでいない方にはご協力をいただくと、そういう事業が進んでまいりまして、先般、菅谷のある区で、ご商売をなさっていた方ですけれども、つなぎ込みがなされていなかったということがわかりまして、町からもいろんな技術的な支援も申し上げながら、その方を中心に数軒の方がつないでいただけるようなこともできたわけなのです。これ綿密な調査に基づいて、一定の証拠というのでしょうか、こういう状況ですよというものをその家庭にお話をし、その事業者にお話をし、そしてご理解をいただいたと、そういう事業であったわけですけれども、まさに議員さんがおっしゃるのは、何かその地域、地域に特色があって、課題があって、それについて必要な対策を町からもご提案をして、そして協力をいただくと、そういうふうなことも大変大事なことだというふうに思いますので、まずは個々の事情、個々の課題になっている原因を、それを調査をして、そしてつなぎ込みが進んでいないところの

個々のまた対策を講じていきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 確かに家庭、家庭の事情があることは十分承知しますけれども、やはり下水道事業の、それこそ大義、これだけのお金をかけてやっている事業ということを町民の皆さんにももう少し、未接続の皆さんには理解いただくと同時に、そして何らかのこれが、下水道事業が安定的に進んでいくような展開をするために、促進の時期からは離れているかもしれませんが、下水道事業料を例えば3カ月、半年免除するとか、それぐらいのことを、公平性欠くかもしれないけれども、つながなくてはならないということがやはり優先するわけなので、その辺も考えていただいたらどうかと思いますが、副町長、どうですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ごもっともなご意見だと思しますので、そういう方向に向かって努力をしていきたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） いずれにしても、我々の子供たちにはやっぱりきれいな川を残さなくてはならない、そういう事業です。ですから、やはりしっかりと担当課も肝を据えてやってもらいたいと思います。

終わります。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○大野敏行議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号13番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1の妊娠前から就学前までの子育て支援についてからです。どうぞ。

[13番 渋谷登美子議員一般質問席登壇]

○13番（渋谷登美子議員） それでは、妊娠前から就学前の子育て支援について質問しますけれども、この質問に当たっては、11月の16日から18日まで、J I A Mという大津市にあります職員研修所で初めて海外の妊娠、出産、子育て事情についてという講

座をしたのです。それに参加しました。それは、フィンランドのネウボラというものを中心に紹介していったわけですが、講座生がちょうど35～36人なのですが、ほとんど職員だったので、7～8人議員がいました。それをもとに、これは絶対に行きたいと思ってやっていて、学んできたものを今質問します。毎年これから、今年の研修は初めてだったので、毎年必ずやっていきたいということでしたので、まず職員さんにこのフィンランドの事情というのを学習していただきたいと思います。それで、そのことについて質問していきます。

まず、1番目ですが、母子健康包括支援センターの設置についての方向を伺います。

2番目です。嵐山町、比企郡内で助産師の資格のある方の把握について伺います。

3番目です。嵐山町民の方で、町内の住所で出産する方、町外の実家で出産し、実家で産後を過ごされる方の把握について伺います。

4番目です。妊産婦の負担感について、母子手帳配布時に、必要な支援についてアンケートを実施し、家庭等の支援を含めてヒアリングを行って、きめ細かい支援事業が必要だと思いますが、考え方を伺います。

5番目です。ゼロ歳児保育を希望する方の把握はどの段階で行っているか、伺います。

6番目です。女性の就労率が高いと出生率も高いというのが世界的にあらわれています。女性の就労と赤ちゃんのメンタルな発達を考えると、嵐山町では、ゼロ歳児保育は原則論としてやめ、かわりに赤ちゃん手当、年間1人当たり50万円をゼロ歳児の段階で交付し、当面は1、2歳児からの保育園入所、短時間労働による家族との時間の確保などを充実すべきと考えます。ゼロ歳児の子育てについては、妊娠前からのきめ細かい支援を充実していく必要がありますが、考えを伺います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）から（4）について、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 それでは、質問項目1の（1）につきましてお答えをいたします。

この母子健康包括支援センターは、妊娠期から子育て期にわたる支援のワンストップ拠点として切れ目のない支援を実施するもので、国ではこれを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開することを目指しています。したがって、嵐山町で

も母子健康包括支援センターの設置に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)につまましてお答えをいたします。助産師等の医療従事者数については医療機関等が2年に1回届け出ることになっており、平成26年12月31日現在の勤務地ごとの医療従事者数は、比企管内で14人、嵐山町ではないことになっております。有資格者につまましては、任意で届け出ることになっており、県が把握している嵐山町居住の方もいらっしゃいませんでした。いずれも県に届け出るもので、個人情報などは公表しないため、助産師の資格のある方については全把握できておりません。

続きまして、(3)と(4)は関連がございますので、あわせてお答えをいたします。嵐山町では、母子健康手帳交付時に食生活アンケートと出産前のアンケートを実施し、さらに保健師が面接することで実情を把握しており、個々のケースによりサポートしております。町外の実家に戻って出産する方につまましては、母子健康手帳交付時では決定していないケースもありますので、妊婦訪問等あらゆる機会を捉えて全把握しており、赤ちゃん訪問を滞在地の市町村に依頼するなど、出産後の状況も早期に把握できるよう努めております。また、妊産婦タクシー券の発行や県外医療機関での妊婦健康診査費用の助成など、経済的な負担軽減も実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目(5)、(6)について、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、質問項目1の(5)につまましてお答えいたします。

保育の希望につまましては、ゼロ歳児に限らず、保育所への4月入所を希望する方の申し込みを前年の11月中に受け付けをしておりますので、申し込みがあった時点での把握となっております。また、産休、育休からの復帰の時期により、年度途中での入所を希望する方には、入所希望月の前の月の5日までに申し込みをしていただいております。出生時において、特に保育の希望について聞き取りはしておらず、ゼロ歳児保育の希望につまましては入所の申し込みがあった時点で把握している状況でございます。

続きまして、質問項目1の(6)につまましてお答えいたします。嵐山町の平成28年12月におけるゼロ歳児保育の実施は20人でございます。内訳といたしましては、東昌

保育園が3人、東昌第二保育園3人、嵐山若草保育園6人、たいよう保育所3人、町外保育所で5人でございます。保育所を利用している方は、主に就労により保育の必要性がある方と考えております。就労する理由につきましては、人それぞれあると思われませんが、経済的理由のみならず、働くことに生きがいを持ち、子育てとともに充実した時間を過ごしたいという方も多いのではないかと考えております。子育て家庭に手当を交付して、経済的な支援をすることも一つの案だとは思いますが、ゼロ歳児保育を希望する方の根本的なニーズをもう少し考えていきたいと考えております。町では、健やかな子を産み育てるために、妊娠期から妊婦健康診査、プレママ・プレパパ教室、必要に応じて妊婦訪問も実施しております。今後も、親も子ども健康に過ごせるよう、きめ細かい支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 来年度から機構改革があって、ここのところ、今こども課でやっているこの事業が健康保険課か何かと一緒になるのですかね、子供に関するもの。これが、まずワンストップの中に入らないですね。それで、方向性ですけども、これ当然の準備だと思うのですけれども、保育園に入りたいことの把握をするということがもう既にそこで行われていない現状があって、それがまず嵐山町の欠陥ですよ。これに関して言えば、助産師の資格のある方がいないということで、今把握できていないということで、それでこれは和光市なのですけれども、和光市もそうなのです。和光市みたいな大きいところでも、和光市で出産する場所がないので、仕方がなく、何で子供がたくさんこんなにいるのに和光市で出産できないかということ考えた人がいて、和光市に助産施設をつくりました。そして、その中でいろいろなワンストップサービスを始めている現状があります。

嵐山町には産婦人科医があるのですけれども、産科がないのです。産科ができる状況ではない。そうすると、母子包括支援センターの設置についてですけれども、これはぜひ産婦人科、まだ本当に働き盛りの若い産婦人科医の方がいらっしゃるの、それが非常にもったいない。助産師さんがいない、助産師の仕事とまた違うのですけれども、とても大切なことだというふうに考えていますので、その点について、方向性として、まず保育園の入園希望などもここでは聞いていないわけです、嵐山町で妊産婦の母子手帳配布時に。そういったことなども含めてやれるような形になるのかどう

か、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

今後、子育て支援課ということで、機構改革、後ほど条例のほうで提出されますけれども、こちらのほうで子育て支援の関係、取りまとめてやっていくということでございます。内容に関しましては、まだ細かい点はできておりませんが、子育て支援課のほうで全て把握できるような形でできればいいのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

助産師の資格のある方の把握がないということです。助産師さんがなぜ必要かというのは、これ産褥期、そのときに、これ皆さん男性の方、ここに男性しかいないので、おわかりにならないと思うのですけれども、おっぱい指導とか、肉体が全く変化するわけです。そのときに助産師さんが入っていくということがとても必要なことで、その支援がないわけです。実際に私も聞いてみたのですけれども、助産師さんがいないだろうかという形で嵐山町のある方に聞かれて、そして助産師さんを探したことがあります。でも、助産師さんを把握、どこにいるかというのを把握していて、それでその方に、その方もそのときには遅かったのですけれども、おっぱいの指導とか、そういうことがとても必要になってくるので、授乳指導、それがあかないか、それを把握しているかどうか、そして勤務状況だったら、勤務の中でそれをやっていただけかどうかということがとても重要になってきます。出産直後というのは体が物すごく変化するわけです。今まで1人だったものがいきなり2人になって、そして赤ちゃんを育てていくときに、今までは1日8時間夜寝ていたものが、2時間置き、1時間置きに起きなくてはいけない現状になってくるところで、もうそのところすごく大きなダメージがあるので、これについては把握をして、その中に、母子包括支援センターや何かで何らかの形で手伝っていただくということが必要になってきます。これは、和光市もそういう状況だったのだけれども、そこに助産師さんが入ってくるという形で、そういったものを行っています。そのことについて伺いたいと思

ます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

助産師の関係でございますけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、比企郡内では14人という形で、こちらはあくまでも産婦人科があるところの市町村にいらっしゃるということで、東松山市が8人、滑川町が1人、小川町が5人ということで、これ産婦人科の機関があるところに数字ということで出ていると思います。

それで、一応こちらのほうの支援センターのほうなのですけれども、まだこれから検討するわけですが、あくまでも支援センター、保健師、助産師もそういった形でいられれば一番いいのですけれども、それにかわる保健師さんが最低でもいれば設置できるということでございまして、今後、助産師の関係も、これからいろいろと検討していくということでしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 3番飛ばしまして4番に行きます。

4番ですけれども、非常に細かいアンケートを、ヒアリングをなさっているということですね。母子支援の形でもって、実際に11月の広報でも、かなり丁寧にやっているなということはわかったのですけれども、実はフィンランドがすごく日本で注目されているというのは、1920年代からこれが始まっていて、1944年に、ネウボラといって、地域の妊産婦とその家族に対しての相談の場というのをつくっているのです。その相談の場で非常に細かく丁寧に聞き取りをしていって、それが注目を浴びています。フィンランドのほうは、余りに長い期間定着しているものですから、何でこんなにこんなものが注目を浴びるのだろうかというふうに言われるのですけれども、そういった支援が日本にないのです。

それで、細かい支援が必要なのですけれども、本当は妊産婦というか、出産した直後はサポートが必要なのですけれども、そういったヘルパーさんのアンケートとか、そういったものはないですし、今現在高齢出産がふえていますから、高齢出産に関しては実家で産むという形もだんだんなくなってきていて、そのためのサポートがとても必要なのですけれども、そういったこと自体がまだ今嵐山町では把握されていませ

んと思っています。フィンランド、私が行きましたところ、研修したところでは、多くの入ってきていらっしゃる方たちは保健師さんの方とか、職員の方が多かったのですが、すけれども、既にそういったきめ細かいアンケートをとって、何が必要かということを一応把握されている、そういった状態でした。それで、もっときめ細かいアンケートをとるためにはどのぐらい保健師や、サポートをするためにはどのぐらいの保健師などが必要なのか、把握されているようでしたら伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

アンケートについてでございますけれども、今現在、母子手帳発行、今年度、28年、出しているところが98名の方に母子手帳を出しているわけですが、妊産婦のアンケートについては、現在、出産前のアンケート、あるいは食生活についてのアンケート、このような形でアンケートを、母子保健手帳を出すときにアンケートをとっているところでございますけれども、保健師についてはどれぐらいの人数が必要かということでございますけれども、今後またきめ細かい、このような状況、仕事をしていく上では、今後、適正な保健師の数というのは、ちょっと今のところは何人までが適正かというのは把握できておりませんが、今いる保健師で、より一層きめ細かいサービスができるように努力していければというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 大体嵐山町では120人ぐらいが出産されるとして、月平均だと10人ぐらいの方が母子手帳をとりいらっしゃるのかなと思うのですが、そうすると10人に対してそれぞれの、大体1時間ぐらいのヒアリングとか、どんな状況であるかとかいうふうなのを聞いていて、そして出産直後に新生児訪問というのは大体1週間以内にやるほうがいいらしいのですが、そういったことを考えますと、今の現状ではいかがなものかなと思うのですが、それも母子包括支援センターの設置について十分調査していただきたいと思うのですが、こういったことに関しての国や県からの指導というのはどの程度あるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

今現在やっているのは、初めに妊婦訪問という形で、こちらのほうは妊婦の方のところへ訪問をして、状況を確認をする。あるいは、生まれた後、赤ちゃん訪問という形で、こちらのほうは全員保健師のほうが訪問させていただいて、把握をしているところでございます。また、その後、2カ月になりましたら、その後の電話相談という形で、全ての方に電話をして、その後の状態等を把握をしているところでございます。こちらのほう、内容的にはそのような形で訪問事業は行っておるのですけれども、その後また乳幼児健診、その後各種健康診査等もございまして、その都度、何かございましたらということで相談をいろいろ受けているところございまして、国からの指導ということでございますけれども、内容的にはこのような事業をやっております、最低限でも今やっている事業を充実させていければというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 妊産婦指導と、それから出産後の訪問というのはとてもいいと思うのですけれども、もう少し細かいことをしていくためにはというふうに、もう少し研修などがあつたらいいかなと思うのですけれども、これについてはいかがでしょうか。実際に職員の方がきめ細かな指導を、きめ細かに応対ができるような形に、場をつくっていくための研修というのは、町長、どの程度職員に対して求めたらいいと思われませんか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） できない。じゃ、いいです、そしたら。

○大野敏行議長 よろしいですか。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次へ行きます。

そしたら、ゼロ歳児保育を希望する方の把握はどの段階で行っているかということですが、これはわかったので、いいです。全く嵐山町では妊娠段階でそういったことをやっていないということがわかりました。

それで、現在20の方がゼロ歳児保育を受けているということです。

ところで、嵐山町では、ゼロ歳児に関して大体1人の経費というのはどのぐらいになっていますか。公立保育園ですと、1カ月に関して20万円以上の経費がかかるとい

うのが聞いているところですが、どのぐらいになっているか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 嵐山町のほうのゼロ歳児の1人当たりの負担ということによろしい……

○13番（渋谷登美子議員） 負担じゃなくて全体経費。

○藤永政昭教育委員会こども課長 全体ですか。ちょっと保育料につきましては、今ゼロ歳児で行っている、1人当たり幾ら負担かかっているかとかというのは算出してあるのですが、その金額でよろしいでしょうか。ゼロ歳児の保育の費用に係る負担というのが、1カ月当たり、1人おおむね21万円程度と見込んでおります。それが20人ということで、1カ月当たりですけれども、420万円、年間にしますと5,040万円がゼロ歳児の負担というふうに見ております。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これもなのですけれども、私、次世代育成計画にも、ゼロ歳児に関しては原則保育園なしにして、そして乳児支援手当というのですか、そういったものを出したほうがよいのではないかといいながら言っていたのですが、それは全く無視されたなというふうに思っているのですが、大体1人当たり、5,040万だったら、1人当たり、100人ぐらいで50万円ぐらい出せますよね。それは原則ですけれども、本当にキャリアを求める方がどのぐらいいらっしゃるかといいながら考えますと、私は、ゼロ歳児には乳児手当を渡して、そしてお母さんと子供がしっかりうちでやっていただくほうがいいのかと思っていますのですけれども、フィンランドです。原則ゼロ歳児は家庭で過ごすというのが社会的な合意事項になっています。フィンランドの場合ですけれども、フィンランドの場合というのは、これは皆さんが、世界的にも注目されているから、言うのですけれども、3歳児までは子供の在宅育児手当というのが出ます。そういうふうな形で、そして仕事をされている方にはそういったお金が部分的にまた渡されるわけですけれども、そういったほうがいいのではないかといいながら思っているのですけれども、これについて、実際に本当に保育園に入所されるときに、経済的な問題なのか、家庭的な、キャリアが必要で、どうしても仕事で1年間、ゼロ歳児のときにも預けなくてははいけないかというふうなことの相談をしているかどうか、対応しているかどうか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

ゼロ歳児の入所の希望のときに、当然申請書というのを出していただくこととなります。そのときに、ゼロ歳児で申し込むということは、やはり就労につくというのが当然理由がほとんどでございまして、答弁のほう先ほどさせていただいたように、すぐにまた就労したいという方のニーズというのも結構最近が多い状況もございまして、確認を改めてその窓口で、ゼロ歳児何とか自分で見れませんかということも、こちらからは余りしないとは思うのですけれども、場合によっては、その辺、いつごろまでは自分で見られますかというのは聞いたりすることはあります。これは、定員がありますので、定員をオーバーしてくると、やっぱりその辺の事情というのもちよっとお聞きするようなことはあるかなとは思うのですけれども、基本的にはこちらからは、今から保育のほうに入れたいといけないのかどうかということでは聞いておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ゼロ歳児に関しましては、ゼロ歳から1歳児の子育てというのは母親との関係が非常に強いので、信頼関係と不信感の、アイデンティティーをつくるときの自我の同一性という感覚があるのですけれども、その段階の中で、人への信頼感をつくるために母親との関係がとても大切というふうに言われています。それが、ゼロ歳児保育で、お金があれば多分就労しないのではないかなというふうなのが一般的ではないかなと思うのですけれども、そういった部分に関して、経済的に保障がなければ、実際には仕事につきますよね。そういったことというのが、原則として仕事につかなければお金が入らないわけですよ。そういった現状があるわけです。その点について、私は、実際に母親として子供を出産した後に、1年間はやっぱり体力も回復しなくてははいけないし、実際の問題として、子供との生活をつくっていくためのいろいろな時間があるので、本当は自分では就労しないで、お金のことさえ解決すれば、そういった方のほうが多くて、そしてキャリアがそのまま保てるのならば、そういった方のほうが多いかなと思うのですけれども、その点について、町長はどのようにお考えになるか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ゼロ歳児の子育て、今お話ありましたけれども、母親が近くに置いてという話がありました。実際東京都のある、幾つかの区ですか、1つの区ですか、ではゼロ、1なんかというのは受け付けない、受け入れないというようなところもあるわけで、実際に。そういう中で、今お話がありましたけれども、やっぱり経済的理由が多いのではないかと、だからこういうような形でやるのはという話がありますけれども、どれぐらいどうかかるのかというのもわからないし、実際本当にお金がどれくらい必要なの、あるいはどういう理由でというのを、今課長答弁のような状況で、はっきりしないわけですので、一概に今この時点ではどうかな、感じがします。個人的には、ゼロ、1なんていうのは親が育てるべきだというふうに基本的には思いますけれども、そういう中にあって、やっぱり今ふえてきているという状況を考えると、やっぱりそうとばかり言っていられないなというような状況があります。ですので、今議員さんおっしゃるような方法というか、考え方というのも一つの方向かなとは思いますが、それをすぐ移すというのは、今の段階ではどうかなというふうに思いますけれども。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 今回は、これに関して、この程度にいたします。

次に行きます。2番目です。もうあれかな。

○大野敏行議長 では、質問だけしてください。

○13番（渋谷登美子議員） 質問だけですか。これですけれども、第3次嵐山町男女共同参画プランについてですけれども、すみません。協働がちょっと違って、働くではなくて、共に同じの共同でした。失礼いたしました。

では、読みます。1、第3次嵐山町男女共同参画のアンケート結果では、男女の地位平等について、社会通念や風習、社会全体、政治の場において男女の地位が平等になっていないと感じる人が6割で、不平等と感じている結果が出ていること、職場、地域社会において5割の人が不平等と感じている。実際に私も不平等であると感じますし、それについての対応を伺います。

2、地方議員に女性が半数は必要ですが、現実ではそうではありません。その結果として、合計特殊出生率は1.0を前後し、婚姻率の全国平均5.1に対して3.5と低く、

消滅可能性自治体となっています、嵐山町。過去の私の一般質問等では、子育てに対しての町長の答弁は、家父長主義であり、自己責任論がとても強かったと思います。現実認識が全くずれていました。女性議員をふやし、町政を男女平等感覚で進めていくためには、嵐山町の議員に候補者が出るのを待つだけでは進みません。積極的な働きかけを伺います。

3番目です。数値目標で嵐山町女性管理職比率を平成33年20%としていますが、その方法を伺います。

4番目、嵐山町役場の男性の育児休業取得率は、現在ではゼロ%ですが、平成33年13%の目標値です。目標値達成するための環境整備について伺います。

- 大野敏行議長 渋谷議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時30分

- 大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の質問に対する答弁からです。

順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、青木地域支援課長。

- 青木 務地域支援課長 では、（1）につきましてお答えをさせていただきます。

今年度策定中の第3次嵐山町男女共同参画プランにつきましては、5月17日に役場内の策定庁内会議を立ち上げ、検討を始めました。6月29日には第1回男女共同参画審議会を開催し、現在まで4回会議を開催し、検討を重ねてきました。審議会は、国立女性教育会館や埼玉県西部福祉事務所のご担当の方をはじめ、埼玉県男女共同参画アドバイザーの方など10名により組織し、慎重なる審議を行っていただいております。

策定に当たり、7月に男女共同参画に関するアンケートをとらせていただきましたが、その結果を見ますと、男女の地位の平等感については、職場、政治の場、地域社会、社会通年や風習、社会全体で不平等との回答が5割を超えており、法律、制度上では不平等との回答が4割を超えています。逆に、学校生活と学校教育の場は平等との回答が5割を超えています。この傾向は前回の調査結果と大きな変動がなく、平成27年9月に実施した埼玉県の調査においても、質問の内容が異なりますが、傾向とし

では同様の結果となっております。

男女共同参画社会の実現は、ご承知のとおり国、県においては、昭和50年、国際婦人年世界会議から始まり、長い年月をかけて施策を実施してきたところです。嵐山町でも平成15年度に男女共同参画都市宣言と“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例を制定し、国、県とともに施策を実施してまいりました。今回の第3次嵐山町男女共同参画プランにつきましても、男女共同参画基本法に基づき、国、県の基本計画を勘案することとしております。引き続き、国ができること、県ができること、町ができることを見極めながら各種施策を実施することとしております。

町の対応といたしましては、やはり広報、啓発活動が第一と考えており、男女共同参画についての誤解の解消をはじめとして、粘り強く男女共同参画社会の実現の本旨を説明していく以外にはないのではないかと考えております。現在、平成29年度に向けて予算編成中のため、具体的にどうするという事は申し上げられませんが、少なくとも広報紙では定期的に男女共同参画社会の実現についての啓発記事の掲載を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目2の（2）についてお答えをいたします。

女性議員の増加については、国の第4次男女共同参画基本計画において、「あくまでも政府が政党に働きかける際に、政府として達成を目指す努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また各政党がみずから達成を目指す目標ではない」としつつ、衆議院議員の候補者に占める女性の割合は平成26年16.6%、これを30%に、参議院議員の候補者に占める女性の割合については、平成25年24.2%であるのを30%とする目標を立てています。

町においては、各種審議会等における女性委員の比率、これを35%以上とする目標を掲げ、政策、方針決定過程における男女共同参画を目指すこととしております。

地方議員への女性の立候補への働きかけとのご意見でありますけれども、ご存じのとおり現行制度では、日本の地方自治体は二元代表制をとっております。行政側である私から議会、特に議員の立候補について考え方を述べることはございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）、（4）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、(3)についてお答えをさせていただきます。

現在、町の管理職の課長、副課長になりますが、この中で女性割合は11.6%でございます。本町では、本年4月1日付で嵐山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定いたしました。この計画は、本年4月1日から5年間で女性職員の活躍を推進するための目標と目標を達成するための取り組みを定めたものでございます。この中で定めた目標は、平成32年度までに課長級の女性職員を1人以上にすること、男性職員の配偶者出産休暇の取得率を100%にすること、職員の年次休暇の取得率を10日以上にすること、採用試験の受験者総数に占める女性割合を50%にすることなどでございます。この目標達成のために実施すべき取り組みとして中心となりますのは、人材育成を念頭に女性職員を対象にキャリア研修等の受講を促進すること、各種両立支援制度に関する職員への周知を図り、意識改革に資するために研修等を実施すること、効率的な業務運営や良好な職場づくり、人材育成を重視した人事評価の活用などでございます。目標に向けて着実に実施してまいりたいと考えております。

続いて、(4)についてお答えをいたします。ご質問のとおり、男性職員で育児休業を取得した職員は今までございません。一方で、子供の出生時における父親の特別休暇については、ほぼ全ての職員が取得しております。つまり短期的な休暇については取得しているが、長期的な休暇は取得されていない状況にあります。

議員ご質問の目標を達成するための環境整備でございますが、(3)でお答えした女性職員の活躍の推進と同様に、各種両立支援制度に関する職員への周知を図り、対象となる職員だけでなく、役場の全職員が男性の育児参加に対する意識を高めること。また、効率的な業務運営や良好な職場づくりを進め、育児休業のとりやすい環境づくりが必要であると考えております。本年1月及び4月に行った副課長会議の中でも、休暇制度の周知について協議をし、周知を徹底したところでございます。今後も研修等を通じて職場全体の意識醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。余り時間がないので、聞きますけれども、まず1番ですけれども、広報でやっていくしかないということですが、実際に男女共同参画という形で男女平等にしていこうと思ったら、まず嵐山町では、区長さん

の中に女性がない。女性が出やすいような形の区長制度をつくっていかないといけないと思うのです。それについてどのようにお考えになるか、伺います。区長制度は2年制というふうな形で条例ができていますが、そうではない形に持っていないと女性は参加できないと思いますが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

区長について、今議員さんのほうから条例ではこうというようなお話がございました。今回の議会の一般質問の中でも、これに関連したご質問いただいておりますが、町のスタンスといたしましては、条例に基づいた形で持っていく、こういったことを基本に考えておるわけでございます。女性の区長さんについては現在おりませんが、過去には何人かいらっしゃったというふうに伺っております。町として、女性が区長としてなることを決して拒んでいるということは全くこれとございません。地域の中において選出をいただいた方がたまたま今は男性だった、このように捉えているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 時間が押しているので、言いますけれども、次、2番目に行きます。

町長のほうとしては、女性が地方議員として出てくるための働きかけはしないということでした。ですけれども、実際に女性が議員として出てくるためには、さまざまな支援が必要ですよね。まず、家族の支援が必要ですし、そういったことからいいますと、どのようにして男女共同参画が必要であるかということ町中に広めていくというふうなフォーラムみたいなものを開催してもいいと思うのです。せっかく50周年記念事業なのですから、今までだって男女共同参画やったときにはフォーラムなんかやっていました。今回全く女性に関してはどのような形でやっていくのかわかりませんが、そういった形で女性がどうやったら、女性が政治に参画するのが必要だというふうなアピールをしていくような企画は必要だと思うのですが、その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回もこの女性の参画、第4次計画に基づいて進めて、嵐山町ではまた新しくつくっていかうということで、町の中で決められた枠の中で役員さんに出させていただいて、それで熱心に検討していただいて、その方向をつくっていただいている。それを町民の人に、今おっしゃるように、できるだけしっかり周知ができるような方向をとっていく。そして、今までやってきたような形で周知を行ってやってきたわけでありまして。それで、その反省として、反省としてといたしますか、結果として、そういう状況の男女平等感覚がちょっと欠けている部分が出てきているというアンケート結果等出ているわけですので、それらを今度の計画の中で、その方向を正していける方向がとればよいというふうに思います。それには、今おっしゃるように、もっとアピールをしたらということですが、嵐山町とすると、今の状況の中でやることをやっているという状況ですので、この上どういうことをやったらいいのか、ご指導をいただきたい。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私も学校、家庭などでは全く男女不平等ということを意識したことはありませんでした。ですけれども、この議会に入ってきてから男性優位社会、これを一番感じます。ここの中、見てください。課長のこの上のほうは女性1人もいないですよ。ここは21%です。そういうふうな状況です。その中で、まず変えていかななくてはいけないのは、まずこちらですね。こちら側に女性をふやしていくしかないのです。こっちはもうあれですから、町長が言うように、議員に出てくださいと働きかけるわけにはいかないということですが、でも実際には男女平等というのは、私はここの男性優位社会の中で本当にもう苦労しているわけなので、でも、こんなに私、男性優位社会で、こんな世界には今まで入ったことがないと思っています。よく自分でもこんなところで仕事をしていると思っています。そのぐらい男女不平等。そういうことを男性諸君が感じなければ、意識しなければいけない。だから、町長もそれを感じてください。そして、どういふふうにしてアピールしたらいいか。まず最初に、もうしょうがないです、今までと同じようなことをやっていたらいけないので、フォーラムなりなんなり、どんどん、どんどんやっていくしかないです。そうでなければ進みません。この形はずっと続いていきます。それを変えていかないと、若い女性は嵐山町から出ていきますから。私も本当に、うちは娘が3人いますけ

れども、ここにいたら女の子の生活はきちんとしたものはできないなと思いましたから、さっさと出ていってくださいというふうな形で出ていってっていますが、そのぐらい嵐山町、いや、比企郡下の市町村というのは男性優位社会です。そのことを自覚して町政を行っていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今いろいろ渋谷議員さんの持論をお聞きをしましたけれども、私と全く逆なのです、考え方が。この中が男女平等、不平等なところはどこにもないし、逆にこっちが縮まっているような感じのときもありますし、うちに帰ればかみさんはいるし、もうどっちが上なのだから下なのだからわからないような中で私も生活しております。そういう中で、どこのところをどうやるのか、どこがどうなのか、ご指導いただきたいと言っているのです。ですから、そういうところは、今の状況だと、これでよかろうと。それで、委員会の皆様方もこういう方向なのだから、こうなのだとということ意見を出していただいて、それを粛々と職員が実行して町民の皆様にも周知をしている、こういう状況ですよ。ですから、これでだめだということであれば、どうしたらいいのかご指導いただきたい。そして、それを委員会の皆様にご相談申し上げて、方向を決めて、それで改めてその方向がいいかどうか、それで進めていく、こういう方法もあると思います。ぜひ男女不平等にならないように、いろいろ意見出していただいて、お願いしたいと。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これ言ってもしょうがないのですけれども、まず最初に、職員の方は私には、議員ですから、言葉遣いはしっかりしています。ですけれども、議員は、男性議員は言葉遣いが非常に悪いです。私こんなにひどい言葉で話をされたことはない。女性のほうが下という感覚で見られているなというふうについていつも感じています。そういったことを、町長もそれは感じないのですよね。だから、ほかの議員も感じない。そういうことですよ。そういうふうなことを感じるセンシティブなセンスがなければ、男女平等社会には男性がセンシティブでなければ感じることはできません。そういうふうなことから、それがまず第1点です。これはもう仕方がないというか、これはずっと主張し続けていきますから。

次に行きます。数値目標で女性管理職比率をという形ですけれども、33年に1人以

上ということですよ。1人だけというのは本当に厳しいのです。私は思うのですけれども、女性、この中で1人女性がいたとして、女性の意見は消されていきます。女性が女性として意見を公表できるのは、30%以上なければ、少なくとも30%はなければ、女性が女性としての意見を出せず、男性の意見に負けてしまう、男性にくっついていくというのが全体的な傾向として見られています。ですから、1人ではなく、2人、3人という形の課長候補を出していただきたいと思います。それについてのご意見伺います。

それから……

○大野敏行議長 まず、一問一答ですから、そこで答弁をいただきます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

目標は1人以上ということでございますので、この中で1人以上、2人でも3人でも課長になっていただければ、それはそれで大変効果があったということになると思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、そのようにつくっていただいて、それで4番目です。

男性の育児休業の取得ですけれども、これに関しては育児休業を取得された方の話を聞いていますと、本当に皆さん、周りの周囲の方が育児休業を取得した途端に冷たい目で見ると、何でこんなに忙しいときに、こんなところで育児休業をとるのだという形で、非常に厳しい目で見ると、女性に関しては出産しますから、当然100%で、臨時職員なども雇用します。そういった形に冷たい目で見ると、視線をつくらぬような職場教育が必要だと思っておりますが、その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 先ほど答弁もさせていただきましたが、本当に周りの理解というものを、要するに役場全体、職員全体が、一人一人がそういった意識を持つということが大事だろうということで、副課長会議等も通じまして、今育児休暇だけではなくて全ての休暇制度、こういったものを職員に理解してもらうようにしております。

それから、実態的に申し上げますと、今議会でもお願いをいたしますが、今度は任期つき職員の条例制定を考えております。こういった任期つき職員というのは、この

法律の制度にも基づきまして、こういった育児休業や、あるいは介護休暇、こういったところをとった職員に対して、そこを補充する制度、こういった目的もございませう。こういった制度も導入しながら、とりやすい環境づくりに努めてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

3番目です。若者の居場所、貧困、学び直しについてですけれども、(1)として、高校中退者、不登校の実情把握を伺います。これは、5年前にもやっているのですが、実はやっぱり数字が出てこなかったのです。

それで、2番目です。10代後半の人に対して行政では担当部署がありません。10代後半から20代、30代の非正規雇用の実態の把握について伺います。

3番目です。若い人に対応する社会保障制度が構築されていません。川崎の少年殺害事件、千葉県の少女埋め立て殺害事件、吉見町の少年殺害事件など、家族の……家庭ですね。家庭の所得格差からくる若者の生きづらさを解決するための居場所事業、学び直し、就労支援等を行うための若者の生活実態把握、社会保障、支援をどのように進めていくか、考え方を伺います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について、小久保教育長。

○小久保錦一教育長 質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

嵐山町の高校中退者、不登校につきましては、残念ながら把握できておりません。参考までに、平成27年度の県公立高等学校における中途退学者及び不登校者の状況についてお答えいたします。

初めに、中途退学者についてお答えいたします。全日制在籍生徒数11万7,221人のうち中途退学者数1,196人、1.0%。定時制生徒数5,406人のうち中途退学者数557人、10.3%。通信制生徒数3,708人のうち中途退学者数47人、1.3%。計12万6,335人のうち中途退学者数1,800人、1.4%。中途退学者の学年別割合は、全日制1年生56.9%、2年生23.4%、3年生6.7%、単位制は13.0%です。

次に、不登校の状況についてお答えいたします。全日制1,217人、1.0%、定時制915人、16.9%、計2,132人、1.7%でございます。

質問項目3の(3)につきましてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、若い人

に対する社会保障制度が各自治体において構築されていない現状にあると思います。東松山市内発生少年死亡事件の中間まとめによりますと、「少年らは複雑な家庭環境や不登校などで居場所を失っており、課題を抱える者に対しては家庭、学校、地域、行政や警察の連携が不可欠」と分析しています。若者の生活実態把握、社会保障、支援の進め方に目を向けられ、特に若者の負の部分の具体策を考えていく姿勢はタイムリーなよい視点だと思います。居場所のない若者へ目を向けることにちゅうちょし、言いかえれば放任し、踏み込まなかった結果が今回の事件につながったと考えます。このことは地域全体の責任でもあります。高校中退者の居場所を確保し、就労や自立を支援することは喫緊の課題であります。しかし、現状では手の届かない状況にあります。どういったサポート体制が構築できるかは、今後検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（２）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目３の（２）につきましてお答えをいたします。

11月に総務省統計局より公表されました労働力調査によりますと、15歳から24歳の非正規雇用者数は254万人、割合は48.8%、25歳から34歳では267万人、割合は25.1%、35歳から44歳では382万人、割合は29.1%、総数で申し上げますと2,028万人、37.3%となっています。また、前年度比では、15歳から24歳までが0.3ポイントの減、25歳から34歳では1.5ポイントの減、35歳から44歳では0.6ポイントの減、総数は0.2ポイントの減でありまして、非正規雇用の割合は減少傾向にあると考えられます。

なお、嵐山町における非正規雇用の実態につきましては、把握ができておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 高校中退者、不登校の実態把握については、それでもこういうふうな形で出てきたのは、前回よりも進んでいるのかなと思います。市町村になるだけ、どこかにこういった部門がなければ、実際にどこの高校に不登校がどのぐらいいるかとか、それから中退者がどのぐらいいるかがわからないと対応ができないと思うのですが、その点についてどこの部門でやっていくか。それから、県に対して、これは各市町村に実情を、私学はともかくとして、公立に関しては実態を出すようにというふうに、報告していただくように依頼していく必要があると思うのですが、その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げました数字につきましては、県生徒指導課のほうで把握したものでございまして、各校別には毎年公表していません。これは、どこの学校が何人とか、どの市町村が何人とかという類別はやっておりません。ただ、議員指摘のとおり、やはり自分の町にそういった不登校、中途退学者がいたら、みんなで、その子をどうしたら救ったらいいかということを考えますと、今後これは検討しなくてはいけないかなというふうに、私も同感でございます。今後考えていければと思っています。

また、公立高校だけではなくて、私立の高校に行っている本町の出身の方もおりまして、私立は私立で独自にやっているのです。そうすると、私立のそれぞれの学校に何人ですか、中退何人ですかという、そういう調査もしておりません。しかし、これは私立の高校も高校生には変わらないのですから、今後、公私を問わず、きちっと把握できるようなそういった機関というのでしょうか、設置は必要ではないかなというふうに私も考えております。今後の課題だと思えます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 若者の問題として、学ぶところから働くところへの支援というのがなかなかないのです。それで、実際に非正規雇用の場合は、働く仕事の見通しをつくるとか、それからスキルをつけるという場がなくなってきましたよね。それが非正規の場合はという形で、私は若者就労支援センターみたいなのがあったほうがいいのではないかなと思うのですが、その点について、2と3が一緒になってしましますけれども、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

小久保教育長。

○小久保錦一教育長 お答えさせていただきます。

私も同感でございます。実はちょっと調べまして、埼玉県内に現在地域若者サポートステーションというのがございます。これは、今熊谷に1つございます。それから、川口、春日部、さいたま市と、この4カ所なのです。この地域若者サポートステーションというのは、厚生労働省の委託事業として、若者の自立と就労を支援する機関なのです。これは、熊谷に住んでいる人がというのではなくて、希望する近い人でも行

っていいということで、全国に160カ所あるそうでございます。私まだここを訪れていないのですけれども、埼玉県では深谷若者サポートステーションというのが駅の近くにあるそうございますが、その内容は、やはりドロップアウトした、中退あるいは高校行っていない方でも、未就労の方がおるわけですよ。そういった方が学習するということでしょうか、あるいは支援を受ける、そういうプログラムがございまして、例えば今年の10月に、その深谷のセンターでは、ハローワークツアーとか就労体験見学ツアーとか、あるいは農業ボランティアとか、農業ボランティアなんかは近くの農家に一緒に行って、一般の方と一緒に働いて農業体験をするのだそうです。だから、そういったドロップアウトされただけではなくて、一般の人と一緒にやると、これは非常にいいということでございます。また、清掃ボランティア、ボランティアをしながらやはり働く、あるいはボランティアをするという喜び、これを味わわせるというのがあって効果的だそうございます。また、図書館ボランティアとか、工場を見学に行って、ああ、こんな仕事やってみたいなとか、そういったことを一応学ぶプログラムで、無料だそうございます。そういったところがあるよというのをきちっと伝える部署が必要なわけです。そうしますと、例えば比企全体で考えると、比企広域で考えて、例えばここに行けばそういうことがわかるよという、そういうのを今後地域で考えていく必要あるかなというのが、私が調べたところでは感じたところでございます。

いずれにいたしましても、時間を待ってられません。幸いと言う言い方は正しいかどうかわかりませんが、嵐山町で今高校中退して、ふらふらして何かという子は目に浮かびませんが、いつ何が起きるかわからないときでございますので、今後こういったところを進めていく方法もよろしいのかなというのが今考えている一つの考え方でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町の駅周辺にそういうふうな施設というのがあれば、とてもいいかなと思うのですけれども、もしそういった形の動きがありましたら、予算化というのは必ずやっていただけるのでしょうか、伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 労働行政については、特に自治体は弱いところでございまして、渋谷議員さんがおっしゃられるようなことを進められれば一番いいのですけれども、国が今進めようとしている一億総活躍社会、これは渋谷議員さんおっしゃられる働き方改革をしようという、それが大目標なのです。GDPを600兆円に、それから出生率を目標1.8に、それから介護離職をゼロに、そういったことで非正規雇用を少なくして、そして高齢者の就労の場を確保して、女性の活躍の場を確保して、そして一億総活躍社会にしようという、そういう大きな目標を国が掲げて、対策もこれは厚労省を中心に、先ほどお話がされたスキルアップの事業もそうですし、そういったことが始まっております。先ほど労働力調査の結果を申し上げましたけれども、その影響か、データ的には改善をされてきていると。嵐山町が駅に考えている情報発信拠点、これは若者に限らず、いろんな就労相談等もできることを嵐山町でも取り組もうと、そういう施設でございまして、議員さんがご期待をされているようにいくかどうかというのは今後のことでございますけれども、考え方はそういった分野にも町も手がけていくと、こういうことでご理解いただければと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 昨日ですけれども、河井議員のほうから世田谷区長の川越市での話をまとめたものを、講演をまとめたものを見せていただいたのですけれども、世田谷区では、空き家ではないですけれども、空きビルを若い人たちが自分たちで、自分たちの場としてつくって、そして何をしているのだろうかと思ったら勉強していたりとか、そういうふうな形に実際に動いていて、若い人たちがどんどん動き始めている、そういった場が嵐山町にないのです。ですから、まず最初にそういった若い人を対象にする一つの担当部門を、機構改革をするので、1つ設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今回の機構改革の案の中には、今具体的なそういった事柄について検討はなされてきませんでした。しかしながら、これから3月に向けて各課の事務分掌、細部にわたって検討することになっておりますので、議員さんのご提言も踏まえて、検討はしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） ついでに、空き家に関しても空き家の活用の仕方として、そういったものを町が若い人たちのために居場所のスペースとして開放していくというふうな考え方もあると思うのです。駅前にはたくさん、幾つかあるというのは私もちょっと目星をつけているのですけれども、そういうふうな考え方というのはいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 若者のシェアハウスのようなものは、もう既に手がけている市町村の例なんかも官庁速報等に出ていますけれども、嵐山町は空き家の対策はこれから手がけていくというようなことをございまして、果たして議員さんおっしゃられるような方向はできるかどうか、それもやはり視野に入れながら検討してみたいと思います。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

今後のごみ処理についてです。平成34年以降の埼玉中部資源循環組合焼却施設稼働時の嵐山町のごみ処理に係る経費の概算の積算を示してください。埼玉中部資源組合施設建設費の総額及び嵐山町の総額、年度毎。埼玉中部資源循環組合のランニングコスト総額及び嵐山町負担分。埼玉中部資源循環組合までのごみ処理運搬業務に係る協議、経費概算。小川地区衛生組合の埼玉中部資源循環組合焼却炉稼働時以降の業務と総額経費、嵐山町負担額。小川地区衛生組合への収集運搬費。

（2）として、周辺整備に焼却熱を利用する計画だが、吉見町民の周辺施設利用者数の予測及び嵐山町民の周辺施設利用者予測、施設稼働当初、2025年、2035年、2045年の予測をお願いします。

3番目、これは吉見町長が3月に吉見町で説明会をしたのです。そのとき、日本一広いごみ処理の範囲になるとおっしゃっていました。それで、日本一広いごみ処理収集範囲のごみ焼却施設を今後維持していく計画ですが、2025年、2035年、2045年の日本の人口、構成町村の生産年齢人口予測、公共施設の管理維持、社会保障、教育予算、福祉予算に対しての財源不足を考えると、この計画では、嵐山町ほか小川地区衛生組合管内町村の負担が大きく、自治体財政は破綻する。財政計画、予算概算に合う方法を小川地区衛生組合管内町村長は考え直さなくてはならないと思います。客観的な視

点で将来への責任を持って現実を協議する場を持つことを提案します。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）、（２）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、（１）につきましてお答えをいたします。

まず、埼玉中部資源循環組合施設建設費の総額につきましては、新ごみ処理施設整備基本計画の素案でお示しをしているわけでございます。これによりますと、約174億円でございます。この数字を前提にした嵐山町の総額、年度ごとの金額につきましては、34年から48年度までの15年間の総額は約8億3,000万円、年平均5,500万円であります。

次に、ランニングコスト総額及び嵐山町負担分につきましては、現在、同計画を策定中であり、施設が確定しておりません。そのため、新ごみ処理施設整備構想策定時の試算として施設運営費は稼働時より年間約8億円、平成48年度までの15年間の総額は約120億円を見込んでおります。嵐山町の負担分といたしましては、この見込み金額を負担割合で算出をすると、総額で約7億円、年間約4,700万円となります。

次に、埼玉中部資源循環組合までのごみ収集運搬業務に係る協議、経費概算につきましてであります。まず協議につきましては、小川地区衛生組合管内で担当者会議を開催して、さまざまな問題の洗い出しを行っている最中でございます。また、経費概算につきましても現在検討中の課題であります。仮に現在の業務内容で収集運搬をしたと仮定した場合の概算では、年間約4,730万円となります。

次に、小川地区衛生組合の埼玉中部資源循環組合焼却炉稼働以降の業務と総諸経費、嵐山町負担額につきましては、小川地区衛生組合の業務内容は主に資源物及び不燃物処理が中心となります。ただ、そのほかにも現在検討協議中の事項もございますので、詳細につきましては今後の調整が必要になるかと考えております。総額経費につきましては、現在の焼却施設等の処分の方針や計画が検討されておりません。仮に現在の負担金を資源物及び不燃物処理のみにしたと仮定した場合の嵐山町の負担金は年間約4,200万円となります。

次に、小川地区衛生組合への収集運搬経費につきましては、現時点での業務内容で試算すると、可燃物、粗大ごみ等を除いた費用は年間約3,990万円と見込んでおります。

次に、（２）につきましてお答えをいたします。埼玉中部資源循環組合の周辺利用

者の予測及び嵐山町民の利用者の予測であります。積算はできておりません。参考といたしまして、埼玉中部広域清掃協議会が施設整備構想を策定したときに試算をいたしました利用者数は1日当たり211人となっております。なお、このときは、嵐山町民の周辺施設利用者予測は算定をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

従来ご説明申し上げておりますとおり、現在のごみ処理計画は埼玉中部資源循環組合の広域的枠組みにおいて、当町を含む9つの市町村が合意し、その実現に向けて努力をしているところでございます。重ねてご理解をお願いを申し上げます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 皆さんのところに資料としてお配りしているものがあると思います。これは、中部資源循環組合の幹事に資料として提出されたものと、それから国立社会保障・人口問題研究所の人口とで比率を計算してきたものです。2016年の人口に関しては、平成28年4月1日の各ホームページから割り出したものです。それでいきますと、東松山市、桶川市などの1人当たりの負担というのは低いですよ。滑川町も一番低いですかね。滑川町は人口がふえていくので、1人当たりの負担というのは低くなります。嵐山町は7,487円になりますね。2035年になっていきますと、1人当たりの負担金というのは7,487円になっていきます。そして、小川町にいきますと、2035年ですと1人当たりの負担金が8,171円ですね。川島町にいきますと1万1,326円になります。そして、吉見町、平成47年ですよ。吉見町になりますと、吉見町というのはほかに経費というのは必要なくなってくるわけですから、7,615円で、収集運搬の費用は非常に少ないですよ。ときがわ町にいきますと、1人当たりの経費は8,863円です。そして、東秩父村になっていきますと、これは1人当たりの負担金、経費ですけれども、1万5,327円という結果になってきています。

それで、これ平成47年までしか出ていないのは、平成47年までしか負担金の構想が、平成48年度分までは出ていたのですけれども、5年ごとの経費でやってきました。それで、なぜこういうふうな形にしたかということ、20年ぐらいたったら施設は老朽化して、そして修繕費などがふえてくるので、運営費だけでは済まなくなるだろうという形で、現状の負担金のものやっています。それ以降は、多分改修費とかいろんな

問題が出てくるので、今までの予測よりも大きくなるだろうというふうを感じています。

高齢化率なのですけれども、高齢化率、東松山33.6%、これですよ。47、20年後ですよ。桶川市33.4%、滑川町が26.8%、嵐山町は36.9%、小川町はこれ46.1%で、小川町も大変なところだなと思っているのですけれども、川島町も39.1%、吉見町が44.4%、そしてときがわ町が47.2%、東秩父村が50.7%で、こういうのが実態です。

その中で1番に関して言いますと、今いろんな金額を出していただきました。そして、その中から、多分嵐山町の総経費というものは予測は出てこないだろうと予測しましたので、私のほうで、副町長は答弁なさらないだろうというふうな形で予測しましたので、私のほうで計算しました。それがこの結果です。それで、大体合っているのですけれども、小川町の負担金……ごめんなさい。下のほうになっていきますけれども、このところちょっと間違いが多くて申しわけないのですが、これ川口さんの一般質問を聞いた結果、これは私のほうでやらないと出さないだろうなというふうにしたのをやりましたので、大急ぎでやりました。字がいっぱい間違っておりますが、例えば塵芥処理費予測と人口予測のところでは、下のほうから4行目が総人口の総が違っています。それから、その3行目からの可燃ごみというところは不燃ごみになっています。でも、大体数字は合っているなどと思っているのは、不燃ごみの計算の仕方なのですけれども、不燃ごみは、私は不燃ごみのほうには人件費を入れていません。なので、若干違ってくるかなと思っているのですが、それでも計算して、これはそれぞれの衛生組合の27年度分の決算結果からそれぞれの数字を引いて、不燃ごみの経費というものを出して、それを人口割で割りました。それを嵐山町の各年度の人口で計算したものです。ですから、実際には処理費というのは違ってきますよね。人口割ではない形になっているので、若干違ってくるとは思いますが、これで見てみますと、小川地区衛生組合負担金は、2020年度では1億7,068万85円、これはまだこの当時はやっていますから、小川地区衛生組合でやっています。そして、2025年は5,031万になります。2030年は4,720万、2035年は4,378万となっていて、小川地区衛生組合の収集運搬費というのは、平成27年度の決算からそれぞれやはり1人当たりの負担金額を出しました。それで計算しているものです。若干違ってくるかなと思うのは……これは、でもほとんど合っていたのですよね。それで、中部資源循環組合の収集運搬費に関しても、それから焼却ごみの部分の運搬費を1人当たりにして、それに1.5倍を掛

けたものが大体こういうふうな数値になっています。これですけれども、中部資源循環組合の運搬費というのは、本当は1.5倍ではなくて、もっとかかるなというふうに計算しています。多分2倍ぐらいにはかかっていくのではないかなというふうな予測をしていますから、これは実際にはこれよりも多少金額が上がってくるかなと思うのですけれども、こういった実態が嵐山町の中で、この程度のことは私でもできるのです。ごみ関係の人でなくても、私でも計算できる、そういうことなのです。それが出されていないというのは、問題が大きいかなと思っています。

それで、実際には2035年ですと高齢化率36.9%になっています。当然国のほうもどの程度の地方交付税が入ってくるかわかりません。嵐山町も、これ状況を見てみますと、学校統合は始まりますし、道路や何かの老朽化は進みます。小川地区衛生組合に関しても、し尿処理センターも何らかの形で改修などが必要になってくるでしょうし、高齢化率が上がってきて認知症率は上がっていきますから、そういったふうな形の意味でいくと、この問題は大きいかなと思うのです。これ全体的になっていきますから。でも、そういうふうな形で言っていますけれども、ごめんなさいね。ちょっと何か余計なことを言いましたけれども。嵐山町の負担金というのは、実際にこういった形で計算できるのですけれども、それはなぜしようとなさらないのか、伺いたいのです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 渋谷議員さんからいい資料を出していただいて、ありがとうございます。ちょっとこれ議員さんがせっかく出していただいたので、私のほうからちょっと補足というか、私はこういうふうに見ているのだというのをちょっとお話しさせてもらってもいいでしょうか。

嵐山町が、皆さん、2025年、2030年、2035年の数字、住民1人当たり、このくらいかかりますよと出していただいたのです。6,775円から7,487円。人口減少しますから、1人当たりはふえていくと。これが現在、小川町では幾らかかっているのか。小川町衛生組合ですね。この数字が9,903円なのです。これが、今現在、嵐山町が小川町に負担している金額です。9,903円。

〔何事か言う人あり〕

○安藤 實副町長 いつかということですか。26年。9,903円が今申し上げた金額でできると。この中部に移行するとですね。それから、では東松山市はどうなのかと。東

松山市も調べてみました。東松山市は5,058円かかっているのですね、今。これが、今これごらんになっていただきますと、6,600円から7,100円になりますよと。桶川市はどうかというと、今4,471円なのですね、1人当たり。これが5,900円から6,182円。大きいところは、今度の中部になると、住民1人当たりの金額は大きくなると、これは当然ですね。東秩父はどうかなと、一番これ人口小さいですね。東秩父は今1万7,300円かかっています。これが、ここにございます1万2,500円から1万5,300円になると。新しい施設になると、中部になるとですね。こういうふう小さいところほど、このスケールメリットの大きなところが働いてくるというふうなことでございまして、これを渋谷議員さんにつくっていただいたので、私、比較してみました。そういうことでございまして、一日も早く中部資源循環組合を完成をして、そちらのほうにやはりごみを持って行って、その経費を削減をする、そしてほかの町民福祉の経費に充てていくと、これが大事なのではないかなというふうにしみじみ感じました。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私もこれ出さなかったのは、小川地区衛生組合の金額を出さなかったのは、恐らくそういうふうな答弁が返ってくるだろうというふうなことを予測していました。ですから、出していません。ですけれども、この問題というのはもっと深刻なのです。例えばバイオガス施設をあそこでは、吉見町ではつくことにしました。つくるというふうな計算をしましたよね。そして、実際に設計があって、それで、でもよく読んでみますと、これは面積数が足りない、金額がかかり過ぎるというふうな形でした。ですけれども、こういったものを小川地区衛生組合に持ってきたときにどういうふうな効果があるかということ全く考えていない。そうではないですか。全てのものを燃していく。そして、小川地区衛生組合管内の本来のあれはあれですよ。見ていると、読んでみますと、プラスチックごみも燃していく、そういう考え方でしたよね。それは、東松山市と桶川市は、プラスチックは容器包装リサイクル法に基づいてやっているのです、そんなことはできないと言って断って、そして嵐山町や小川地区衛生組合は、プラスチックは燃さないで、今までどおりにやるという形でした。実際の形として、出してきたのは、本当に今の現状のごみ焼却の施設、それでヨーロッパや何かのやり方、アメリカなんかのやり方、韓国のやり方と違って日本は独特なシステムを持っています。全部燃すのです。そうですよね。それを、だか

ら副町長は一概にそういうふうな形で言ってくるだろうなと思っていましたので、私はわざと出していない、そういうことです。それで、そういったものは全く小川地区衛生組合では考えていない、そういうことですよ。今までのやり方ではもうだめだということがさんざん言われていて、バイオガス化にしないといけないというふうな形で国が指導していて、そして埼玉県でもバイオガス化に関しての構想を練るための補助金を出した。そして、それに手を挙げるところがこの埼玉中部資源循環組合だけだった。だから、それでバイオガスの構想をした。だけれども、面積要件が足りないから、やめた。そういう状況です。そうすると、小川地区衛生組合で、この5万人規模のところでやっていけばいいのですけれども、ちょっと何か話がごたごたしますけれども、そういったことを全く考えないでここでやっています。

そういうことがあって、ちょっと1と3がごちゃごちゃになっていますけれども、そういうことを把握していないでこれをやっている。これに関しては、小川地区衛生組合管内の管理者たちは、私は非常に何にもしていない。何にもしていないではないですか。バイオガス化にするということも検討もしていないし、ただただ吉見町の中部資源循環組合に乗かって行って、そしてバイオガス化で生ごみや、このバイオガス化の検討委員会を見ましたよ。すごいなと思ったのですけれども、生ごみと木材、剪定枝や何かを一緒にバイオガス化するのですけれども、その中にも紙も入れていくようなプランもあるのですよね。なかなか大したものだなと思って、よくこれだけのことを考えたなと思って私は読んでいました。でも、それは、小川地区衛生組合の管理者は、そのことについては何にもしていない、そういうことですよ。

このところ、ちょっと3について、だから再度これをいけますけれども、ちょっと2に戻りますけれども、2に関して言えば、周辺整備に焼却熱を利用する計画ですけれども、吉見町の方は211人、それで嵐山町からこの吉見町までプールに入りに行ったり、温水に行ったり、お風呂に行ったり、それから直売所に買い物に行ったりする人が全く想定されていないですよ。それで、埼玉中部保全組合の協議会のところでやっていたからということでしたけれども、埼玉中部保全組合では、鴻巣市と北本市が抜けました。なぜ抜けたかご存じでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 周辺施設のことについては、我々も議論があるところでございませ

て、今後その辺については、具体化していく過程でこれは議論をしていきたいというふうに考えています。

それから、埼玉中部清掃組合でしょうか、については鴻巣と吉見と北本で組織していた組合でございますけれども、その経過、両市が抜けていった経過については、詳しくは承知しておりません。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 吉見町の議員から聞いた話なのですが、吉見町長、新井さんは、ここに持ってくることで町を活性化させる、人を集めるというふうな意識が非常に強かったのです。ですから、そこに持ってきたということがとても強くて、それでやっているわけなのですが、北本、鴻巣、それから吉見町の段階のときには何が起きたかという、地元迷惑料というのが5,000万ぐらいずつ取られたのです。その地元迷惑料は、吉見町の一般会計に入りました。それから特別会計に入って、農村集落排水事業で使われました。そのことは、ずっと情報公開で見ていくとわかってくるのですけれども、なぜ吉見町の農村集落排水事業に鴻巣や北本の負担金が使われなくてはいけなかったかということが1つと、それから吉見町と、北本市と鴻巣市は地元との和解協議を守ったわけですから、そういったことがあります。嵐山町で、これで何でこんなことに、温水施設、プールや何かこんな、嵐山町の負担金というのはわずかですよ。ここ全体から見たら5%か6%ぐらいのもんです。ですけれども、こういったところに入っていかないのに、吉見町にこんなにお金を出さなくてはいけなかったのですか。そして、嵐山町は小川地区衛生組合管内でこういったものをつくってあげれば、地域の人たちは潤うことができます。それをなぜ嵐山町や小川地区衛生組合管理者たちは、こういうことを考えようとしなかったのか。ただただのスケールメリットで、そしてつくるのも探すのも、探すのも大変だから、いいわという感じで吉見町に乗っかってしまおうというのが平成18年ですよ。それってちょっと何か余りに無責任過ぎると思うのですけれども、私はこれに関しては、全ての問題に関して、もう一回って。これは、単なる焼却費に関しては中部資源循環組合の焼却費の負担金ですけれども、実際には収集運搬費というのがかかります。それも含めて、そして小川地区衛生組合管内での不燃物のあり方、こういったものをもう一回初めから、財政計画も含めて、全てのことを含めて、話し合う必要が、協議する必要があると思いま

すが、それについて何度も言っていますけれども、これを考えないで、財政計画、高齢化率、そういった、それから今後迫ってくるインフラの老朽化、それに対して嵐山町は、嵐山町でなく全ての市町村、5町村は責任をとらなくてははいけない。それについて何も話し合わないで、ああ、こここのところでコストが今までと同じくらいだから、それでいいわというのはまずいのではないですか、管理者として。伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんの考えというのは前から何度も聞いてまいりました。そして、こここのところまで、これができるから、これでいいやというような感じでみんな決めたのではないというのは、毎々話をしてきたとおりです。それで、あそここのところに衛生組合、衛生の基地ができる、嵐山町に下水処理ができる、その場所を決めるのにどれぐらい時間がかかったかというのはもうご承知のわけですよ、皆さん。それで、そこの施設が古くなったから、では新しくしましょうということで、許可を得ているものでもないのです。そこではできないのです。それで、さらば、ではどうするというので、次の場所を選定をする。これも長い時間をかけて、先輩方がご苦心をして、それでやったけれども、結論が出なかった。どうしよう、どうしようというので、議員さんも衛生組合の議員を経験をしたり、いろんな形でご苦労していただいていた中で、今回こういうところに合意をして、吉見のほうに一緒に加わらせてもらおうという結論を出したわけです。ですから、簡単にこれが出たということではないのです。大変重い期間を経て、そして検討を重ねて、その上で結論を出した。そして、一步一步今こここのところで先に仕事を進めている。ぜひご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問持ち時間5分前です。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 前回の質問ですけれども、前回の質問では、四半世紀前に報告書ができました。小川地区衛生組合管内で。そして、そのときに地権者の方、森林組合ですね、大河の森林組合のほうからゴーサインが出なかった。それで、そのまま頓挫していました。そして、5町村の合併協議会で協議したけれども、それは合併がうまくいかなかったの、そのままになっていたというのが前回の答弁でした。ずっと一生懸命話し合いをして、ここに決まったというふうなところの会議録も何にも

ないですよ。それは、笠原町長さんですよ。小川町の前の笠原町長さんと吉見町長さんの話し合いで、ぱっと決まった。そういうことになっています。だから、町長の言うことというのは全く信用できないものです。それを長い経過があつてやってきましたなんていうのはうそ八百、そういうことなのです。それで、新たにもう一回、本当にどのぐらい、どんな施設が今ごみ焼却のところで行われているか、それも調査もしないでここに乘っかって行って、そして吉見町には温水プールと、町長が約束したのですよね、地元の人に。温水プールと足浴場と、それから温泉ですか、それから産直の直売所ですか、つくるという約束をした。だから、それを一生懸命やっていく。だけれども、これでは、私もこれからパブリックコメントがあるので、出していきますけれども、こんないいかげんなやり方ってないですよ。焼却ごみは、私はこれに反対していますから、あれなのですけれども、焼却熱を全部そこに使うのでは、初めに焼却施設のところに使うのではなく、温泉や、それから温水プールや、そして直売所のほうに最初に使うのです。そのほかの部分を買電、買うのです、電力を。そういったシステムをつくっているのに、町長も、ほかの管理者も、環境課長もそういったことに気がつかないですか。そういった問題点があるのに、これをこのまま、小川地区衛生組合でも何にも話をしないで、運び方だけは協議をするということですが、実際にこれから解体もするかもしれないし、もっとお金がかかるわけですよ。そういったこともなしに、町民の人に、できました、ではこれで中部資源循環組合に平成34年から稼働しますから、皆さんそれでご協力くださいで済むのですか。そういうことではなくて、もう一回しっかり管理者で、本当にこれでいいかどうか話し合っていくべきなのではないのですか。その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までもしっかり話をしてきましたけれども、これからはなお話をしていきたいというふうに思っています。今おっしゃるように、簡単なことではないのはもう当然なのです。そういう中でこれを進めてきている。それで、一番問題なのは、人口がふえていくときだったらあれですけれども、減っていくときですから、川口議員さんからも質問ありましたけれども、どれだけのものをつくる。これから減っていくのはわかっているわけですから。だけれども、必要最小限度のものをつくらなければ間に合わない。これは、焼却場もそうですよね、衛生組合、こっちのあれもそうで

すけれども、そういう状況に、人口減少ですから、そういう状況なのです。その中で、今議員さんおっしゃるように、財政はどうするというのが一番の根幹はあるわけです。ですから、そういうものをしっかり考えていかなければ先には進めない。ですから、先ほど副町長答弁のように、附帯施設といいますか、附属施設というか、そういうものについては考え方もあるというふうに答弁をしているわけです。ですから、こういうふうにつくることになったでしょう、だからこれでいきますよ、そういうことには、嵐山町だけでなく、ほかの市町村でも、それなりの考え方というのはみんな持っているはずですよ。ですから、しっかり話し合いをしながらやっていく。そして、それには、各それぞれのところに議会もありますし、広域の中にも議会があるわけですので、議員の皆さんと議論を練りながら、ベストの結論を目指してこれから進めていきたいと考えています。

○大野敏行議長 ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時39分

再 開 午後 2時49分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○大野敏行議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号10番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の来年度予算編成についてからです。どうぞ。

[10番 清水正之議員一般質問席登壇]

○10番（清水正之議員） 日本共産党の清水正之です。一般質問を3点について行います。

まず、第1ですけれども、来年度の予算編成が各課から上がっている時期かなというふうに思います。そういう面では、来年度の予算について、まず新規事業の考え方とか、重点を何にやっていくかという点についてお聞きをしておきたいと思います。

それから、今年度、町長の目玉事業である、例えば子育て支援の奨励金などは、3年が経過したわけですから、そうしたものの取り組みについて、今後、来年度以

降、どういふふうな考えを持っているのかもあわせてお聞きをしておきたいと思ひます。

3つ目は、国がハツ場事業……水道料金の問題です。ハツ場ダム建設の事業費を4,600億円から5,320億円に引き上げました。この引き上げた負担を各都道府県に求めています。これ9月議会で、我が党の金子県議が9月議会の中で取り上げた問題ですけれども、費用負担が88億円ふえるということで、658億円になる。これによって、県の県水が、県の水道料金が1立方当たり3.7円相当になると、この負担が。これを町のほうにも求めていきたいというふうな答弁でした。それによる町の水道会計や今後の水道料金への影響というのはどういふふうに出てくるか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

来年度の予算編成につきましては、各課に対し、平成29年度予算要求に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、既存事業の効果を検証した上で、これまで以上に無駄を廃し、効果的な事業実施に努めるとともに、さらなる地域との協働による効率的な事業展開の検討を行ってもらいたいこと、また平成29年度は町制施行50周年という大きな節目を迎えるわけで、50周年記念事業の成功に向けて万全を期すとともに、さらなる町勢発展の契機として、夢と希望が持てる町を目指し、各事業に取り組んでもらいたい旨、これを指示をしたところであります。

また、町長就任4期目に当たり掲げたマニフェスト、日本一の教育の町嵐山の実現、2番目に駅周辺の活性化10年計画のスタート、そして3つ目が稼ぐ力、若者の定住、産業振興です。4番目が安全、安心な町、地域コミュニティーにさらに磨きをかける、5番、健康長寿のまちづくりを実現をすべく、各課に新規事業への取り組みを指示をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（2）について、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 （2）についてお答えをさせていただきます。

今年度におきましては、新規、増額要望ともに、限りある財源と人材を有効に活用するため、事業対象者の減少や固定化、現状の変化に対する制度の不合致など、さま

さまざまな角度から既存事業を見直して、おおむね3年以上実施している事業については必ず見直しをするよう、財源の削減、省力化を検討するよう指示したところでございます。また、期限により終了となる事業につきましては、その事業評価を実施し、効果が認められるものにつきましては、事業の継続延長も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 （3）のハツ場ダム建設負担金の増加による町水道会計、水道料金への影響についてお答えいたします。

平成28年8月12日、国土交通省関東地方整備局河川部により、5回目のハツ場ダム建設に関する基本計画の変更についてによりハツ場ダム建設事業が増額されることにより、県の費用負担も増額されることが予想されます。しかし、その増額される費用負担に対する県水単価への影響は、来年度すぐに増額はされません。したがって、今すぐに町水道会計や水道料金へ影響することはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 2番目から質問させていただきたいというふうに思うのですが、この3年継続の事業ですけれども、今、継続延長も検討しているところだということですが、この事業評価等について、どういうふうに検討がされているのですか。いずれにしても、もう検討しておかないと、これから継続をするのか中止にするのか、または事業を変えて新しい事業にしていくのかというのが求められる部分かなというふうに思うのですが、どのような検討結果がされているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、定住促進事業についてお尋ねいただいておりますので、こちらについて検討結果といたしましうか、現状を踏まえて、これは担当課のほうから資料が出されております。担当課のほうといたしますと、実績と申し上げますと、26年度は初年度でございます、7世帯で22人、180万円の支出、27年度が15世帯で360万円、そして平成28年度、現在までが10世帯で260万円ということでございます。こういったことに基

づきまして、担当課では、この対象者に対してアンケート調査を実施しております。このアンケート調査の内容で申し上げますと、これは29人に対して行ってございまして、そのうち回答が17人、回答率は58.6%でございます。この中で何点か質問しておりますが、奨励金が嵐山町での住宅取得のきっかけになったかということについては、17人のうち3人が、奨励金があったために住宅を取得した。これは17.6%。奨励金がなくとも住宅を取得したというのが12人で70.6%という内容でございます。ただし、この17.6%を、要するに効果として高くあったか、あるいはそれほどでもなかったのかという評価については分かれるところだと思います。しかしながら、この事業につきましては、擁護するわけではございませんけれども、やはり嵐山町を知っていただくと、そしてまた町民課のアンケートも、この事業を実施するに当たりましては実施をしております、こういった中でも、やはり住宅を取得するためには複数の町村を見て回ったというようなアンケートもかなり多かったというふうに記憶しております。そういった点からすれば、転入奨励金を今進めている嵐山町とすれば、ある程度の効果はあったかなというふうには評価をしております。ただし、こちらのこういったアンケート調査、あるいはこの分析をして、今後予算編成迎えてまいりますので、これについて、また長のご判断をいただいでいくということになるわけでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 郡内だと、今転入奨励金という話がありましたけれども、鳩山でも、多分来年の4月、新しい制度が発足するというところで、市町村によってはそういったものが、ちょうど郡内では吉見と嵐山が先行してやったのかなというふうには思うのですが、鳩山でも来年度から始まるという状況の中で、そういう面ではこれから本予算というか、予算、副町長の査定があって、町長査定があってという形でされるのでしょうか、担当課宛てからの要望というか、そういう一番町民と身近な部分での要望等なんかは聞いているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今の申しあげましたこの内容については、地域支援課から要望が出ている事項でございます。3年経過する事業であるけれども、今後の総合戦略との兼ね合いもありまして、これについてはぜひとも継続をしてもらいたいという要望が出ていると。それについてはヒアリングもしておりますので、また新規事業、それが

ら拡大事業については、既に総務課のヒアリングは行っております。こういった中で各課から新年度に向けての予定事業といたしましうか、要望事業、こういったものについては、ある程度把握をしているということでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ぜひ、私いい事業ではないかなというふうに思っていますので、継続をお願いしたいなというふうに思います。

ちょっと水道料金の問題についてお聞きをしたいというふうに思うのですが、今、回答あったように、すぐに水道会計に影響する、水道料金に影響することはないのだという話でした。いずれにしても、県そのものは、この八ツ場ダムの工事計画によって、費用負担が658億円になるということですよ。その負担については、立方当たり3.7円の引き上げが見込まれるのだという、県で、県水がそういうふうになっています。今、県水が嵐山の中で67万5,000立方来ていますよね。現在の県水の料金というのは幾らぐらいになるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

現在の県水の単価なのですけれども、平成17年度より61円78銭、61.78円ということでございます。この単価につきましては、今年の9月6日付で企業局より、4年間据え置きますというような通知が来ているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 県は、実は今年1億円の不足というかがあって、そういう面では単価にすると0.17円という単価なのですが、それは据え置くというふうに県はしたわけです。これは、そういう面では、課長が今言われるように、すぐすぐの引き上げは、この影響についてはないのだというふうに言いましたけれども、これは2017年から20年の4年間分は据え置くという答弁をしています。ただ、2020年になると、この県の水道会計そのものが赤字に転換するという話です。そういう面では、この八ツ場ダムの工事費の負担金、3.7円、こういったものが市町村に上乘せして入ってくるのではないかと。したがって、2020年からの、今は市町村に対して負担は求めないというふうに言っていますけれども、2020年からの負担を求めないとは言っていないの

ですよ、県そのものは。そういう面では、この時点で県の負担分プラス八ツ場ダムの工事費の負担分、これが上乘せになってくるのではないかと、県水を使っているところは。そういう点では、嵐山の場合は県水そのものはそんなに多くはないですけども、こういったものが水道料金にはね返るといことはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

現在で申し上げますと、正確な情報といたしましては、4年間は県水単価現状のままということでございまして、県企業局のほうにもその後はというようなお話は既にさせていただいているところでございます。その後については、やっぱり県の担当のほうもはっきりした情報を出していただいているわけではございませんが、やっぱり上がるのではなかろうかというようなことも言われていますし、逆に何とか県の浄水場も統合するなりのことを考えて、いかに経費を上げないようというのですか、県水を上げないような努力もしているのだというようなこともちょっと聞いたことがあります。5年先につきましてはまだはっきり状況としてはわかっていない。議員さんもおっしゃっているとおり、嵐山町は自己水も持っております。そのあたりは、著しいものになってくれば、自己水のほうを少し頑張らなくてはいけないのかなというふうには考えております。また、3年なり4年なり先になったらどういうふうな状況になる、そういったところをよく情報収集しながら、水道料金関係につきましてはよく確認をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 県議会の中で審議になった場合は、20年からの料金改定というものが審議にならなかったのです。そういう面では、17年から20年までは企業努力によって何とか据え置いていきますよというのが県の方針ですね。ただ、20年以降については、県の予算が赤字になると、このままでいけば。それは、八ツ場ダムの建設費用の3円70銭の負担が新たに出てくるのだらうというふうに思われるのです。それが、県水の負担が、それをどのくらい町村に求めるかというのははっきりしていないのですけれども、いずれにしてもそういった形で県水を、県の会計が赤字になるということが、赤字になるということは明らかなのです。ということは、何で補填をしていくかといったら、県水そのものは上げざるを得ないというふうになると思うのです。

そういう点では、今課長が言われるように、今61円70銭というふうに、61円だというふうに言われますけれども、これが、この負担が立方当たり3.7円だというふうに県そのものは、八ツ場ダムの工事費の負担金が水道料金に直すと3.7円になるということですから、それをどのくらい市町村に求めるかというのは一つの大きな県の中での動きになるだろうし、市町村にしてみれば、それが、県水がどのくらい上がるのだろうというのは一つの大きな注目のところですよ。いずれにしても、それが2020年ということなのです。そういう面では、27年度の決算で、嵐山町の水道料金、要するに純利益がどのくらい上がっていましたか。わかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

平成27年度純利益につきましては、6,955万1,766円上がっております。近年の状況におきましては、大体同額、平均して6,000万から上がっておりますので、それほど下水道の経営的には苦しいような状況ではありません。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今課長が言われるように、約7,000万、毎年こういう形が水道会計の中では、嵐山町の場合は純利益が上がってきていると。くしくも嵐山町の会計はそんなに苦しくはないのだというふうに言われましたけれども、だとすればちょっと単刀直入に聞きたいのですけれども、県そのものが、例えば3.7円、八ツ場ダムの工事費3.7円が上乘せになったとしても、十分引き上げを行わなくても大丈夫だという見通しなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

先ほどからの議員さんからのご質問なのですけれども、3.7円ということで、それを今使っています、嵐山町の県水を使っている量、67万5,500立米に換算いたしますと、3.7円ですと250～260万円ということになりますので、何とかその純利益の関係から考えますと、何とかまだ、今現在は、何とかやりくりをしていけるというような目測だけは立っております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ということは、今の県水、それからこれから県が引き上げるであろう最大、多分3.7円だと思うのです。それを考慮しても、当面水道料金の引き上げはやらなくても済むということだと思いますね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

今現在、水道料金に関しましては、4年間は少なからず県水も上がらないというような条件の中で、ここで水道料金について新たにというようなことは考えなくても、何とかいけるのかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 県そのものは、県議会の中で、県議会というか、産業労働企業常任委員会の中での答弁では、2017年から20年度の4年間の水道料金は現行の1立方61円78銭で据え置くというふうな答弁をしています。したがって、この間の水道料金というのは恐らく上がらないだろう。ただ、言われるように、先ほど言ったように、2020年は赤字になるということですから、工事費の上乗せ分がかかってくるのかなと。しかし、それがかかってきても、嵐山町の水道料金は、自己水がかなりありますから、そういったものでの企業努力も必要なのでしょうかけれども、上げなくても、純利益は減るとは思いますけれども、十分とは言いませんけれども、大丈夫だということですね。そういう面では、水道料金に対する住民の負担というのは、県が引き上げを行ったとしても、十分耐え得る会計だというふうに理解してよろしいですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答え申し上げます。

5年後の県水その単価、こういったところが確定、先ほども申し上げましたけれども、確定しているわけではないということから、4年間はもう県水は上げませんよと言われている条件でございますので、町の水道料金を見直していかなくてはどうにもならないのか。もちろん人口減少であるとか、いろいろそういった問題を抱えてい

るわけなのですけれども、やはりその後の県水の単価がどのように推移していくかと、このところだけは何ともわからないところなので、その後については、先ほども申し上げたとおり、未確定なところがあって、3円70銭、3.7円ですか、このくらいの金額であれば何とかいいかもしれないのですけれども、実際にわからないという状況の中で、上げませんというようなことはちょっと申し上げにくいというふうに感じております。そのときの情勢によって、再度検討していかなくてはいけないというふうに感じております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと念押しで申しわけないのですけれども、今現在、ハツ場ダムの事業費が引き上がったと。これ以上引き上がると、また単価変わってくると思いますけれども、その引き上がった事業負担については立方当たり3.7円だ。ということは、今現在考えると、最大3.7円の引き上げに、県は県水の使用についてはしていくのだろうなというのが考えられることですよ。もう一つは、1億円分の負担については、企業局はというか、県のほうは、それは4年間は引き上げをしないです、企業努力をしていくというふうに言っているわけですから、この4年間は引き上げはしないと。ただ、20年、県が考えるのは20年が赤字になるということですから、20年度は赤字になるということですから、この時点でこの3.7円、今最大考えられる3.7円をどういうふうな割合で市町村に求めるかと。最高3.7円だと思うのです、引き上げる額が。この3.7円の引き上げ、県水が3.7円の引き上げをしても、嵐山町の会計は耐え得るということでもいいですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答え申し上げます。

あくまでも3.7円ということで考えた場合、先ほども申し上げましたけれども、県水の受水量もだんだん減っている状況でございます。250万円くらいの値上がりなので、すぐに料金改定しなければ逼迫したような状況にならないということで申し上げているところでございますので、その後、嵐山町の情勢としてもそれほど、将来的に向かって、施設の更新であるとか老朽管の更新、そういったものにかなりまた投資していかなくてはいけないというようなことにもなってきて、人口減少、水量はどんど

ん減ってくる。こうなれば、いや応なし、5年くらい先になってくれば、再度検討していかなければならないなど。やっぱり水道料金、どなたでも同じような感覚でおられると思うのですけれども、下げるよと言われれば別に、皆さん喜んでくださる。上げるよというふうになった場合に、皆さんは反対というふうな形になろうかと思えますので、そのあたりも十分に注意しながら、5年先のことになるわけなのですけれども、そのあたりはそのとき、将来的にまた勘案していかなくてはいけないというふうに感じております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 簡単に教えてください。そういう面では、水道というのは毎日使うものですから、料金改定をしていくというと、その影響というのははかり知れないものがあるというふうに思うのです。そういう点では、現在考えられるのは、さっき言ったとおりなのです。そういう状況であれば、嵐山の水道会計は十分耐え得るというふうに考えていいのですね。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答え申し上げます。

現状で申し上げますと、3円70銭というようなことであれば何とか、その値上げ幅では、水道の今現在で考えますと、耐え得るものだというふうに感じております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 次に移ります。

18歳医療の無料化についてであります。今厚生省は、社会保障諮問会議が開かれています。この中で、いろんな意見が出されてきている中で、こども医療のペナルティーを廃止をしていこうではないかと、廃止をしてほしいというふうに言っているのですね。そういう方向に行くのではないかとという方向が出ています。まだ決まったわけではありません。同時に、この無料化制度の運動というのは今かなり広まってきています。前回の中で、町は高校生までに無料化するのに600万円必要だということです。ただ、国が考えているのは、ペナルティーを廃止をするかわりに、こども医療費を拡大をするというふうには考えていないのですね。何か子供のための施策をほかに使っ

てほしいと、このペナルティ一分を、いうふうな考えみたいなのです。そういう面では、1つは高校生までやってもらえるというのがいいのだらうけれども、こういう国の動向を見据えた中で、町はどういうふうを考えているのか、方向性があつたら聞かせてください。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 医療費につきましては、議員さんからは今までも何度も質問をいただいております。そして、今回ちょっと動きが出てきているというような状況ですけれども、そういう中で、それをどうするかということですが、これも今までも議員さんから何度も言われていますけれども、嵐山町の中で教育を受けやすいような状況というのはどういうふうにすればいいのだ。これも渋谷議員さんはじめ大勢の皆さんから言われている格差、そして6人に1人、7人に1人とかというような話の中で、嵐山町はどうやっていったらいいのかということに、奨学金の返済義務のないものも設けたらいいのではないかと、入学準備金、きょうもちょっとお話ありました入学準備金、小学校、中学校、こういうものの一度に支払わなくてはならないので、貸付制度をつくったらどうか。学校でいろいろテストがあるわけですが、そういうようなものを公費でどこまでどうやったらいいのか。あるいは、課外授業、こういうようなものをやったらいいのではないかと、それには費用もかかってくるよ。それから、不登校、きょうも出ていますけれども、退学、中退とか不登校、こういう子供たちの対策はどうしたらいいのか。また、保育園では、嵐山町は待機児童がふえてしまっております。ゼロ、1がふえているというような状況もある中で、無認可の保育所に仕方なしに行っているという状況もあるわけです。そういう人たちに、認可保育所に入れない分の差額をどうするのだというような、ちょっと考えても子供にはこれだけいろいろなことがあるわけです。そういう中で、18歳以上の医療費をどうする、ということだと思っております。ですので、もうちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 先ほどちょっと言いましたけれども、社会保障審議会の中での見直しの範囲というか、1つは見直しの対象範囲をどうするか。もう一つは、見直しの時期をいつにするか。3つ目が、少子化対策に寄与する見直しにしていくのだと

いう方向で今検討が進められているのです。そういう面では、国保のペナルティーをなくしていこうと、これはもう全国市長会や町村会等もそうでしょうけれども、要望を出している問題ですね。そういう要望に基づいて、このペナルティーを廃止するかわりに、浮いた予算を少子化対策に活用してもらおうのだと。要するに拡大をすることではないのだろうかというふうに思うのです。ペナルティーがなくなったから、では即高校生まで引き上げようよということではないのだろうかというふうに思うのです。

ちょっと課長に聞きたいのですけれども、今言われているように、例えばこども医療の未就学児向けのペナルティー分というのは、嵐山ではどのくらいになるかわかりますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村田町民課長。

○村田 朗町民課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、ペナルティーということで、調整交付金の減額がございまして、それは、調整交付金の交付額の算定に関する省令によります減額調整率というものがありまして、保険者負担額の年間予想、こちらをもとにしまして計算いたしますと、未就学児分で160万6,508円、こちらがその交付金の対象する額から差し引かれるということになっております。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 要するにこれが決定されていけば、160万円は嵐山町の中で浮いてくる予算というふうになるのだと思うのです。そういう面では、それを、今国が言うように、こども医療の引き上げ分に充てるのではなくて、子供のための予算としてどこに割り振るかというのが求められてくるのだと思うのですけれども、今問題になっている学年費の補助や保育園や幼稚園の保育料の補助、それから学童に対する補助、学校給食の負担というようなものに充てられる部分は一部あるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういう部分に使っていくという方向だということとは考えられますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 子供に関することですので、子供に関するところに使っていくのが一番いいのかなというふうに考えています。それで、先ほどから言っているように、教育を受けやすいような状況というのがいろいろ問題がある中で、今何が一番嵐山町には求められているのか、それを検討して、決定の方向に行きたい。子供のお金ですので、子供の方向に使っていきたいということでございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 国も、さっき言ったように、そういうふう書いてあります。ペナルティーを廃止すると、その浮いたお金を少子化対策に活用してもらおうというのがこの審議会の中での出された狙いなのです。今言いましたように、考えられるのはそういうことなのかなというふうに思ったのですけれども、当面、この嵐山町が抱えている少子化対策の中で、もし可能であれば、どういうものに充てていきたいというふうにお考えですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今答弁したように、それらをしっかり検討を加えていきたいという状況でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） この審議会の動向を注視しなくてはいけないかなというふうに思いますし、これがいつ決定になっておりてくるのかというのも注視しなくてはならないのだと思いますけれども、ぜひ、一番いいのはもうペナルティーそのものをなくすということなのでしょうけれども、当面、未就学児のペナルティーはなくしていきたいというのが審議会の中での多い意見ですね。だから、当面はそういう形で第一歩は進むのかなというふうに思いますので、ぜひ、決定次第、早くそういうものに充てるような方策をとってほしいなというふうに思います。

3つ目の問題に行きます。高齢ドライバーについては、きのうも少し議論になりました。補正がされているということをちょっと、予算書が来るのが、時期が少し違っていたので、もし補正予算の審議に入ってしまうかもしれませんが、お許し願いたいというふうに思います。補正予算の中では、自主返納事業が拡大されるのだというふうに言っているのですけれども、要するに自主返納者に対して、今時点でどういう考え方を持っていますか。また、どういう事業を予定をしていくというふうに考えている

のでしょうか。

○大野敏行議長 通告書に基づいた3番目の項目について、まずお答えをいたします。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

清水議員ご指摘のとおり、高齢者による高速道路の逆走運転や、最近では集団登校中の児童の列に軽トラックが突っ込み、小学生8人が死傷する痛ましい事故等、高齢者による交通事故が発生し、件数も多くなっております。そのような状況の中、高齢者の交通安全対策として、長寿生きがい課では、埼玉県警察本部から送付される「高齢者交通安全ニュース」を高齢者の見守り訪問のときや介護予防教室等において配布し、交通安全の啓発に努めております。また、地域支援課では、年4回の交通安全街頭キャンペーンを引き続き実施しながら、広報紙などで高齢者への啓発を行っております。また、今後は県が取り組んでいる高齢者安全運転推進プロジェクトの周知を図り、この制度を積極的に活用していただけるように働きかけていきたいと考えております。

次に、運転免許証の返納者に対する対策ですが、高齢者の事故が増加している状況を重く受けとめ、早急な対応を図るため、今定例会において運転免許証自主返納支援事業として補正予算を計上させていただきました。内容といたしましては、70歳以上の方が運転免許証を自主返納した場合、申請によりタクシー券を交付するものと、警察署等で運転経歴証明書の交付を受けた方に対し、手数料相当分を補助するものでございます。町では、今後も埼玉県、小川警察署等の関係機関と連携し、高齢者の交通事故の減少に努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） さっきの続きですけれども、タクシー券の交付するのだということですが、返納者に対しては、これは具体的にはどのくらいの枚数が、今高齢タクシーがありますよね。それとの違いというのはどういうふうの違いが出てきているのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの高齢者運転免許証の自主返納支援事業、今回の補正予算のほうにも計上させていただいたわけですが、一応内容といたしますと、今高齢者の支援タクシーの助成をやっていますが、制度としますと同じような形で行いたいというふうに考えております。そして、助成券につきましては、これは1人1回限り、その返納したときだけなのですけれども、15枚、初乗り料金分相当しますと、1枚730円ですので、1万950円相当、それと運転経歴証明書を必要だということで申請をして、それをとった方につきましては、その領収書等で1,000円、相当分ということで1,000円の助成をするというものでございます。それとあと、こちらのほうにつきましては、一応申請をされてから、年度ではなく、1年間使えるよというような形で考えているところでございます。その辺が今のあれにつきましては、一応年度で、その年度限りの使用ということになっていますが、申請をして交付したときから1年間使用ができるというような形のところがちょっと違ってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 年間15枚ということなのですか。やはり嵐山あたりだと、自主返納する何か特典がないと、なかなか直接事故等があった場合ではないと自主返納というのは難しいのかなというふうには思うのです。そういう面では、私ごとになるのですが、うちの親父ももう乗っていないのです。もう85ですから。そういう点では、多分アクセルとブレーキを踏み間違えた事故があったのかなと。庭だったですから、大きな事故にはならなかったですけれども、乗っていないということなのです。だから、そういうことがない限り、なかなか自主返納するきっかけというのがつくれないのかなというふうには思うのです。やはり車があったときは、農村部なんか特にそうですけれども、自分の足になるわけで、何か特典がないと、一般の、今までない人はそれほどでもないでしょうけれども、あった人がなくなるというのは非常に辛いものがあるのかなというふうに思うのです。これ東松山なのですけれども、東松山は、これタクシーだと思うのです。運賃が2,000円未満なら500円、2,000円から3,000円の場合は1,000円と、返納者の場合はその1割引になるという特典です。白岡では、乗り合い交通なのですけれども、自主返納者には5,500円分の回数券を送るということで、やはり何らかの特典がないと、なかなか勇気の要る行為かなというふうに思う

のです。そういう面では、今課長が言われるように、15枚というのは普通の一般の65歳以上の敬老者に対するタクシーの枚数とはどのくらい違うのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

今現在実施している高齢者の助成タクシーについては、75歳以上の方が対象となっておりますが、そちらの方の交付枚数につきましては最高が36枚でございます。4月に申請いただきますと36枚で、一月当たり3枚の換算となっておりますので、一月おくれるごとに3枚ずつ減っていくというような形で、最終的に3月、来年の3月になりますと3枚の交付というような形になるものでございます。ですから、15枚と最高で36枚の差というような形になるかと思います。

それで、先ほど東松山のことをお話をされましたが、東松山のほうは確かにデマンドタクシーの中で1割引きというような形でやっているわけですがけれども、うちのほうといたしましても、この事業を始めるに当たりまして、いろいろとほかの既に一連の事業やっている市町村かなりございます。この比企郡ではまだ今のところやっていないようですけれども、ほかの全国的に見ますとやっていますので、その中で状況を見ますと、大体1万円相当分のそういった特典といいたしめようか、それをやっているところが多くありました。最低で、私が調べた中では、3,000円ぐらいのところから2万円とか、そういったところもございましたけれども、大体多かった1万円程度、うちのほうでいきますと、最高で1万1,900円になりますので、予算等の問題もございまして、その程度が適当なのかなと。それから、65歳から実施しているところと70歳からやっているところもございましたけれども、うちのほうといたしますと70歳で一応計画といいたしめようか、予定をしたところでございまして。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと確認をしておきたいと思うのですが、要するにそんなに若くというか、60歳代で返納するというのも少ないかなとは思っているのですが、70歳の場合はプラス15枚がということでもいいのですか。70歳で36枚、それから返納者についてはプラス15枚ということでもいいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたとおり、今現在行っている高齢者の支援タクシーは75歳以上の方が対象でございます。新たにこの事業は70歳以上の方が返納した場合ということになるものでございまして、例えば70歳で返納されますと、その1回限り、1年限りといいたいまいしょうか、だけなものですから、その後の75歳で今度は今の支援タクシーのほうの券がもらえるわけですが、そこの間までの空白期間ができてしまうというようなこともありますので、今現在考えているのは、その70歳以上の方で返納した方につきましては74歳まで、今の75歳以上の方と同じだけの枚数を一応助成を、それを今のほうに対象者として加えていってやっていきたいというふうを考えているところです。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 75歳以上の返納者の場合は、特典というのはありますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

その辺につきましても検討したところ、一応事業を別なものと考えまして、返納事業は返納事業、助成事業は助成事業ということで、75歳以上の方が返納した場合は、その返納した分の15枚と、それと今の現在の最高で36枚というのがありますが、そちらのほうを合わせた枚数を支援をしていくというような形で考えてございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 嵐山町でこの事業を始めて、免許証の返納者というのはどのくらいの人数がいるのですか。また、どのくらいの年齢で返納しようというふうな考えを持っている人が多いのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

どのくらいの年齢の人ということでちょっと調べてはございませんけれども、昨年、

27年の1月から12月までの1年間で70歳以上の返納者の方はどれぐらいいるかということではちょっと警察署のほうに問い合わせをさせていただきましたところ、嵐山町の方では48人ということでした。それで、一応この補正では、当面3カ月間でするので、20人の予算を計上させていただいたというようなことでございます。

以上です。

〔「年齢を」と言う人あり〕

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

○山下次男長寿生きがい課長 すみません。年齢につきましてはちょっと、70歳以上の方ということでございますので、何歳、何歳という年齢についてはわかってございません。

以上です。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） うちに、さっきうちの親父の話出しましたけれども、やっぱ77～78だったですね、やめたのが。だから、そのくらいの人たちが、あるいは多いのかなというふうな感じがします。

これは車だけですか。例えば50のバイクに乗っている人だとかも免許ですよ。免許という言い方でいいわけですか。車だけに限らないということでもいいわけですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下次男長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをいたします。

こちらの48人の方につきましては免許証の種類につきましては、一応運転免許証ということでの確認でございまして、こういった種類のものということは把握はしてございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今年、補正ですから、これ補正が通れば10月ごろから始まるのかなというふうに思うのですけれども、来年からかな、思うのですけれども、いずれにしても足ということを見ると、車だけではなくて、免許の種類、バイクの人たちもかなり高齢の人たちも乗っている部分も見受けられるのですけれども、そういう部分では今考えているような対応にしてもらいたいなというふうに思うのです。そう

いう点では本当に、ある車を乗らなくなるというのは、非常に考え方からすると一つの大きな決断なのかなというふうに思うのです。そういう面では、ぜひ一人でも多く、今の全国的な事故が嵐山町の中で起きないように祈るのです。そういう点では本当に心苦しいなというふうに思いますし、これ、どういうふうな徹底を図っていこうというふうに考えていますか。なかなかそういう面では町の制度の徹底というのも一つの大きなポイントになるのかなというふうにも思いますし、私も、ひやっとするようなこともあるのですけれども、そういう面では早く正確な徹底を求めたいなというふうに思うのですけれども、最後に、どういう徹底を求めるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、今回の補正予算のほうで計上させていただいておりますので、補正予算のほうが通りましたら、すぐその準備に入りまして、来年1月中に皆様にお知らせができれば、それで3カ月、今年度につきましては3月までというような形になりますが、できればいいかなと。それで、広報の配布とあわせまして、そうした事業のお知らせをしていくということと、あとホームページ上でお知らせもしていきたいなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を4時10分といたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時08分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 松 本 美 子 議 員

○大野敏行議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の町民と行政の協働についてからです。どうぞ。

〔11番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○11番（松本美子議員） 議長の名指がございましたので、11番、松本美子、本日最後の質問者ということになりますけれども、項目に分けますと2項目質問させていただきますが、よろしくお願いをいたします。

まず、町民と行政の協働について。暮らしやすく、希望が持てる将来像を定めて、一人一人のつながりが特に必要です。人口減少あるいは高齢社会は避けて通ることはできないと思っておりますが、地域全体への行政のサービスの向上や、町民が自覚を持って、協働により、合意形成を通じて日々の生活をするのがまず重要になってくると思います。

そこで、質問ですけれども、（1）につきまして、区長の任期を2年にしていただくように27年の10月にはお願いをしてあるということですが、現状をお尋ねさせていただきます。

続きまして、（2）ですけれども、まずは広報紙の配布につきまして、全世帯というふうに配布していると思っておりますけれども、または閲覧可能への取り組みがありますが、現状はどんなふうになっているのか、お尋ねをさせていただきます。それと、今後についてお尋ねさせていただきます。

（3）につきましては、ボランティアの登録者は、団体でいきますと47団体、あるいは個人では54人の方たちの登録がありまして、増加ということが報告されておりますが、その中には有償あるいは無償でのボランティアさんがいると思っておりますが、この活動状況につきましてお尋ねをさせていただき、あるいは利用者側からの希望にはどのような希望があるのかお尋ねをし、この希望につきましての今後の拡大をお尋ねをさせていただきます。

（4）ですけれども、国の地方創生加速化交付金の4事業が採択を受けまして、28年度より事業が実施されているわけですが、この進捗と方向性を今後伺っていきます。アにつきましては千年の苑事業、あるいはめんこ61事業、イにつきましては地域活性化事業、ウは情報発信拠点整備事業、エにつきましては杉山城跡整備事業です。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）、（2）、（4）について、青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 では、お答えをさせていただきます。

まず、(1)でございます。嵐山町の区長制度につきましては、昭和43年に嵐山町区長設置条例を制定し、その設置基準や職務等を定めているところでございます。その中で、任期につきましては、第5条に区長の任期は2年とするところとあり、本来であれば全ての区長の任期は2年となっているところでございます。町や区長会においては、これまで、区長の任期は条例どおり2年とすべきではないかとの意見が出されておりましたが、それぞれの行政区の事情もあり、任期を1年とした行政区が12地区となっております。

町では、昨今全国で発生している想定をはるかに超えた自然災害への対応や急速に進行する人口減少社会に対応するためには、地域のリーダーである区長の重要度はますます増加していくものと考えております。そして、区長におかれましては、地域の実情をより深く把握していただき、安定した自治活動を実施していただく必要があると考え、全ての地区において任期を2年とするようお願いしていくことが必要と考えたところでございます。

そのため、まず平成27年9月に開催いたしました区長会の役員会において提案を行い、審議の上、了承され、平成27年10月、区長会全体会議において公文書による依頼をしたところでございます。平成27年度に各地区でご検討いただいた結果、12地区のうち、平成28年度から実施していただける地区が1地区、平成29年度から実施していただける地区が2地区、平成29年度に導入について決定をするという地区が2地区ございました。残りの7つの地区は、地区内で協議したところ、現状では難しいとのこととございました。任期が1年の地区につきましては、区長が毎年変更になり、平成27年度の依頼のみでは忘れ去られてしまう可能性があるため、平成28年9月の区長会役員会に再度諮り、10月の区長会全体会議に改めて、再検討をお願いしたところでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えをさせていただきます。町では、行政情報の積極的な配信が課題となっております。特に子育て情報やごみ出しルールなど生活に直結した情報については、全ての町民に行き渡らせたいと考えておりました。町民アンケートを実施いたしますと、「行政のやっていることがわからない」、「子育て情報が不足している」などの意見が必ず寄せられるところでもあり、何とか広報紙を全戸に行き渡らせることができないか、区長会役員会において検討をさせていただきました。

現在、広報紙は、多くの地区で行政区、自治会に入っていないと広報紙が配布されないようでもあり、まずは行政区、自治会へ入っていただく取り組みをすることが必要でございます。町と区長会は、平成28年10月に、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と、嵐山町における行政区・自治会への加入促進に関する協定書を締結をしたところです。

次に、公共施設に広報紙を置くだけでなく、町内のコンビニエンスストア全てに広報紙を置いていただいております。もちろんホームページにも掲載しておりますし、スマートフォンでもアプリを利用し、見る事が可能となっております。

しかしながら、抜本的に町の情報を伝えるために、やはり各行政区、自治会において配布していただくことが必要と考えているところです。この根本的な考えといたしましては、災害が起きたとき、各地区において住民がいるのかいないのかを各行政区、自治会でぜひとも把握してもらいたいということがございます。行政区、自治会に入っている、いないにかかわらず有事に対応する必要がある、そのための一歩として広報紙を配布していただくというものでございます。

広報紙の全戸配布につきましては、5月と9月の区長会役員会で検討させていただき、10月の区長全体会議において議題として上げさせていただきました。全体会議においてもさまざまな意見がございましたが、結論といたしまして、全戸配布に向けて各行政区、自治会内で検討をしていただけることになりました。大変ありがたいことに、10月の区長会全体会議後、すぐに全戸配布をしていただいている地区もあるところでございます。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。まず、アの千年の苑事業についてご説明を申し上げます。嵐山町千年の苑事業推進協議会を4月に発足させ、これまで4回会議を開催いたしました。また、事業計画についても、5月に委託を行い、年内に終了する予定です。現地におきまして、約4.8ヘクタールに3万本のラベンダーの植えつけを終了したところでございます。

次に、めんこ61事業でございます。小麦、農林61号につきましては、7月に3,880キログラムの収穫があり、関係備品を購入し、11月の嵐山まつり及び紅葉まつりにて試作販売を行ったところでございます。

次に、イの地域活性化事業でございます。地域活性化コーディネーターにつきましては、10月の採用を目途としておりましたが、若干おくれをしまい、先月の末に最終

面接を実施をし、コーディネーターの内定を行いました。今後、12月中には活動が始められるよう進めているところでございます。ホームページの改修につきましては、11月14日に委託契約を締結し、現在改修作業に取り組んでいるところでございます。タウンセールス画面、スマートフォン対応、マスコットキャラクターのページの構築及び多言語化を実施をしております。

次に、ウの駅前情報発信拠点整備事業でございます。駅前情報発信拠点施設の設計業務につきましては、12月下旬に入札を行い、契約を行う予定となっております。また、駅前情報発信拠点施設を含む駅周辺の構想図策定委託につきましては、年明けの契約に向けて準備を進めておるところでございます。

最後に、エの杉山城跡整備事業でございます。多言語パンフレットにつきましては、6月24日に契約をし、英語版4,000部、中国語版2,000部、韓国語版2,000部を作成したところでございます。11月に行われたスリーデーマーチの40キロのコースが杉山城跡を通過したため、城跡にパンフレットを設置したところです。利活用構想図作成委託につきましては、9月の12日に業務委託契約を締結をし、杉山城跡特設サイト、モニターツアー、スタンプラリー、ファミリーイベント実施に向けて準備を進めているところでございます。このうちファミリーイベントについては、年明け、2月の5日にチャンバラ合戦を杉山城跡を会場に実施をする予定でございます。

今後の方向性でございますが、事業についてはまだまだ緒についたばかりでございます。平成29年度においては、千年の苑事業、めんこ61事業、地域活性化事業、駅前情報発信拠点事業につきましては、地方創生推進交付金などの補助金を活用し、さらに事業を進展させることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、小項目（3）について、村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、質問項目1の（3）につきましてお答えいたします。

ボランティアセンターの平成27年度のボランティアあっせん実績は、42件ありました。活動先の状況は、福祉施設の事業19件、町の事業10件、地域での事業5件、社会福祉協議会の事業3件、学校や学童等の事業5件であり、全て無償で行っております。

利用者側の希望内容は、福祉施設等の事業やイベントでの楽器の演奏などがボランティアの主な希望内容であります。

今後のボランティアの拡大につきましては、ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア活動の育成援助及び活性化を図るため、ボランティアセンターサポート委員会を設置しております。ボランティアセンターサポート委員会では、毎年5月に、ボランティアセンターのあるふれあい交流センターを会場にボランティアフェスタを開催し、ボランティアの活動の紹介、ボランティアの皆様による舞台発表、ボランティア同士の交流や活動、PR、講演会、そして新たなボランティアへの参加促進を目的として実施しております。また、ボランティアセンターには、ボランティア団体や活動の紹介を掲示しております。今後におきましても、ボランティアセンターサポート委員の皆様と相談し、新たなボランティアへの参加促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、順次質問等させていただきます。

まず、質問1番ですけれども、区長さんの関係なのですから、それぞれのところで少しずつお願いをした結果がただいま答弁等いただいたようなわけですが、なかなか地域の関係ですから、難しい分野があるというような回答でもありますけれども、特に区内で2年にはできないなというような難しい点というのは、具体的にはどんなようなことなのだというような報告まではあったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

7つの地区の子細については承知をしているところでございますが、1つの地区のお話を伺いましたところ、その地区は1つの地区の中に3つの支部があるということなのです。その3つの地区からお一人ずつ代表が出て、2年間区長代理をやって、最後の年が本区長というのでしょうか、区長さん、こういった形でもう制度化されているということなので、なかなかすぐすぐ2年に移行するのは難しいよと、こういったお話も伺いました。27年をお願いをして、今年度、再度お願いをしたところでございますが、今年度のお願いの際には、やはりそれぞれの地区で長い歴史があるわけです。当然その地域、地域にそういった歴史があるのは、それはそれとしてというか、あるということは承知をした上で、そういった今申し上げたそれは一例でございます

が、そういった規定の、ほかの区長さん以外の、例えば区長代理さんも含めた役員さん全体として見直していただけないか、このようなお願いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 区のことですから、なかなか町も入り込めない分野があるのかなというふうにも思いますけれども、町のほうの指導としては、条例等も設置されているところですので、ぜひとも足並みをそろえて、2年の区長というふうにお願いを今後とも引き続きしていくというような考え方でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

条例の重みというものを考え合わせてみれば、我々が条例を守らないという、これはあり得ませんので、やはり基本的な部分は引き続き粘り強くお願いをしていく、このようなスタンスでいきたいと思っております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） なかなか区民全体が2年にすぐに変えられないというところにつきましては、条例できちっと設置されているのだというところ自体がわかっていない区民さんもいるわけです。ですから、区での内規みたいなもので決まっているものを重視というような考え方もかなり根強く残っていますので、条例設定がきちっとあるのですよということ自体も、再度といたしましょうか、町のほうでは、区長会議や何かのときにはお話をさせていただくことがいいのかなというふうに思っておりますので、もちろんしていらっしゃると思いますが、その点はどんなふうと考えていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

この区長さんの任期の問題につきましては、27年には書面にて、公文書にてお願いをしたものです。ただ、これは長い歴史がありまして、いろんなところで、例えば町

長のほうでお話をしていただいたりだとか、事務方のほうでお話をさせていただいたりだとか、そういった長い経過がございます。そういった中で、やはり地域全体で考えていただきたいと、そういった思いも込めて、公文書にてお願いをしたと。そういったお願いをし、ぜひ地域に持ち帰って、皆さんでひとつ考えてくださいというところをお願いをしたと。先ほど条例でというふうに申し上げましたが、条例で決まっていますけれども、ではなぜ2年なのかというところだと思っております。そのあたりは、最初の答弁の中で申し上げました。やはり時代がそういったことを求めているというふうにお考えいただければと思います。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） よく各自につきましてはわかっているつもりでしたけれども、改めて質問をさせていただき、回答いただきましたので、今後ともに努力はしていただき、お願いをしていけば、全体的に2年というふうな形に、2年以上ですかね、任期が出てくるのかなというふうに思いますので、なかなかそこまで行かなかった地区につきましては、根強くお願いをしていただければというふうに思っておりますので、これで、ありがとうございます。大丈夫です。

それでは、(2)につきまして、広報紙の関係についてお尋ねをさせていただきませんが、なかなか広報も、農村部のほうにつきましてはほぼ区のほうへの加入というのはほとんどの方がなさっておりますけれども、ここへ来まして、1人世帯あるいはお年寄りになってきたので、なかなか区のほうに入っていると、区の負担金のようなものも出てきますので、いろんな分野で大変だと。それから、区で全体でやるような草取りとか缶とかいろいろあるのですけれども、そういうような決まりがありますので、そちらのほうへ出られなくなってきていると。そういうような事情もありまして、できればお休みというか、抜かさせていただきたいというか、そういうようなお考えになる人たちがおりまして、吉田1区のほうですけれども、何軒かそういう方たちも出てきておりまして、なかなかこれも大変な問題だな、困ったなというふうに区長さんのほうでは考えているようです。それが現状だというふうに思っただけならばというふうに思いますが、細部にわたって、内容につきましては、広報紙は随分細かく、今見させていただいておりますけれども、出ているということで、できる限り全体の町民の各家庭のほうに配布をしていただき、さらには協定というようなものも、

こちらのほうで10月にできたというような、嵐山町とか区長会、あるいは公益の社団法人のほうの関係で締結等が10月の24日に、ただいま答弁いただきましたけれども、あったということで、今後につきましては、新しい転入、あるいは住宅購入、アパートの新規者とか、そういったところでの区長会と、それから町のほうで作成いたしましたチラシを事細かく説明いただきましたけれども、配布をしていって、世帯の区のほうに入っていただくのだというようなことのスタートができたということで、多くの皆さんに広報紙が渡るのではないかなというふうに考えました。よかったなというふうに思っております。

さらに、こういった体制をとっても、なかなか全世帯に配布ができないで今までもいたわけですが、これは締結ができたから、すぐというふうに、100%というふうになるわけではないかなというふうに思っています。そういったところで、この協力をしていただける公益社団法人の埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部ということですが、これは東松山管内まで入るのだと思うのですが、この協力していただくところはどのぐらいの件数というか、どのぐらいの業者というのでしょうか、窓口といえますか、そういうもののお調べになってありましたら、ご答弁いただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

今回協定を締結させていただいた公益社団法人でございますが、基本的には嵐山町及び東松山市に店舗がある業者さんということで協定のほうを結ばさせていただいたところでございます。

大変申しわけございません。事業所の数については、ちょっと手元に資料がございません。申しわけございません。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） では、後でわかればということで結構ですが、いただければと思います。

それと、広報のほうがいただけなかったために町のほうの関連のところがよくわからないとか、情報が不足だというようなアンケートの結果では出てきたということですが、この辺も少しは改善されてくるというふうに思いますが、また今までも

閲覧の関係で、コンビニや何か、あるいは公共施設といいますか、そういうところで配布をしていただければということで、置いてあったということですが、これはコンビニといいますと、件数もかなり町の中ではあるのかなと思うのですが、全コンビニさんをお願いがしてある、公共施設はわかりますけれども、してあって、どのくらいそこからいただいて、皆さんが利用していたのかなというところがちょっとわかりませんので、お願いできたら答弁いただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

町内にあるコンビニエンスストア、今5店舗あるわけですが、この5店舗には全て配置のほうさせていただいております。不足があれば、不足の分を追加ということも対応しております。また、せんだってから、郵便局さんにも実はお願いをさせていただきまして、菅谷と志賀あるわけですが、そういったところにも配置をさせていただいております。

そういった行政区に入っていない方に対しては、公共施設、あるいはコンビニ、郵便局、そういったところで手にとれますということに加えて、先ほどご答弁申し上げましたが、やはり地域でというのでしょうか、先ほど議員さんのほうでも、高齢になって区のつき合いがなかなかできないですよ、そういった問題もあるというふうにお話をいただきました。そういったものも含めて、あるいはアパート、アパートの方というのはなかなか入りづらい。そういったこともあって、今回協定を締結したわけですが、そういったさまざまな、これをやればいいということではなくて、いろんな手段を用いて全町民に広報を届けていく、こういった取り組みを今推進をしているというところでご理解をいただきたいと思います。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ただいまの協定を結んだという中で、町あるいは区長会のほうからチラシというようなものを作成したというようなことだったと思うのですが、これは建物の取引業協会のほうに置いていただいたり、新しい方が入ったりしたときをお願いをするのでしょうか、内容的にはどのような、促進ですから、もちろんお願いしますというようなことだと思いますけれども、チラシの枚数とか、そういうようなものまでももう着手しているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 チラシについては、従来から、町に転入の手続においてになったときに、町民課の窓口にてお配りをさせていただいております。嵐山町に転入、転居された皆様へということで、行政区への加入のご案内と、こんなときに行政区、自治会が活躍しますと、なぜこういったものがあるのか、どうして町としては行政区に加入をしていただきたいのか、そういったことを書いてあります。また、QアンドA、一般的な質問、そもそも行政区、自治会とは何ですか、加入するとどんなメリットがあるのですか、こんなQアンドA、こういったものも一緒にあわせて作成をしておるところでございます。こういったものを引き続き町民課の窓口でもお渡しをし、協定を締結をした事業者さんにも配置をしていただき、お渡しをいただく。このような体制をとっているところでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、チラシのほうは、もちろんその宅建業者の事務所か何かに持って行って、取引業協会のほうでお願いをして、こちらから行くというふうなことになってくるのかなというふうに思うのですけれども、件数的にもわかっていないということになりますと、もちろん所在地もなかなか難しいのかなというふうに思うのですが、この辺につきましては、こちらから、ではちゃんときちっとお持ちしてお願いをしに行くということになるということではよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどご答弁申し上げられなかった事業所の数でございます。嵐山町内が10と東松山市内が67、合計で77店舗、こういった事業所があると。町としては、この埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と、そういった組織があるわけでございますが、個別にその各事業所とやりとりをするのではなくて、この埼玉西部支部さんとやりとりを行っていくというような形になっております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、スムーズにこの事業等が進み、多くの町民の皆様

方が広報を見ていただき、町のいろんな実施をやっている事業について理解を深めていただき、協力ができるところは協力し、自分のためになるものはためになるということで、ごらんになればいいなというふうに思いまして、質問を終わり、次に移らせていただきます。

(3) になりますけれども、ボランティアの関係なのですけれども、先ほどのご答弁をいただきました中では、27年度のボランティアの実績は42件ということで、それから活動につきましては福祉の関係とか、あるいは町の事業、あるいは社会福祉協議会、学校関係とか、いろんな事業等にボランティアさんが参加して、一生懸命無償でということで実施していただいているということですから、こちらにつきましては敬意を表するようなことになってくるなというふうに思いました。

それと、こちらからボランティアを登録者の方をお願いをしていく場合につきましては、利用者ですけれども、なかなかこちらのボランティアをやる側のほうの組織がきちっとしているということですから、余りできなかったというようなことがないのかなというふうに思いますけれども、その反面、有償ボランティアさんのことについて聞きたいのですけれども、そちらにつきましては、なかなかお願いをする側が有償でという方を望まないということで、有償のボランティアはありませんでしたというようなご回答の解釈でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 では、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁で、42件あっせんがありましたということで、こちらは全て無料、無償のボランティアでございます。登録のほうは、団体で47、個人で54となっておりますが、中には有償で、交通費ですとか、材料費等をいただくような形で、ボランティアで登録されている方も、団体、個人いらっしゃいます。こちらのほうに関しては、あっせんしたものでない場合、全ての活動がセンターのほうに集まっているわけではありませんので、先ほどの答弁でお答えしたのは、ボランティアセンターを通じてあっせんをしての実績ということでございますので、有償のボランティアもボランティアセンターのほうでは登録しております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、有償のボランティアさんもいるし、有償でも結構ですよということでお願いはしている方もいらっしゃるということの解釈ですね。わかりました。

あと、なかなかボランティアはやりたいけれども、いつ何どき、きっかけというのですか、入っていきたいなど、自分の時間帯があくときがあるから、やりたいなというか、自分はこういうものを持っているから、参加したいなというような考え方を持っている方もいらっしゃるわけです。そういった中で、なかなかでき上がった組織の中に入るというのは勇気が要ったりなんかするというようなお話も聞いています。そういうところで、拡大の関係につながってくると思うのですが、どんなふうを考えているのかなというふうに思っています。こちらの答弁でいただいたことがそのとおりですよというふうになってしまうと、質問がちょっと食い違ってきてしまうのですけれども、ボランティアフェスタの関係をやっていますと。そこで大勢の皆さんに集まっていたらと。これにつきましては、ボランティアに参加していない方でももちろん来ますけれども、そこでのある程度の、ボランティアの登録しませんかというような参加というより、自分たちがやっていることを一生懸命PRではないですけれども、やっているのが圧倒的なのかなというふうに感じているわけなのです、来たときに。だから、そこの辺の、まだやっていないのだけれども、一歩がなかなか踏み出せないのですよという人たちに対する考え方といいたいまいしょうか、ボランティア参加どうぞというときの何かありましたら。そういう意見もちょっと伺っていますので、お願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

前回の議会で森議員の質問でもお答えさせていただいたのですが、このボランティアセンターのサポート委員会、こちらのほうで、どのようにボランティアを拡大していくか。例えばサポート委員さんたちが各学校に行って、ボランティアとはこういうものですよとか、また、地域等に入って行って、こういう活動もできます、ありますというような、こういう積極的に、センターのほうから活動的に出て行って、ボランティアを広げていくのも大切ではないかというような検討も、委員会の中でされております。その中で、より効果的な活動ができるようにも検討を加えているとこ

ろであります。

先ほど議員の再質問でもありましたが、ボランティアフェスタ、確かにボランティアをなさっている方々の発表の場でもありますけれども、ボランティアに今まで携わったことのない方にも来ていただいて、ボランティアというのは、固定観念ではなく、1人でもできるものですし、団体でもできますし、いろんなことができるということを知っていただくということをやはり目的としてこのフェスタも開催しておりますし、また日常的に、いつでもボランティアについてお問い合わせがしていただけるように、この交流センターのほうにはボランティアセンターのほうを平日もあいておりますので、よりボランティアに取り組んでいただきたい方がお問い合わせいただきやすいように、できるだけ常駐して、委員の皆さんもボランティアセンターのほうに日常的にも常駐してこれからは活動していきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、ボランティアの入っていくタイミングですか、そういったときに、ボランティアフェスタのときに、できれば、多くの町民さんが来ますから、資料ではないですけれども、ボランティアやりませんかではないですけれども、そういったちょっとした資料でもつくっていただいて、配布などをしながら、どうぞというか、そういったようなことというのはどんなふうに考えていますか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 当日の会場案内図やボランティアについての資料もお渡ししてありますし、また講演会等でアンケートをとっております。そのアンケートの項目の中で、今までボランティアされたことがありますかとか、これからボランティアに取り組んでみたいと思いますかとか、そういったような設問も設けております。今手元に全体の集計の数字はないのですけれども、そういうふういろいろな関心を持っていただけるような取り組みも、このフェスタでは行っております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ボランティア登録をなさっていなくても、ボランティア活動

というものはもちろんできますので、私たちは、登録はとっておりませんが、たまたまらんざん苑さんが近いので、いろいろお話等が来まして、何かそのときにちょこっとやっていたいただけるようなものはありませんかということでお話しいただきながら、年に何回かなのですけれども、登録はとっておりませんがということで伺って、ボランティア活動させていただいています。まだ一月前ぐらいですかね、も実施させていただきましたけれども、ボランティアをしてみると、なかなかいろんな考え方、あるいは受け方とか、こちらの会話とか、いろんな考えが湧いてきて、とてもいいものだなというふうに思い、ぜひ続けていけたらいいですよというふうには考えていますけれども、まずはそういうふうに登録をとらない人は、やってしまうというか、その辺のところはどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 そういう個人の方、団体の方、たくさんいらっしゃると思います。町でボランティアセンターを設置する以前から、既にもうボランティア活動をなさっている方々は、特にセンターのあつせんを受けなくても、ご自分たちでも独自の活動をなさっている方もいらっしゃいますので、あえてそれを、センターのほうにぜひ登録してくださいという形でなくても、十分独自の活動ができる団体、個人の方は、そのように動いていただいて実際にはいます。強制もできませんし、やはりボランティアという精神ですから、そういう形が本当に自然に町中に広がっていくのが本当のボランティアではないかとも考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） よくボランティア関係のことにつきましても、ありがとうございました。

次へ進ませていただきます。（4）に移らせていただきますけれども、まず（4）につきましては、過日の委員会、総務委員会の中での報告がこちらの議場でありまして、アにつきまして、あるいはその他につきましても、少しずつ触れてきた部分もほかにもあったかと思っておりますけれども、千年の苑、あるいはめんこ61の件で、重複するかもしれませんけれども、質問させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、面積の関係なのですけれども、100%には少し足りないで、まだまだ問題があって、協力体制がとれていないというようなこともありました。94.7%の方たちだけの利用権が設定が終了しているというようなことでございましたので、ここにつきまして、何か特に感情的なものではないですけれども、いろいろそれなりに地権者につきましてはあるとは思いますが。個人的なことになってくるので、公表できない分野であれば、それはそれで結構ですけれども、公表ができる範囲内でしたらば、100%に近づけるために、何人いて、どんなふうな問題点が起きているのか、お尋ねをさせていただきます。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、事業担当であります私のほうからお答え申し上げたいと思います。

現在、当初の94%から、さらに追加で承諾をいただきまして、今現在では、全体面積10万5,184平米のうち10万2,567平米、97.5%の集積率となっております。

なお、承諾をいただけない方は、残り3名いらっしゃいます。それぞれのご事情があるということでございますが、こうした事業そのものに反対であるという方も1人いらっしゃいます。それから、農地でございますので、ご自分の愛着のある農地、土づくり等をしてきて、まだこの場所でもう少し農業を続けたいと、納得のできる代替地が用意できれば、いずれは時期を見て移ってもいいというような方もいらっしゃいまして、今現在も、そうした方々と、ご協力いただけるように交渉を続けているというところでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、3名の方たちが少し問題が、自分なりの考え方があるということで、97.5%がオーケーしてくれているということでしたので、わかりました。

それと、作付の関係になってきますけれども、作付面積が、3万本ですか。3万本のラベンダーの植えつけが4.8ヘクタールで行われましたというようなご答弁でしたけれども、苗につきましてはどちらから仕入れをしてきたのでしょうか。まず、それが1点です。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

苗につきましては、今現在は、専門のそうした苗を育てている業者から購入をいたしております。これにつきましては、挿し木で苗がふやせるというものもございまして、ですので嵐山町内の農産物の生産組合の中に花卉部会というのがございまして、その皆様にも、今現在、新たな苗をつくっていただいているというところでございまして、来年度以降は、そうした苗も利用できるものというふうを考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 3万本のラベンダーの植えつけをしたということですから、もちろん業者というふうなことは思い当たります。ですけれども、どちらの業者でしょうかと伺ったつもりだったのですけれども、もう一度答弁を、すみません、お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

本年度につきましては、埼玉県内の業者から購入をいたしております。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 質問が悪いのかわかりませんが、聞き方が悪いのかわかりませんが、業者より3万本の4.8ヘクタールに植えつけするラベンダーの苗を購入したということですので、できましたら、埼玉県のどこというか、どういう業者か、すみませんが、お尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

本年は、吉見町にあるサニベルグリーンハウスという会社から購入をしております。29年に向けては、今、先ほど申し上げましたように、16名の生産組合の方に、今現在2万4,000本の挿し木を育てていただいているという状況でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） わかりました。吉見町のサニベルグリーンセンターですか、センターというか、業者さんですか、というようなことでした。わかりました。

では、そうしますと、これから、植えつけがちょうど終わりました、そのときの苦勞というようなものが、実際に携わった方にお聞きしましたらば、ありましたというようなお話もいただいていた。というのは、何かあの辺の土地は風が吹くとはばあっと土が舞い上がるのかなというふうに思っていますし、そんなお話でしたけれども、かなり目とか喉、大変な思いをしたと。これは、らんざん営農さんをお願いをして植えつけたというようなお話でしたので、そちらのほうからお話を聞かせていただいたことなのですけれども、それ以上の被害があったようではありませんでしたから、結構でございますが。

それと、今後につきましては、都市農山村ですか、交流活動活性化機構というところに委託をして、内容的には細かくこれからやっていくのだというようなお話だったかなというふうに思いますけれども、どのような内容のものを、これから、委託ですから、こういうようなもので委託していきますというようなことがあると思うのですが、少し内容をお聞かせしていただければというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

委託先は、都市農山漁村交流活性化機構という団体でございます。いわゆるまちむら交流きこうというふうには呼ばれている団体でございますが、加速化交付金全体の事業の中で約200万円、こちらの委託先にかけておまして、千年の苑における全体の詳細計画ということでございまして、例えば現地の植えつけのレイアウト、遊歩道等のレイアウト、それから集客の今後の予想ですとか、あるいはラベンダーを使った6次産業化、加工品等の開発の可能性ですとか、そういったものについて、個々の詳細

な計画についてご提案をいただくということでございまして、今現在その作業を進めております。全体の計画につきましては、同時に千年の苑事業推進協議会がございしますので、そちらのほうに、まちむら交流きこうからは、年内にはその報告書の完成版が納入されると、報告されるという予定となっております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） また、これから雇用的な関係もかなり出てくるというふうに思いますけれども、すぐに寒いお正月、冬が過ぎていきますと、草の草取りですか、その辺のことが非常に大変になってくるのではないかなというふうに思うわけなのですけれども、この辺のことにつきましてはどのようなお考えで、あくまでもらんざん営農さんをお願いをしていくというようなお考えなののでしょうか。そのほかにもありましたらお答えください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

ラベンダーを植えつけますけれども、土地の利用の方式から、手続からして、農園ということで進めております。という関係で、農地の集積、利用権の設定等で、らんざん営農さんに受け皿となっていたという経緯がございしますが、やはりここは町の活性化とか、そういうものがこの事業の大きな柱となってまいりますので、なるべく多くの町民の方に参加をしていただく、それから農業をはじめとした多くの産業ですとか、商工業の関係の皆様にも参加をしていただくということで、この事業を進めてまいりたいと考えております。

特に今ご指摘の植えつけ、あるいは草等の管理等につきましては、今年10月に、現地で作業していただける作業員の方を募集をかけてございます。らんざん営農さんは、農業のプロの集団でございますので、この現地の作業については、プロのノウハウを持っていなくても、草刈りですとか、草取りですとか、植えつけ等の作業できますので、広報で募集をいたしました。今現在、参加をしてもいいという方が16名、広報で、お電話等で登録をいただいたということでございます。そのほかにも、口コミ等で5～6人ということですから、20人に余る人数が今登録をいただいているということでございまして、これから冬になりますので、一旦作業は少なくなつてまいります

けれども、来年の春先からの除草等、現地の管理等、それから新たな植えつけ等の作業には、こうした登録をしていただいた皆さんに中心となっていただき、らんざん営農さんがこうした方々を雇用して作業に当たるということになってくるかと思えます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、これからの管理の関係も、らんざん営農さんで行われていただき、今言ったような約20人弱の方たちも、らんざん営農さんが雇用するというこの報告だったのでよろしいでしょうか。もう一度、すみません。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたように、農地の利用権の設定ということで、農地中間管理事業を使いまして、らんざん営農さんに10年間という設定をしていただきました。ですから、中心、事業の現地の農作業という意味での現地管理の仕事については、らんざん営農さんに受けていただくということになろうかと思えます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） もう一点、すみませんけれども、9月補正の関係で、現地の案内看板というようなことで補正が組まれていたと思えます。その件につきまして、どの程度まで進捗しているのか、お尋ねします。あと、すみませんが、内容的なものも報告ができれば。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

現地の案内看板につきましては、既に事業に着手しておりまして、全体の完成予想のレイアウト、それからそうしたものが入った現地に立てる看板、そういったものをつくる予定でございますけれども、先ほど申し上げました全体の完成予想図というのが、今現在、先ほど申し上げましたまちむら交流きこうに発注しております計画書の中にでき上がってくるということございまして、その図を待って、それで具体的には発注をかけたいということございまして、その準備を今現在進めているところで

ございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 活性化機構のほうにこの看板のことも委託をしてあるということでもよろしいでしょうね。違いますか。では、もう一度、すみません。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 あくまでも看板を製作するのは推進協議会でございますが、その看板に掲げる絵を、図を、そのまちむらに委託をしている計画の中に掲載をされる予定の絵を、図をその看板のほうに使いたいということでございまして、まちむらからの計画書の完成を待っているというところでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） わかりました。ありがとうございます。

それでは、待ちに待っていましためんこ61が嵐山町に定着することを願ひまして、少し質問をさせていただきますけれども、すばらしい方向性が出てくればいいなというふうに思います。

それと、嵐山まつり、あるいは紅葉まつりにおいて試食の販売が行われておりました。私も嵐山まつりのときには試食させていただきましたけれども、そのときにつきましては、ちょっと、うどんと味がどうかなというふうな考え方をもちました。

そこで、アンケートというものがありました。そこでのアンケートについて、まずはどのようなアンケートの内容が出たのが多かったかということをお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 ちょっと今手元に集計はございませんが、私の記憶している範囲でお答えをさせていただきますと、おおむね、頑張っってやってくださいというふうな励ましの、そういった回答が多かったというふうに記憶をしております。

ただ、今議員もご指摘のとおり、当日は味菜工房、直売所の裏にあります味菜工房で麺をゆでて、そして嵐山まつりの会場まで運んで、そこでもう一度湯煎にかけて提供するというをやっておりましたので、うどんの食味については、確かに、その場でゆでたものに比べますと、かなり劣ったというのがございました。それから、そ

もそもが今現在開発中でございまして、そろそろ少しずつですが、完成形に近づけてはございますけれども、まだ試作の段階ということでございまして、お祭りの当日も、アンケートが回収できるたびに担当がそのアンケートの中身を見せていただきまして、ちょっと塩辛いようだとか、そういうお話が、甘いとか辛いとかというようなものも、その場で参考にさせていただきながら、現場で味の調整をしながら販売をさせていただいたということでございます。全くの初めての試作品の提供ということでございましたので、混乱もございましたが、アンケートにつきましては、そういった関係で辛いとか甘いとかというご指摘はありましたけれども、おおむね、頑張っただけでございますというふうな励ましのお答えをいただいたということでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） その嵐山まつりの関係のときにつきまして、紅葉まつりのほうは、ちょっと私、試食しませんでしたので、わかりませんでしたけれども、そういったようなお話等が聞こえておりましたので、担当課のほうでも承知しているというふうですので、極力、その後につきましては、改善しているのだということですから、ぜひともいいものをつくっていただきたいというふうに思います。

それと、これもまだこれからだということになってくるのかなと思いますけれども、現時点では、味菜工房の隣で、週末ですか、だけでも臨時営業をやるということで準備が進んでいるというふうです。ここは、どの辺まで進んでいるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 味菜工房の西側のところにテントを張りまして、それで週末の営業ができればというふうに、昼食時の営業ができればということで、それにしましても外でつくるといふわけにはいきませんので、味菜工房の中で調理をいたします。中から窓口をつくって、そこで提供するというような形になりますので、調理品を提供するカウンターですとか、棚ですとか、調理台ですとか、幾つか必要なものがございまして、今その購入の準備を進めているということで、その準備ができ次第、あとテントですとかテーブル等はもう既に用意をできておりますので、若干の備品等が整えば、週末の仮営業が始められるのではないかとこのように考えております。まずは、週末の営業から始めて、様子を見ながら、それからいろいろなお客様からの声を聞きながら、少しずつ方向を定めていって、いずれはどこかに、いずれかに店舗をと

というような計画で進める予定となっております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それと、これは9月補正だったかなと思いますけれども、製粉機あるいは保冷库ですか、その倉庫を補正の関係でつくるというようなことですが、私の認識でいきますと、らんざん営農さんの敷地内というふうには思っていますし、現状的には少し動いているかなというふうには思っていますけれども、総務委員会のときでは、報告では、吉田地内というふうな報告だったかなというふうに思っていますけれども、あそこは吉田ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

大変申しわけありません。総務経済常任委員会の報告で私のほうから説明をさせていただきましたときに、ちょっとうっかりと間違えまして、越畑地内でございますが、吉田地内というふうに申し上げたところ、中間報告ではそのように報告されたということで、全く私のほうの不手際で、場所については吉田ではなくて、越畑の地内ということで、しかもらんざん営農さんの今の事務所がある場所ではなくて、もう少し西側のほうに格納庫があるのですけれども、その敷地内ということで、新たに設置をする予定で、今現在、手続がほぼ終わっております、これから建物の設置をさせていただくという段取りになっております。

以上でございます。

○大野敏行議長 松本議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を5時25分といたします。

休 憩 午後 5時13分

再 開 午後 5時24分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

松本議員に申し上げます。通告書をいただいております。通告書の範囲の中でお尋ねをしていただきたいというふうに思います。余り細かいことまでをお聞きになる場

合は、もうちょっとこの通告書を細かくうたってあげれば、その旨、準備はして、回答はできますが、余りにも突っ込んでまいりますと、そのような通告書になっていないために、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それでは、松本議員の再質問から始めます。どうぞ。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 私、質問が少し突っ込み過ぎているというようなお話の議長の采配ですので、改めてやりたいと思いますけれども、私は、何々事業についてということをやっていますので、細部についてでもよろしいのかなというふうに解釈いたしておりましたので、これから考えながら気をつけていきたいというふうに思っております。

○大野敏行議長 よろしく申し上げます。

○11番（松本美子議員） それでは、地域活性化のほうへ移らせていただきますけれども、いいですね。

○大野敏行議長 はい、どうぞ。

○11番（松本美子議員） こちらにつきまして、コーディネーターの関係が10月ごろの採用をめどにしていたということでしたけれども、おくれたということで、ようやくコーディネーターの内定が行われたということですが、なかなかすばらしいコーディネーターさんがいなかったということでおくれてきたのか、何かほかにも理由があるのでしたらば、1点だけお尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、当初の予定よりも若干おくれてしまったということで、大変申しわけなく思っているところでございます。特に大きな事情があつてということではございませんで、募集に関しては、就職情報サイト、そういったものがございまして、そういったものに一定期間募集を載せたりだとか、やはり当初想定をしたよりも手続上で時間がかかってしまったと、こういった理由がございまして、おかれてしまったということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） わかりました。では、早急に、12月中には活動が始められる
というような答弁ですので、期待をさせていただきたいというふうに思います。

それと、ウのほうに移りますけれども、駅前の情報発信の関係ですが、12月下旬に
入札を行うという予定だということの答弁ですけれども、この入札の内容についてお
尋ねします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

12月の下旬に入札の予定で、先般、起工をさせていただきました。内容につきまし
ては、調査業務、これは地質調査、土質調査になりますけれども、それと建築の設計
業務をあわせて発注を予定をさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、この入札の関係につきましては、一般競争入
札でしょうか。どんなふうな入札の方法でしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

入札のほうにつきましては、指名競争という形で選定委員会のほうに諮らせていた
だいたところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。一日も早く、ここの活動拠点とな
るものが駅前の活性化につながってくると思いますので、実施できますようお願い
をしておきたいと思います。

それでは、エのほうの杉山城の整備の関係に移らせていただきますけれども、お願
いいたします。細部につきまして、いろいろパンフレットや何かの関係等につきまし
ても、英語版で400部でしょうか、あるいは韓国語版のとか、いろいろなものについ
て作成したということですが、ようやく公有化が進みまして、杉山城そのものが
全部公有地になってきたということですので、地権者の方たちも大変な思いもして

きた分野もあるかなというふうに思っておりますけれども、ようやく実現ができたということでは喜ばしいことだというふうに思います。

それにつきまして、全体的に協力をいただいた地権者という方たちがいらっしゃいますけれども、何名ぐらいの方だったのか、お尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えいたします。

今ちょっと手元に資料はないのですが、地権者の方19名だったかと記憶しております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、これからの、こちらにもありますが、利活用の構想の委託ということで委託契約ができたということですが、これにつきましては、こちらに答弁いただいたほかに、2月の5日にはチャンバラ合戦というようなものをそちらで実施したいということですが、具体的にはどのようなことになってくるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えいたします。

委託契約をしております利活用構想作成委託、この業務の中で行うものであります。杉山城をPRする。町内の人たちにもそうですし、町外の方々でもそうですけれども、杉山城を使って多くの方に楽しんでいただくということで、具体的には、やわらかいスポンジの刀を使って、磁石で肩に玉がくっつくようになっています。それをチャンバラ合戦というのをやっているNPO法人があるのですけれども、全国規模で、そちらの方々の運営でやっていただくようになります。ですので、実際にお話を聞いていて、大人と子供でも全然遜色がないと。下手に力のある大人がそのスポンジの刀を振り回すと、それだけで自分についている玉が落ちてしまったりとか、けがをするような道具では一切ありませんので、それを実際に、実際の城を使ってそういうイベントをやるということは、こういう方、NPO法人の方々に聞いてもないということで、

大変興奮されていたのですけれども、杉山城というのは、お城好きの方にはもう全国的に有名なのですけれども、総合戦略のアンケートのときにもありましたけれども、意外と一般の知名度は少ない。町内の方にもなかなか、そういったすごいというのが伝わっていないということで、まず知ってもらうこと、何がすごいのだ、ここがすごいのだということを知ってもらうきっかけになるために、できるだけ多くの方々、親子もそうですし、いろんな世代の方に来ていただきたいということで、毎年、重忠綱引大会、菅谷中学校でやっておりますけれども、今年度は玉ノ岡中学校で2月5日の午前中にやって、午後にチャンバラ合戦を玉中の裏の杉山城でやると、1日かけてのそういったスポーツ等のイベントという形でやりたいと今考えているところであります。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。ただいまのご答弁の中からですけれども、こちらで、杉山城跡でこういうイベントをするというのが初めてということなのかなというふうに思っていますけれども、大々的に大きくやりたいというようなお話のようですが、そうしますとNPOさんが来て運営はしてくれるのだということのようですが、一般的にこれを皆さんに周知していくのは、どんなふうな方向で周知するのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えいたします。

1月号の広報にも載せるように元原稿をこの、まずNPO法人とともに業務委託をしておりますJT B関東さんのほうにお願いをしてあります。広報に載せるよりも、カラーのチラシを回覧と一緒に回したほうが効果があるというのであれば、そういう形でも出したいと思っておりますし、町内だけではなくて、町外のほうにも、ホームページなりなんなりという形で少し発信をしたい。あと、先ほどの答弁のほうにもありましたけれども、城好き向けのモニターツアーと、あと城好き人気サイトとのコラボレーションというのもこの構想の中でやっております。そういう人たちにも見ていただくような形で、広く周知したいと考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。期待させていただき、当日、参加できればいいなというふうに私も考えて今おります。ありがとうございます。

それでは、2項目めのほうに移らせていただきますけれども、よろしく願いをいたします。まず、安全対策についてということになりますけれども、住みなれた、自然環境もとてもよく、友人のいる場所で安心をして暮らすことが、誰でもが望んでいることで、一番の願いであるというふうに思います。安全性の確保のためにも、計画的な整備の実施等が必要になってくるのではないかという思いがいたしますので、質問をさせていただきますが、（1）ですけれども、町道整備の地区のほうからの要望等の現状と、それからあるいは課題、それと対応して、またはそれでもまだ課題があるというふうなことがありましたら、ご答弁いただきたいと思います。

（2）ですけれども、通学路の歩道整備ですが、特に私が感じているのは、庁舎の下から杉山公民館までの間は、とても木が生い茂りながら、植栽の幅ももちろん広がっておりますので、歩道の幅等も狭くなっております。そういったことがありますので、こちらの整備計画等を伺わせていただきます。

（3）については、これは町道ですけれども、路肩から土手下の草刈りの状況ですけれども、こちら、どんなふうに町のほうでは考えているのか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。よろしく申し上げます。

○大野敏行議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、質問項目2の（1）から（3）まで、順次答弁をさせていただきます。

町道整備につきましては、各地区から多くの要望がございます。内容につきましては、側溝整備、道路拡幅が主なものでございます。課題といたしましては、財源の確保が最も大きな課題ではないかというふうに考えております。現在、補助対象となる幹線道路につきましては、社会資本整備総合交付金の防災・安全事業というものに当てはめて事業を進めているところでございます。生活道路につきましては、同交付金の狭隘道路整備事業により、計画的に整備をできるように努めているものでございます。

続きまして、(2)につきましてお答えさせていただきます。ご質問の町道につきましては、町道の植樹帯管理委託により、年1回の刈り込み及び除草を行っております。継続して管理をしてまいりたいというふうに考えております。また、町道にはみ出した樹木につきましては、土地の所有者の方に伐採のほうを依頼して対応してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、(3)についてお答えをいたします。現在、町道路肩管理業務委託で除草を行っておりますが、実施箇所につきましては、幹線道路や通学路など限られた路線になっております。また、道路のり面につきましても、道路の利用に支障のない範囲のみの除草となる箇所もございます。いずれにいたしましても、限られた予算の中で、より多くの道路が除草できるように努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) それでは、(1)から順次質問させていただきますけれども、ご答弁の中では、側溝とか、道路拡幅とか、いろいろ財源の確保をしながら、補助対象になる幹線道路とか、そういったところにつきましては、あるいは生活道路につきましてはの整備は、計画的に順次しながらやっているということですが、そうしますと地区のほうから上がってくるのは、生活道路のほうが多分多いのかなというふうに思うのですけれども、こちらにつきましては、どの程度実現しているのか、あるいはどうしてもできなかったというか、何かそういったことがおありでしたら答弁していただければと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

ご指摘のとおり、地元からの要望の大半は生活道路、自分の身近な道路について整備の要望が上がってくるところでございます。毎年、大体30件から40件程度の要望が上がってきているところでございますが、先ほどお答えしました狭隘道路の関係につきましても、小幅員道路の生活道路につきましても、幅員を4メートル以上に拡幅するというような、ある程度用地等が確保できる、そういった条件が整った場所の整備ということにどうしてもならざるを得ません。用地の拡幅が難しかったりとか、あとは実際に利用者の数が少なかったりとか、そういったものにつきましては、要望がなか

なかかなえられないというのが現状ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、地区のほうから上がってきますよね。それが30件以上のものが毎年上がってくるということですけども、これにつきましては、その都度、回答を区長さんのほうに出しているというところは承知しております。

それで、その先なのですけども、回答がありますと、ではいつかやってくれるのかな、検討しますよとか、優先順位を決めてとか、そういうような回答内容ですと、いつかはやっていただけるなというふうな解釈でいるようですが、ここの同じ場所をどうしてもという地区のほうで考えているときには、これは区長さんから毎年毎年、同じ内容の同じ場所ですけども、要望という形で出してきたほうがよろしいという考え方でしょうか。そういうふうに区長さんのほうにはご指導しているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 要望につきましては、1度出していただければ、その内容によりまして、当分の間は対応ができませんと、ご要望どおりには沿えませんが、ほかの方法で対応させていただきますというような回答させていただいております。必ずしも2回、毎年毎年要望を続けていただいて、それで要望に対応できるというものではございません。こちらのほうで要望の内容を吟味させていただきまして、対応できるものについては対応を検討させていただきたいと、対応できないものについては、これこれこういう理由で対応できないので、違った方法で対応させていただきたいと、そういったような形で、できるだけ明確に回答ができるように努めているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、では毎年度、別に要望を出さなくても、新しいものが毎年毎年30~40も来ても、前年度分も下へ、下へと、こういうふうに行ってしまうというような可能性はないということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 基本的には、要望いただいたものについては保管をしております。先ほど申し上げましたとおり、できないものについてはできないという回答させていただいておりますので、できないというふうに回答させていただいたものにつきましては別の方法で対応させていただいておりますので、そういったものについては処理をしているというふうな形で対応させていただいております。検討させていただくというふうに回答させていただいたものについては、保留事項として引き継いでいっているという状況でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、前年度分も検討して、今年度分も検討しながらやっていくという解釈でよろしいと思いますので、わかりました。

それでは、（２）のほうに移らせていただきますけれども、植樹帯の関係につきましては年に1回の刈り込みをしているということですから、これは私も承知はしております。

そうでなくて、課長なり、それ以外の方たちもかなり、今私が質問しているところについては、地域、あるいは保護者、あるいは児童、かなり散歩している方たちもいっぱいいますよね。そういったところからのお話をいただいているところなのですけども、土地の所有者に伐採を依頼というふうになっていきますけれども、町道ののり面の上ですから、多分あれから1メートルかな、どのくらいかわかりませんが、多分公有地の関係で、町有地の関係になっているというふうにちょっと私解釈しています。その辺の確認はどうなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 実際に交通の支障になっている部分につきましては、町の敷地、それから個人の敷地にかかわらず、応急的に対応させていただいているというケースもございますが、基本的にはその土地を管理していらっしゃる方をお願いをしているというところでございます。今ご指摘をいただきました道路の積みブロックですか、擁壁の上の部分の木ということでございます。細かく現地のほうを確認はしてございませんので、道路の敷地内に生えているものであれば、それは町のほうで当然対応しなければいけないと思いますので、そちらのほうは改めて確認をさせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） こういった場所の件に関して、実際に伐採を余り、周辺の方たちとの話し合いのもとで、地権者が業者を頼んで切ったのですよね。そうしましたらば、最初は確認をとらなかったのですけれども、間知ブロックの上からまだ1メートル50ぐらい中に入っただけの町の境界が打ってあったと、そういったことで、そういう事例もあります。まだついこの間ですけれども。そうしましたら、そこで35万なり40万ぐらいの金額がかかってしまったのです。それですけれども、実際にやり始めて、やってしまったのに、町の土地だったから、町のほうで何とかしてくれというようなわけにもいかないから、しょうがないから、いや、うちの土地の続きだからということで整備した経緯もありますので、よく確認をしていただき、特にこの下は通学路になっていまして、今の時期になりますと、やはり日も暮れるのも早いですから、そういった中で、早目の対応をしていかないと、やはりうまくないというふうに思っていますので、早急な計画も、費用もかかるでしょうけれども、町の方であれば早急な対応、あるいは地権者であれば地権者のほうへもお願いをしていっていただきたいというふうに、要望でも結構ですから、お願いをいたします。

それでは、次に移らせていただきますけれども、路肩の関係ですけれども、この作業につきましては、なかなか水田の耕作そのものも、連日頑張って、担い手ということで、各自がやっているというような経緯等もありますけれども、そういったことで、高齢化ということで、なかなか田そのものだけでもやるのが大変だということは聞きます。そこに、町道ののり下と路面というのですか、そこるところまでの刈り込みというのが非常に今度大変になってくるので、この辺のところも、ぜひとも何とかなったら、皆さんがいいけれども、そうではないと耕作している田も、もう自然的にやめて、集積というような形もあるから、大手のところか、大きく担い手さんというか、そういったところをお願いをしていかざるを得ないかなという、その担い手そのものも高齢化ですから、町道の部分については刈り込みはなかなかできないというようなお話がよく聞こえていますので、そこも何とか頑張っていただかないと、町は町で管理すべきものはしっかりと管理していくと。予算がどうのこうのといたって、なかなかそれでは町民は納得しないという部分もあるかなというふうに思っていますので、今後のことでも結構ですけれども、予算内では多くの道路を除草するように努めるというふうに答弁がされていますので、これ以上はしょうがないのかなというふ

うに思いますけれども、できるだけきちとした把握をしていただき、特に通学路、あるいは多くの人たちが利用するところについてですけれども、一日も早くよい方向を出していただき、町民に知らせていく必要もあるのではないかというふうに思いますけれども、その辺について、一言だけで結構ですが、お願いできますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 道路の路肩の草刈りということでございます。町のほうといたしましても、そういった部分につきましては当然道路の管理者としての責任の上で管理をしていかなければならないというのは重々自覚をしているところでございますが、これから人口減少といった形で、財政力というのもこれからどんどん、どんどん上がっていくめどが立てられる状況ではないのが現状ではないかなというふうに考えております。その中で、先ほど町長のほうからもお話がありましたとおり、町民の方と町と協働して、これから嵐山町というものを嵐山町として残していくためにどういった形がとれるかと、どういった形で協力をしていただけるかという形で、町ができることは町でさせていただくと、そのかわり地域の方をお願いするものは地域の方をお願いをさせていただくと、そういったところでご理解がいただけるような方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、ただいまご答弁いただいたような方向性を早目に出していただき、町民に周知していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

長時間ありがとうございました。終わります。

○大野敏行議長 どうもご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○大野敏行議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時49分)

平成28年第4回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

12月13日（火）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 2 同意第12号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについて
- 日程第 4 議案第51号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第52号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第 6 議案第53号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについて
- 日程第 7 議案第54号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 8 議案第55号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第56号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第57号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第58号 嵐山町税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第59号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第60号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議案第61号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議案第62号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することに

ついて

日程第 1 6 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度嵐山町一般会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 1 7 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について

日程第 1 8 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度嵐山町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

日程第 1 9 議案第 6 6 号 動産の取得について（嵐山町情報セキュリティ強化対策事業機器）

日程第 2 0 請願第 1 号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書

日程第 2 1 議員派遣について

日程第 2 2 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

追加

日程第 2 3 発委第 1 号 建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出について

日程第 2 4 発議第 2 0 号 嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置することについて

日程第 2 5 発議第 2 1 号 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについて

日程第 2 6 発議第 2 2 号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について

日程第 2 7 発議第 2 3 号 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書の提出について

日程第 2 8 発議第 2 4 号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書の提出について

○出席議員（14名）

1番	吉本秀二	議員	2番	森一人	議員
3番	佐久間孝光	議員	4番	長島邦夫	議員
5番	青柳賢治	議員	6番	畠山美幸	議員
7番	吉場道雄	議員	8番	河井勝久	議員
9番	川口浩史	議員	10番	清水正之	議員
11番	松本美子	議員	12番	安藤欣男	議員
13番	渋谷登美子	議員	14番	大野敏行	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
中嶋秀雄	総務課長
青木務	地域支援課長
山岸堅護	税務課長
村田朗	町民課長
石井彰	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
村上伸二	文化スポーツ課長
植木弘	環境農政課長
山下隆志	企業支援課長
菅原浩行	まちづくり整備課長
深澤清之	上下水道課長
金井敏明	会計管理者兼会計課長

小久保	錦	一	教 育 長
藤 永	政	昭	教育委員会こども課長
植 木		弘	農業委員会事務局長 環境農政課長兼務

◎開議の宣告

○大野敏行議長 皆さん、おはようございます。

第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年第4回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時56分)

◎諸般の報告

○大野敏行議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書について審査報告が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日渋谷登美子議員外1名より議案第63号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定について、修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第20号 嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置することについて、発議第21号 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについて、発議第22号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議について、発議第23号 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書の提出について、発議第24号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書の提出について、以上の5件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案5件につきましては、後刻、日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○大野敏行議長 日程第1、報告第5号 専決処分報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 報告第5号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、専決処分報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告をするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、報告第5号について、細部について説明させていただきます。

別紙をごらんいただきたいと存じます。別紙をごらんいただきまして、損額賠償の額について平成28年10月6日に専決処分をさせていただきましたので、この事項について報告をさせていただくものでございます。

まず、損害賠償の相手方でございますけれども、埼玉県比企郡嵐山町大字吉田1905番地の4、松本澄也氏でございます。

損害賠償の額は、312万390円でございます。

事故の概要でございますけれども、平成28年8月22日午後3時20分ごろ、嵐山町大字吉田1905番の4において、隣接する嵐山町立七郷小学校敷地ののり面にある立ち木が台風9号の暴風により倒れたことにより、松本氏のブロック塀及び住宅に損害を与えたものでございます。

補償の内容でございますけれども、損傷したブロック塀、住宅の屋根、それからトイレ、洗面脱衣室、キッチン、サッシ等の修繕に要した費用でございます。

なお、この賠償につきましては、全額町が加入いたしております全国町村会総合賠償補償保険から支払いがされるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○大野敏行議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 台風によって近隣の住宅に被害が出たということですが、この七小に限らず町の施設の周辺にも、周りにも住宅があるわけですよね。そうした状況を鑑みてこの後、この事故の後点検はしたことはあるのかどうか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

この事故を受けまして、9月の補正でもお願いいたしましたが、特に小中学校等につきましては調査を全て行いまして、危険と思われる箇所、これについては伐採をするということで進めているところでございます。また、この庁舎についても9月補正におきまして、立ち木が道路に倒れかかるような危険があるところ、これについては伐採をさせていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 1点だけお尋ねさせていただきますけれども、この松本澄也さん宅につきましては、危険区域というふうに指定がされていたかなというふうに思っておりますけれども、過去に危険区域になっております松本宅の周辺につきましては調査をやった経緯があったのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今議員からお話ししていただいたとおり、こののり面については土砂災害の指定区域に指定がされておりました地域でございます。過去において土砂災害の指定区域、公共用地としては七小のこののり面でございます。それ以外にも何カ所かございますけれども、そういったところについては、基本的に立ち木そのものについて調査をしたということはありませんでした。しかしながら、この七小の敷

地につきましては、担当課のほうにおいて調査をしようとしていたというところがございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、土砂の区域の指定ということになっておりまして、公共的なものは即学校関係はやって対応したということですが、民地の関係につきましては検査あるいは指定になっているのにそういった調査的なものはなさったり、あるいは民地の方に木を切っただけだったりとか、そういった指導というようなものは指定区域について何かなさっていることはありますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 土砂災害の指定を行うためには、これは県のほうが指定をしていくことになっておりますが、当然まず町に対してこういったところが土砂災害の危険区域になる可能性があるというところを県のほうが全て洗い出して、その地域にあっては県が調査を行います。その調査の際には、当然その敷地の所有者、こういった方々に土砂災害の指定区域のまず調査に入らせていただきたい、入りますよということでご了承いただいて、地元説明等も行います。その結果、こういったところがやはり指定区域に該当するというふうになったときには、その指定をした旨あるいは指定することについての意見、こういったものを出していただく。その後においてそこを指定していくということになっておりまして、当然指定される地域の皆さん、地権者、この方々は自分のところが指定されるということについては承知をしていると。

それに対して、町としても指定された場所において、それなりの地域支援課のほうでもいわゆる土砂災害警報、こういったものが出された際に速やかに避難をしていただく、そういったところでの連絡体制をつくっているということでもございまして、その敷地内の管理、これにつきましては、基本的に私有地であればその所有者が危険から避け得るための処置を行うということになっておりまして、こちらのほうでこの木を切りなさいとか、そういったような個々の指導はしておりませんが、自分のところが、所有地がそういった指定地域になっていると、それなりの危険性を自分で確認しながら暮らしていただきたいということでの指導はさせていただいているということでもございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 今答弁していただいたようなことが現状で、うちの近所にも指定地域になっているところがありまして、町からも連絡等もいただいているというふうなお話も聞いています。その上でまず困っているのは、民地でありながらなかなか伐採的なものがしていただけないと。そういったことに関して指導してもう少ししていただきたいと。どうしようもないので、シルバーさんとか、あるいは近所の方をお願いをして伐採をしているというような状況ですので、その辺をもう少し強固に所有者について連絡等を町のほうから働きかけてもらえるということはいかがなんでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 先ほどの答弁の繰り返しになってしまうのですがけれども、私有地に関しては、基本的には所有者が責任を持って管理をします。しかも、所有地にあつて、まちづくり整備課のほうでも道路等もありますけれども、道路等においても、その所有地、私有地から出ている立ち木に関しては、基本的にはその所有者がその危険を除去していただくということでございまして、町のほうでは、道路関係におきましては広報等を通じまして、もし所有地から、私有地からの立ち木、それが損害を他人に及ぼした場合にはその所有者の責任になりますよと、しっかりと管理していただきたいというようなことで広報もさせていただいております。ぜひそういった点についての広報というのはまた今後も続けてまいりたいというように考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎同意第12号の上程、説明、質疑、採決

○大野敏行議長 日程第2、同意第12号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 同意第12号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第12号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町監査委員、柳勝次氏の任期が平成28年12月21日に満了となるため、新たに杉田啓一氏を嵐山町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項に基づき議会の同意を求めるものであります。杉田氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 監査委員に関しまして、資格性のある方、税理士とか公認会計士、そういった方を選任するという思いはなかったかどうか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

監査委員さんを選任するに当たりまして、税理士さんあるいは地域の実情をよく知っている地域の適任者等々の中から適任者を選ばさせていただきました。今回こういうことになりました。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町の行政も非常に厳しい状況になっています。その中で監査にかかわる方に関しては、議会選出でない方に関しては、ある程度税理士やそういった公認会計士、そういった形の知識のある専門的な知見のある方が必要であるかと思うのですけれども、そういった選任の仕方はなかったのかどうか伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 嵐山町の監査委員として必要な情報、そして判断能力、そして今までの監査委員にお願いする人の経歴、仕事の内容というようなものから判断をさせていただいて、嵐山町の中で現状において最適任であろうということをお願いをする、そういうようなことも当然いろいろ勘案をして検討させていただきました。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 監査にかかわる専門的知識というのは、情報というものはどういうものが必要なのか。そして、町民にかかわる情報というのはどういうものが必要であって、そしてこれがこの方が監査として適任となったのか。私は会計の知識、それから税務の関係の知識を持っている方をなぜ選任の考えがなかったのかというふうな形を伺っているので、ではこの方がそういうふうな情報を持っている最適者というふうに判断されたことについて伺いたい。ほかにも選任されるような方があって、その中でこの方が一番最適となったのか。私が伺いたいのは、税理士とかそういった専門的知見を持った方を考えなかったのかということなので、そこのところですよ。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

監査委員さんというのをお願いをする仕事というのが、議員さん方それぞれご承知のとおりの内容に多岐にわたっております。そして、数字がただ合っていると、違っていると、あるいはその数字が適当な形で使われている、当然のことですけれども、そういうものは基本中の基本。それ以外に嵐山町の中であって町民福祉の向上に寄与しているかどうか、大原則、そこのところをしっかりと理解ができる人かどうかというのが今回も監査委員を選ばせていただく基準とさせていただきました。ほかのところでも、嵐山町でなくて埼玉県内の町村を調べていただきまして、税理士さんがいるところ、あるいはそうでなくて今まで公務員の経験がある方、あるいは地域の実情をよく知っている方々、そういうところでそれぞれの町で選任をされている状況がある中で、嵐山町ではご提案をさせていただいた状況をお願いをしたいということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第12号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第12号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第3、議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第50号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第50号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについての件でございます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき任期つき職員を採用するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第50号の細部について説明をさせていただきます。

本条例につきましては、平成14年に制定されました地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律、これに基づきまして制定をさせていただくものでございます。

この法律の制定の趣旨でございますけれども、地方分権の進展に伴い、多様な任用、勤務形態を活用できるようにすることを目的として制定されたものでございます。

国では、この法律の活用について、近年積極的に活用するようという事で通知も出されております。特に平成26年7月に出されました総務省通知におきましては、任期つき職員制度は各地方公共団体の行政運営において最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現するための手段の一つである。採用される側にとっても相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、複数年の任期が保障され得る制度である。現在臨時、非常勤制度で対応している任用についても、本格的な業務従事の必要性、複数年にわたる任期設定が可能である場合には、積極的な活用を図るよう検討されたいという通知が出されております。本町におきましても、この趣旨に基づきまして、この制度の有効活用を図るための条例制定をお願いするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明をさせていただきます。条文をごらんいただきたいと思えます。まず、第1条でございますけれども、条例制定の趣旨を定めるものでございます。任期つき職員は、大きく大別いたしまして3種類の任期つき職員に大別されます。まず第1には、第2条で規定する者で、専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者で、これは5年以内の任期を定めて採用する者。この5年という任期は、法律に定まっております。第2に、第3条で規定する者で、一定期間内に終了見込みの業務及び一定期間に業務量の増加が見込まれる業務に3年以内の任期を定めて採用する常勤的な者。第3におきましては、第4条で規定しておりますが、第2とほぼ同様の理由でやはり3年以内の任期を定めて採用する短時間勤務の者となっております。短時間勤務と申しますのは、3条でいう常勤的職員に比較しまして、例えば週4日あるいは週3日、1日の勤務時間が6時間とか、そういった常勤のフルタイムの職員ではない職員ということになります。法では、このような任期つき職員を採用する場合は条例で定めることとされております。

この本町の条例で定めております第2条、第3条、第4条、これがそれぞれ法で定めるべき職員となっております、この法律にほぼ同じ条例となっております。法律で定めております条文をこの条例に持ってきて定めているという形になっております。

なお、この第3条の常勤的職員と第4条の短時間勤務職員、この大きな違いは、第3条でいう常勤的職員の場合には町の職員定数に含まれます。職員としてカウントされるということになります。4条の短時間勤務職員につきましては、職員定数に含まれないという形になっております。

それから、第7条以下につきましては、任期つき職員の給与に関して定めている規定でございます。第7条をごらんいただきますと、第7条ではこの給料表を5号給定めております。この給料表につきましては、第2条第1項に規定いたしております高度な専門的知識を有する者等に対応する給料表として定めております。この給料表の額でございますけれども、国及び県の同様の制度、ここで定めておりますこの職員に対する給料額、これをそのまま条例に定めているものでございます。

また、第8条及び第9条につきましては、第3条及び第4条の任期つき職員に対応する給料表を定めております。この額の根拠となっておりますのは、嵐山町一般職員の給料表、退職後の再任用職員、これに対応する給料表と同じものをこちらに1級から5級として定めております。

第10条につきましては一般職給与条例の適用除外を、第11条は委任を定めたものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 幾つか質問させていただきます。

専門職という形での採用になるわけでありましてけれども、この場合に公務員という形で5年から3年という形の採用ということですね。この場合に専門的なものを持っているという人になると、一般企業や何かに入ってしまった人も多いただろうと思うのです。そうすると、年齢制限というのは出てくるのでしょうか。

それから、新たに採用する場合に、今までの経験というものがかなり基礎になって採用になってくるのだらうと思います。その場合の形ですと、なかなか例えば定年退職後の専門職での採用というのは難しいのかなというふうに思っているのですけれども、そこら辺をすると、他企業からのそういう専門職なりなんりの形を取り入れると、あるいは例えば県の職員だったとか、さまざまないろんな形もあるのだらうと思いますけれども、それらの扱いについてどのような採用方法をするのかお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、議員ご質問の専門的な職員、この専門的な職員というのは、先ほちょっと申し上げましたが、第2条で規定しております職員、こちらが基本的には専門的職員ということになります。第2条では、実は専門的な職員も大きくこれも2つに分けておまして、第1項が高度の専門的な知識経験者またはすぐれた識見を有する者となっております。第2項は、同じ専門的知識でも前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者となっております。

第1項と第2項の大きな違いは、高度なという、それからすぐれた識見をという、こういったところがございまして、他の先行事例を見ても、第2条の第1項で定めているような方で採用している職員を見ますと、例えば弁護士であるとか、あるいは医療機関を持っているところのお医者さんであるとか、こういったところを任用しているケースがあるようでございます。あるいは、IT関係の高度な技術を持っている方、今河井議員さんおっしゃられましたような例えば他の企業でそういった経験を持っているというような方を採用する、こういった場合が含まれるのかなど。第2項においては、専門的な知識経験ということで、他の採用事例でいえば、例えば保健師であるとか、幼稚園教諭あるいは電算の改修業務の専門的な方、あるいは防災の専門員というような方、こういったことを採用している事例があるようでございます。

実際年齢ということになりますと、募集の段階では基本的には年齢の制限あるいは当然のことながら男性、女性の性別の制限、こういったものは募集では区別は行わない。その中で制限は行わないということです。

実際にどのような採用方法になるのかということになりますと、要は町のほうでこういう専門的な技術を持っている方、例えば資格を持っている人、今河井議員おっしゃられましたように他の民間企業、例えばIT関連でいえばそういった企業の中でこういう職についている経験を持っている方というような募集の要項を定めます。その要項において、こういった資格あるいはこういった経験を持っている方を募集をいたしますということで募集をいたしまして、その中で応募いただいた方の試験、試験というのはそれは筆記試験、これは論文だとか含めて筆記試験、あるいは面接、こういった形でやっているようでございますけれども、そういった中で町が求めている方、それに合う方について採用をしていく、このような形の手順になるというふうに考えております。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番(河井勝久議員) わかりました。例えば任期が5年と、あるいは3年、短期ですね。そういう形でいくと、この手の人たちを特別職という形で採用されるのだと思うのですが、例えば募集をかけて、その中で採用する場合に、採用されれば公務員としての扱いになってくるという形になりますよね。そうすると、他の企業や何かに専門的な知識があつて勤めていながら、なおかつ引き抜きとかそういう形というのはとられないのだろうというふうに私考えるのですが、例えばそれで特別に嵐山町でそういう形で奉仕しますよという形ができた場合に、その人の例えば企業なんかにいる場合に、一定の期間出向だとかなんとかという形で採用できることもあるのかと思うのですが、例えばいろんな形で出向や何かして行っている形も今までのいろんなところで見えてきたのですが、そういう形でとられると、相手との企業や何かの関係や何かの中で、嵐山町に例えば勤務されるような形ができた場合には、その辺の扱いというのはどういうふうになっているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 企業に現在お勤めの方をこちらに一定の期間そちらを、企業側とするとどういう扱いになるかわかりませんが、そういった中で2年なり3年なり、あるいは5年なり町が企業と話し合つてこちらにおいていただくということは基本的には考えておりません。基本的には町がこういった方を採用したいということで募集をいたしまして、それに応募していただく。採用になれば町に職員としてその期間勤めていただくということを原則といたしまして、基本として今は考えております。

それから、もう一点、先ほどちょっと答弁漏れがございましたけれども、先ほどのような形で行いますので、当然例えば県等で退職をされた方がそれなりの経験を持って町の募集に応じて来られるといった場合には、そういった退職された方が任期つき職員になるということは考え得るというふうに考えております。

それから、もう一点ちょっと補足で、そういった企業との関連ということを考えますと、例えば常勤的な職員というのは週5日間嵐山町の職員としてやってもらわなくてはいけません。これは、その間他の企業との関連というのはちょっと考えづらいのかなと思うのです。ただ、短時間勤務職員、こちらにおきましては例えば週3日、そうすると残り2日間どうするのということになります。その2日間においてその方が

仮に何らかの違うところに勤めたいといった場合においては、この法律といたしましては、この中においてはそれを町が採用した条件の職務に影響を与えないと判断される場合には、そういったことを許可することができるとなっております。そういったことで、基本的には町で採用された職員については、町の職務を中心的にやっていたと。ただ、短時間勤務の職員であって、そのあいた1日なり2日なりというところをちょっと仕事をしたいのだといった場合には、影響がないかどうかを町が判断をし、その期間影響がないというふうに認められる場合は許可することができるとなっております。許可をするかどうかについては今後のことでございますけれども、条件的にはそんな条例といたしましては、法の趣旨になってございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 兼務というのが短期の場合にはそういう形でできるという形の解釈でよろしいですね。そうすると、例えば5年という形で採用が終わったと、その場合にまだまだこの人については引き続き残ってほしいなとか、いろんなことが出てくるのか、その辺わからないですけども、そうすると再任用というのはできるということよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 この法あるいは条例の趣旨は、法においては先ほど申し上げましたように、こちらでいいます第2条の職員、専門的な職員ということになりますが、こういった職員にあっては法は5年以内で任命権者が定めた期間となっております、5年が一つの限度になっています。3条、4条は3年以下で任命権者が定めた期間となっております、例えば3年以下ということですから、2年という任期を定めることもできますし、1年という任期を定めることもできる。ただ、最大は3年ですよということになります。

これは、一つの他の市の例で申し上げますと、3年終わりましたと。3年までの任期ですから、3年終わりました。その後は、一旦はそこで一回切ると。そして、その職務がさらに必要であるという場合には、その職務でまた新たに募集をしていると。そして、募集をして、他の人にも、今3年終わった人もまだ続けたいということであればまた試験を受けてもらう。ほかの人と競争をしてもらうということなのです。その中でその方が優秀であり、また採用したいということになれば、その方を採用して、

そこからは1年目、2年目、3年目という形でやっているという事例は聞いております。嵐山町でどのようにするかについては、今後の一つの課題になってくるかなというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 任期つき職員の採用に関して社会保障は公務員共済と同じになるわけですがけれども、公務員の場合は失業保険がないわけですよ。この場合の5年間というのは失業保険なしという形になってくるということで考えていいのかということと、それと聞いていますと、嵐山町だったら博物誌の専門員みたいな方が昔いましたけれども、そういったふうな形になってくるのかなというふうに思っているのですが、その場合も、そのときは1年単位だったと思うのですがけれども、これは職員となってくるわけだから、定数には考えられるわけですよ、専門職に関しては。高度の専門職。そうすると、高度の専門職が入ってくる場合に、嵐山町の職員体制としてはそれ以外の、5年間でいなくなるわけだから、そこにも必要なければいいわけですがけれども、そういった形のもを新たな職員を育てるという意識はそこら辺にどういうふうな形で位置づけていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、保険の関係でございます。議員から今お話をいただきましたように、市町村共済の職員になるには1つ条件がございます、いわゆる常勤的な職員ということになります。ですから、第2条あるいは第3条で常勤的職員と申し上げましたけれども、全く町の職員と同じようにフルタイムで仕事をしていただく職員が市町村職員の共済組合、職員と同等になります。ですから、それで加入をしてもらいますと、いわゆる失業保険というものは市町村共済にはございませんので、そちらに入ってくださいことになれば、失業保険は対象にならないかと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、他のやっぱり実際事例を見てみますと、この3条でいう常勤、週5日の職員を採りますと職員定数に含まれます。そうすると、今逆に渋谷議員おっしゃられましたように新採用の職員等が、今職員枠というのはふやしていけるような状況ではございませんので、新採用職員がその職員がいる間採れなくなってしまうということになります。そういったところになると、やはり基本的に

は第4条でいう短時間勤務職員、週4日とか週3日とか、こういった職員を採用していくのが多くなるのではないかというふうに考えております。他の先行事例もそのようになっております。

むしろ今臨時職員や嘱託員という形で使っている方、その中でも専門性、例えば図書館の司書を持っていらっしゃる方だとか、例えばこの中で4条でははっきり言っているのですけれども、幼稚園教諭だとか保健師、職員が育児休業や介護休暇、こういったところで2年とか3年とか欠けるということがわかっている場合、こういったところに任期つき職員を充てることができるということになっておりまして、そういう専門性もありながら、やはり職員補充的に一時的にやるというものについて基本的には採っていく。あるいは、例えば防災の強化を図るとか、他の事例ですと国勢調査で2年間非常に業務が多くなるとか、嵐山町でいうと土曜開庁をやっております。土曜開庁をやっておりますと、当然平日の職員が少なくなるというまいですか、振りかえをとりますので、職員体制が少なくなる。そういったところを補充していくというようなことを基本的には考えていくようになるのかなというふうに考えています。

また、その職員に関しては市町村職員の共済には入れません。それなので、いわゆる社会保険、失業保険を含めた社会保険のほうの加入が対象になっているということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 再任用の話が出ていたのですが、この条例は、基本的に60歳以上の人を対象にしてやるということでこの条例設けているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 この条例に関しては、全く再任用とは別制度というふうに考えていまして、これは年齢は全く考慮しておりません。先行事例でいうと、結構任期つき職員で募集をしますと若い方の年齢で応募をしてくるというのも多いようでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 1点お聞きしたいと思いますが、職員採用で柔軟性がとれる

状況になるのかなと思うのですが、募集の仕方において年度初めに採用するのか、途中、そういうこともあり得るわけですが、ハローワークとか広報でやるとか、いろいろあるかと思いますが、その募集の方法についてはどういう考え方に立っているのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今安藤議員に回答を言っていたような感じがいたしますが、そのとおりでございまして、広報やホームページあるいはハローワーク等、広く募集をしたいというふうに考えております、募集の際には。

それから、いつ採用するかということになるのですが、基本的には当初から、例えば4月からこういった事業に、あるいはこういった強化にということがわかっている場合には、それに間に合わせるように募集をかけていきたいというふうに考えております。

説明のところでは申し上げませんでしたけれども、この附則に関して言いますと、この条例の施行に関しては公布の日からとさせていただいております。公布の日からとさせていただいたのは、来年の4月以降どんな任期つき職員が必要となるか、これをこの条例可決いただいたところですぐに各課にこの任期つき職員でどのような方が必要となるか、その辺の要望等を聞きながら、できれば来年の4月に向けて必要な任期つき職員を募集をしていきたいというふうに考えておりまして、そのような形でやらせていただきたいと思います。ただ、年度の途中で急に必要になった場合、こういった場合も当然臨時的に募集をかけるということも想定されるというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） そうしますと、募集の前倒しというか、期間ですが、新採用だと夏ごろから案内を出しているわけですが、これについてはどういうふうな前倒しというか、募集の期間というのはどんなことになるのでしょうか。公平性というものは確保しなければいけないというふうに思いますので、ケース・バイ・ケースというものもあるかもしれませんが、ちょっとお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 募集の期間については、これも今安藤議員から回答いただいたようなものなのですけれども、基本的には周知ができる期間であって、かつ募集をしても応募がないということになると、資格条件を当然つけますので、そういった資格条件に合った方に応募していただいとということになります。そういった期間を臨機応変にというお話がありましたけれども、十分に周知をし、なおかつ応募ができる期間というのがどのくらいなのか、これはその辺を考慮して決めていきたいというふうに思っております。

それから、もう一点は、やはり臨時的な募集ということも先ほど申し上げましたけれども、そういった場合においてもそれなりに周知期間を設けて、そして実施をしていきたい。

試験については、一般職の試験とは違いまして、筆記試験といっても記述式の試験、いわゆる論文的な試験をやって、そういった試験になっていくと。基本知識を問うような、そういう試験ではやっていないのが、先行事例的なところで聞いたところでは論文試験と面接試験というようところが一般的かなというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 第4条ですけれども、このところが役場のほうにとっても一番大切なことになってくるというふうに私も思っておりますけれども、短時間勤務職員という捉え方は、あくまでも週4日、そして30時間以内というこの条件が前提になるという捉え方、それとも例えば2日、2日というような形の捉え方とか、その辺はどのように理解したらよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 短時間勤務職員の捉え方なのですけれども、基本的には週4日あるいは30時間以内というふうに捉えたいと思っております。週4日というのは、例えば月火と来て、水曜日が1日休んで木金ということもあるでしょうし、月火水木、金が休みということもあるでしょうけれども、これは募集をする職務の内容によってこちらの勤務体制を決めさせていただくということになろうかと思えます。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 今役場の中には臨時職員もいるわけで、この条例が制定されることによって、採用枠というか、今課長は職員採用についても少し疑問があるのかなと。したがって、1つは職員採用の枠が狭まるのかどうかということです。これは、例えば3条の場合は職員定数にもかかわってくるのだということになると、新規職員の採用にも影響してくるのかなというふうに思うのです。それが1つ。その心配がないかどうか1つ。

それから、現在の臨時職員の採用だと、例えば3年フルタイムですから、採用するほうは仕事にもなれるし、採用しやすいかなというふうに思うのですけれども、働く人の場合は、臨時職員の場合は半年、半年ですよ。そういうふうになってくると、働く人の要望というのはこのことによってうんと狭まってしまうと。3年はその人が勤めるわけですが、4年後にならないと採用にならないと。臨時職員の場合は半年待てば採用になると。そういう採用枠というのが非常に狭まってしまうのではないかなというふうに思うのですが、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

現在の臨時職員との違いがどういうふうに出てくるのかということなのですから、例えば休暇の問題だとか、退職金や一時金の問題だとか、そういったものについての、さっき社会保障という話出ましたけれども、そういうもろもろの関係で、この条例の中で今の臨時職員との違いというのはどこにどういうふうな形で出てくるのでしょうか。私は、やっぱり採用枠が狭まるというのが一番懸念する部分かなと。むしろ忙しい、ここには一時的に業務量がというけれども、国や県そのものは今度の条例の中でも町村においてくる事務がふえている中で、その採用枠が例えば職員の新規採用がこの条例ができることによってどういうふうになるのか。臨時職員の人たちがどういうふうになるのか。枠が非常に狭まるのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、職員の採用枠、これがこの任期つき職員の制度導入によって狭まるのではないかとご心配をいただいております。現状から申し上げますと、たびたび一般質

問等でもご質問いただいておりますが、臨時職員、嘱託員、非常勤職員、常時今嵐山町では60名から70名という職員に働いていただいております。これは、図書館や窓口業務、さまざまなところにおいてこういった職員を非常勤、臨時としてお手伝いをいただきながら行政を行っているというのが現状でございます。なおかつ、さらなる課題として、さまざまな要望に、新たな課題に町は取り組まなくてはならない。そういった中では、専門的な知識を有するこういった方の職員採用というのも、これも当然考えていかないとならない。特に短期的に職員養成ができないような職種というものの、例えばIT関連でありますとかそういったものについては、なかなか中の職員育成を行っていかうとしてもかなりの時間がかかるというものもございます。ただ、そういったものに関してはこういったものを積極的に使っていくということが必要であろうかと思えます。こういった職務に関しては、今議員ご質問の中でもありましたけれども、そういった基本的には専門的な分野であるとか、短期間、期間をある程度定まって充実させなければならないというものについて任期つき職員を採用していくというのが原則でございますので、職員採用に影響するというふうには考えておりません。また、職員採用に影響されるような任期つき職員の採用というのは基本的には余りなかろうかなというふうに考えておりますので、その辺の心配は要らないのではないかとこのように考えております。

それから、現在の臨時職員の方たちの雇用を狭めるのではないかとこのことでございます。実際に今70人程度の常時行っている臨時職員や非常勤の嘱託員の方、こういった方たちの任期というのは半年、半年、嘱託員にあっては1年ですけれども、こういった中で2年なり3年なり、こういった勤務をしていただいているのが実態でございます。1つの事務職員では、一応3年をめどにそれ以上の臨時職員の採用は切りかえるというふうになっておりますが、そういった実情もございまして、むしろそういった方たちにとってみれば、半年、半年ではなくて1年なり2年なり、あるいは最高3年なりというような形が保障されるということになりますので、これも狭まるということにはならないのではないかとこのように考えております。

それから、もう一つはこの任期つき職員の採用制度ができましたところで、今清水議員がおっしゃったとおり、では臨時職員とこの任期つき職員の差、これはどうなるのかと、その辺が曖昧ではいけないのではないかとこのように思っております。つまりこの制度に関しては、嵐山町今ここで始めるところでありまして、基本的には法で

いうある程度の業務、定められた業務、これについてまず任期つき職員を採用して
いて、臨時職員や非常勤職員とのいわゆる区分けといいましょうか、そのすみ分け、
その違い、そういったものを明確にしながらかこの制度を運用していくということが必
要かなというふうに考えておきまして、まずはこの制度を導入させていただいて、こ
の法や条例に基づいてはつきりとかこういった部分で任期つきを採用されますというよ
うなことを採用しながら、この制度の運用について今後習熟度を深めてまいりたいと、
このように考えているところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○中嶋秀雄総務課長 答弁漏れございまして申しわけありませんでした。臨時職員の方
や任期つき職員との待遇の差ということでお尋ねいただいたということでございまし
た。大変申しわけありません。まず、臨時職員に関しては、議員ご承知のとおりで、
今手当として出ているものは、日々の時間給あるいは日当、そういった形で出ており
ます。日々雇用ということでございます。それ以外に出ているのは通勤手当のみとい
うことになっております。当然短時間勤務職員や常勤的な職員になった場合には、実
は期末手当は出ます。期末手当が出る。それから、職員としての身分が確立されると。
当然のことながら責任と義務も出てまいります。それから、さまざまな町の福利厚生、
こういったものも町の職員と同様に受けられるということになります。そういった点
で、日々雇用の臨時職員の待遇というのがどうかちょっとあれなのですけれども、そ
の内容と任期つき職員になった場合の職員対応というのは、その辺で給料だとか期末
手当も出ることになりますし、休暇制度も全て職員と同様にこれが対応になるとい
うことでございます。そういった点で違いは出てくるというふうに考えております。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 課長のほうが土曜開庁の話も例に出されましたけれども、私
はそういう部分でこれを採用するのであれば、正職員をやっぱりふやすべきだとい
うふうに思うのです。総体的にやっぱり足りないから、臨時職員になっているのであ
って、一時的なものではないわけですよ。そういう面では、条例制定の前にやっぱり
新規の職員採用をまず考えるべきだと思うのです。そのことによって、さっき言っ
たように今いる臨時職員の人たちがこれに引き上がるということは考えているので
すか。一時的に忙しいなんていうのはそれほどあるわけではないです。慢性的に忙しい

のです、嵐山町の職員は。だから、臨時職員があれだけいるのです。そういう面では、フルタイムの採用、臨時職員の希望者についてはやっぱり切りかえるべきだというふうに思うのです。そのことによって事務能力というのは上がってくるのではないですか。あるいは、新規の職員採用をまず考えるべきだというふうに思うのです。土曜開庁なんて一時的なものではないです、町長。これからずっとやっていくのでしょうか。だとすれば一時的なものでも何でもないといいふうに私は思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

任期つき職員の採用については、先ほども申し上げましたように、最初は平成14年にこの制度が制定されました。このときは、地方分権の進展に伴って専門的な知識や経験を有するような者、こういった者については短期的に職員を育成することはできないような業務、そうしたものに関して任期つき職員を採用できるようにということで制度ができたものでございます。

その後、平成16年の改正ということを申し上げましたが、実は土曜開庁のことを申し上げましたが、例えば一定の期間業務量が増加する、この法律の趣旨の中には、その期間だけ任期つき職員を採用するというものに限定するものではないと言っています。というのは、その期間が例えば3年間業務量が増加する。ただ、その期間だけ雇えるのではなくて、それ以外の期間でも雇うことはできますということになっておりまして、慢性的に業務が増加したことによって職員不足が生じるような場合は、そういった場合にも使えるよということになって、かなり幅広くこの法律の解釈をしいというのが今の現状でございます。そういった中で任期つき職員の採用というのがふえてきたというのが現状だと思います。

その根底としますと、やはり職員数、これをふやすことはなかなかできない。そういった中で行政サービス、行政需要は多くなってくる。そういった中で多様な職員採用といいたいまいしょうか、そういった業務をこなす上でのそういった臨時職員や非常勤職員あるいは任期つき職員、そういったものを有効に使って町民要望に応えるのが今の行政の務めだということございまして、その中の一つとしてうまく使ってくださいよというのがこの法律の趣旨ということで、それに準じて嵐山町もなかなか職員を増員することは、定数を増やすことはできない現状でございますので、その中で何とか

行政需要に応じていきたいと、有効に活用してまいりたいというのがこの条例の制定の趣旨でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） これ多分国のほうの方針から出てきた問題なのだと思うのですが、自治体の事務量をふやしながら職員を減らすというのは一つの方向性なのだと思うのです。どこの自治体も臨時職員というのはふえてきているのです。この条例を施行することによって正規な職員というのがどんどん、どんどん私は削られるのではないかなという心配をしているのですけれども、それこそ3条、4条の職員がふえて、そのほかに臨時職員がふえて、正職員がどんどん少なくなってきていると。まして3条の雇用の場合は定数の中に入れるのだというふうな話ですよ。そういう点では、本当に計画的な職員採用をやっていかないと、これに頼って職員採用をしていくと非常に危険があるなど、自治体としての役割が果たせなくなってしまうのではないかなという心配もあるのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私が申し上げました職員をこの状況の中でなかなかふやすことができないというのは、国の指導があって職員をふやせないというふうには考えておりません。町の人口減少、嵐山町が今直面している人口減少、それに対応していくために、そして今の財政状況を考えて行政サービスを行っていくという中において、今の人口減少傾向にある嵐山町的情勢、財政状況、これを考えると職員はふやすことはなかなか難しい、できないというのを現状として認識しているということでございます。

その中であっていかに町民サービスに努めていくか、そして逆を言えば今現在臨時職員や非常勤職員で勤めていただいている方たちのいわゆる待遇、そういったものをどう向上させていくか、責任を持ってやっていただけるように。しかも、職務的な中で自覚と、それから一定の待遇を与えられるか、こういったことが課題ではないかというふうに考えておきまして、この条例を制定することによって町にとってもいいし、働いていただいている方にとってもいいような条例の運用ができていけば、さらに町にとってはよろしいのではないかというふうに考えて、有効な活用方法を今後定めて運用してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） では、1点だけ、申しわけないですが、質問させていただきまますけれども、まず第2条の関係なのですから、高度の専門的知識ということになりますと、こちらは5年ということですが、まずは職員の扱いということになってきているという説明でした。そうしますと、職員並みのいろいろな、例えば町にはありませんが、通勤手当あるいは期末手当、いろんなそういった諸問題につきましても職員並みという理解でよろしいでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今2条1項の高度の専門的な職員に関することということでご質問いただきました。第2条の第1項というのは、先ほど申し上げましたように高度な専門的な知識ということで、これは基本的にはやはり弁護士だとか医者というふうに申し上げましたけれども、ある程度の熟練した資格を持っている者ということでございまして、この給与体系は第7条に1号から5号まで国、県に準じて号給が定められていますということなのですが、こういった方たちというのは、基本的には新卒でここに入ってくるとかということは考えられなくて、実際に開業していますとか、何らかの病院に附属していますとか、あるいは弁護士事務所に附属していますとか、こういった方が応募してくるということも考えられる。そういった方たちには、今現在得ている収入、それに相応するようなものを与えることができるということになっておりまして、だから第7条の号給を見ていただきますと、最高が60万7,000円までありますけれども、かなり高い金額の給与構成になっているということでございます。勤務体系によりまして休暇等も一般職員と同等のものが与えられるということになりますので、議員ご質問のとおりということでございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、これは条例が公布の日から施行するというふうに附則のほうでなっておりますけれども、現状の考えでは採用の予定といたしまして、考え方を伺わせていただきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 先ほど答弁の中でもちょっと申し上げましたが、公布の日からとさせていただきますのは、29年の4月から任期付きの職員採用を行いたいということでございまして、それに対して募集をかけていくということになりますので、できればこの議決をいただきまして、すぐ公布をいたしまして、どのような任期付き職員を来年度使っていくか、その辺を決定した上で募集等の手続に入らせていただければということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に反対をいたします。

第2条におかれましては、高度な専門的知識を持った方、ただいまの答弁でもありましたように弁護士や医師ということでもありますから、こういう方々は臨時的なこういう採用というのもあっていいというふうに思います。しかし、3条、4条に關しましては臨時職員より安定した職になります。その分よいというふうに考えがちであります。しかし本来は正職員が基本であります。働く者にとって期限が来たら働けなくなる、人生設計ができなくなるわけでありまして、正職員から見るとどうかというところを基準にして見ておかないと、少々よくなったからということで賛成することはできないわけでありまして、したがって、本条例案を認めることができません。

以上で討論を終わります。

○大野敏行議長 ほかに討論のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を25分といたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時23分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第4、議案第51号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を制定することについての件でございます。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、平成29年度より埼玉県から開発許可事務の権限移譲を受けることに伴い、都市計画法に基づく開発許可等の基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長から説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下企業支援課長。

〔山下隆志企業支援課長登壇〕

○山下隆志企業支援課長 それでは、議案第51号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

本条例につきましては、都市計画法の改正により、市街化調整区域において開発可能な区域や予定建築物の用途等を条例で指定し、地域の実情に応じた立地規制を行うことが可能となりました。法改正に対応して町内の市街化調整区域の開発行為等の適

正な規制を行い、良好な自然環境の確保をしつつ地域の活性化を図るため、本条例を制定するものでございます。

また、本条例は埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を基本としたものでありまして、全8条から構成されております。

それでは、主な点につきましてご説明を申し上げます。条例の1ページ目をごらんください。第1条及び第2条は、この条例制定の趣旨及び用語の定義で使用される用語の意義を説明しております。

第3条につきましては、市街化調整区域において建築を目的とした開発行為を行う場合、ミニ開発を防止し、良好な住環境を確保するため、原則となる最低敷地面積を定めるものであります。

第4条につきましては、都市計画法第34条第11号の区域指定の基準を定めるものです。市街化区域と隣接する区域で一体的生活圏を構成していると認められる開発可能な既存の集落を指定し、周辺地域の環境保全、災害の防止、通行の安全等に支障のない区域を要件とするものです。

条例の2ページ目をごらんください。第5条につきましては、都市計画法第34条11号の区域に立地できる環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途を定めるものでございます。

第6条につきましては、都市計画法第34条第12号の立地基準を定めたものでございます。都市計画法第34条12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域において行うことが困難または著しく不適當と認められる開発行為を具体的に定めるものであります。

条例の3ページ目をごらんください。第7条につきましては、都市計画法施行令第36条1項3号ハの規定により、開発行為に該当しない建築物の新築、改築、用途変更等の規定であります。建築物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不適當と認められる建築行為等を前条に準じて定めるものであります。

条例の4ページをごらんください。第8条につきましては、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定するものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を29年4月1日とするものでございます。経過措置につきましては、条例施行の際、既に申請がなされているものにつかま

では、本条例は適用しない旨の規定をするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 幾つかあるのですけれども、まず最初に第5条のただし書き、これはどういうものを意味するのか伺いたいと思います。

それから、これ県知事のものがおりてくるわけですから、当然ゴルフ場とかポートピアとかいうのも市街化調整区域にかかってくると、これも対象になってきますよね。それに対する対応策というのはどういうふうになってくるのかということで、許可に当たっての手続はどのように行われているか、そしてその調整会議的なものが埼玉県にはあったわけですが、課の設置機構の中を見ますと、そうするとこれは環境農政課、企業支援課、まちづくり整備課、上下水道課というものが調整課になっていくのか、調整会議に入っていくのか、そのほかのもの、こういったものの手続に関してどういうふうにしていくのか伺います。

許可に係る手続というのは、かなり大きなものがあると思うのです。ここにあるもの以外のもが出てくるのではないかとと思われるのですけれども、具体的な手続をどうつくっていくのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、第5条のただし書きという内容でよろしかったかと思えます。こちらにつきましても、34条11号の区域に立地できる環境の保全上支障があると認められる予定建築物等という内容でございます。こちらにつきましても、通常の戸建ての建物ですとか、そのほか工場等々……失礼しました。こちらの11号の区域に指定をされているものに立地できるもの以外のもが該当するものでございます。

続きまして、開発計画の計画に対する対応という内容でよろしかったかと思えます。議員さんおっしゃいますような計画が出されますと、まず最初に事前の相談を受けるような形になろうかと思えます。そちらの窓口においてそれぞれの担当の部署が、今までは町の中で道路担当があり、企業支援課のほうではそれを取りまとめるということをしていただけてございますけれども、それが今度はそれぞれ申請者において同意

をとっていただくというふうな形をとるような形になります。ですので、それぞれの担当窓口によってその計画に対する対応策が協議されて、同意の有無の判断がされると思います。それを添付する書類という形にいたしまして、中心となる許可を出す窓口のほうで添付書類としてお預かりするような形をとります。ですので、申請が出た場合には、それぞれの担当部署で協議をした上で同意をとる、とらないの結論を出していただいて、同意書というふうな形で書類を出していただく。担当窓口では、同意をされた書類の事実確認をして許可の手続に入っていくという形態がとられます。

それと、県の場合には、3点目になろうかと思えますけれども、審査委員会ですか、で協議をするというふうなことがとられていたかと思えます。こちらの関係につきましては、今現在細部につきまして町の中でも手法について協議をしているところでございます。通常ですと許可権を持つわけでございますので、それぞれの担当部署で同意がとれば許可という形になるわけでございますけれども、手法といたしましては今までのように内部で調整を行うという手法、それと既存では開発の審査会を開催して、その中の協議によって結論を出していたということでございますけれども、こちらにつきましては、この後内部のそれぞれの担当部署と協議をしまして、どのような形で協議をしていくか、手法に関して調整をとり始める段階でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、第5条のただし書きなのですけども、これですと周辺の、建築基準法を見たのですけれども、建築基準法だと、簡易なものだと飲食店、それから家などは150平方メートル以内になっていると思うのですけれども、これが町長が指定した限りこの限りではないというふうな場合は、大きな飲食店ができたりとか、そういうふうな形になっていくのか。飲食店、食べ物屋さんですね。そういったものができていくようになっていく、町長のただし書きというのは、別に指定したときはこの限りではないわけだから、環境保全上支障がないと認められる場合というときのそれが、環境保全上の基準というのがこのところで出ていないので、どのような形になっていくのかわからないので、それについて町長のただし書きでのこれはどのようなものを想定していくのか、これについてはまだできていないということなのか、どういうことなのか伺いたいと思います。

それで、大型開発にかかわる場合が出てくるわけですね。当然市街化調整区域ですか

ら。私が言っているのは、ゴルフ場、それから嵐山町であったのはポートピア、そういった問題があったわけですね。それで、それに係る県との調整会議のあり方というのはわかっているのです。ですけれども、これは全部町が少なくとも都市計画法の許可権者になってくるわけで、ここに森林法が入ってきたり、農地法が入ってきたりすると、また県がかかわってくるのかなというふうに思うのですけれども、それに関して開発審査会があるわけです。開発審査会どういうふうな形でこういったものを受けていくのかわからないのですけれども、住民側にとってこれがまずいと思った場合、普通開発審査会では行政不服審査ができますよね。業者側もちろんできるけれども、そういった手をどこでやっていくのか。内部の同意というふうな形になっていきますけれども、各担当課の同意というのはどこら辺で開発許可の基準を持っていくのか、そういったことがこれに関しては明確でないのですが、そこら辺はどのようにしていくのか伺いたいと思います。特に嵐山町の場合は大きな問題があったわけですが、実際に。そういった問題を頭に入れながら、開発許可の基準に関する条例ですから、それを審査しているのであって、そのことについて伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、5条のただし書きの部分でございます。こちらにつきましては、用途地域内の建築物の制限という形で、第2種低層住居専用地域内に建築することができる建築物に記載されたもの以外のものが環境上影響を与えるという判断をしております。この中には、店舗ですとか飲食店、またその他これらに類する用途に供するもののうち、政令で定めてその用途に供する部分の延べ床面積の合計が150平米以内のものという部分がございます。それと、住宅や共同住宅、店舗、それと寄宿舍、学校、神社、寺院、教会、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、公衆浴場、診療所、派出所、公衆電話所という部分が第1種低層に記載されているわけでございますけれども、これ以外の用途で建築がされるものというふうなことで規定がされております。それと、条例の中では、町長においては2号でただし書きの規定によって、予定建築物等の用途を別に指定しようとするときは、あらかじめ嵐山町都市計画審議会の意見を聞かなければならないという規定がございまして、こちらの審議会のほうに諮って協議をするという形になります。

次に、大型の施設、ゴルフ場、ポートピアというお話でございましたけれども、大型開発に関しましては、やはり権限移譲によりまして町で結果を出すということが必要となります。やはり内容に関しては一般の開発と同じような形態になるわけでございますけれども、それぞれの立地される、予定される区域によって、場所によってそれぞれいろいろ地目があるかと思えます。土地が山林であったり、農地であったり、いろいろあろうかと思えますけれども、それぞれ森林法が関係したり、農地法が関係したりという部分は、それぞれ申請者のほうでその都度同意形成をとっていただく、計画をあらわしながら同意をとるということが必要になってきます。その結果を許可申請を受ける町のほうに提出をしていただくということが必要になりまして、やはりその同意をもとに確認を町のほうでは行いまして、最終的に不備がなければ開発の許可というふうな形になろうかと思えます。仮に不備がある場合に関しては是正措置を担当窓口のほうで行っていくという形になります。

それと、手続の関係でございますけれども、今回出させていただいております条例に関しましては、調整区域の部分を中心とした構成になってございます。これ以外の部分もやはり該当するわけでございますけれども、それに関しましては、条例以外の規則ですとか要綱によりましてこの後作成をしていくという予定になっておりまして、その中で手続に関しましては明確化していくという予定でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） まず、5条のほうの町長のただし書きなのですが、町長が別に指定したときはこの限りではないというのは、環境の保全上支障がないと認められるというふうな具体的な状況というふうなものはどういうものになるのか。例えば150平方メートルでできている飲食店、店舗がありますよね。店舗がもう少し広げたいというふうになってくると、300平方メートルにしたいというふうになってくると、それは環境保全上そのところでは問題がないと認めるかどうかという基準というのはどこに持ってくるのか、上下水道に持ってくるのか、それとも交通状況になってくると、そういったことのただし書きがこれが明確ではないので、こういったことは、そういうふうにしてほしい、そういうものにしてほしいというふうになったら、申請書か何かを出して、それを町長に出して、町長が開発審査会のほうに出して、それが了解が得られたら、それはそのような形になっていくのかどうかという

ことなのです。ここ結構嵐山町の場合、市街化調整区域の中でもこういった部分にこういうお店があったらいいなとか、そういうような感覚で皆さんなさっていくかなと思うのですが、今現在150平方メートルという形ですよ。そうではないときにはどういうふうな形の開発審査の環境保全上支障がないと認める基準としていくのかということです。それを伺いたいと思います。

あと、これに関しては市街化調整区域のものを中心に書いているということなのですが、私が伺っているのは多分、これからも大型開発というのは市街化区域の中でもあるかもしれませんが、市街化調整区域のほうが大きいと思うのです。各団体、例えば森林法だったら県の許可を持ってきて、県の同意を持ってくるという形になりますよね。県の同意があって、そしてそれを嵐山町の開発審査会か何か、ここは具体的に言えば企業支援課になるのですか。が窓口になるのかどうかかわらないですし、あと農地法にかかわるものだったら、農地法だったら5ヘクタールですか。それは基準がもうちょっと狭くなってきて、埼玉県から町におりているのかもしれませんが、そういったもの。それから、県がかかわっている開発許可の許認可のもの、それについては全て開発業者が県のほうに同意をもらってきて、それを担当課が窓口が判断して、そしてそれを一応開発審査会にかけなくても町が判断していくというふうな形になっていくのかと思うのですが、そういったことに関して、嵐山町では開発許可をこれ以上進めたくないと思う部分ってありますよね。そういったものがどうやって住民の側からしたらどこのところで判断できるのか。そして、大型の開発許可の申請が出ているということは、嵐山町の町民はほとんどわからないわけですね。開発許可の申請が出て、許可が出るという段階になっておかしいではないかというので動き出しますのが普通ですから、今までの状況の中で。そこのところで、大型の開発許可申請があった場合、許可の基準に関する条例でここのところで町民に対して情報提供できる場があるのか、それが開発許可の基準に関する条例ではとても重要になってくると思うのですが、その点について伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、150平米、5条の関係でございますけれども、もともと既存であった店舗を想定をされているのかと思いますけれども、面積的にこれを超えてしまうという場

合を想定されているのかなと思うのですけれども、これは面積要件が決められておりますので、面積を超えてしまう場合等はやはり基準に合っていないという判断がされてしまうかと思えます。

それで、審査の基準の関係でございますけれども、こちらに関しましては技術基準というのを設ける予定でございます、そちらの基準によって審査を行っていくと。これ従来から似たような内容でそれぞれの課ごとに協議をしていたという経緯がございますけれども、新たにそちらの基準を今回設けて、その基準に基づいて審査を行い、結果を出していくという予定をさせていただいております。

それと、大規模開発の場合ですけれども、こちらは森林法にかかわるもの、それと農地法にかかわってくるもの、それぞれやはりございます。現行では、森林の場合は埼玉県のほうの申請になりますけれども、森林法上の開発の許可の申請が埼玉県に出されるかと思えます。そちらに関して、町のほうにはこういった内容で申請が出ているけれども、町としてはどうかというふうなことがおりてまいります。その場合に町の中で調整を図りまして結論を出していく。恐らく調整会議等に諮るような形になるかと思えますけれども、そういった県からの打診によって内容に関しては結論を出していくという形になるかと思えます。

それと、当然開発するのに当たって地権者さんの同意が必要になってまいります。ですので、地権者さんは恐らくご存じかと思えますけれども、一般の町民の方に周知はという内容だったかと思えますけれども、現行ではそういった周知に関しては、ある程度協議が調ったものに関してはお知らせ等をお願いしている場合もございます。

今後に関しては、内容によってある程度の進捗の経緯を見ながら、そういった周知も必要になってくる場合もあろうかと思えます。その辺に関して今後の協議、3月までの協議課題とさせていただければと思っておりますけれども、大型開発に関しましては、やはり何としましても、多くの方が感心を持って環境影響等を心配される部分がございますので、町のほうとしましても、こちらに関しては慎重に調整を図って対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

質疑の途中ではありますが、暫時休憩をいたします。再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 26 分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の渋谷議員に対する答弁の中で、山下企業支援課長より追加説明の申し出がありましたので、これを許可します。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 午前中の答弁の中で若干補足をさせていただきたい部分がございます。大変申しわけございません。貴重な時間をいただけたらと思っております。

まず最初に、第5条のただし書きの関係でございます。こちらに関しましては、原則第2種低層住居専用地域に建築可能な用途を定めておりまして、例外として嵐山町都市計画審議会の意見を聞いた上で、町長が別に指定可能な旨を規定させていただいております。これを実際に県内ではという部分で調べさせていただきましたけれども、事例といたしまして、本庄市で住宅と工場、古くから混在している区域がございます。第2種低層の住居専用地域ではなく、準工業をしているという事例がございました。事例として申し上げましたけれども、ただし書きについて補足をさせていただきました。

それと、ゴルフ場の開発の関係でございます。こちらに関しましても若干補足をさせていただければと思っております。埼玉県のように確認をさせていただきました。県のほうでは、現在土地水政策課によってゴルフ場の開発指導要綱を持っております。コリンズカントリーの際には、これに基づいて事前協議が行われたということがございます。ただし、要綱にて現在新規のゴルフ場開発は凍結されている。なお、指導要綱なので、強制力はないと。事業者が開発許可申請を行った場合には、県要綱で凍結されているにもかかわらず開発許可が出されたということを勘案して、町が判断をするということになるという回答をいただきました。いずれにしましても、県と連絡を密にして対応をしていくことが必要になるという回答をいただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 続いて、先ほど手を挙げられました河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 先ほど午前中の渋谷議員さんの質問にも若干というか、関連

する問題なのですけれども、開発許可にかかわる問題として、例えば農地法とか森林開発法にひっかかってくるという形でいくと、従来の担当課だけではし切れない問題が出てくるのかなというのは先ほども質問の中にも出されてきたわけでありましてけれども、それとこの前の条例の関係でも、専門職あるいはいろんな関係のものも決まってきたわけでありましてけれども、こうなってきますと、この条例が施行されてきた場合に、相当の仕事量が担当課によってはふえてくるのかなというふうに思っています。申請によっては幾つもの申請が出てくるのかなというふうにも思うわけでありまして、それによってそれぞれが開発の問題については対応していかなければならないだろうというふうに思っているのですけれども、この場合にどのくらいの職員が必要とされるのかどうか、そこのところを、あるいは開発の申請が出た場合に、改めて専門職の職員を雇うようになるのかどうかもあわせてお聞きしておきたいというふうに思っております。

それから、その他の問題については、先ほども出されたのですけれども、4条、5条の関係からすると、この許可申請が出てくるということになりますと、今後都市計画審議委員の仕事量がふえてくるだろうと思っているのです。それは、今ほとんど都市計画審議委員の委嘱はされていても、仕事はないというのが本音だろうと思うのですけれども、そういう関係で来ると、さまざまな問題について審議しなければならない問題が町長のほうから、そういうもののことをされてくるということになりますと、これは当然審議委員の意見を聞く機会がふえてくるのだろうというふうに思うのですけれども、そこら辺についてはどうなるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、もう一点、施行、あと経過措置の関係で、3項に認可申請に対する許可の基準についてはなお従前の例によるということなのですけれども、駆け込み申請が出てきた場合の申請は3月31日をもってきちっと対応してあるのか、そういう関係は例えば書類がきちっとそろっていないとだめなのかどうか、その3点についてお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 まず、私のほうから、機構の関係、職員の関係ということでお尋ねがございましたので、そちらについてお答えをさせていただきます。

この後の課設置条例の中で機構についてはまた改正をお願いをいたしております

が、現在開発許可の関係につきましては企業支援課のほうでその準備を進めております。しかしながら、29年の4月からこれを受けることになりました場合には、都市計画等の関連もございまして、まちづくり整備課のほうに開発許可の関係については位置づけたいということで考えております。

職員の配置でございますけれども、現在この開発の許可を受けるために職員を2カ年にわたって2名、1年ずつでございますけれども、職員派遣を行っております。この職員の配置については、当然のことながら開発関係の許可事務に従事をさせる目的でございます。

それと、改めてこの移譲を受けるに当たりましては、県に派遣申請をいたしております。県から1名の派遣を今現在求めておりまして、少なくとも県からの派遣、そして派遣を現在している職員2名、これは担当として従事をさせるということでございます。

また、今後の人事になりますので、あれでございますけれども、その3名で十分な担当ができるかどうか、これについては人事とあわせて検討してまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○大野敏行議長 続いて、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから2点目、そして3点目につきましてお答えをさせていただきます。

都市計画審議会のほうで、この条例が施行されますと、協議する事項が多くなるのではないかというふうな内容でよろしかったかと思っておりますけれども、現時点では特に都計審のほうに諮ってお願いをするというふうな予定をしているものは余りございません。したがって、都計審で審議する部分がふえるかといいますと、現時点では余り変わらない状況であるというふうに思っております。

それと、3点目の年度末になってからの申請というふうな内容かと思っております。今回附則の下の経過措置で規定をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては申請に関しては全ての書類がそろっているものを想定しております。

それと、期日の関係でございますけれども、こちらにつきましてはこの後県と協議をさせていただいて、31日より前に持っていかないと、事務的に処理が追いつかないであろうというふうなことで協議をさせていただきまして、1週間程度前にずらして日にちを決めさせていただくという予定をさせていただいております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 今課のそれぞれ職員の担当する数については総務課長のほうからあったのですけれども、今まで大型申請なりなんなりして、嵐山町としても例えば権限移譲されてきた場合には、それなりの人数が対応されなければならないのかという形では、この問題について職員が既に派遣されて、勉強されてきているということでありまして、県職も知事の権限移譲になってくると、当然各市町村では対応し切れないものが出てくるのだろうというふうに思っておりました。県職の派遣があるということでありましてけれども、この派遣の年数というのは決められてきているのでしょうか。例えば1つの許可申請が出た場合には、それが1つで解決すればそれで終わりという形にされているのかどうか、その辺をもう一回お聞きしておきたいと思います。

先ほどの都市計画審議委員の仕事の関係で、申請内容によっては変わらないということでありましてけれども、例えば変わるとすればどんな内容のものが出てきているのか、その点をお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 県職員の派遣でございますけれども、原則といたしましては、県職員に関しては2年以内の期間というふうになっております。本町といたしましても、まずとにかく権限移譲、開発許可については初めて受ける業務でございますので、その辺のノウハウ、それを県職員から指導を受けながら対応してまいりたいと考えておりますので、基本的には2年の派遣をお願いしていくというつもりでございます。

○大野敏行議長 山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうから2点目につきましてお答えをさせていただきます。

都市計画審議会のほうに諮る可能性のある事項というふうな内容でよろしかったかと思っておりますけれども、こちらに関しましては、渋谷さんの質問にもございましたけれども、第5条の2項部分で、それと第4条の2項部分、こちらに関しまして、町長が審議会の意見を聞くという事項が出てきた場合には、審議会に諮って検討していただくというふうな可能性がございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） それでは、職員の関係につきまして、県職から2年という形で派遣されてくるということでありまして、これは29年の4月1日から2年間なのでしょうか、それとも新たな許可申請が出て、そこで町がこれを対応していかなければならないという段階から県職の専門職の人を派遣してもらってやるのでしょうか、その辺はどうなるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 29年の4月1日から2年ということで今申請をしております。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これが県から町におろされてくるということでありまして、県ですと例えば今までというか、埋め立ての場合、書類がそろっていると県は許可しないわけにはいかないのだということがあったわけです。今回の場合もそういうことが言えるのかなと。町におろされた分だけ慎重な審査がされるのかなと、ちょっと期待をするのですけれども。

それで、大規模開発など、小規模でもいいのですけれども、住民が反対をした場合に、その場合の審査を慎重にするということはどこかで設けられているのか、ちょっと確認したいと思います。

それから、嵐山町くらいで、過去10年ではわからないかな。5年くらいでもいいですけれども、どのくらい県ではこれに当たる申請があったのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

埋め立て等を伴う開発というふうな内容で、住民の方が……。

○大野敏行議長 埋め立てのときの書類がそろっていると許可をすぐしてしまうのかというようなことですよ。もう一回では発言してください。

○9番（川口浩史議員） 埋め立てのときに書類がそろっていると許可しないわけにはいかないのだというのが県の立場というか、スタンスだったのですよね。今回は、やは

り県は書類がそろっていれば、大規模開発で少々反対運動があろうがなかろうが、多分許可しないわけにいかないのだと思うのです。それが町におろされてくるわけです。少し町としては慎重な審査が、あるいはストップができる条文があるのか。これ見ただけではいいのですけれども、今後規則でつくられていくことがあるのか、そこをちょっと伺いたいです。

○大野敏行議長 再度答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 失礼いたしました。それではお答えをさせていただきます。

現行、本日出させていただきます条例においては、議員さんがおっしゃいますように、住民の方が反対した等に対応する部分というものの記載はございません。ただし、こちらの申請が出てくるときには、書類の受け付けに当たっては全ての合意形成がとれていないと受け付けをいたしません。したがって、住民の方、地権者の方になりますけれども、合意、それと近隣の方の合意がとれない限りは、こちらの部分は受け付けができないというふうな形になります。

以上でございます。

○大野敏行議長 過去何件ぐらいそういうのがあったかということで答弁を求めます。

○山下隆志企業支援課長 過去の申請の件数でございます。手元の資料でお話を申し上げますけれども、開発の許可の関係でございますけれども、平成24年からのデータですと19件の申請がございます。25年も同じ数字でございます。26年には30件、27年には21件の数字、申請をいただいております。そのほかこちらは開発の許可申請ですけれども、42条許可の関係につきましては、24年ゼロ件、25年2件、26年2件、27年2件という数字でございます。

以上でございます。お願いいたします。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 結構開発申請というのは出ているんですね。それで、反対運動があった場合、地権者や近隣の合意が必要だということであるわけで、今そういう答弁があったのですけれども、ここにかかわれない人の意見というのはそうすると今の段階では反映されないわけですよ。地域住民の意見も、地権者でもなく、近隣でもないけれども、地域住民の声も私は反映していくべきだというふうに思うのです。ちょっと課長ではあれでしょうから、そういった声の反映も入れた審査というのを入

れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 川口議員さんのおっしゃられることは全くごもつともで、できればそういうふうにやりたいわけですが、県がこれまで行ってきた開発の許可の事務、これが市町村に移譲になると。したがって、その大もとは県がやっぱりやってきたことをございまして、それに基づいて嵐山町も一定の基準をつくりながら実施をしていくと。嵐山町が地域の実情に応じて嵐山町に限った政策を実現していくには、もうちょっと事務になって、それから住民の方のご意見を頂戴をして、嵐山町のオリジナルというものができていくのだと思うのですけれども、今のところは県が定めた基準内で嵐山町が事務を実施をしていくというようなことをございまして、議員さんがご心配いただいているようなことが県の基準にないと、嵐山町単独でやっていくというのは大変難しいのではないかなというふうに考えております。ご心配いただいている件はよくわかりますので、その辺については研究してまいりたいと、このように考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 2つばかりお聞きしますが、先ほど用途変更としてただし書きの部分で本庄市の例がありました。用途変更というのは、今度は町の都市計画審議会の議を経ればできるという捉え方になるのですか。

それと、容積率の問題の変更というのも考えられると思うのだけれども、その部分についてはどうなのでしょう。

それから、今度は町ですが、隣接の町村といいましょうか、そういう町村にかかわりがあるような関係についてはどんな対応をするのでしょうか。町だけでは、当然県の場合には今までどういうふうに行っていたのか、県が調整はしたのだと思うのだけれども、それについてはいかがなのでしょう。町だけでやることはできないだろうし。それについてお聞きしておきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

1点目のただし書きの部分でございますけれども、こちらに関しましては、議員さんおっしゃいますように、町長のほうから必要があった場合に都市計画審議会に諮って結果をいただくという手順になってまいります。しかしながら、それを町独自で、全くの独自でやるというふうなことにしましては恐らくないのかな。それにはやはり近隣の関係ですとか、例えば議員さんおっしゃいますように、隣接をする部分を鑑みただで協議がされて、恐らく県にも相談をした上で諮っているものというふうにご考えております。

ただし書きの部分についてですけれども、したがって容積率の関係に関してもそのような形で実行されますと、これは当然変わってくるものでございます。

2点目の関係ですけれども、隣接町村にまたがるような場合がございまして、やはりこれは同様に単独のみでは決められない部分もあろうかと思っております。したがって、隣接する町村との協議を図った上で、審議会のほうにかければかけるというふうな手順になってこようかと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 容積率の関係では、区域を狭めて、その区域だけを小さくして容積率を高めるとか、今商業地域であれば容積率高かったりするわけですが、そうしたことに対する変更というものは町の、今回町で許可するわけですから、できるわけですから、都市計画審議会がゴーサインが出れば容積率上げられるという捉え方でいいのでしょうか。区域の関係もあろうかと思っております。

それから、隣接との関係ですが、その協議については、全部嵐山町で起こった関係するものから波及するものについては、隣接の町村に要請して町が働きかける、県から通していくのか。その辺はどうなのでしょう。お願いいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 1点目の関係でございます。若干修正になるかと思っておりますけれども、最初に調整区域の場合は建蔽率60%、容積率200%という決まりがございまして、これは変わらないというものでございます。

それと、内容に関しては、建築のできる用途が変えられるという内容になってこようかと思っております。

それと、隣接町村の関係でございますけれども、こちらに関しましては県のほうとの協議当然出てくるわけでございますけれども、やはり隣接する町村との協議を先にした上で、恐らくこういったものが発生した場合には同時に変更がかかるというふうなことが理想かと思えます。ですので、県のほうからは特に町村への連絡等はないかと思えますけれども、調整自体は町村との協議の後に県調整を図った上で結論が出てくるというふうな解釈でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、質問させていただきますけれども、まず申請者がいろんな書類が整い、あるいは地権者の同意、近隣の合意というか、同意、そういうものをとってからだというふうなご説明がありました。それはもったもたと思えますけれども、地権者に対しての同意をとるときにすることが問題かなと思えます。それは、開発しようという業者さんはあの手、この手といいたいまいしょうか、で地権者に同意を求めてくると思えます。そうしたときに、どこかでは地域的なもので関係してきますから、説明会といいたいまいしょうか、そのとり方といいたいまいしょうか、そういった条文というものもどんなふうか考えているのがありましたらお尋ねさせていただきます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

地権者さんに対する同意の関係でございます。こちらにつきましては、基本的には申請する方が同意をとっていただくという形になろうかと思えます。ただ、これ町の場合、この場所にぜひともというふうな場所もあります。こういった場合には、町も介入した上で、例えば住民説明会を行う等の対応をしていく予定でございます。若干これ規模にもよりますけれども、大規模開発を想定しますと、地域住民の方を集めた住民説明会等も必要になろうかと思えますので、町の主導としましては説明会を実施していただきたいというふうな指導をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 町指導で開発というものを考えているときには、ただいまご

答弁いただいたように住民的にある程度の範囲を説明会等を開くと、そういう答弁だったと思いますけれども、私はそれよりも小規模的なもので開発しようといった形だと、個々に地権者に当たって開発しようとする方が当たってくると思うのです。そういうことで、ある程度整ってしまってから周りがわかって、あれ、こんなはずではなかったとか、これでは困るというか、そういうことが過去にも何度かありましたので、この辺の対策としては、あくまでも町が関与するのはいろんな書類が整ってこなければそういう指導はできないというか、しないというか、そういう考え方でこれから進んでいくのでしょうかということをお尋ねしたかったのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃいますように、過去の事例といたしましては、町のほうも知らないうちに地権者さんの同意をとるというふうな事例もございました。そういった場合には、町のほうもそういった情勢に関して知る機会がございませんので、情報を寄せていただくというふうなことが1点目でございますけれども、業務に関しては事前の協議という部分もございますので、そういった計画を知る由はあるわけですが、全くの単独で業者さんに入られた場合には、そちらのほうを情報をいただく以外にはちょっと手段がないのが実情でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ただいまの答弁でいきますと、情報的なものを寄せていただきたい、町のほうにある面では申請がいろんな分野で整ったものが上がってこなければということでもわかりましたけれども、そうしますと上がってきた時点で町で今度は許可をおろすわけですから、そこでの対応は書類だけが整っていればよろしいということでも許可を出してしまうのか、あるいはそこでもう一度住民の地権者、周りの方にも何らかの方法で知らせていき、同意をとっていくのか、どういう同意のとり方をしたのかとか、その辺は少し掘り下げて検討していくというか、これからやっていくという考えはありますでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

この開発の許可業務が始まってからのお話をさせていただきますと、恐らく申請が出る以前にそれぞれの担当部署等の動きが出てくるかと思えます。そこで申請が出る以前にそういった動きに関しては確認がとれるかと思えますので、例えば出てきてしまって、書類がそろった状態が出てしまうというふうなことは恐らくないのではないかというふうに捉えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第5、議案第52号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件でございます。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、平成29年度より埼玉県

から開発許可事務の権限移譲を受けることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下企業支援課長。

〔山下隆志企業支援課長登壇〕

○山下隆志企業支援課長 それでは、議案第52号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づきまして、平成29年度より埼玉県から開発許可事務の権限移譲を受けることに伴い、この事務手数料にかかわる所要の規定を追加するため、別表を定めるものでございます。

改正条例の1ページ目をごらんください。追加する手数料の主なものといたしましては、開発行為許可申請手数料、開発行為変更許可申請手数料、開発登録簿の写しの交付手数料で、それぞれ申請手続の種類と面積の区分により規定をさせていただいております。

改正条例の1ページ目から3ページ目中段をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、自己の居住に供する開発許可申請手数料を9,100円から32万円の間で面積ごとに規定をするものでございます。

3ページ目中段から5ページ目中段をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、自己の業務に供される開発許可申請手数料を1万4,000円から51万円の間で面積ごとに規定をするものでございます。

続きまして、5ページ目中段から7ページ目中段をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、その他のものとしまして非自己用として供される開発許可申請手数料を9万1,000円から93万円の間で面積ごとに規定をするものでございます。

7ページ目の中段から8ページ目中段をごらんいただきたいと思います。こちらに関しましては、開発行為の変更許可申請に伴う手数料を変更内容により区分をし、開発許可申請手数料の10分の1から93万円の範囲内で規定をするものでございます。

8ページ目中段の(56)をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、市街化調整区域における建築物の特例許可の申請手数料を4万8,000円と規定するも

のでございます。

下段の(57)につきましてごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、予定建築物以外の建築等許可申請手数料を2万7,000円と規定するものでございます。

その下の(58)をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、建築行為等申請許可申請手数料を敷地の面積ごとに7,100円から10万7,000円の範囲により規定をするものでございます。

9ページ目中段から10ページ目をごらんいただきたいと思います。こちらに関しましては、開発許可を受けた地位の継承の承認申請に伴う申請料でございまして、用途及び開発面積によりまして、1,800円から1万8,000円の範囲により規定をするものでございます。

11ページ目につきましては、各種証明手数料を200円から6,400円の範囲により規定をするものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を29年4月1日とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 手数料なのですけれども、申請時という手続的なフローがわからないのですが、どの段階で申請の手数をいただくことになるのか伺いたいと思うのですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの申請料に関しましては、窓口におきまして開発等の申請があった場合には申請書及び添付書類、添付図書を確認をさせていただいた上で、整っている場合には受け付けという処理をさせていただきます。こちらの受け付け処理をする段階で現金によっていただくという内容になります。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) 市街化調整区域の小さなというか、ある程度の面積要件のもの、狭い地域のものだと割とわかりやすいのですけれども、大型の場合はどうい

ふうなところが、申請書、添付書類というふうな形が整った段階というふうになるのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

こちらの開発行為の申請手数料に該当する部分、大規模開発の場合、恐らく面積要件でいいますとかなりな金額の部分に該当してくるものと思っております。添付書類に関しましては、必要とする合意形成がわかる書類、それと開発をする区域の範囲がわかる書類、それと開発をする内容のわかる書類等、全てそろっている場合のみ受け付けをするような形になります。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、これはかなり職員の中にも内容的なもの、これとこれとこれとしっかりしたものがわかっている職員がこれを対応するという形になってくるのか、そこのところを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 お答えをさせていただきます。

受け付けに関しましては、書類のほかに図面等も添付されるわけでございます。図面等に関しましては、やはり図面が見れる職員が対応するような形になるうかと思っておりますけれども、やはり図面を見て形態ですとか構造の部分がわかる職員が対応していくような形をとる必要があろうかと思っております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町事務手数料条例の一部を改正することについての件を

採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○大野敏行議長 賛成全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第6、議案第53号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件でございます。

嵐山町総合振興計画に基づき、本格的に人口減少抑制に関する取り組みを推進するとともに、社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政機構を構築するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

[中嶋秀雄総務課長登壇]

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第53号の細部について説明をさせていただきます。

まず、今回の改正の主な内容でございますが、大きく2点ございまして、1点目は長部局に新たに子育て支援課を設置することでございます。また、2点目といたしましては、平成29年度に県より移譲されます開発許可事務をまちづくり整備課に位置づけることでございます。

子育て支援課の設置につきましては、出生から就学までの子育てに関する支援体制を一体化し、この充実を図るために行いたいものでございます。現在健康いきいき課で担当しております母子保健、子供に関する各種検診、予防接種等の事業とこども課

で担当しております児童福祉関係事務及び子育て支援に関する事業、これを一体化することによりまして、町民からもわかりやすく、また一体的なサービス体制を築けるものと考えているところでございます。

次に、開発許可事務の移譲を受けるに当たりまして、その準備は企業支援課が現在中心で進めておりますが、移譲後におきましては、都市計画の基本構想や市街地開発、区画整理事業等を担当いたしますまちづくり整備課に位置づけ、これと一体化を図りたいものでございます。

また、こども課は、重要課題である教育環境の充実に取り組み、また新年度新制度に移行予定の教育委員会制度の充実、そして教育力の向上を進めるため、教育総務課と名称を変更する予定でございます。

さらに、文化スポーツ課は、スポーツを含め、学校教育と生涯学習との連携を強化するため、教育委員会所管へと移したいものでございます。

では、改正条例をごらんいただきたいと思っております。第1条は、町長の権限に属する課として新たに子育て支援課を設置し、文化スポーツ課を教育委員会部局に移すため、ここから削除するものでございます。これに伴い、第6条として子育て支援課の事務分掌を定め、また第8条の文化スポーツ課の事務分掌を削除するものでございます。

第10条及び第11条の改正は、開発関係事務を企業支援課の所掌からまちづくり整備課へ所管がえするための改正でございます。

なお、附則といたしまして、条例の施行期日を29年4月1日から施行すること、さらにはこの条例改正に伴いまして、関係する条例の一部改正及び、大変申しわけありませんが、改正漏れのあった部分の課の条例改正を行っております。

また、参考資料として組織の機構図をつけさせていただきました。この赤字で表示をしてありますところが今回の改正に関係をする課並びにそれぞれの担当が関係しているところでございます。ただし、それぞれの課の下に担当が記載されておりますが、こちらにつきましては今後人事配置及び事務分掌規則、これをもう一度見直したいというふうに考えておりますので、この見直しに対応し変更となる可能性があるものでございますので、そのようにご理解をいただければと思っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 私は、こども課が非常に大きな分掌事務を抱えていたなと思って、分ける必要があるのではないかなと思っていたのです。ですから、これが分けられたということはいいのではないかなというふうに思うのですけれども、ただこども課は当初の大きくした理由は、子供のことは全てこども課でワンストップでやるのが町民のあっちの課、こっちの課ということでないで、それがよいというふうに判断されたわけですね。実態として、大きくしたのだけれども、大きくして、ただ実態は大きくなり過ぎてしまって、もう少しきめ細かにしたほうが、細かく分けたほうがよいということで今回分けるようにしたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、企業支援課の部分の一部をまちづくり整備課にしていくと。その上に技監というのが置かれるということで、この技監が県からの方を置くということでよろしいのでしょうか。大変技監の方幅広く受け持つようになるわけですけれども、4つの課を全部見ていくということが能力的に本当に可能なかどうか。かなり県というのは専門部で、その課で育てていくということが傾向としてありますよね。どうなのでしょうね。4つの課を全部見ていくということでは、見切れるかどうかということをおちょっと確認なのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、こども課の関係でございます。こども課に関しましては、今議員がご質問いただきましたとおり、こども課の設置の目的、これは子供に関連することを一体的に行うということでございます。その成果はあったというふうに考えております。しかしながら、今申し上げましたように、現実的にはこども課で担当している事務と健康いきいき課で担当している事務、この部分が予防接種や検診、新生児訪問や母子手帳の交付、こういったものは健康管理課で従前担当しておりました。そして、こども課との連携の中でこれを進めてまいったということでございます。町の仕事というのは、議員ご承知のとおりでございます、なかなか1課だけでできる仕事というのはございませんで、関係する各課と連携をとりながら進めてまいると、どうしてもこの部分は一本化といっても縦割りにはならないということでございます。

しかしながら、ここまで進めてまいりまして、やはりこども課という名称から、一般の方々はこちらに来れば、今議員ご質問のとおり、予防接種から検診から、それ

からさまざまな児童福祉、保育園も含めて、こういったものがそこで全てやられているのではなかろうかと、こういうふうに認識をされるというのは当然でございます。しかしながら、その辺が実際には一本化されていなかったということで、子育て支援課についてはさらにそれを明確にしていくと、そして庁内連携もさらに深めていく、そういったことで町民の皆様にもわかりやすく、そして庁内でも一体化のさらにそれを充実させるという意味で子育て支援課を設けていきたいというのが一番の目的でございますので、そのようにご理解をいただければというふうに考えております。

それから、もう一点、説明を申し上げずに大変申しわけなかったわけですが、この組織図の中で技監というものが位置づけられております。こちらについては、先ほど申し上げました開発許可の権限移譲に関して派遣申請をしている職員ではございません。まちづくり整備課の中、この赤字の中ちょっと見ていただきますと、仮ではございますけれども、開発担当となっております。この中に位置づけて県の派遣を受けるとするのがまず1点でございます、技監というのはこの後実は給与条例において、今現在町の職制は課長制でございます、6級制という給与体制をとっております。その上に1級つけ加えまして、7級という級をつけ加えさせていただきたい。それは、県とのパイプ役といいましょうか、情報の連携をさらに進めるために、あるいは今町が当面しております大きな課題、それは企業誘致であったり、都市計画道路の建設であったり、あるいはにぎわい創出のための情報発信基地の建設であったり、さまざまなそういった今後の地方創生に関する事務、こういったものは今後さらに国、県との強力なパイプといいましょうか、そういった情報連携が必要になってまいります。そういった意味で県への派遣をさらにいわゆる開発許可とは別に今申請を行っております、その県職員を受け入れるために7級制を設けて、そしてこういった指導的な立場で来ていただきたいというものでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、県からの派遣は2人ということであるわけですか。どうなのですか。私なんかから見ると、県の方は能力あるのだろうと見てしまいますけれども、しかしかなり専門分野で育っていくことが多いというふうに聞いているのですけれども、4つの課を見切れる方というのは、どうなのですか、実際に。来られるのですか。ちょっと確認ですが。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 技監に関しましては、技術的な支援を全般的に見ていただきたいという、そういった方の申請を今現在しております。来ていただいた場合には、そういった形で、今技監として4つの課の上に位置づけておりますけれども、そういった課についての総合的な指導、相談、そういったものをぜひやっていただければと、そういう方を希望して県のほうには申請をいたしているところでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 行政組織の機構図とは全然関係ないのですが、ネーミングなのですけれども、どうしてこんなに長いネーミングが考えられていくのか伺いたいです。例えば子育て支援課だったらこども課で十分だろうという感じがありますし、健康いきいき課なんていうのは全然イメージが湧かないし、まちづくり整備課なんかはまちづくり課で十分ではないかというふうに思うのですけれども、こういうふうにしてわざわざ長い名称を考えていくというのはどういう理由があるのか伺いたいです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 ネーミングの関係でございます。渋谷議員にはもう少し短くしたほうがよろしいのではないかというご意見でございました。今回の機構改革、前回の機構改革でこういった健康いきいき課ですとか、そういった名称をつけたわけでございます。こちらといたしますと、町民によりわかりやすいネーミングだということで考えたわけでございまして、ある程度定着をしているのかなと、そういったことで考えておりまして、今回はその辺は変えるということは考えておりませんでした。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 私などは議会でいて、本当に行政組織図には詳しくなくてはいけないのだと思うのですけれども、これ町民の方がわかりにくいのではないですか。私しょっちゅう間違えるのですけれども、健康いきいき課と長寿生きがい課とか、まちづくり整備課と企業支援課とか、年がら年中間違えるのですけれども、こういう

ふうに3つか4つぐらいの文字にするという感覚があってもいいのではないかと思うのですけれども、そういうふうな感覚って全く課のほうにはなかったのでしょうか。行政のほうには。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 先ほど申し上げましたように、課の名前というのは、ネーミングというのはさまざまな考え方があろうかと思えます。現在の課、これについてもやっぱり町民にある程度知れ渡っているといいましようか、周知がされているということ为前提に、今回はそれを変えるということは検討はされなかったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 嵐山町課設置条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時44分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第7、議案第54号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を

改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

平成28年度人事院勧告に準拠して一般職員に支給する給料及び期末、勤勉手当等の額を決定するとともに、給料表に7級制を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上、説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 議案第54号の細部について説明をさせていただきます。

本条例の改正でございますけれども、平成28年度人事院勧告に伴いまして一般職の給料表、勤勉手当、扶養手当の改正を行うもの、それからもう一点は平成29年4月から現在の6級制の給料表を7級制に変えることでございます。

まず、参考資料をごらんいただきたいと思います。参考資料でございますが、給与改定の概要を示したものでございます。まず、1といたしまして、月例給の改正でございますが、給料表、現在6級でございますが、この6級制の給料表を別表のとおり改正することでございます。この給料表の改正におきましては、平均の改定率は0.23%となるものでございます。改定につきましては、級を見ていただきますと1級から6級、1級が0.78、2級が0.67とそれぞれ記載されておりますが、5級、6級は0.10ということで、改定率は若年層、若い年齢層を中心に給料表を引き上げるというのが中心になってまいります。

その下をちょっと見ていただきますと、技能労務職については平均改定率が0.14%となります。初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行う、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定するというのが今回の人事院勧告の国

の内容でございます。これに基づいて行うものでございます。

次に、2点目でございますけれども、特別給として期末手当及び勤勉手当の改正が人勤で出されておまして、これに関しましては勤勉手当の改正になります。支給割合を今現在、これ期末手当と勤勉手当合わせた率でございますけれども、現行が4.20月、それを4.30月に引き上げるということで、0.1月分の引き上げが人勤の内容でございます。

一般職につきまして表をごらんいただきますと、28年度の勤勉手当のところをごらんいただきまして、6月期は0.80月で既に支給済み、12月期につきましては現行の0.80月を0.90月に0.1月分改定をするというものでございます。29年度以降につきましては、この0.1月分の改定を6月分、それから12月分の勤勉手当にそれぞれ0.05ずつ配分をいたしまして改定をするというものでございます。

町長、副町長等はちょっと飛ばしていただきまして、その下の扶養手当の改正でございます。今回人勤におきましては、扶養手当の改正を内容とするものが出されておまして、これは目的といたしますと、配偶者に係る手当の額、これを他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額をし、それによって生じました原資を用いて子にかかわる手当額を増額をするというものでございます。

下の表をちょっとごらんいただきますと、各年度における扶養手当の手当額という表がございます。現行は、平成28年度が現行でございますして、配偶者に関しては1万3,000円、子に対しましては6,500円、父母等、これは孫を含みますが、これも6,500円となっております。これを平成29年度におきましては、配偶者を1万3,000円から1万円に、子につきましては6,500円を8,000円に引き上げる。そして、平成30年度におきまして、これが制度の完成の年でございますして、配偶者が6,500円に引き下げられ、子の手当が現行の6,500円から1万円に引き上げられると、こういう改正でございます。こちらにつきましては、平成29年度からの改正ということになります。

それで、今回の条例改正のほうをちょっとごらんいただきますと、1条から順次改正の条文がございますけれども、まず第1条につきましては、本年12月支給分の勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げること、それとともに給料表の改正を行うものでございます。

それから、第2条では、平成29年4月からの扶養手当の段階的制度改革に伴うもの及び給料表に7級を追加するために行う改正でございます。

7級制の導入の意義でございますが、先ほどちょっと質疑の中でもうお答えをさせていただきましたが、今後県職員等の派遣の受け入れや特に困難な業務に従事する場合に対応する号給を設けるという意義のもとに、現在の6級制の6級の上に7級を設けたいというものでございます。

町では、企業誘致や都市計画道路の整備計画、あるいは情報発信基地の整備をはじめとする地方創生関連事業、重要課題に現在取り組んでおります。このような事業推進には、今まで以上に国や県との密接な協力、連携が必要であり、また職員の人材育成が喫緊の課題でございます。町といたしましても、県職員の派遣を積極的に求めるため、受け入れ態勢の整備として、今回29年4月より給料表を7級とさせていただきたいものでございます。

なお、第2条では、他に勤勉手当の改正及び等級別の職務基準表の改正を行っているものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これで一番金額がふえる職員はどのぐらいなのか、一番少ない金額でふえる金額はどのぐらいなのかちょっと伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

一番金額のふえる職員ということでございます。ちょっと今手元にその金額の差がございませんので、ちょっと違う角度で、大変申しわけございません。お答えをさせていただきますと、この改定率のところをごらんいただきまして、改定率が、1級が0.78、2級から0.67ということになっておりますが、これに関連する職員ということで、ちょっと質問をすりかえてお答えさせていただいて申しわけございませんが、まず1級に属している職員が16人、それから2級に属している職員が21人、3級に属している職員が11人、4級に属している職員が49人、5級の職員が29人、そして6級が14人という現状でございます。

その下をちょっとごらんいただきまして、基本的には初任給1,500円の引き上げということで、若年層についても同程度の改定ということで、これ以上の改定になって

いるかなというふうを考えております。上のほうになりますと400円程度の引き上げと、こういう改定表になっているかなと思います。

ちょっと今手元に前のものがございまして、質問をすりかえての回答で大変申しわけございません。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 多分国公対比を使っているのだと思いますけれども、7級の人については頭割りですよね。県の派遣ということになると、この人の県の給料表の位置づけと嵐山町の位置づけ、そのまま推移するのですか。例えば町に派遣されることによって等級の位置づけというのはどういうふうになるのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきますが、県から町が派遣を受ける場合には一つの条件がございまして、県で今現行もらっている給与額を下回らないところに位置づける、それが一つの条件でございます。今回どの程度の職員が、どの程度というのは年齢的にという、それから地位的にということになりますが、どこに格付された職員がおいでいただけるかわかりませんが、現在県でもらっている給与、それを下回らないところに位置づけるということと、同時に嵐山町は地域手当がございません。県の職員であれば地域手当が出ております。現在10%でしょうか、それが出ておりますので、そういった地域手当相当分というものも加味したところに位置づけるということが必要になってくるかというふうを考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1点お聞きいたします。

扶養手当の改正もあるわけでありましてけれども、配偶者手当が平成30年には6,500円、子供は逆にふえていくわけでありましてけれども、現在配偶者手当をもらっている方の数は職員の中にどのくらいいるのでしょうか。あるいは、子供さんの数は、子供手当をもらっている職員の子供さんはどのくらいいるのでしょうか。わかりましたらお願いしたいと思います。

そうすると、それで差額でいくと、大体ツープイになってしまうのでしょうか、そ

れとも逆に手当というのは子供手当のほうに多くなっていくのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、扶養手当、これを支給されている、これは配偶者を含めてでございますけれども、この支給されている職員は74名おります。この中で配偶者手当が支給されている職員が35名おります。その中で子供の扶養手当が支給されている、74名のうちですけれども、このうち子の扶養手当が支給されている職員が51名でございます。配偶者手当が支給されているのが35人、子の扶養手当が支給されている人が51人となります。

この制度が完成をいたしますと、この職員がはっきり言って扶養手当が増になる職員と減になる職員がおります。というのは、新制度に移行して、配偶者手当が支給されていなくて子供のみの家庭は当然ふえるということになるわけですし、また配偶者のみの家庭はもちろん減ると。それから、そのボーダーラインが配偶者プラス子供1人という場合はトータルで減になると。逆にふえるケースというのは、配偶者がいて、プラス子供が2人以上いる、こういったケースの場合はふえるということになります。この増減を申し上げますと、制度変更によっていわゆる今の扶養手当から減る職員が26人、増となる職員が45人、増減なしが3人と、このような今の現状からいきますと状況になるということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 大野敏行議長 日程第8、議案第55号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第55号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。

平成28年度人事院勧告に準拠して一般職員に支給する期末、勤勉手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

- 大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

- 中嶋秀雄総務課長 議案第55号の細部について説明させていただきます。

議案第54号で一般職員について、人事院勧告に伴いましての12月期の支給される勤勉手当の支給率の0.1カ月分引き上げについてご審議をいただきました。これに伴いまして町長、副町長、そして教育長の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるものでございます。

第1条におきましては、町長及び副町長の28年12月期の期末手当の0.1カ月分の引き上げを、第2条では、29年度以降の6月分及び12月分にそれぞれ28年度に引き上げた0.1カ月分を0.05月ずつ配分をし、改正を行うものでございます。

なお、第3条及び第4条におきましては、教育長について同様の改正を行うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これに関して嵐山町特別職報酬等審議会ではどのようなご意見があったか伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 特別職報酬等審議会におきましては、審議をしていただく内容といたしましては、嵐山町の議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額について審議をするということになっておりまして、今回の期末手当の改定につきましては審議事項ではございませんので、かけておりません。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、期末手当なんかで、これ若干の人事院勧告の問題ですけれども、期末手当は給与にかかわるもので、それで何%というかなってきますけれども、それは全く給料とは関係ないというふうな形で考えていくべきものなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 そのように考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これで町長、副町長、教育長、具体的に金額幾ら引き上げなのか伺いたと思います。

それから、これは人勧でという説明ですけれども、これ人勧には当てはまらないというふうに聞いているのです。ですので、引き上げないという考え方もあると思うのですが、その考え方はとらなかったのか、考慮したけれども、こういうふうにしたのか、ちょっとそこを伺いたと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

まず、特別職の改定率でございますけれども、先ほどの54号の参考資料の中で期末手当及び勤勉手当の改正2で示しておりますが、この中で一般職の次に町長、副町長

等ということで示させていただいております。現在の期末手当の支給率は、6月期が2.025月、それから12月期が2.175月、これを今回の改正で2.275月に0.1月分引き上げるといふものでございます。新年度、29年度以降はそれぞれ0.05月を現行にプラスして配分をするといふものでございまして、この率が現行の給料月額、これに掛けた金額といふのが期末手当の額となります。

それから、人事院勧告に伴ってといふのは一般職であって、特別職についてはこれは適用されないのではないかと、その辺は考慮しなかったかというご質問といふことでよろしいでしょうか。これに関しましては、従前嵐山町におきましては、人事院勧告に基づいて一般職のこういった期末、勤勉手当を改定している場合には、この後お願いいたします議員の皆様方の期末手当、それから今回、今現議案でお願いしております三役の改定についてもそれに準じて行っておりますので、今回についてもそのような考え方のもとに今回議案として提出をさせていただいているといふものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 今まで金額で前も何って、これこれこれだけの金額で引き上げていますという答弁をいただいていたのです。ちょっと今手元がないのですか。後でもではいいですけども、金額でちょっと。町長が何万円引き上がるとか、副町長が何千円引き上がるとか、パーセントではなくて金額でちょっとお願いしたいのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 今私の手元にあるのが去年の改定後のものかどうかあれなのですが、町長において引き上げ額が8万1,360円、副町長においては6万9,120円、教育長におきましては6万5,640円の引き上げ額ということになります。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第9、議案第56号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第56号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第56号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

平成28年度人事院勧告に準拠して一般職員に支給する期末、勤勉手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 議案第56号の細部について説明させていただきます。

議案第55号と同様でございますが、人事院勧告に伴いまして一般職員の勤勉手当の支給率を0.1カ月分引き上げることに伴いまして、議員の期末手当の支給率を引き上げるために改正をさせていただくものでございます。

第1条では、28年12月期の支給率を0.1カ月分引き上げる改正を、第2条では、平

成29年度以降の6月分及び12月分にそれぞれ0.1カ月分の引き上げをそれぞれ0.05月分ずつ振り分けて引き上げをさせていただくための改正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 町長、副町長、教育長の給与と同じ質問なのですけれども、嵐山町特別職報酬等審議会条例に係る問題で、これは報酬の額ではないから、審議会にかけなかったということでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 そのとおりでございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうしますと、嵐山町議員の報酬というのは全部でいくと16カ月分ぐらいになるのですけれども、それは所得というふうにみなさないで、ほかのものとは違うものというふうな形で考えるのでしょうか、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 議員さんの報酬につきましては、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、これに定められております。

この中で第2条として議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員の報酬は次のとおりとするということで、第1号から第6号までが月額で定まっております。これが報酬というふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） そうすると、嵐山町の議員の期末手当というのはどういうふうな位置づけになるのですか、全体の中で、伺います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 この条例の中で議員の期末手当につきましては、第5条として期末手当というふうに位置づけられておりまして、そういった位置づけだというふうに

考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） また同じ質問というか、金額について、議長、副議長、委員長、それと普通の議員とどのぐらいの金額引き上がるのか教えていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 報酬の額に率を掛けるということになりますので、今申し上げましたように、第2条に議長が月額で31万8,000円ということになっておりますので、3万1,800円ということになろうかと思えます。副議長が2万5,300円、常任委員長が2万3,200円、議会の運営委員長が同じく2万3,200円、特別委員長が2万3,200円、議員として2万2,400円の引き上げというふうになろうかと思えます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第10、議案第57号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

職員が不妊治療を受けるための休暇制度を導入するための整備及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第57号の細部について説明をさせていただきます。

本条例改正には、大きく2点の改正をお願いするものでございます。まず、第1点目では、法の一部改正に伴いまして介護休暇について改正を行うものでございます。それから、第2点目といたしましては、町独自の休暇制度として不妊治療休暇を導入したいものでございます。

まず、介護休暇の改正部分につきましては、改正条例では条例の第8条の3から第16条の改正部分についてでございます。介護休暇の改正の内容ですが、職員が働きながらより介護をしやすい環境整備ができるように、今まで6月以内で1回と、必要とする期間の1回と定められていたものを3回までと分割取得ができるようになったことでございます。また、介護休暇とは別に、連続する3年間の期間内において、介護のため必要な場合は1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる介護時間制度が新たに定められたものでございます。

次に、不妊治療休暇の導入についてでございますが、近年の晩婚化等を背景に、不妊治療を受ける方が増加傾向にあると考えられます。このようなときに町が率先して不妊治療を受けるための休暇制度を導入することは、町が少子化対策に積極的に取り

組む姿勢を示すとともに、町内事業者等への啓発を図り、妊娠、出産を希望する方が働きやすい社会の実現に寄与するものと考えております。地方自治体の導入では、全国的にはまだ多いとは言えませんが、このところで導入が進んできているような状況にはございます。ただ、この導入内容についても、独自の施策であるために、年5～6日と定めるところ、それから今回本町でお願いをいたしますように6カ月以内で必要とする期間と定めるもの、こういった違いはございます。本町におきましては、より実効性のあるものとするために、6カ月以内で必要とする期間として導入を図りたいものでございます。

なお、介護休暇及び不妊治療休暇はともに無給という休暇制度でございます。

施行につきましては、29年の1月1日からとしたいものでございます。よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まず、介護のほうなのですが、介護は3回を超えず、かつ通算して6カ月を超えない範囲で指定する期間ということで分割ができることになりました。しかしながら、不妊治療のほうの期間は1回の申請につき連続する6カ月の期間内と書いてありますので、こちらは分割はできるのかできないのか確認をしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 不妊治療休暇につきましては、私も詳しいわけではございませんが、さまざまな治療法があるというふうに聞いております。それは、連続して一定の期間治療をするということもありましょうし、または何回かに通院をしながら治療をするというケースもあろうかと思えます。こういった点については、運用上で6月の範囲内で例えば通院を何回行って、そして連続的には何回、そういったものについては対応ができるように考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 介護休暇がより充実したということでありまして、現

在職員で介護休暇をとっている方というのはいるのでしょうか。もしいたとすれば、そういう方の意見を反映して充実したものにしたのか、1点伺いたいと思います。

それと、不妊治療なのですが、6カ月間という、まだ国内でもそんなにないというふうに伺っているのですけれども、少ない中で6カ月というのは最高の期間になるわけですね。嵐山町が最高を目指したというのは、先ほどお話があったのですけれども、少子化を何とか食い止めたいということで、ちょっともう一度町の心意気を伺わせていただきたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 介護休暇については、現在取得している職員はおらなかったというふうに思います。

そして、不妊治療休暇についての導入でございますけれども、私どもで承知しておりますのは、6月以内でという形で導入しているのは熊本市、鳥取市、そして南相馬市がつい最近導入を決定をしたというふうに聞いております。不妊治療休暇については、6日という導入を県内では初めて志木市が今年行いました。それ以外には多分県内でもまだ導入をされておらないと思います。ただ、基本的には厚労省等も事業主の方々にはリーフレットを出しながら、妊娠、出産を実現するためにこういった不妊治療休暇についてぜひ理解を示し、そして事業としても取り入れてほしいと、このような形で国としてもこれは働きかけているところでございます。

6月以内とさせていただきましたのは、先ほど申し上げましたように、不妊治療にはさまざまな治療方法があるというふうに聞いております。そういったそれぞれの治療方法に対応できるように、できる限りできるように、制定するからには実効性のあるものということでございまして、そのようなことで今現行で先進事例といたしましうか、そういったところの事例を取り入れて、嵐山町でも今ある制度の中では、制度といたしましうか、取り入れている中では一番実効性のあるものを制定したいというのが今回の考え方でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 不妊治療の関係で6カ月という形があるのですけれども、こ

の治療費の関係で、健康保険が適用されるのでしょうか。それとも、それが適用されないという形になってくると、かなりの高額な費用がかかるという話もいろんな報道や何かでも聞いているわけなのでありますけれども、それらについての町からの補助、負担というのはあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 不妊治療についても保険適用があるかということでございますけれども、この辺については私ちょっと詳しくございませんが、治療方法によって適用にならないものというのがやはりほとんどなのではないかなというふうに想像はしております。そういった中で、さまざまな取り組みとしてそういった不妊治療に対するいわゆる補助制度というものを設けている自治体も出てきているのは議員さんご承知のとおりでございます。本町におきましてはまだ補助制度というものは今回は考えておりませんが、まずは不妊治療休暇、これを町の職員に導入をして、そして事業主さんにもこういった啓発を図っていく、そこからスタートしたいということでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第12番、安藤欣男議員。

○12番（安藤欣男議員） 今川口議員からの質問の中で心意気というようなことも出ましたが、答弁の中で県内では2例目ということでございます。大いに、記者会見もどうなのかなと思いますが、プレス発表ができるようにひとつ発信をしたらいかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 議決をいただきました際には、さまざまな報道機関等へもこういった形で議決をいただいたということで、町もこれに真剣に取り組んでいきたいということで啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

○大野敏行議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 1点だけ、少し、不妊治療で休暇をいただきたいというのは、そのネーミングが表に出て、自分がもしそういう立場になったときにはとりづらいかなどということも考えられると、女性ではあると思うのです。ですから、ネーミングに

についても今後は少し検討する価値があると思うのですが、いかがでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 ネーミングを考えられるかということでございます。まず、不妊治療休暇、こういった休暇というのは、介護休暇の制度もそうでございますけれども、最初は何となくとりづらいといいたいまいしょうか、介護休暇ということ自体が何となく言いづらいというような雰囲気がありました。しかしながら、今両立支援も含めてなのでございますけれども、要はこういった不妊治療もそうでございますし、こういったものはごく当たり前のことであって特殊なものではないと、そういった意識というものもやっぱり持たなければいけない。そういったこともありまして、今回は、ただ今ノーマルな形で不妊治療休暇、不妊治療というものが一般的な表現として使われている、そういったことの中で啓発を図っていくためには、この不妊治療休暇という、こういうネーミングといいたいまいしょうか、制度を設けたということでございまして、さまざまにとりやすい環境づくりというのは、議員おっしゃるとおり、職員にもとりやすい環境を対応してというか、考えてまいりたいと、そのように考えております。まずは、不妊治療休暇、両立支援のこともありますが、こういった制度を職員にしっかりと認知していただいて、そして使いやすい環境づくりをつくっていくというのが一番の目的だというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 嵐山町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第11、議案第58号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第58号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、嵐山町税条例の一部を改正することについての件でございます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、議案第58号の細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町税条例の一部を改正する条例は、日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、既に公布されました所得税法等の一部を改正する法律第8条におきまして、関係法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんください。附則第18条の4の3は、一定の要件の利子及び配当等について日台租税取決めが適用され、源泉徴収等を通じた課税ができなくなるものがあるため、当該利子及び配当等の額に係る所得を確定申告により課税できるものとするもので、関係法の改正により条文を追加するものでございます。

続きまして、4ページをごらんください。附則18条の4の4につきましては、先ほどの条文18条の4の3を追加したことに伴いまして、条ずれとなるため条文を整備するものでございます。

なお、附則につきましては、第1条は条例の施行期日、第2条は経過措置を定めるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） この条例で嵐山町町民はどのくらいかかわっているのでしょうか。それによって税収はどのくらい変わるのか伺いたしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 条例と日台の租税取決めを受けて、今回この条例改正を提案させていただいたわけですが、これから後のことになるかと思っておりますので、どのくらいの方が該当してくるかということは未定ではございますが、現時点では恐らく該当されるような方はいらっしゃるというふうに考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 嵐山町税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第12、議案第59号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件でございます。

所得税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸税務課長。

〔山岸堅護税務課長登壇〕

○山岸堅護税務課長 それでは、議案第59号の細部説明を申し上げます。

今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、既に公布された所得税法等の一部を改正する法律第8条において、関係法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページ目をごらんください。附則第14項は、町民税で課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めるものでございます。

続いて、2ページをごらんください。附則第15項は、町民税で課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めるものでございます。

附則16項から18項は、14項及び15項を追加することに伴い、項ずれを整備するものでございます。

最後に、附則第1項は条例の施行期日、第2項は適用区分を定めるものでございます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） これも嵐山町民はこの条例にかかわる人はいないということではよろしいのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山岸税務課長。

○山岸堅護税務課長 こちらについても先ほどの税条例の関係と同様のものがございますので、現時点では恐らく該当される方はいらっしゃらないだろうと考えております。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第13、議案第60号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第60号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

〔山下次男長寿生きがい課長登壇〕

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第60号の細部についてご説明を申し上げます。

今回の一部改正の主な概要といたしましては、介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、これはいわゆる厚生労働省令でございますが、が改正されたことに伴い、利用定員が18人以下の通所介護は平成28年4月1日から地域密着型通所介護となるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。まず、目次の改正ですが、第3章の2、地域密着型通所介護に係る規定を新たに加えるものであります。

次に、第14条から2ページの第30条の改正は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る改正を行うもの、また第54条の改正は、指定夜間対応型訪問介護に係る改正を行うものであります。

次に、3ページの第3章の2、地域密着型通所介護を加える改正につきましては、配付してございます参考資料によりご説明をさせていただきたいと思っております。議案第60号の参考資料をごらんください。この資料につきましては、左から厚生労働省令の条文、省令で準用している条文、規定の内容、基準の類型、条例の条文及び条例に規定している基準を記載しているものでございます。

第3章の2、地域密着型通所介護の規定については、全体では5節から成る規定で、第1節は基本方針を定めており、条例の条文は第59条の2でございます。第2節は人員に関する基準で、条文は第59条の3、第59条の4となります。第3節は設備に関する基準を定めており、条文は59条の5でございます。第4節は運営に関する基準で、条文は59条の6から59条の20までとなります。最後に、第5節につきましては、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準で、この中をさらに細かく分けて第1款から第4款までの規定としており、条文は第59条の21から第59条の38までの規定としているものでございます。

基準の類型の欄ですが、条例を定めるための基準の類型には従うべき基準、標準及び参酌すべき基準の3つの類型があります。網掛けになっているところが従うべき基

準及び標準で、その他は参酌すべき基準となっています。この3つのタイプの条例で規定できる内容ですが、従うべき基準は法令の従うべき基準に従わなければならないもの、標準は法令の標準とする範囲内でなければならないもの、参酌すべき基準は法令の参酌すべき基準を十分に参照した上で判断しなければならないものとなっております。今回の改正では、条例に規定する基準として、基準の類型が従うべき基準及び標準とされているものについては、厚生労働省で定める規定のとおりとし、参酌すべき基準とされているもののうち第59条の19及び第59条の37の記録の整備については、一部の記録の保存期間を5年間とする本町独自の基準を規定しているものでございます。

それでは、また新旧対照表に戻っていただきまして、19ページをごらんください。第60条以降の改正は、第3章の2、地域密着型通所介護に係る規定を加えたことに関連した改正を行うものでございます。第60条から23ページの第80条までは指定認知症対応型通所介護に係る改正を行うもの、24ページの第87条から25ページの第108条までは指定小規模多機能型居宅介護に係る改正を行うもの、26ページの第109条、第127条及び第128条は指定認知症対応型共同生活介護に係る改正を行うもの、27ページの第129条、第148条及び第149条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る改正を行うもの、28ページの第150条から29ページの第189条までは指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る改正を行うもの、30ページの第201条及び第202条は指定介護小規模多機能型居宅介護に係る改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行すると規定するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 18人以下ということで初めに説明があったのですが、18人以下というのは嵐山町でどのくらいの施設があるのでしょうか。18人以下は、1日18人という考え方でよろしいのでしょうか。その2点を伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをいたします。

嵐山町の通所介護事業所の中でこの地域密着型通所介護に該当しますのは、6事業所でございます。全体では8事業所ございますが、その中の6つが今回の改正で対象となるということでございます。

それから、18人というのは1日ということかというようなご質問でございますが、これにつきましてはあくまでもこれは利用定員が18人ということございまして、例えば終日の1単位でサービスを行うもの、それから午前中の1単位、午後の1単位で、例えば終日が10人で行う、午前中のものが5人、午後のものが5人というようなサービスを行った場合、最高で重なるところが15人になりますので、そういった場合は午後の5人、5人で10人になって、全体では20人というような形になりますが、それは重なっているところが最高で15人なものですから、これは地域密着型に該当するというような形になります。いずれにしましても、最高でやっているときの人数が18人以下となるものについては地域密着型になるということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を4時5分といたします。

休 憩 午後 3時52分

再 開 午後 4時04分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第14、議案第61号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第61号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

介護保険法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下長寿生きがい課長。

[山下次男長寿生きがい課長登壇]

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、議案第61号の細部についてご説明申し上げます。

今回の一部改正の概要といたしましては、先ほどの議案第60号と同様に、介護保険法及び厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。この改正は、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る改正を行うもので、第9条、利用定員等の改正は、介護保険法の改正に伴い、引用する条文の項ずれが生じているため、改正を行うものです。

また、第39条、地域との連携等の改正は新たに第3項、第4項を追加するもので、第3項では、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、協議会、運営推進会議を

設置し、おおむね6カ月に1回以上活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないと規定するものでございます。

第4項では、第3項による報告、評価、要望及び助言等についての記録を作成し、公表しなければならないと規定するものでございます。

最後に、附則ですが、この条例は公布の日から施行するものと規定するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 運営推進会議なのですけれども、これ何人くらいで協議を行う機関なのでしょう。内容はわかりました。人数だけお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

こちらの39条の第3項になりますが、3行目からですが、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員または当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会というような形になりますので、こういった方々で最低1人ずつぐらいは入ってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） そうすると、まだ人数は確定されたわけではなくて、今後検討して協議会を、運営推進会議をやっていくという、そういうことなのでしょう。これ公布の日からとなっていますから、来年4月1日ではないわけですね。もう少し早いわけですね。例えば1月1日であれば、6カ月に1遍ですから、6月には行わなければならないわけですね。そんなに時間ないのではないかなと思いますので、ちょっと重ねてなのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

この運営推進会議というのは、事業所のほうで設置をするといいたいでしょうか、会議を設けるものでございまして、事業所がこういった方をこの会議のメンバーに入れましょうというような形で決めていくものですから、今言ったこういった方たちの中から選ばれてメンバーが決まるということでございますので、町のほうがこれをしなさいとかということではございません。ですから、今言われましたように、条例のほうは公布の日からということなのですけれども、これにつきましては今年の4月から改正にはなっているわけなのですけれども、今年は1年間猶予期間というふうな形で、今年中に条例等の改正をしてくださいというような形なのですが、それまでの間は先ほどの厚生労働省令のほうで定めるまでは生きてきていると。そちらのほうに基づいて行っていただくのですが、こちらのほうについては今現在町で先ほどこれに該当してくる事業所が6カ所ございますというようなこととお話をさせていただきましたが、このうちできているところが今3つですか。それ以外はちょっとまだ今後というような形になるわけですけれども、町のほうからは早くつくっていただいとというような形での指導はさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第15、議案第62号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議案第62号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件でございます。

受益者負担の適正化を図るため、菅谷テニスコートの使用料を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上文化スポーツ課長。

[村上伸二文化スポーツ課長登壇]

○村上伸二文化スポーツ課長 それでは、議案第62号の細部説明をさせていただきます。

本条例の改正は、議案第53号での課設置条例の一部改正による機構改革に伴い、文化スポーツ課の分掌事務につきまして、町長の権限から教育委員会に移行することによる条文の改正及びテニスコートの使用料につきまして、人工芝コートである菅谷テニスコートの使用料の一部改正をするものであり、第7条、使用料にかかわる別表の改正を行うものであります。

条文の改正につきましては、改正前の各条の「町長」とあるものを「教育委員会」と改め、また条文中の文言の一部を整理するものでございます。

続きまして、別表の改正でございますけれども、新旧対照表の最後のところにある別表をごらんになっていただきたいと思います。テニスコートにつきましては、花見台第2公園テニスコート、鶴巻運動公園テニスコート、菅谷テニスコートの3施設がございますが、使用料はいずれも1面1時間につき100円となっておりますが、テニスコートの維持管理につきまして、ハードコートに対しまして人工芝コートは人工

芝が摩耗、消耗するため、定期的な修繕が必要となるため、受益者負担の原則により、人工芝コートである菅谷テニスコートの使用料につきまして、1面1時間につき100円を200円に改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 1問質問させていただきます。

人工芝ということで、補修がそれなりにかかってくるということなのですけれども、今どのくらいの割合で補修しているのでしょうか。あるいは、全面的に芝を張りかえるという形は、どのくらいの目安をつくって芝を張りかえるというふうに行っているのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 今年度9月補正で菅谷のテニスコートの人工芝の張りかえの補正を通していただきました。補正の予算が756万円だったのですが、9月議会終了後すぐに契約いたしまして、菅谷テニスコートの3面の人工芝を全て張りかえて、669万6,000円の工事で行いました。

以上です。

○大野敏行議長 第8番、河井勝久議員。

○8番（河井勝久議員） 張りかえですよね、これ。補修はどのくらいの割合で補修したのですか。かなり傷むのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 正式な補修というのは、実は平成24年に県のところから移行になりまして、町で管理するようになったのですが、きちんとした業者に委託はしておりませんでした。部分的に担当職員が人工芝の切れ端を張りかえたりというのをやったり、また菅中のテニス部がずっと使っていたので、そちらの先生方をお願いして、どうしてもサーブを打つところですか、後ろのところというのはすり切れてしまうということで、実際には嵐山に移管になった時点で、テニスコートの芝が

ほとんどない状態で町に移管になって、町に移管になった翌年に又エックさんはご自分の2面のテニスコートはすぐ張りかえたという状態でありましたので、利用する皆さんからはいつ直してくれるのということでずっと言われてきた中で、我慢していただいていたで、今年補正予算で通していただいで、ちょうど先週検査が終わりまして、今週の月曜から供用開始をさせて、利用者の方々には大変喜んでいただいでおります。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

もう一回ですね。失礼しました。

○8番(河井勝久議員) 100円の値上げですよね。そうすると、それで補修の目安というのは立っているということですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 テニスコートの使用料なのですが、歳入で平成26年度が812件で24万3,600円、平成27年度決算で810件、23万6,700円ということで、大体年平均24万円ということになります。これを200円にすると約48万円ということになりますけれども、先ほどの今年度やった人工芝の張りかえが約670万円、これを48万円ですと14年もちます。大体10年と業者は言うのですが、近隣の人工芝の張りかえをやってるところに聞きますと、15年はもつということなので、この100円の値上げで何とか次のときには歳入のほうで間に合うのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今の課長の話ですと、体育施設については工事費を生み出すための費用に充てるという考え方かなというふうに思ったのですが、嵐山町の体育施設の利用料金というのはそういうふうに計算をするのですか、これから。要するに工事費を生み出すために利用料を取るという考え方に立って100円の値上げということなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

村上文化スポーツ課長。

○村上伸二文化スポーツ課長 今金額のお話をさせていただきましたけれども、人工芝コートというのがどれぐらい維持管理かかるかというのが今までよくわかっていなかったというのがあります。今回近隣の市町村のテニスコートの使用料がどういう形になっているかというのも見させていただきました。そうしますと、人工芝のほうは皆さんやはり利用料が倍額ぐらいな形になって、それぞれ東松山ですと1時間220円ですとか、ときがわ町ですと1時間250円、それに対してハードコートですと100円とかというところが多いので、全ての体育施設を工事費、維持費、全て使用料で賄うということではございません。テニスコートにつきましても、今回人工芝の張りかえ工事ということで金額を先ほど述べさせていただきましたけれども、それ以外にも多くの備品もございます。ネットやフェンス等、そういったものにかかる費用等もございます。支柱等の交換もやはり定期的に行わなければなりませんし、全て利用者の使用料で賄うということでは考えておりません。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号 嵐山町体育施設設置及び管理条例の一部を改正することについての件を採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第16、議案第63号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算(第3号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第63号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第63号は、平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,391万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を65億6,071万1,000円とするものであります。このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中嶋総務課長。

〔中嶋秀雄総務課長登壇〕

○中嶋秀雄総務課長 それでは、議案第63号の細部について説明をさせていただきます。

最初に、6ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。変更として、農業農村整備事業、補正前が550万円を600万円に増額させていただくものでございます。こちらにつきましては、歳入歳出で出てまいります、吉田37号線の側溝整備工事費、これの増額に伴うものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。歳入でございます。まず、第1款の町税、固定資産税、現年課税分を7,500万円増額させていただくものでございますが、こちらにつきましては固定資産の中の償却資産の増、こちらが主な内容でございます。

続きましての第12款の分担金及び負担金、それから国庫支出金、第15款の県支出金、この12、13ページに関しましては、それぞれ各項目については事業の実績見込み等に伴いまして補正をさせていただくものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。14、15ページの中段でございますけれども、県補助金の中で農林水産業費県補助金、県費単独土地改良事業費補助金を32万円増額させていただいております。こちらが先ほどの地方債のところでも申し上げました吉田37号線の工事区間の延長に伴いまして、補助金が交付されるものでござい

まして、補助率は3分の1でございます。なお、歳出といたしまして、工事費としての99万4,000円の増額をさせていただいております。

16、17ページをお願いいたします。こちらから歳出になります。歳出に当たりましては、先ほど議案で議決をいただきました人事院勧告に基づきます人件費の補正を行っております。人勧による改定内容につきましては、先ほど説明させていただいております。

ただ、第2款の総務費、一般管理費の中で一般職給与費をごらんいただきますと、人事院勧告に伴います給料表の改定、勤勉手当の引き上げ等に伴いまして、基本的には増額となっておりますが、給料では一般職が223万2,000円の減額となっております。こちらの内容は、病気休職をしている職員、こちらについての月額給与額が途中から、12月分から減額となるもの、それから年度途中から育児休業をとっている職員がおりまして、そういった職員の給料の減額、これと人勧の増額分との相殺ということで、相対的には減額となっております。

その下の職員手当等につきまして、期末手当、そして勤勉手当について、こちらも大きな減額となっております。こちらにつきましては、先ほどの給料の減額とプラスしまして、これは大変申しわけなく思っておりますのですけれども、実は6月の人事異動に伴います補正の際に、年度当初から育児休業をしている職員が4人おります。そういった職員の分を期末、勤勉手当で過ぎて6月補正で計上してしまいました。大変申しわけなく思っておりますのですが、そういったものについて今回補正減させていただくということで、こちらについては減額となっております。

その次の共済費についても減額となっておりますが、こちらにつきましては全費目において減額となっております。これは、共済費の比率の負担金、こちらのほうが引き下げがございまして、その影響で減になっているというものでございます。

続きまして、18、19ページをお願いいたします。中段の下のところに財産管理費といたしまして、まず庁舎管理事業として工事請負費を140万円増額させていただいております。こちらにつきましては、施工箇所といたしましては、まず電算の管理をしておりますサーバー室ですが、こちらに監視カメラを設置をしたいというものでございます。それから、2階の天窓補強工事といたしまして、雪のために天窓が割れてしまいました。これの対策といたしまして、枠組みを、木の枠組みですけれども、それをつくりまして補強をしたいというものでございます。それと同時に、各課の窓口案

内板の設置工事というのは、今回の機構の改革、課の設置条例の改正に伴いましてサインを変える必要がある、こういったところについての対応をしてみたいというものでございます。

その下の財政調整基金の積立金5,000万円ほど今回積み立てをさせていただくということでございまして、積み立て後につきましては28年度末、積み立て後の残高として4億3,500万円を見込んでおるところでございます。

続いて、22、23ページをお願いいたします。こちらにつきましては選挙費の補正でございますが、3目の町長選挙費につきまして、無投票ということになりまして、関係経費が減額となりましたので、総体として整理をさせていただいて、減額の補正をさせていただくものでございます。

続いて、24、25ページをお願いいたします。真ん中の段のところ、こちらは民生費の社会福祉費になりますが、目の事業項目とすると20、臨時福祉給付金事業として、19、負担金補助及び交付金の中で4,650万円の臨時福祉給付金の事業、こちらのほうを計上させていただいております。こちらは、補正理由欄にもありますように、非課税世帯を対象とした簡素な給付措置、経済対策分でございますが、こちらの実施をするための経費を補正するものでございまして、非課税者1人につき1万5,000円で、3,100人分を見込んで計上しております。

その下のところで老人福祉費の中の事業項目といたしますとデマンド交通事業、この中で需用費、委託料、それから補助金、こちらをそれぞれ補正をさせていただいております。こちらにつきましては、主な理由といたしましては、70歳以上の免許証の自主返納者、支援事業として、新たにタクシーの利用助成を行いたいというものでございます。そのタクシー利用券の印刷費、それから助成の実施委託料としての20名分を見込んでおります。そして、それとともに運転経歴証明書の交付の手数料、こちらの補助制度も免許証の返納者に対して行いたいということで、それぞれの予算を計上させていただいております。

32、33ページをお願いいたします。こちらにつきましては、歳入で申し上げましたとおり、第6款の農林水産業費の中で、中段のところでございますが、農地費の中で工事請負費の99万4,000円を増額させていただいておりますが、吉田37号線の側溝整備の工事に係る増額でございます。

34、35ページをお願いいたします。一番上のところで子育て高齢者の応援フォー

△補助事業、こちらについて60万円の増額をお願いしております。当初100万円で組んでおりまして、5件分で組んでおりましたが、今回3件分を補正で追加をさせていただきたいというものでございます。

その下の測量設計委託料として570万円を計上させていただいておりますが、こちらにつきましては情報発信拠点基地として整備をする施設、こちらの測量設計委託料を増額をさせていただくものでございます。

続いての第8款の土木費の中で、中段のところでございますけれども、目の3の道路新設改良費、その中で事業とすると(3)の生活道路整備事業として下水道公共ます移設費負担金で99万4,000円計上させていただいております。こちらについては、施工箇所としては菅谷30号線の道路工事に伴いまして、公共ますの移転補償負担金として10力所分を下水道会計に負担するものでございます。

次の橋梁改修事業といたしまして、工事請負費で150万円の計上をさせていただいておりますが、八幡橋のかごマットの修繕工事に要する経費として計上させていただいております。

36、37ページをお願いいたします。教育費でございます。中段から下の小学校費の中で、事業項目とすると(6)の小学校施設改修事業として、工事請負費の95万1,000円を計上しております。施工箇所は、菅谷小学校の門柱の撤去、新設工事、そして七郷小学校のプールの外壁の修繕工事を行わせていただくものでございます。

40、41ページをお願いいたします。第6項の保健体育費でございます。中段から下になりますが、目の3の学校給食費の中で修繕料として127万6,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、電気回転釜の修繕、それからコンテナ用の折り畳み扉ですか、こちらの修繕に要する費用として計上をさせていただいております。

以上でございます。

それから、給与費明細等についてもつけさせていただいておりますが、ご高覧をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

◎会議時間の延長

○大野敏行議長 議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑に際しましては、ページ数、どこの課であるか、そして何をお尋ねしたいのかを述べてからお聞き願いたいと思います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 25ページをお願いします。25ページで高齢者外出支援タクシー事業に要する経費を補正するという形で拡大分になっていますが、これは察するところ介護保険の認定を受けたような方かなと思うのですけれども、70歳以上となると、70歳から75歳の方で運転免許を返上される方というのはそういないと思うのですが、そうすると、私は勝手にそう推測しているわけなのですけれども、どのような方を想定して70歳以上の方で免許証の自主返納を考えていらっしゃるのか伺いたいです。

それと、その下に介護利用料助成事業が62万8,000円となっていますが、具体的にこれ何人ぐらいが対象と考えられているのか伺いたいです。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の高齢者外出支援タクシーの拡大分ということで、自主返納分の関係でございますが、こちらにつきましては昨日といたしましては、清水議員さんの一般質問のときにもちょっとお答えをさせていただいたと思いますが、70歳以上の考え方で、ほかの市町村でもやっていますのは65歳ですとか70歳、嵐山町では一応70歳とさせていただいたわけですが、このごろ高齢者の交通事故等多くなっている現状を踏まえまして、その中ではやはりちょっと認知症の関係といたしまして、そういったことで交通法規といたしまして、そういったものがわからなくなって、例えば高速道路を逆走しているとか、信号を見落とすとか、それから多少70歳ぐらいになりますと運動機能のほうも衰えてきますので、動作が鈍くなってきてのそういったことがあるというようなこともございまして、一応そういった方を対象と。ですから、介護認定を受けている、受けていないということには関係なしに、自分でもう運転免許証は返納してもいいという方を対象として行うものでございます。

それから、2点目の介護保険料の利用料助成の関係でございますが、今現在で何人

ぐらいというのはちょっと資料がないのですけれども、例えば27年度、これ1年間なのですけれども、延べ人数で1,019人ほどの方に利用料助成のほうはお支払いをしているというものでございます。

それで、一応こちらのほうは人数等がふえてきたから、ここで上げさせていただいたということではございませんで、今まで3カ月分をまとめて利用料助成というのをお支払いのほうさせていただきました。ただ、そうしますとやっぱり利用料助成ですので、低所得者の方に対する助成ということになりますので、なるべく早くに助成をしてあげたほうがいいだろうということで考えまして、今年度からできるだけ毎月毎月支払いをするようにということで考えました。そうしますと、今年当初予算で組んでいた分が12カ月分ということでございまして、それを早目にしていくと、全体で14カ月分に今年についてはなってしまうということで、ふえた分の2カ月分を今回補正でさせていただくというものでございますので、ほぼ大体今までどおりの金額で1カ月当たりのあれは推移しているような状況でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 高齢者事業タクシーの拡大分というのは、多分認知症関係の方かなというふうに予測していたのですけれども、そうすると若年の認知症というのはあるわけで、その場合は認知症と自分が意識されない。意識されるのは大体70歳になった方なのかなと思ったり、若年の認知症の場合は障害対応はないですよ。障害者の自主返納という形でのタクシー券はとれないわけだから、もう少し若年というふうな形で広げても、70歳に拡大していただいたのはよかったのですけれども、もう少し広げる感覚が、ものがあってもよかったのかなと思うのですけれども、その点についてやっぱり70歳からの若年認知症のほうが多いということなのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、町では70歳以上ということで該当者をさせていただいたわけなのですけれども、私が調べた中でも他の市町村でやっている一番低いのがやっぱり65歳以上というような形であった。それ以下の者で高齢者という形ではやっていない。ほかのことで支援等はしているのがあるかもしれないのですが、高齢者と捉

えますと一般的には65歳以上というような形になりますので、その中で嵐山町では何歳からでしょうかということで、70歳とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 認知症の人の免許証の返納というのが非常に難しいというのは聞いているのです。みんな絶対に、免許証というのは自分のプライドというか、そういうふうな形なので、こういった形を認知症の方に出して、こういうものができるのだよというようなことを家族がなさんと返納がしやすいのかなと思っていますが、70歳というのはやはり65歳までに下げるということは難しいというふうな、予算上難しかったということか、70歳と65歳の境目は、嵐山町では70歳に決めたという根拠はどこにあるのでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

町で70歳にしたというのは、この嵐山町の地形とかいろんなことを考えまして、公共交通機関というものがなかなかないというような状況もございますので、余り低い年代にしても、認知症の方だけということではないわけですので、そちらのほうにしてもそういった返納していただける方というのは割かしやっぱり余りいないのかなというようなことを考えまして、70歳以上ぐらいになりますとそろそろそういったことも考えたり、家族の方ももう運転はやめろよというようなこともあって、こういった支援があればそういった返納がしやすくなるのではないかというようなことで考えまして、一応70歳以上ということにさせていただいたものでございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 19ページの庁舎の関係なのですが、サーバー室に監視カメラということで、これ何台設置をする予定なのでしょうか。

それから、天窗の補強なのですが、木の枠組みというご説明でしたけれども、そうしますと1年限りで、毎年毎年これは今後もつくっていくというものなのでしょうか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、21ページの町制施行50周年ロゴの選出なのですが、ちょっとこれ私存じ

なかったのですけれども、選出に要する経費、今これ何かやっているのですか。ちょっとわからないもので。どういう関係で費用が必要なのか、当選者に何か商品を渡すことなのかどうかを伺いたいと思います。

それから、31ページのアライグマの関係なのですが、アライグマもそうですし、最近イノシシが、この前交通安全のあれをやったときに、玉中にイノシシが出たという写真を元先生から見せてもらったのですけれども、これ等と入っていますから、これはイノシシも駆除するということなのでしょう。前に放送でもやっていましたですよ。ちょっと駆除の対応が弱いのではないかなと感じるのですけれども、これほどの程度進められるのか伺いたいと思います。

それから、その下の不法投棄なのですが、ちょっとこれ不法投棄がふえてきているという、そういう実績のもとに今回この予算が出たのか伺いたいと思います。

それから、35ページの子育て高齢者応援リフォームなのですが、とった予算分が全部使ってしまったということですか。今まではこれを子育てとしてリフォームされたのか、高齢者としてリフォームされたのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

それから、菅谷30号線の下水道の公共ます移転費なのですが、これはどういう内容で移転をしなければいけないのかを伺いたいと思います。

ちょっと多くて申しわけないのですが、最後です。37ページの菅小の門柱と七小の外壁なのですが、菅小の門柱は今ちょっとブルーシートをかぶっていますよね。あれを改修するということなのですか。あれを取り壊すということなのですか、内容的には。

それと、七小のプールの外壁というのは、鉄筋の入っていない外壁が向こう側の道路沿いにあるわけですね。我々も子供のころあそこを歩いて学校に来たのですけれども、あそこの壁を壊すということでもありますか。そこにまた新たなものを今後つくるという計画も後ではあるということなのですか。今回は壊すというだけで、ちょっとそのことを伺いたいと思います。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうから庁舎の関係からお答えをさせていただきます。

まず、サーバー室の監視カメラの台数でございますけれども、こちらについては1台の設置を予定しております。監視機能といたしましては、1階の警備室、こちらの

ほうにつないで監視ができるような体制をとりたいというふうに考えております。

それから、2階の天窓の補強工事でございます。こちらについては、ご承知のとおりでございます。今年の大雪の際に特に北側のほうから落雪いたしましたところがガラスが天窓が欠けてしまったということで、これについてはいろいろと対策どのような形がとれるのかというふうに検討してまいったのですが、実際に本格的にやるといことになりますと、数千万の補強工事が必要になるということもあります。そういった中で今の枠を組んでというのは、木の枠を両側から立てかけるような形で組みまして、そこに板を載せられるように、ひっかけられるような形で北側を補強していくというふうにしたいと思っております。この工事によりましてその枠は取り外せるような形で、板を取り外せるような形にいたしますので、4年から5年ぐらいはこの枠がもつだろうということで考えておまして、暫定的にといいましょうか、その期間でまずは対策を講じまして、その間に根本的な対策がどのようにとれるか、それはまたさらに検討してまいりたいということでございます。

それから続きまして、ロゴマークの関係でございますけれども、こちらについては50周年の来年さまざまな事業が行われるというふうになります。その中において、他のそういった実施しているところについても、記念事業だとかそういったところのパンフレットなりなんなりに50周年の記念ロゴマークというのでしょうか、それを象徴するようなロゴマーク、こういったものを入れて事業を実施していただくというようなところに取り組んでいるところが多うございます。本町におきましても、ロゴマークのデザインを一般町民の方に募集をして、そして優秀作品をロゴマークとして共通的に使わせていただければなというふうに考えております。そのための今議員さんおっしゃられたような報償費、入賞者に対する記念品、報償費という形で1万1,000円を組ませていただきました。まだ具体的な内容については、これからどのような形で募集していくかという部分についてはちょっと検討して募集をかけていきたいということなのですが、内容的にはそのようなことでございます。

○大野敏行議長 続きまして、植木環境農政課長。

○植木 弘環境農政課長 それでは、私のほうからはまずアライグマの駆除についてでございますが、今回の補正で増額させていただいた分は、これは例年ですと冬期は余り実績が上がっていないということで、冬期の部分は見ていなかったわけなのですが、今年度嘱託職員をお願いして通年実施してきたところ、大きな成果が出ているという

ことで、例年ですと行っていない時期についても実施をしたいと。

それから、10月に新たにイノシシのわなを10基ほど設置をいたしました。そのイノシシのわなの見回りについても嘱託の職員をお願いを一部しているということがございます。

それから、アライグマにつきましては、わなにかかっているれば、わなを貸し出しもしておりますので、かかっているれば職員が回収をしてきて処分をするということもございます。

イノシシにつきましては、10月に10基設置してから3頭ほど既に捕獲されております。こちらの捕獲されたイノシシにつきましては止め刺しをするわけですが、こちらにつきましては、今猟友会のほうをお願いをしているということでございます。

それから、実績が上がっているかということですが、着実に10月の時点で既にアライグマについては100頭を超えておりますので、昨年並みあるいはそれ以上に1年を通せば実績が上がるかというふうに考えておりますし、イノシシにつきましては11月の15日から一般の猟期に入っておりますので、今現在は猟友会の皆さんには自由に猟を楽しんでいただいているということでございまして、猟期以外の部分で有害鳥獣捕獲等の委託も実施をしているところでございます。イノシシについては、禁猟区に多く出没するとか、あるいは神出鬼没でございますので、なかなか捕獲が難しいということもございます。一般的な鳥類等につきましては、計画をした数は既に今年度の有害鳥獣捕獲の委託の中で実績を上げていただいているというところでございます。

それから、不法投棄についてのこちらの増額分でございますが、実は昨年度のほぼ実績に近い数字に今回の増額分であるということございまして、当初の予算では期待も込めて予算としては少なく見積もっていたところですが、最近の実績でまたふえてきているということでございまして、今回昨年並みに補正をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、山下企業支援課長。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは、35ページのリフォーム補助金の関係につきましてお答えをさせていただきます。

今回60万円の補正をお願いしたところでございます。年度当初100万円の予算をこ

承認いただいたわけでございますけれども、11月末の段階で申請に関して7件の申請をいただきました。内容なのですけれども、まず子育て世帯向けのリフォームの申請が2件ございました。補助額にいたしますと47万2,000円でございます。そして、高齢者向けのリフォームの申請が5件上がっております。金額にいたしますと49万円の補助額ということでございます。7件で既に96万2,000円が埋まっている状況でございます。この後も申請が想定されることから、今回20万円掛ける3件分で60万円のお願いをしているところでございます。内容に関しましては、子育て世帯及び高齢者世帯、どちらにも対応できるリフォーム制度となっております。申請によって変わってくるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大野敏行議長 続きまして、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、私からは菅谷30号線の公共下水道の公設ます移設費負担金の内訳でございますが、こちらにつきましては菅谷30号線、幅員が4メートル未満の道路でございますが、そちらの道路の拡幅工事に当たりまして、約10基分の公設ますの移設が必要になってきてございます。そちらのほうの費用でございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、37ページの工事請負費につきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、菅谷小学校の門柱でございますけれども、菅谷小学校の門柱は、ご指摘のとおり今ブルーシートをかぶっている門柱があると思うのですが、それが2カ所設置してありまして、そのうち、かなり劣化が激しくなりまして、少し塊というのですか、大谷石でできているのですが、そういうのがちょっと崩れ落ちたという経緯がありまして、今の措置をさせていただいているところなのですけれども、これ以上ちょっとそのまま修繕できるような状況ではないだろうということで、まず撤去をさせていただきまして、反対側の菅谷中学校の門のほうも、5年ぐらい前ですか、同じように大谷石の門柱があったのを撤去して、コンクリートで壁をつくってやっているのでございますけれども、同じような形で今考えております。

続きまして、七郷小学校のプールの外壁でございますけれども、これは文教厚生委

員会のほうでもご指摘のありました危険ではないかというプールの外壁のところでございます。亀裂が入っております、倒れてくるのではないかというような状況の壁でございます。これにつきましては、私とちょっと業者さんにも見立てていただきまして、すぐすぐ倒れる状況ではないだろうと。不可抗力的なものがなければ、自然とすぐすぐ倒れるものではないだろうと。ただ、やはり大きい地震が全国的にまだ熊本、その後またいろいろなところで起きていますので、鳥取ですか、最近では。そういう地震が来ると崩れる可能性は十分あるだろうということで、やっぱりほっておけないだろうという中で、先ほど壁を壊して新しくというお話ありましたですけれども、それをやるとかなり金額が張ってしまいますので、今の状況から見ますと、何とか外側から壁のほうを倒れないように押さえるような工法でいけるのではないかという判断をいたしましたので、そうしますと値段のほうも大体50万円程度でできそうな見積もりといたしますか、予算立てができていますので、そちらのほうでまずは対応していきたいなという内容でございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 2階の天窓なのですが、そうするとふだんは明かり取りとしては使うことができると、雪が降りそうだとおきに板を設置するという、そういう構造になるということなのですか。確認なのですか。

それから、公共ますなのですが、道路が拡幅されるということでもありますけれども、拡幅されるとどうして公共ますの移転が必要なのかがちょっとわからないのです。それと、菅谷30号線というのはどこのところなのかもあわせてご説明いただけないでしょうか。

それから、七小の壁なのですが、そうするとあの壁はあのまんま残しておく、倒れないように何か支えをつくるという、その工事をするのだという、そういうことなのですか。これもちょっと確認なのですか。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 板といいたいでしょうか、コンパネといいたいでしょうか、それについてはフックをつけて取り外しができるようにしたいというふうに今考えております。ただ、基本的には北側だけ、そちらのほうをかければ、南側については屋根が低いとい

うことと、あとは窓といいましょうか、あれがあるので、雪が屋根を滑って直接窓ガラスの上に落ちない、天窗のほうに落ちない構造になっています。ですから、本当に北側だけなのです。ですから、北側に関してはこれをかけてみて、コンパネも1枚1枚結構重いものですから、かけてみて、暗いようであれば雪が降りそうなときにつけると。もしそちらをかけてみてもそれほど気にならないといいましょうか、夏の間すだれをかけておりますが、そんなような形で余り気にならないようであれば、冬の間は北側についてはそれをかけておいて、夏場はとるというようなことで利用ができればいいかなと、そのような感じで考えております。

○大野敏行議長 続きまして、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 公設ますの移設でございますが、今現段階で4メートル未満の道路の幅員に合わせて、道路の境界と宅地の境界の境50センチ程度ぐらいのところに入りますが入ってございます。そちらのほう道路の拡幅に伴いまして、民地を一部道路にするわけですから、道路の拡幅に、道路の幅が広がることによってますが道路の敷地の中に入ってしまう、もしくは道路の境界から離れが足りないという状況が生じてしまいますので、そういった公設ますについては移設をして、また個人の宅地の中に道路の境界から適切に離れた位置へ布設直しをさせていただくという内容のものでございます。

それから、菅谷30号線といいますのは、駅の西口の変電所から旧の254まで上がってくる道路でございます。

以上です。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 それでは、七郷小学校のプールの外壁の関係なのですが、ご質問のとおり、今の壁はそのまま残しておいて、倒れないような支える支柱といたしますか、そういった役割的なものを今実際は検討中でございまして、それが値段的にも何とか安く一番できるのではないかとということで、詳しいやり方につきましては、今業者さんと一番安く効果的な方法は何があるかとちょっと今検討中でございます。予算的には50万円程度あればできるでしょうということでしたので、50万弱見込んで今予算の計上はお願いしているところでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 ほかに。

第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） 12月補正ということで、残りが少ないなというふうに思うのですけれども、25ページなのですが、臨時給付金の3,100人ということですから、対象がもうわかっているのだろうなというふうに思うのですけれども、その対象把握、非課税世帯という形で対象者を絞るのでしょうか。対象はもうわかっているのでしょうか。経済対策だということけれども、消費税を上げるための経済対策というふうに思うのですが、それは間違いないですか。

それから、私もちょっと工事の関係でお聞きしたいのですけれども、八幡橋のかごマット修繕というのはどういうものなのでしょうか。財源内訳を見ると町費でやるようになっていますね。通常河川改修なんかの費用というのは県のほうでも見るのかなというふうに思うのですが、この部分については町費でやるというふうになっているのですが、どういう工事なのでしょうか。お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、小学校、中学校の37ページからなのですが、健康の記録の補正が両方なっていますね。これは、今までやってきたものが足らなくなって補正するということなののでしょうか。子供たちの記録というのは今までもとってあるのかなというふうに思うので、新規事業ではないですから、子供の記録というのはとってあるのだと思いますけれども、そういう形で何か足らなくなったための補正というふうに考えていいのでしょうか。3点です。

○大野敏行議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、石井健康いきいき課長。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

25ページの臨時福祉給付金の関係でございますけれども、対象者のほうは既にこちらとしても把握をしているところでございまして、今年度当初既に1回目行っているところでございますけれども、そのときにも計算センター等ですね、一応会社のほうでこちらのほうの把握ということは済んでおります。

続きまして、経済対策についてなのですが、こちらあくまでも消費税率の引き上げにかかわりまして、低い方に恩恵を与えるということで、経済対策ということで間違いございません。

以上でございます。

○大野敏行議長 続きまして、菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、八幡橋のかごマットの修繕工事でございますが、こちらにつきましては河川に町道の八幡橋が架設をしております。橋梁がかかっております上下流おのおの10メートル、こちらが町が県から占用許可をとって護岸工事ですとか、橋をかけるために護岸工事をしているというところでございます、その部分につきましてはの修繕につきましては、占有者である町が負担をするということでございます。

○大野敏行議長 続きまして、藤永こども課長。

○藤永政昭教育委員会こども課長 私のほうからは、健康の記録につきましてのお答えをさせていただきます。

現在健康の記録というのは、小学校で6年間、あと中学校の3年間ということで使っておるわけなのですが、サイズ的には今現在B5のサイズで使っております。これに伴いまして、まずサイズをA4サイズに変えたいということと、また6年間で9年間、小中9年間一括でそのまま健康の記録を使っていきたいということで、書式の変更をさせていただきたいということで、これは比企管内全て同時にやりたいということでございます。また、今現在ではギョウ虫検査だとか、既にやめてきたものも項目に出ているのですが、そういった項目も外しながら、書式のほうについては発育の記録のグラフ、そういったものとかも随時記入できるような形に変えていきたいということで、新たに書式を変えてつくりたいということで今回補正をお願いを、新年度からやりたいということで、ここで補正をお願いをしているものでございます。

以上でございます。

○大野敏行議長 第10番、清水正之議員。

○10番（清水正之議員） ちょっと確認したいのですが、橋をかけかえるための町道敷地分という認識でいいのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

菅原まちづくり整備課長。

○菅原浩行まちづくり整備課長 町道敷地分ということではなくて、河川の上に町道が河川の敷地を横切っている。その横切っている橋の上下流10メートルは影響範囲という考え方で、町が県に対して占用の許可を受けてそこに橋をかけているという状況でございます、その範囲についての管理の負担、そういったものは橋があることによ

って町がするという事になってございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

◎議案第63号の修正案の提出

○大野敏行議長 議案第63号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件に対し、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。

よって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、修正動議を説明いたします。

この修正に関しましては4点あります。4点、1点目は埼玉中部資源循環組合の人員費を除いた負担金の削減、そして廃棄物減量推進等協議会の設置、そして3つ目としては小学校、中学校の学年費補助金を従来のおり小学生は5,000円から1万円に、中学生は1万円から2万円にするというものです。4点目は、第3子学校給食費補助金の無料化という形のものをつくって出しています。

説明資料を見ていたのですけれども、小中学校学年費補助金交付要綱と実は学校給食費に関する要綱も一応つくったと、予定だったのですが、ここに皆さんのお手元にないので、これについては説明させていただいてということをお願いします。私のがたまたまついていないだけなのか。私のがついていないだけ。皆さんのところにはついていません。ついていない。わかりました。というふうな形になっております。

それで、では一番最初にまずお手元の3ページですけれども、これ説明書になるのですけれども、3ページがあります。そして、ここでは埼玉中部資源循環組合の負担金を1,645万3,000円を削減します。これは、平成28年度の嵐山町の負担金分のうち人員費を除いた負担金額です。それを削減していきます。そうしますと、塵芥処理費は一部事務組合塵芥処理費は1億7,653万5,000円が1億6,008万2,000円になります。

そして、2ページに行きますと、2ページに行くと、環境衛生費ですけれども、今

まで廃棄物処理等推進審議会の運営事業費というのがなかったわけですが、これを2回分、2月分と3月分、月に1回ずつやって、10人という形でやっていこうと思いますので、それで、報酬が15万円、旅費が3万円ふやして、全部で18万円の増額になります。これで環境衛生費の4款が補正前の額が5,387万6,000円だったのを5,422万4,000円にします。

そして次に、4ページになりますけれども、4ページが教育費の教育総務費ですが、(15)の中学校学年費補助事業というのを、学年費補助金を、小学校が3校ありますけれども、それぞれ5,000円を1万円にしますので、菅谷小が440万、七小が104万、志賀小が233万円です。中学校に関しては、1万円ずつアップになりますので、菅谷中が472万円、玉ノ岡中が380万円になります。特別支援小中学校もそれぞれ5,000円と1万円の、小学校が5,000円、それから中学校が1万円増額になります。

(19)ですけれども、学校給食費第3子無料化補助事業というのを新たにつくります。扶助費が127万9,000円ふえます。内訳としては、1月、2月、3月を第3子無料化にしますので、幼稚園が34人、小学生が62人、中学生が9人で、幼稚園のほうで40万8,000円、小学生が74万4,000円、中学生が12万7,000円の無料化で補助事業になります。ですので、この2つを合わせますと、事務局費が補正前の額が1億2,256万円ですが、補正額144万6,000円が1,067万円になり、合計額が1億2,400万6,000円が1億3,323万円となります。

5ページですけれども、5ページがそこで予備費で対応するわけですが、予備費が671万9,000円増額になりまして、補正額158万5,000円が856万4,000円で、補正前の額が2,061万6,000円、合計額が2,918万円となります。

それで、説明書の1ページのほうに戻っていただいて、衛生費の補正前の額が5億2,656万円を補正額が1,499万2,000円で、合計額が5億1,156万8,000円。教育費が5億3,706万6,000円が、補正額が415万8,000円でしたが、それに増額します。補正額が1,345万2,000円となりまして、合計額が5億4,122万4,000円、それが修正案として5億5,051万8,000円で、予備費が補正前の額が2,061万6,000円が補正額158万5,000円が856万4,000円となり、合計額が修正前が2,220万1,000円が2,918万円となって、歳出額は補正前の額が63億9,679万7,000円が補正額は変わらず1億6,391万4,000円で、合計額が65億6,071万1,000円となります。

そして、この一番最初のページの63号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第3

号)の一部を次のように修正するとなりまして、先ほどの修正後の総括予算表の歳出の部分がここに来ます。というふうな形の説明になってきますが、これはちょっと第1表に関してまでは読まないで、これで説明とさせていただきます。

○大野敏行議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番(青柳賢治議員) 渋谷議員にお尋ねいたします。

毎回毎回こういう形で出されるということも議員の一つの権利でございますので、結構だと思います。ただ、今回2ページにある廃棄物の減量等推進審議会運営事業というようなことで補正理由が載っていますけれども、この辺のものはここだけの、説明のところに加えて変えていくということだけで進んでいけるものなのかどうかということが1点。いろいろな条例とかそういったことを含まなくていいのかということが1点です。

それから、学校給食費の無料化というのが今回初めてのりました。

〔「2回目です」と言う人あり〕

○5番(青柳賢治議員) 2回目だった。私は初めての記憶でした。補正がちょっと直っていないからだね。私がちょっと解釈違うかもしれません。一応それで学校給食費の無料化というのは、さまざまのところといたしますか、滑川町もやっております。ただ、第3子ということで限るといふところの理由といたしますか、そうしますと私から言わせますと、保育園行っている子供たちだとか、そういったことに対してはどのように考えられるのでしょうか。その2点についてお尋ねいたします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番(渋谷登美子議員) 廃棄物減量等推進審議会に関しましては、条例で金額が出ておりまして、その金額はいじっておりません。だから、それに関して1カ月に1遍ぐらいやっていくという形で、その経費をのせています。これに関しては、条例改正なども全く必要がなく、今までどおりのこと、今嵐山町は本来しなくてははいけないことをやっていないだけなので、嵐山町で本来やらなくてははいけないことをここに計上したというふうなものです。

それから、第3子の学校給食費に関しましては、9月補正でも同じものを出していて、それで要綱もちょっとこれ用につくり直しているのですけれども、第3子の無料

化というのは、20歳以上の方のお子さんが出て、それで第3子というふうな形になってきています。ですから、これに関して言えば金額的には出ているわけで、第3子の無料化というのは一番最初だと思います。学校給食費の無料化というのはいろいろ滑川町でやられていますけれども、嵐山町でできる多子世帯への補助としては一番最初のことで、3人子供がいるうちというのは、実に学校給食費とか教材費というのは非常に厳しいものがありまして、私も3人子供がいましたので、よくわかっております。どういうふうな状況になっていくか、家庭が非常に厳しい状況になっているというのは身をもって経験しておりますので、第3子の無料化ということがいかに大切か。それがあかないかで子供を今1人か2人で、大体3人欲しいという方が希望は多いのですけれども、3人目は諦める方というのはとても多いです。それを少しでもやっていくためにこのような形にしています。必要でありましたらば、私9月議会でもこれは要綱として出しておりますし、今回もつくっておりますので、必要であるならば出しますが。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） おっしゃっていることはよくわかりました。ただ、一事不再議ではありますけれども、議会の議決というものはあるわけですね。前回はそうなんですけれども、そういったことについては渋谷議員はどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

それと、もう一点です。いわゆる第3子ということはよくわかるのだけれども、では保育園行ったり、そういう子供たちとの公正性についてはどういうふうにお考えなのですか。

○大野敏行議長 ただいまの質問の中の一事不再議は当たらない、今回で。2番目の質問についてお答えください。

○13番（渋谷登美子議員） 議会運営のやり方というのは、議会の地方自治法とかそういったものにありますので、そのことについて全部もう一度青柳議員としては勉強していただきたいと思います。

それで、2番目の保育園ですけれども、保育園の補助というのは、嵐山町の補助の中でもかなり保育園に関しては嵐山町は厚生労働省が指定している部分よりも多く出しています。その部分というのは、私は給食費については、保育園は入っていないと、対象になっているかどうか知らないのですけれども、保育園は給食費も込みで給

食を出して保育料を取っているのではないかなと思うので、そうするとそれに幼稚園の子供との対応ということは、第3子に関して対応ということではなくて、嵐山町の場合は第3子は保育園に関しては無料になっているか、どちらかですよ。2分の1か無料か、そういうふうな形のものになっています。ですから、全然不均衡でも何でもありません。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 私が2番目に問いただしたのは、一事不再議というものはもちろんあるわけです。ですから、どこの会でも出せるわけです。そういうことを私申し上げた。ただ、その回ごとに議決がされていくという、その議決の重みは議会のおおきなことなんです。そういうことについてはどういうふうに考えていらっしゃるかということです。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） それは、保守系の皆さんがそういうふうに使われているというだけであって、私たちはこういうふうな政策が必要であると思って議決をしているのであって、議決の重みというのは、逆に言えば皆さんがこういったことを考えていないということ自体のことが非常に問題があるというふうに使っていますので、むしろこの議決の重みというのはとても大きい。議決というか、議案を政策議案として出していくというのはとても大きいですし、議員の提案権というのは、我孫子市なんか毎回毎回修正案を出すというのが当たり前だそうなんです。この近辺では修正案を出すということ自体が余りなされていないようなんですけれども、修正案を出すということがどれだけ大切なことか、それがおわかりにならないと議会人としてはいかがなものかと思えます。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第63号 平成28年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取り扱いについてお諮りいたし

ます。

議案第63号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。本案に対する反対。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 補正予算が本案です。手を挙げない、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

審議の途中ですが、暫時休憩します。再開時間を5時40分といたします。

休 憩 午後 5時30分

再 開 午後 5時40分

○大野敏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第17、議案第64号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第64号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第64号は、平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万4,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を6億753万7,000円とするものであります。このほか地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 それでは、議案第64号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算につきまして細部説明させていただきます。

最初に、補正予算書60ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道事業負担金につきまして、菅谷30号線道路拡幅改良工事に伴う公共汚水ます移設工事費用として99万4,000円の増額をお願いし、補正後の金額を199万9,000円とするものでございます。

第8款町債、1項町債、1目下水道事業債ですが、流域下水道事業債として、当事業の建設負担金の増額に伴うもので、40万円の増額をお願いし、補正後の金額を4,100万円とするものでございます。

補正予算書62ページをお願いします。歳出ですが、第1款公共下水道費、1項公共下水道総務費、1目一般管理費につきまして、2節から3、4、19節は人事院勧告による職員給与費等の補正と、27節の公課費として消費税の申告がほぼ確定したことによるもので、201万6,000円の減額をお願いし、補正後の金額を3,189万6,000円とするものでございます。

同款2項公共下水道事業費、1目建設事業費、19節負担金補助及び交付金ですが、市野川流域下水道建設負担金として48万1,000円の増額をお願いし、補正後の金額を2,143万6,000円とするものでございます。

2目維持管理費、15節工事請負費ですが、公共下水道修繕に要する経費で、菅谷30号線道路拡幅改良工事や新田沼都市下水路水質悪化の原因が判明したことに伴う公共汚水ます修繕工事費として210万6,000円の増額をお願いし、修正後の金額を1億4,680万9,000円とするものでございます。

第2款浄化槽費、1項浄化槽総務費、1目一般管理費の補正予算の内容ですが、人事院勧告による職員給与費等の補正でございまして、26万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正予算書64ページをお願いします。2項浄化槽事業費、1目建設事業費、19節負担金補助及び交付金ですが、浄化槽推進地域補助金として80万円の増額をお願いし、補正後の金額を7,890万7,000円とするものでございます。

第4款予備費ですが、歳入合計に対し、歳出合計の資金不足についての補正でございまして、28万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で議案第64号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 63ページの公共下水道の修繕等に要する経費を補正するものというところなのですが、ただいまの説明では水質悪化が判明したということでご説明ありました。このお金の中で何カ所修繕ができるのでしょうか。伺いたいと思います。

それから、次のページの浄化槽推進地域補助金ということで、対象件数の見込みに伴い補正するものということで、そうすると浄化槽が一時設置が進んでいなかったなというふうに思ったのですけれども、今年度になって一定程度設置数がふえてきているのですか。そのために補助金の増額が必要になったということなのでしょうか。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 お答えいたします。

新田沼都市下水路上流部公共汚水ますの修繕箇所につきましては1カ所、それから菅谷249-32のところに設置されています公共汚水ますなのですけれども、設置位置の関係が本来あるべきところでなかった。当初建設するとき、菅谷地区内については公図等で現場を当たっていたりなんかした関係があつて隣地のほうに入っていた。

これを修繕しなくては行けないと。菅谷地区につきましては、新田沼都市下水路1カ所、それから菅谷の249—32番地のところで1カ所というふうな箇所、2カ所でございます。

それから、浄化槽の推進地域補助金の関係ですけれども、議員さんの今言われたとおりでございます。浄化槽の計画基数というものがあつたのですけれども、1～2年目というものは比較的皆さん積極的に取り組んでいただいたのですけれども、3年、4年になってきますと計画基数をちょっと割ってくるようなこともありました。もちろん総トータルとするときちっと計画基数を満足してはいたのですが、やっぱり毎年毎年の計画基数から申しますと若干少ないのではないかというご指摘も受けていた中で、SPC等からの要望とかいろいろと聞き合わせる中で、やはり追加的な補助制度として、1件当たり5万円という金額なのですけれども、それを行ってきた。

ちなみに、27年につきましては45基だったのですけれども、今年につきましてはもう既に56基の申請が上がってきていると。やっぱり事業費が大きくなってきますと、どうしても自己負担が大きくなってくる。極端な人だと50～60万かかってしまう人、また本当にかからなくて済む人については補助金で、自己負担金がなくて済むというような方もいますので、そういう自己負担金が多くかかってしまう人、なかなか単独浄化槽、くみ取りから切りかえていただけない、そういう方については、こういう補助金がありますと意外と協力していただけるというような状況になっているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 新田沼の関係なのですが、そうするとその1カ所を改修すれば、大腸菌が100万個も出たというお話でしたよね。これがほぼ通常並みにまで改善されるということでよろしいのでしょうか。

それと、浄化槽の関係なのですが、地域の補助金ですから、何軒かまとまって申請をすればこれもらえるという、そういうお金ですよ。そうすると、これは設置をしようとした本人もそのお金から少し入るので、設置の費用の足しになるという、そういう考え方というか、そういうのにも利用できるということなのではないでしょうか。ちょっとほかの人にも知らないと思いますので、それはそれでいいのですけれども、あと何軒まとまったらこの費用が出るかと、ちょっと参考までにお知らせしていただきたいと

思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 まず、第1点目、新田沼都市下水路の上流部の1カ所を改善することで、それではきれいになってしまうのかと、そういうことでは実のところございません。実を言うと、青柳議員さんからもご指摘いただいているところなのですが、これからもう少ししっかりやっていかなくはいけないというふうに感じているところなのですが、1軒のうちは確かにすごく大腸菌の関係につきましてはかなりの量になるなというような条件であったことは間違いありません。ですから、今後は大分よくなっていくというふうには感じているのですが、まだ単独浄化槽の家であるとか、そういったものが全くもってゼロということではありませんので、これから少しずつでも公共下水道の接続というものをしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

2点目の地域の浄化槽の補助金の関係でございますけれども、地域の浄化槽の追加的な補助金なのですけれども、3軒ほどまとまればそういう地区というか、既に、先ほども申し上げましたけれども、人によっては本当に当初の補助金だけで、自費負担がない方もいるわけなのです。そういう方はもちろん上乘せ補助というのは要らないと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、かなりの多額の自己負担をしなければというのは、浄化槽から放流先の道路までがかなり延長が長かったりなんかしますと、そういったところでかなりの費用負担をしなくてはならない。そういう方は、どうしても切りかえ費用が大きくなり過ぎてしまうものですから、どうしてもちょっとなというふうな考え方を持たれてしまう。そういうことが極力ないように、上乘せ補助のような形ということで考えていただければというふうに思うのですけれども。

それから、この補助金としましては個人に対して1件当たり5万円ということでございます。最大5万円ということでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 新田沼の関係なのですが、そうすると1カ所ではだめだということであるわけですよね。これだけ100万個も大腸菌が出て、今度これでどのぐら

い改善されるのかわからないのですけれども、もう少し急いでいく必要があるのではないですか。その辺の見通しというのはどういうふうに立てているのか。答えられます。わかります。では、今後の見通しをお願いします。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

深澤上下水道課長。

○深澤清之上下水道課長 今後の状況なのですけれども、先ほども申しましたが、公共下水道の接続ということが主眼になってくると考えております。今後、青柳議員さんからも話があったとおり、1軒1軒の諸事情なんかを踏まえながら、きちっとしたその人ごとの諸事情等を調べ上げながら、極力公共下水の接続というものをしっかり取り組んでいかななくてはいけないというふうに感じているところでございます。今回のこの1カ所の修繕ということで大分改善されるというようなことは感じてはいるのですけれども、全くもってゼロということではないというようなことで申し上げたところでございます。今後も公共下水の接続、これを本当に真剣に取り組んでいかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第64号 平成28年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第18、議案第65号 平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第

2号) 議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第65号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第65号は、平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を232万3,000円減額をし、総額を5億3,875万5,000円とし、事業費用を138万3,000円減額をし、総額を4億7,120万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出を2万9,000円増額をし、総額を4億2,157万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

深澤上下水道課長。

〔深澤清之上下水道課長登壇〕

○深澤清之上下水道課長 それでは、議案第65号 平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして細部説明させていただきます。

最初に、補正予算書81ページをお願いします。平成28年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第2号）により説明させていただきます。収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益につきまして、当初予算から補正第1号予算におきまして、退職給付引当金の見込みを計上しておりましたが、人事院勧告による給与費等の改正後に再計算した結果、戻入として232万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、1節給料、2節手当等、3節賞与引当金繰入額、4節法定福利費におきまして、人事院勧告に伴う給与費等の補正として4万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2目配水及び給水費ですが、1目と同様に1節から2、3、4節におきまして、人

事院勧告に伴う職員給与費等の補正で10万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算書82ページをお願いします。3目総係費につきまして、1目と2目同様に人事院勧告に伴う職員給与費等の補正で9万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

3項特別損失、1目その他特別損失、1節退職給付費でございますが、退職給付引当金戻入と同様に、当初予算から補正第1号予算におきまして、退職給付引当金の見込みを計上しておりましたが、人事院勧告による給与費等の改正後に再計算した結果、補正予算1号との差額につきまして162万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

資本的収入及び支出でございますが、支出として、第1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費の主な内容は、人事院勧告に伴う職員給与費等の補正で2万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、78ページをお願いします。平成28年度嵐山町水道事業予定貸借対照表でございますが、資産の部、固定資産の(1)、有形固定資産のイの土地からりの建設仮勘定までの有形固定資産合計額が41億3,145万4,850円となります。(2)、無形固定資産の合計につきましては2,105万6,900円となります。(3)、投資その他の資産の合計につきましてはゼロ円で、固定資産合計額は41億5,251万1,750円となります。

2、流動資産ですが、(1)、現金預金から(5)、前払金までの流動資産合計は10億5,003万6,584円となります。資産の部におきまして、1、固定資産合計と2、流動資産合計を合わせた資産合計は52億254万8,334円となります。

次の79ページ、負債の部ですが、3、固定負債といたしまして、(1)、企業債から(3)、引当金までの固定負債の合計は5億3,978万8,501円となります。

4、流動負債ですが、(1)、企業債から(8)、浄化槽使用料までの流動負債の合計は5,082万7,782円となります。

5、繰延収益でございますが、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は7億8,027万3,872円となります。負債合計につきましては13億7,089万155円となります。

次に、資本の部でございますが、6、資本金につきましては、(1)、固有資本金と(2)、組入資本金合計は32億1,237万9,747円となります。

7、剰余金ですが、(1)、資本剰余金はイの受贈財産評価額からチの国庫補助金までの資本剰余金合計が2億3,376万124円となります。(2)、利益剰余金は、イの減債積立金からニの当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計が3億8,551万8,308円となります。(1)、資本剰余金と(2)、利益剰余金を合わせた剰余金合計が6億1,927万8,432円となります。

6の資本金合計と7の剰余金合計を合わせた資本合計は38億3,165万8,179円となりまして、負債資本合計につきましては52億254万8,334円となり、資産合計と一致するものでございます。

76ページにございます給与費明細書及び75ページのキャッシュフロー計算書のご説明につきましては省略させていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第65号 平成28年度嵐山町水道事業会計補正予算(第2号)議定についてのを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第19、議案第66号 動産の取得について(嵐山町情報セキュリティ強化対策事業機器)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第66号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第66号は、動産の取得、情報セキュリティ強化対策事業機器の件でございます。

情報セキュリティ強化対策事業を実施をするため、電算機器の納入契約に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○大野敏行議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

〔青木 務地域支援課長登壇〕

○青木 務地域支援課長 それでは、議案第66号の細部につきましてご説明を申し上げます。

議案第66号は、情報セキュリティ強化対策事業機器を取得することにつきまして議会の議決を求めるものでございます。

自治体の情報セキュリティー対策といたしましては、平成27年12月の総務大臣通知に基づきまして実施しているところでございますが、今回地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的として設置されている総合行政ネットワーク、L GWANでございますが、これに接続をするネットワークとインターネット接続系を分割するために必要とされる機器を購入するものでございます。

それでは、議案書をごらんください。動産の種類でございますが、嵐山町情報セキュリティ強化対策事業機器でございます。

次に、契約の方法でございますが、プロポーザル方式による随意契約でございます。

次に、契約の金額でございますが、1,093万2,084円でございます。うち取引に係る消費税及び地方消費税額が80万9,784円でございます。

次に、契約の相手方でございますが、さいたま市大宮区桜木町1丁目10番17、NEC ネットエスアイ株式会社関東支店、支店長、手塚暢之氏でございます。

次に、参考資料をごらんください。初めに、1の品目及び数量でございます。参考資料の3ページの内訳書のほうをごらんいただきたいと存じます。項目といたしましては17、数量は仮想化技術を用いてインターネットに接続するために必要なサーバー

2台や、ディスプレイ、ソフトウェア等の機器でございます。

参考資料の1ページ目にお戻りください。2の契約方法でございますが、先ほど申し上げましたとおり、プロポーザル方式により業者を決定したものでございます。

3の指名業者でございますが、記載の6社でございます。

4のプレゼンテーション日ですが、11月14日にプレゼンテーションを実施をし、優先交渉事業者を決定したものでございます。その後交渉を行い、2ページのとおり11月24日に仮契約書を締結したものでございます。

納入期限は平成29年3月24日であり、契約代金の支払い方法につきましては、物品納入後一括払いとなっております。

資料の4ページ目をお開きください。平成27年12月25日付で発出をされました総務大臣通知でございます。その中におきまして、日本年金機構における個人情報の流出事案を受け、自治体情報セキュリティ対策検討チームを設置し、その報告を受け、報告書に基づきまして3層から成る対策を講じるよう総務大臣より依頼されたところでございます。ここでいう3層の構えとは、本文中にございますとおりでございますが、今回購入する機器に関しては、(2)に記載のあるL G W A N接続系とインターネット接続系を分割することに対応するために実施するものでございます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。現在地方自治体のシステム系列は、個人番号利用事務系、L G W A N接続系及びインターネット接続系に分類をされます。このうちL G W A N接続系とインターネット接続系は、嵐山町をはじめ多くの自治体で同じ系統で行っておりますが、この間におけるリスクを分断することとされました。

6ページをごらんいただきたいと存じます。総務省が示している自治体情報システムの強靱性向上モデルの詳細図でございます。今回実施する内容といたしましては、中央のL G W A N接続系と右側のインターネット接続系のリスク分断をするものでございます。このリスク分断を実施することによりまして、L G W A N接続系からの情報流出を防ぐことができるようになります。

7ページをごらんいただきたいと存じます。今回指名業者からの提案によりまして嵐山町が実施をするセキュリティー強化対策でございまして、L G W A N接続系とインターネット接続系のリスクを分断するため、仮想環境をつくるものでございます。これによりまして、自席のパソコンからはウェブの閲覧やファイルのやりとりを仮想環境に接続し行うこととなります。さらに、メールについても添付ファイルを削除す

るなど、無害化を実施するものでございます。こうした仮想環境をつくることによりまして、L G W A N 接続系ネットワークのセキュリティーを強化するものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○大野敏行議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） これをまずプロポーザル方式とした理由を伺います。

それと、7社のうち、得点とか評点というのですか、それはどのような形になっていって、NEC ネットズエスアイ株式会社になったのか伺いたしたいと思います。それぞれどのような形か提案があったと思うのですが、それどのような形で提案されてこういうふうな形になって、ここが一番評点が高いというふうになったのか伺いたしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思ひます。

今回指名につきましては、6社を指名をさせていただきました。方式としては、先ほど申し上げましたとおり、プロポーザル方式ということで、それぞれ提案のあった会社から説明をいただいたと、プロポーザルをいただいたということでございます。

まず、こうした方式を取り入れた理由としては、今回の強靱化対策を行うに關して、導入する機器であるとか、その方式であるとか、こういったものに関しては幾つかのやり方があると。そういったものをさまざまご提案をいただき、そういったものを判断をさせていただいて、よりすぐれたものを導入をしていきたいと、こういった思ひから提案をいただいたということでございます。今回6社を指名をさせていただいたところでございますが、うち4社につきましては辞退されました。実際に提案があった会社は2社でございます。

その評価の方法でございますが、評価項目を幾つか設定をさせていただきました。大まかに申し上げますと、1つ目は企画提案書に対する評価。実際にこういったものを行うかと、こういったものを評価をさせていただきました。

次が機能要件に対する評価。一定の仕様書を町のほうで示させていただいたわけでございますが、例えばその仕様書以上のご提案をいただいたかどうか、そういったこ

とを評価をさせていただきました。

3点目が事業推進体制に対する評価ということでございまして、今回の導入のスケジュールあるいはこの業務に当たる社の業務体制、こういったものを評価をいたしました。

最後、4点目が運用方針に対する評価ということでございまして、インシデント対応、非常事態があった場合の対応あるいは構築後の運用、こういったものを評価をして……すみません。もう一つありました。こういった4項目プラス最後、提示をいただいた価格に対して評価を行ったと。

こういった5つの評価を行いまして、仮契約を締結をさせていただいたNECネットエスアイ株式会社の提案がすぐれていたということで、決定をしたものでございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 4社辞退ということで、辞退の理由というのは予定価格が低過ぎたということですか。ということなのかなというのと、それとこれが難し過ぎるということなのか、4社の辞退という理由がわかれば伺いたいと思います。

それと、評価が各あったわけなのですけれども、評価がなぜ、どこが、残った2社はNECネットエスアイというのと、もう一つどこか知らないのですけれども、教えていただければと思いますが、これに関してどこがすぐれていたのかという点では、今の説明では全くわからないのですが、最終的には学校給食なんかも価格になってしまったのですけれども、そういうことであるのが、全部の4点の評価と5点目の価格ですよ。それについて実際に2社でどのような差があったのか伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

辞退をされた社が4社あったわけですが、その個別の事情については聴取をしてございません。価格であったのか、あるいは今回全国の自治体が一斉にこういった取り組みをしておりますので、実際に業務を行う体制がとれないだとか、その社によってさまざまな理由があるというふうに推測ができるところでございます。

評価の関係でございまして、今回の評価の点数については500点満点で評価をさせ

ていただきました。審査委員については6名いたわけですが、この6名のうち5名に関してはNECネットエスアイの提案、先ほど最初に申しあげました4つの項目ですね、提案の内容が他社よりすぐれていたと。お一人については、1点差というのでございますので、ほぼ同じ評価をされたと。価格点につきましては、NECネットエスアイさんのほうが得点としては高かったと。総合的に見てほぼ全員の審査員が高評価をしたという結果でございます。

以上です。

○大野敏行議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番（渋谷登美子議員） 企画提案、それから機能要件、事業推進体制、運用方針のそれぞれがどういうふうによかったのかということを知っているのですが、それよりもよかったって、6人のうち5名がそっちのほうがいいというのはわかったのですけれども、なぜよかったのか。そして、価格に関しては、こっちのほうが価格設定が高かったというのは、逆に言えばこれはもう一社よりも金額的に安く提示があったということになるのですか。そこのところがちょっと理解できないのですけれども。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

それぞれの審査員の細かい評点についてはちょっと手元に資料がないわけですが、どういう部分がというお話でございます。実は私もその審査員を務めさせていただいたわけですが、私の印象として申し上げますが、やはりこの仕事に当たる業務体制、何としてもこの仕事を任せてくれよと、こういった熱意、こういったものに関してはかなり差があったというふうに私は正直思いました。やはり金額も大きい仕事ですから、お願いするには信頼ができるというのでしょうか、この会社ならという形で皆が評価をしたというふうに思っております。

以上です。

○大野敏行議長 ほかに。

第9番、川口浩史議員。

○9番（川口浩史議員） 審査委員、嵐山町の役場や区長なんかも入っているのです。区長は入っていないのかな、今回。入っているのですか。

要はこういうものに、こういうIT関係に精通した人が、全員いなければならない

のですけれども、青木課長、どの程度精通しているのかなと考えると、これ本当に何を基準にしていたのかというのがわからないのですけれども、精通した人が何人ぐらいいるのか。どの程度精通していたか。それと、予定価格はどのぐらいだったのか。

それと、課長がセキュリティーに係る取り組みへの支援をいたしますと。これ補助金という意味ですよね。これどのぐらい来るのですか。お金のことでしょう、支援というのは。最後にありますけれども、各地方自治体の情報セキュリティーに係る取り組みへの支援をいたしますが、その詳細については別途お知らせしますということなので、これは補助金がかかることではないかなと思うのですけれども、ちょっと内容をどの程度わかっているのか、内容がわかれば伺いたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

審査員6名いるわけですが、うち1名にしましては、嵐山町が委託契約を締結をして、何かあればいろんな部分でご指導いただいておりますITアドバイザー、こちらの方に入っていただいて、専門的な見地からご指導いただいております。それ以外の、私を除いた4名については、これまで電算関係の担当をしていた職員、役場のシステム、こういったものについては熟知をしている職員というふうに思っております。

2点目です。予定価格につきましては、税抜きの価格でございますが、1,012万7,777円、この金額でございます。

支援にしましては、この事業につきましては、平成27年度の3月補正の予算に計上させていただきまして、28年度に繰り越しをしている事業でございます。基本的には2分の1の国の補助がございまして、歳入が645万円……失礼しました。今回の物品の購入以外に静脈認証の関係も入っていますので、今回のもの、1,093万2,084円のうち補助分といたしましては1,035万7,464円、こちらの2分の1でございますので、517万8,732円が国からの補助金というような形になっております。

以上です。

○大野敏行議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 職員がITのことに熟知しているということですよ。そうしたら、ITアドバイザーもう要らないのではないですか、職員でわかっているのだ

ったら。私そう思います。わからないから、ITアドバイザーと契約しているわけでしょう。ITアドバイザーほどの知識がないから、雇っているのでしょう。やっぱり熟知しているってどの程度かというのがわからない人たちがここがいいというふうを選んでいてという感じがしてならないのです。

もともとマイナンバーはNECだったか、富士通だったか、どうも売り上げが落ちたというので、では国が支援しましょうということで始まったというらしいのです。マイナンバーを全国の自治体に普及させた。普及させたら今度漏えいが大変だと。私も漏えいのことをどうなのだとということで何度もご質問しましたけれども、そうしたら強化という話になっているのだけれども、結局マイナンバーをやるから、こういう1,000万円のお金が出ていくわけで、国から半分来ているとはいえ、本当に今の利用からして無駄な事業だなというふうに思わざるを得ません。ちょっと意見になってしまったのですけれども、それで……何か同じこと聞くようになってしまった。いいです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより議案第66号 動産の取得について（嵐山町情報セキュリティ強化対策事業機器）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大野敏行議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第20、請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願についての件を議題いたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長から審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 議長から指名がございましたので、請願第1号の審査経過並びに結果報告をさせていただきます。

平成28年12月13日、嵐山町議会議長、大野敏行様。

文教厚生常任委員長、森一人。

請願審査報告書。

本委員会に平成28年12月6日付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

件名、審査の結果、措置と読み上げていきます。

請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願。

審査の結果、採択すべきもの。

措置、国へ要望する。

今定例会において文教厚生常任委員会に付託された請願第1号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書の審査経過と審査結果をご報告いたします。

本委員会は、12月7日午前9時56分から202会議室において委員会を開会し、請願審査を行いました。説明員には、紹介議員の清水正之議員に出席をいただき、説明を求めました。

清水議員からは、1950年ごろからアスベストの輸入がふえていき、安価な建材ということで普及してきたという経緯、その製造工場の従業員やアスベストを扱ってきた建設業従事者やその家族が肺がんや中皮腫等の被害に遭われている現状、また嵐山町においてもアスベストを使用した古い建物も多いのではないかとということ、終わりに請願の趣旨を読み上げて説明を終えました。

次に、質疑に移りました。委員からの主な質疑については以下になります。

問い、解体業者は石綿被害者救済法の対象となっているのか。答え、嵐山町の業者も名前が出たことがあるが、法対象である。現状スレート屋根の解体工事を頼むのに

苦労するという話も聞く。

問い、確認になるが、平成23年8月に石綿被害者救済法が改正され、特別遺族保険給付金の支給対象を10年延長等の拡大をしているが、この救済措置だけでは不十分で、それに携わった労働者、下請、孫請、一人親方、そういった方々が対象から外れているということで、今回意見書を提出するという考えでよろしいのか。答え、そういうことになる。一人親方等に救済措置がない現状である。

質疑終了後、紹介議員の清水正之議員には退席していただき、討論に移り、意見を求めました。

主な意見として、アスベストは世界で多く使われてきた。アスベストは肺がん等になるという中で、日本の対応は薄い。大阪泉南アスベスト国家賠償請求訴訟においては、製造に携わった人には損害の賠償を認めたが、建設従事者には認めなかった。国の救済を強く求める。また、一人親方は厳しい環境のもとで仕事をされている。企業だけではなく、一人親方にも公平性を持って対応をお願いしたい等の意見が出されました。

続いて、表決に移り、全委員一致で請願第1号は採択すべきものと決しました。

以上で審査経過並びに結果報告を終わります。

○大野敏行議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 経過の中で、ちょっと先ほど委員長が嵐山町の中でも対象になりそうな工事といいますが、解体とかあったというような説明がございました。その中で実際にどうなのですか。嵐山町の中でこういったところに該当するような人がいるのかいないのかということについてはいかがなのでしょう。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○森 一人文教厚生常任委員長 質疑の中で嵐山委員から対象者となる方、一人親方であるとか、先ほどの下請だったり、孫請だったり、そういった方々の対象者が嵐山で何人ほどいるのかという質疑がございました。お答えといたしましては、現状細かな数字はわからないというお答えでございました。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、今回この請願が文教厚生常任委員会で採択ということで、国に要望するというところで出てきたわけですが、そうなってくると早期、

国に働きかけていくというような対象になる国民の皆さんというか、一人親方のようなものを含めてどのくらいになるものかというのは、委員会では質疑等はなかったですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○森 一人文教厚生常任委員長 対象者の総人数とか、そういったことについては話には出なかったのですが、やはり今裁判が行われている中で、東京地裁においては国の責任を認めなければ、一人親方等について救済を認めていないと、企業の責任の一部を認めたと、そういうお話がありまして、そういう細かな仕事をしてきた方にそういう救済の措置はないのかということで、今回全員一致で採択すべきものと決しました。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

これより委員長報告につきまして採決いたします。

委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択すべきものと決まりました。

◎議員派遣について

○大野敏行議長 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定により、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

- 大野敏行議長 日程第22、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

- 大野敏行議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

発委第1号 建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出についての件、発議第20号 嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置することについての件、発議第21号 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについての件、発議第22号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件、発議第23号 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書の提出についての件及び発議第24号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書の提出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 大野敏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 大野敏行議長 日程第23、発委第1号 建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

森文教厚生常任委員長。

〔森 一人文教厚生常任委員長登壇〕

○森 一人文教厚生常任委員長 それでは、建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出について、提案理由から朗読させていただきます。

平成28年12月13日。

嵐山町議会議長、大野敏行様。

提出者、嵐山町議会文教厚生常任委員会委員長、森一人。

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由。

12月7日開会した文教厚生常任委員会において、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の審査をした結果、採択となりました。

よって、採択に基づき本意見書を提出するものです。

裏面をお願いいたします。

建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書

クボタのアスベスト被害が大きな社会問題になって11年が経過します。石綿健康被害救済制度の給付者は2006年の制度発足以降、1万人を突破し、労災認定者を含め2万人を超え、2014年度のアスベスト疾患による労災認定数は、建設業で586人となり、全産業の5割以上（54.3%）を占めています。

建設産業は最大のアスベスト被害産業であり、さらに、アスベスト含有建材を使用した建物約280万棟の解体工事が今後ピークを迎えることから、被害の拡大は必至な状況です。

平成26年10月9日の大阪泉南アスベスト訴訟の最高裁判決を受け、厚生労働省は石綿工場に働いていた元労働者や遺族に対する和解手続きによる賠償金を支払う枠組みをつくりました。

ところが、アスベストの最大の被害者である建設従事者に対する賠償の制度はなく、現在、建設従事者とその遺族が原告（被害者単位で645人）となり、国とアスベスト建材製造企業を被告とする裁判が、3つの高裁（福岡、東京第5民事部、同第10民事部）と5つの地裁（大阪、京都、札幌、東京、横浜）で行われています。

アスベストを原因とする疾患は、重篤で完治はありえず、原告の中でも訴訟後、138人（10月末現在）が亡くなっています。

私たち嵐山町議会としても「アスベストによる全ての被害者に対する早期の解決と救済」を切望し、裁判所の判断によらない一日も早い解決と救済を強く望むものです。

東京地裁判決も、建設従事者が受けた被害の深刻さに対し、国のみでなく、製造企業を含めた補償へ、「立法府及び関係当局における真剣な検討を望む」と述べています。

よって、嵐山町議会は、建設アスベスト訴訟の早期解決と今後生まれる同様のアスベストによる全ての被害者の救済を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月 日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 大野 敏 行

送付先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣になります。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 建設アスベスト訴訟の早期解決と被害者の救済を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大野敏行議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第24、発議第20号 嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） それでは、嵐山町若者意向調査検討特別委員会の設置についての提案を説明いたします。

議会の一般質問、今回は私でしたけれども、前は森議員、それから青柳議員、その前は畠山議員もなさっていますが、嵐山町の若者のいろいろやっていって、嵐山町の若者の位置づけが明確になっていません。若者にもっと嵐山町で活躍してほしいという意見が出ているわけですが、行政ではなく、議会でも嵐山町の若者の意向を調査し、できるならば1年に1度は若者がどのようにまちづくりを進めていきたいか意見発言の場を議会で提供し、嵐山町政治若者参加の場を議会が位置づけるために特別委員会の設置を提案するものですが、これにつきましては例えば総務経済委員会ではまちづくりに関して、3年前だったと思うのですが、やっぱり若い人との話し合いの場をとという形で成人式実行委員会の方と話し合ったのです。そのときは、まだアイプラザがあったのです。アイプラザがあったときには、もっとこういった場所が欲しいという形で、それでいろんなところで集まれる場があったほうがいいのではないかという話とかが、それは高校生の方だったのですが、あったのですが、昨年ですけれども、昨年も今度議会報編集委員会と嵐山町成人式実行委員会の方との話し合いをしたことがあるのです。こういうふうな意見が以前あったのだけれどもという話をしたときに、やっぱり女性だったのですが、それは若い大学生になるのですけれども、いや、嵐山町にこんなものは求めていないから、別に集まる場は必要ないのではないかというふうな話があって、そのとき、そのときで嵐山町の人たちというのがどんどん変わってきている、そういうようなことがあります。

一体どういうふうな形で嵐山町の方、若者が自分たちがどういうふうなことを思っているかというふうなことを意見の発表する場というか、少なくとも大人に対して伝える場をつくっていくために、嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置して、どのような形で手続をつくって、そしてどのような形かで若い人たちが半公的に意見が発表できるというか、そういうふうな形のものをつくればよいのではないかというふうに考えております。それで、嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置するということを提案します。

名称は、若者意向調査検討特別委員会です。

設置目的は、若者の意見発言、政治参加の場を議会に位置づけ、若者がどのようにまちづくりを進めたいか調査するためという形で、委員の定数は7人。

そして、調査期限というのは平成28年12月13日から平成29年9月30日で、これは委員会の常任委員会と同じような形で任期を決めて、そして必要であるとなればずっと継続的に、またそのとき、そのときで特別委員会を設置していくというものです。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 私も確かに若者との意見交換もしたいと思うのですが、今回と前回と渋谷議員さんは若者議会と次出てくる予定の廃棄物処理の検討特別委員会ということで2つの提案を前回されておりまして、今回もされておりまして。といった中で、この委員会2つが成立した場合に、今現在常任委員会が2つあります。そして、特別委員会があります。議会運営委員会があります。月1回全協を行っております。議会報告会をするために広報広聴委員会も頻繁に行わなくてははいけません。そういう中で委員会を開けるすき間が果たしてあるのかどうなのか確認をしたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 必要であるというふうに思ったら、それは議会でやっていくというのが当たり前のことで、皆さんのそれぞれのご都合を考えてやるというふうな形ではなくて、必要があるならばそういうふうな形でやっていくということが当然のことであって、いろんな議会でも特別委員会というのですか、そういうのをやらせていきますし、私はそれが一番必要なことだと思いますので、別にそれができるかできないかということではなくて、やっていけるとは思います。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今回、前回はそうなのですが、今全員協議会でもいろいろ50周年に向けて若者を取り込んだものを取り入れていこうというような話し合いも出ています。また、広報広聴で意見交換会をしたときにそういうお話も出ておりました。そういう中でどうして議員全員協議会などで提案をされなかったのかお聞きしたいと思っております。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 特別委員会の設置というのは議案ですから、全協で話し合

うことではないです。それから、広報広聴でやっていくようなこととも違って、これは特別委員会というのは、委員会というのは公的なものですから、非常に重みがあります。予算もつけることができます。そういった中で、そして例えばこれですね。若い人を何人かを審議会というのですか、議会が、専門的知見ではないですけども、専門的知見とかそういった形で若い人を招集することも可能になってきます。そういった議会のいろいろな仕組みが議会基本条例で嵐山町ではあります。それを活用するためには公的な公式の委員会でなければいけないので、特別委員会の話になっています。全員協議会でやったり、広報広聴でやるというのは亜流なので、公式ではありません。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） たしか議会基本条例を設置したときに、あのときも特別委員会を設置して議会基本条例を制定したわけですけども、あのときはたしか議運か、それか全員でそういう方向で進んでいったらどうだろうかというような話をしていたと思うので、例えば議会運営委員会に諮るとか、そういうことをしてもよかったのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 私9月議会でするときには、申しわけないけれども、長島さんにこういうふうなのをやりたいので、議運で提案してもらえないかという話をしました。ところが、それは私は議会運営委員会の委員ではないので、そこで提案することはできませんということです。それで、それに関して言えば、議運で提案してくれればそれで一番いいので、議運で提案してほしいのだけれどもという話をしたのですけれども、それはできないという話だったので、こういうふうな形になってきたということです。議運ではその話をしたかどうか、私は議運の委員ではないので、わかりません。ですけれども、それについては議運の委員長にこういうふうな形でやっていきたいのだけれどもというふうな形を、ぜひここで提案してほしいのだけれどもという話はしてあります、個人的には。それを受けたかどうかというのは長島さん次第で、私は議運についてはそのことに関しては全くわかりません。それで、そういうふうな形の中で議運ではという形が出てきましたので、9月議会ですこらのほうで用意して提案するからというふうになってきました。そういうことです。

それから、議会基本条例をつくるときには、議会基本条例というのは議会全員がか

かわるもので、皆さんが、それであるときは政友会というのがあったのかな。政友会のグループと、それからあれは清水さんが議長の時だったので、政友会のグループと……違った。誰のときか覚えていないのですけれども、柳さん、議運の委員長か何かだったのかな。5人か6人のグループと2つに分かれて、そしてそれぞれが基本条例について条例案を例規から始めていって、どのような形で例規をつくっていくかということから始めて、条文をお互いに検討して、そしてそこでやっていくという形になってきましたけれども、今回の場合は議会基本条例とは全く違います。議会基本条例を全員でやったか、全協でやったか覚えていませんけれども、そういった問題では全くなくて、これは大きな一つの課題ですけれども、議会全体でかかわって、これを絶対に皆さんが納得する形でやっていかななくてはいけないというふうなものではなくて、若者の意向調査をどのような形でつくっていくかというふうな手続をつくっていく問題ですよ。その手続をつくっていく問題に全員でやっていくとすごく時間がかかります。広報広聴もそうですけれども、今広報広聴全員でやっていますけれども、何でこんなことを全員でやらなくてはいけないのだろうかというのが正直な私の感想です。それぞれ分担してやっていけばそのところで時間は短縮できるし、なぜこのような時間の使い方の無駄を議会としてやっていくのかということのほうがむしろ問題であると考えています。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 簡潔にお答えいただきたいと思いますが、若者がまちづくりを進めていくということ、これは本当に今嵐山町でも大事なことだということは私も認識しているつもりです。ただ、特別委員会というものは、やはり今の若者意向調査の特別委員会も含めて、この後に出てきます廃棄物の云々というものの、なぜ特別委員会でまず扱わなくてはならないのかということなのです。私は、むしろ常任委員会の中でも当然検討ができることだというのが私の考え方なのです。その点についていかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町というのは、実は特別委員会を設置していろんな課題に取り組んでいたというのが、10年ぐらい前までは特別委員会を設置していろいろなことに、課題に対して対応していくというのが当たり前のことでした。決算特別委員会と予算特別委員会ができて、特別委員会は全員でやるふうな形になってくるとい

うふうな認識でいらっしゃいますけれども、そうではなくて、例えば若者意向調査特別委員会ではどこでやりますか。常任委員会というと、文教厚生委員会と総務経済委員会になります。それぞれが総務経済委員会に関しても若者のかかわる部分がありますし、文教厚生委員会でも若者のかかわる部分があります。生涯学習や文化、学校課とか、そういうふうなところで。そこのところでそれぞれの常任委員会はどうやっていきますか。むしろ私は青柳さんに質問したいです。どうやって常任委員会でそれをやっていきますか。今常任委員会はそれぞれ特定事件というのを持っています。特定事件をやっていくのでも時間がかかっています。それをまた今後セットにしてどうやってやっていくのですか。

私はそのやり方をぜひ聞いて、でも今まで特別委員会でやっているということを皆さんが経験していないから、そういうふうにも思われるだけで、実際にはずっと昔から特別委員会でインターもやっているし、ごみ処理の問題もやっているし、それから志賀のし尿処理センターをつくるときも特別委員会をつくってやっていますし、そういったずっと嵐山町では長い歴史が特別委員会でいろんなことを考えていくという歴史があって、特別委員会は7人から10人ぐらいのものかもしれませんが、その中で協議をしてやってきている、そういうふうな歴史があります。それについてご存じないようだったから、お話しするのですけれども、もう少しいろいろなやり方が議会では委員会のやり方があるということをむしろ考えられたほうがいいのではないですか。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） むしろ、渋谷先輩ですから、それはもう7期もやっていらっしゃればそれこそ本当にいろんな特別委員会もやられたでしょう。ただ、これからの議会運営というのは果たしてそういうことでやっていけるのかどうかということ。費用対効果というようなこともあるわけです、我々だって。やっぱり時間をスムーズに審議していくということは私は大事なことだと思っています。

それで、2点目になるのですけれども、今畠山議員とちょっとかぶるのだけれども……

○13番（渋谷登美子議員） 2点目というのは、わからないけれども、3問でしょう。

3問で最初の質問ではないわけ。

○大野敏行議長 今3回目質問していますので。

○5番（青柳賢治議員） いいのでしょうか、別に。今2回目でしょう。

○大野敏行議長 2回目。

○5番（青柳賢治議員） 今のおっしゃっていただいたところの中から、全員協議会だとか、それから先ほど広報広聴だとか、その中ではかなり無理があるのではないかと、そういうふうな返事されておりました。ですけれども、我々も広報広聴の中でモニターさんと話をする機会があったり、それから意見交換会の中で若者のことについて捉えようということで動いているわけです。そうすれば、むしろさっき渋谷さんおっしゃったように、その委員会の中をもっと効率的にご指導いただいて、こういう形でその分野は若者にどうだろうとか、そういう取り扱いができないものなのですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 言いますけれども、全員協議会というのは決定する場ではありません。全く何の権限もないところです。それから、広報広聴に関して言いますと、広報広聴というのは今の段階では広報広聴どういう目的でつくられていますか。広報広聴というのは、若者の意見を聞くところではないですよ。議会の若者というのではなくて全体でやっていますよね。そして、それを何で若者に絞って、そのところでやっていかななくてはいけないのですか。目的が全く違います。その目的をするために広報広聴委員会でやっていくという必要性は全くなくて、むしろ目的外のことを広報広聴でやっていくということになりますので、これに関して言えば、何を自分たちが目的としていくか、課題設定がはっきりできないではないですか。それで、広報広聴では今だって視察に行くのだからって大騒ぎしていますし、14人でああではない、こうではない、ああではない、こうではないと言っていて、全く話がまとまらないような状況の中で、かえって効率が悪いです。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 広報広聴という中で、きょう出ている特定事件は確かに広報広聴についてです。ですけれども、広聴という分野ですよ。広聴という分野をやはり特別委員会の中で全員が参加しているわけです。皆さん共有しているわけですね。そういうことをその中でもう少しもんでいくのではないかと、そういうふうな議会運営があってもいいのではないかと私は申し上げているのです。いかがですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 広報広聴の委員会を見ていたらわかるのですけれども、そ

ういうふうな状況にはならないですね。少なくとも広報広聴でそんなことが話し合えるような状況にはなっていませんし、30分か40分ぐらいのところでちょこちょこことやって、論点整理をする、モニターその他の関係、そういうふうなことを全てやっていて、それもモニターさんもどんな話をしたらいいかとかいうのもやっとかさ出てきたような状況の中で、若者と絞ってやっていくような形にはできません。それで、どうしても全員でやりたいというのだったら、そういうふうな形になさったらいいので、何も広報広聴でやる必要はないです。広報広聴で、私はこれは議員提案として若者意向調査特別委員会の設置という形で提案しているわけで、若者の意向調査に絞っています。それ以外のことはやらないです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第20号 嵐山町若者意向調査検討特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第25、発議第21号 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔13番 渋谷登美子議員登壇〕

○13番（渋谷登美子議員） 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについてですけれども、提案理由として、現在廃棄物処理の方法はさまざまな開発が

されてきています。嵐山町ではプラスチックごみは容器包装リサイクル法とは異なる処理を進め、環境によい方法ではないと言えます。生ごみもバイオマスエネルギー化ができています。全ての廃棄物の現状の処理状況、今開発されている望ましい処理方法を調査し、町に提言する特別委員会の設置を決議します。

これは非常に重要なことで、今中部資源循環組合にやると言っていますけれども、それについては最初に施設ありきで、どのようなごみ処理を進めていくかということも考えないでいきなり施設ができています。その施設のできる過程にあっては、温水プールと温泉が最初にできて、それから始まっているという状況になっています。そうではなくて、嵐山町では本当に廃棄物の処理についてどのような方法でやっていったらいいのか、例えばバイオマスでなくても、堆肥化、そういった形もできていますし、そういうふうな形でごみ減量化を進めていくにはどのような方法が必要であるかということを考えなくては、嵐山町の今の現状は解決できないし、皆さんが一体嵐山町でどのようなごみ処理を実際に行っているかということも知ることができないわけで、そのことについて検討するわけです。

それで、廃棄物のあり方検討特別委員会ですけれども、設置目的は廃棄物の現状把握と最新の処理方法を調査研究し、廃棄物処理のあり方について調査するためです。

委員の定数は7人。

調査期間、平成28年12月13日から平成29年9月30日となっています。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第21号 嵐山町廃棄物処理のあり方検討特別委員会を設置することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第26、発議第22号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についてですけれども、提案理由としては、広域組合では議会の脱退決議の2年後にはその組合から離脱できます。埼玉中部資源循環組合は、その設立が全く不透明です。吉見町長の新井保美さんと、それから元小川町長の笠原さんが話し合った結果このような形になってきていて、そして小川地区衛生組合の管理者は全て小川町長に従うというふうな形が今現在あるようですので、それではなぜこのような形になってきているのか全くわかりません。人口減少が進み、消滅可能性自治体の一つとされている嵐山町では、遠距離で今後負担金、収集運搬費の概算もわかっていないし、概算も出そうとしていない状況の中でごみ処理の組合に継続して加入していくのは、町民に対して無責任であり、非常に20年後、30年後の町に対して責任が持てません。本組合の脱退の決議を提案するものです。

埼玉中部資源循環組合を脱退する決議です。

嵐山町は、平成26年より、埼玉中部資源循環組合構成自治体として、焼却処理施設を造る計画で、平成34年稼働予定であるが、吉見町大串は、嵐山町から距離がありすぎる。

現在では、5万人規模の人口で循環型社会形成のための事業に国庫補助金が交付される。

近距離の民間焼却施設もある。生ごみのバイオマスエネルギーへの転換、小川地区衛生組合管内の建設資材の端材、里山の産物等のエネルギー利用を考慮し、廃棄物処理計画を策定する必要がある。吉見町大串の焼却施設建設・運営を行うには、将来的な負担が大きすぎる。CO₂の排出の大きいガソリン車を、日常的に運行するのは、地球環境への影響も大きすぎる。嵐山町が本組合を脱退することで、比企地域のごみ処理計画は、広域処理から、地域での処理を検討することができる。又、嵐山町にお

いては、環境面においても人口減少による今後の財政改革もふまえたまちづくりを進めることが可能になる。

以上、埼玉中部資源循環組合から脱退することを決議する。

平成28年12月、嵐山町議会です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） これたしか前回もお出しになったと思うのですけれども、今回お出しになった理由を教えてくださいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） これは毎回出します。そういうことです。

○6番（畠山美幸議員） 今回補正予算の議会費に150万の補正予算がついていたのはご存じだと思うのですけれども、今会議録センターに議事録を1時間1万8,000円でお願しているということで、こういう毎回毎回出していただいて、議決しないものを毎回出して、1時間、2時間、これが1万8,000円、さっき青柳議員も言っていましたけれども、費用対効果を考えると町民はこういうことを望んでいるのかどうか、感想を聞きます。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 畠山議員や政友会の皆さんはそういうふうに思われるかもしれないけれども、そうではない議員もたくさんいます。そうすると、このような考え方というのは、私たちは議会では少数派になりますけれども、町民全体から見たらこれが少数派かどうかわからない。政治というのはそういうものです。議会というのはそういう場です。それに関しての議事録に関して、そんなことがもったいないなどというふうなことを言うのならば、全く別のところでやってほしいです。

○大野敏行議長 ほかに。

第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） そうすると、この決議ですけれども……

○13番（渋谷登美子議員） またやりますよ。

○5番（青柳賢治議員） いや、そういうことを言っているのではないのです、私。むしろ嵐山町という立場を考えていただいたときに、本当に代替案のようなものがあったり、それができるようなことがなくて、ただ決議をやりましょうというのは、少し

無責任過ぎるのではないですか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） 私は行政マンではないので、予算に関しても、ほんのわずかな修正しかできませんけれども、代替案というのは持っています。悪いですが、こういうふうにしたらやっていけるという代替案はあります。それについて話し合う場がないだけです。

○大野敏行議長 第5番、青柳賢治議員。

○5番（青柳賢治議員） 今度ぜひ皆さんにどういうことでこうだよというぐらいのことは話してください、もう少し。いきなりこんなことを同じように2度も出してくるのではなくて、その辺お願いします。

終わり。

○13番（渋谷登美子議員） 議会の中でそういうふうな場がないのです。どういうふうなところでそれを出せというのですか。そういうふうな場があればやります。だけれども、嵐山町の議会にしても委員会にしてもシステムが決まっています。議会運営委員会に行けば委員でなければ発言できません。広報広聴は、広報広聴のことしかできません。文教厚生委員会では、文教厚生委員会の特定事件しかできません。全協では、そういった発言はできるような場所はありません。どこでやるのですか、伺います。反問権になるよ。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第22号 埼玉中部資源循環組合を脱退する決議についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 賛成少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第27、発議第23号 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[13番 渋谷登美子議員登壇]

○13番（渋谷登美子議員） 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書ですけれども、提案理由は読みます。

現在日本の女性国会議員の割合は衆議院で9.5%です。これは列国議会同盟191か国中155位と世界の最低水準であり、日本の男女平等政策はおくれています。男女平等の社会を実現するためには、政治分野での男女共同参画が不可欠です。

現在国会では、本法案について超党派で提出するという動きが高まっています。これに関して言いますと、12月9日ですけれども、これ日経新聞の記事なのですけれども、自民、公明、日本維新の会の与党3党は9日、国政や地方議員の選挙で男女の候補者数を政党ができる限り均等にするように努力を求める政治分野における男女共同参画推進法案を衆議院に提出した。民進党など野党4党は男女の同数を求める法案を既に提出しており、両法案は修正協議に入るが、会期末が14日に迫っており、継続審議となる公算が強い。これですけれども、9日に再協議し、土屋品子女性活躍推進本部長が異論を押し切って取りまとめたということで、野田聖子さんと一緒に来年の通常国会で成立を目指す考えということです。

では、「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書について読み上げます。

本年2016年は、わが国における女性参政権行使から70年の節目の年である。しかしながら、日本の女性国会議員の割合は、両院ともに微増を続けているとはいえ、衆議院で9.5%（2016年）にすぎず、参議院では、先般の選挙で過去最多の当選によっても、20.7%（同）である。とりわけ、衆議院の9.5%は、下院あるいは1院制をとる列国議会同盟（IPU）191か国中155位（2016年6月現在）と、世界の最低水準であり、女性議員が4割超のスウェーデンやフィンランド、3割前後のドイツ、イタリア、イギリスなどを大きく下回っている状況である。一方、地方議会においても女性議員

の割合は12.1%、女性議員が一人もない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1%にも上る。少子化、高齢社会の諸問題を始め、食糧や環境など暮らしに関わる事柄が重要な政治課題となっている今日、政策を議論し決定する政治の場への女性の参画は、より効果的な政策策定に不可欠である。また、社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げ、昨年閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」においては、衆参両院の候補者に占める女性割合を2020年までに各30%とする目標を掲げている。現政権下においては、法制度に女性議員増加の施策を定めることが、国、自治体のいずれの議会においても、女性議員増加の実現に向けた確かな方策となり得るはずである。よって、国会及び政府に対し、女性議員の増加を促し、男女が共に政策決定に協働し参画する「政治分野への男女共同参画推進法の制定（仮称）」を速やかに図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣府となっています。これ内閣府というのは、男女共同参画局があるところです。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第1番、吉本秀二議員。

○1番（吉本秀二議員） 私も今月の9日に自民党が男女候補者均等法案を了承して、3党合同で衆議院に提出したということを知っております。渋谷議員にそのことをご存じかということで質問しようと思っていたのですが、日経新聞からもう既に承知の様子だとわかりました。それで、民進党も5月にやはり法案を提出しているわけですね。共産党と社民党等と提出しております。そういうことで、いずれも政治分野における男女共同参画法案を同じ方向で向いているわけなのです。そこで、私はいくつかの意見書を提出するのは、やっぱり国会で対応していない、全く国が対応していない、あるいは国会の案に対して我々がどうも疑問に思う、あるいは国会の中でいろいろ対立している、そういったときには意見書は非常に効果あると思うのですが、こういうみんな同じところに向いているときに、あえて意見書として嵐山議員はこうですと出す必要があるかどうかということを私は疑問に思うのです。そういうことで私はこの提出はする必要はないと思っております。

それで、もう一つ、1点伺いたいのなのですが……

○13番（渋谷登美子議員） 必要になりますか。

○1番（吉本秀二議員） はい。

○大野敏行議長 ご質問をしてください。

○1番（吉本秀二議員） それで、それに対して渋谷議員はどのようにお考えになっておられるかお聞きしたい。これが1点です。

それと、もう一点は、一定の数を定めるクォータ制というのが論議されているわけなのですが、クォータ制、ある程度の数を男性幾つ、女性幾つと決めてしましましょうという、そういう制度なのですが、それが今問題になっているところもあるのです。そういうことで、渋谷議員さんはクォータ制に対してどういう考えを持っておられるか、これをお聞きしたいと思います。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○13番（渋谷登美子議員） クォータ3分の1です。4分の1ではないです。

〔クォータ4分の1……〕という人あり〕

○13番（渋谷登美子議員） クォータ制というのは3分の1のことです。いいですか。

わかりました。これ意見書を提出するのは何だって提出します。今までだって賛成しているところにだって提出していますし、そして逆に私は吉本さんにお伺いしたいのですけれども、最低賃金制に関してはまだあれだからというので反対するという形で意見書を、自分は今こうやってやっているから、意見書を提出するのは反対するというふうな形で前回はなさいましたよね。今回は皆さんが推進するほうになっていったら意見書をする必要はないのではないかと。要するに嵐山町議会は何も意見書を出さなくてもいいよというのが吉本さんの考え方なのかどうか伺いたいと思います。

それと、もう一つ、逆に言えばクォータ制というのは30%のことをいいます。25%ではないです。30%以上のことをいって、クォータ制というのは一定程度の割合をその中に必ず入れていかななくてはいけないという考え方で、それが4分の1ということではないのです。クォータというのは、一応4分の1になっていますけれども、普通男女共同参画のところでは30%というふうになっています。

30%というのはなぜかという、30%にならないと女性は女性として意見が出せずに、男性の意見に巻き込まれてしまうから、最低30%の議員は必要だということで、現代も、ここでも見てください。21%です。そして、政友会に行くと何人なのですか。10人のうちだから、20%か。そういうふうな形になってくると、女性の意見は女性としてやらない、そして男性の意見を代表する形になって、男性に喜ばれる女性の意見

を出していくというふうな形が一般的に言われています。

なので、クォータ制というのは30%以上は絶対に必要というのが当たり前の感覚で、ここに関して言いますと、できるだけ均等ですよ、自民党なんかは。だから、できるだけ均等というのは少なくとも40%以上はいるということです。そして、こちらの民進党のほうは平等ですから、半々ですよ。こういうふうな形でやっていくことで、例えばルワンダなんかは30%なのですけれども、今共同参画でルワンダですと国会議員の女性の進出率は63%です。そして、いろんな形で今クォータ制度をとっているところというのは100カ国以上がとっているのですけれども、ドイツ、それからスウェーデン、イギリス、フランス、そういうふうな形で、それでやって、やっと初めて女性が政治の参画の場につくっていくところをつくっていったということで、申しわけないのだけれども、私に関してそんなことを質問する、ということです。

○大野敏行議長 第1番、吉本秀二議員。

○1番(吉本秀二議員) 今くしくも女性と男性と半々という言葉が言われましたけれども、これについてはやはり男性と女性と対立をあおるとか、いろいろ問題があるわけですから、総論はこのように一緒の方向かもしれませんけれども、細かく見ていきますと渋谷議員の考えられることと変わってくるかもしれないのです。そういうことも含めまして、私はこの法案については反対の立場をとりたいと思っておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

○大野敏行議長 それは質疑になりませんので。

○1番(吉本秀二議員) わかりました。質疑終わります。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第23号 「政治分野への男女共同参画推進法」の制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○大野敏行議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○大野敏行議長 日程第28 発議第24号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔9番 川口浩史議員登壇〕

○9番（川口浩史議員） 提案理由を3行にわたって簡単にまとめたのですけれども、しっかり提案理由を述べておきたいと思います。

嵐山町でポートピアが大きな問題になっていたころ、当時の関根昭二町長は共産党との懇談に応じ、その中で税金がふえれば何でもいいというものではないと言い切り、嵐山町にポートピアができることに反対の姿勢であることがわかりました。政治に携わる者の矜持を見た思いでしたが、それに引きかえ、カジノに賛成する議員の皆さん、経済が伸びれば何でもいいということなのですか。町民がカジノで財産を失うことを想像したことがありますか。想像しても自己責任として片づけてしまうのではないのでしょうか。カジノに賛成するあなた方には、議員としてのよって立つものがないのかと思う次第であります。

さて、衆議院での拙速な審議に対し、新聞各紙は一斉に社説で厳しく批判しました。安倍内閣の悪政に賛成することが多い読売、産経までもです。読売新聞には、「そもそもカジノは賭博客の負け分が収益の柱となる。ギャンブルにはまった人や外国人観光客らの散財に期待し、他人の不幸や不運を踏み台にするような成長戦略は極めて不健全である」と指摘しています。

国民はカジノに理解があるのかというと、直近の世論調査ではカジノ解禁に反対が約6割です。国民多数が反対する悪法を短時間の審議で強行採決するなど決して許されません。

法案の発議者はカジノ、IRですが、カジノの面積は全体の3%にすぎないと強調していますが、面積ではありません。海外のカジノは、面積は数%でも施設全体の売上高の80%以上を稼いでいます。カジノ抜きにIRは成り立ちません。

本法案の本質は、カジノ、賭博場の解禁です。そして、賭博は犯罪です。なぜ賭博が刑法で禁じられているか。法務省は、最高裁判例1950年11月21日に基づき、人々を依存症に陥れ、仕事を怠けさせ、かけるお金欲しさに窃盗、横領などの犯罪まで誘発して公序良俗を害する、また賭博が横行すればまともな経済活動も阻害されると指摘しています。明治以来賭博が刑法で厳しく禁止されてきたのは、賭博が歴史的に多くの重大犯罪を生み、多くの人々の不幸を招いてきたからです。

本法案は、公的主体に限定的に認めてきた賭博を歴史上初めて民間にも解禁する道を開くものです。公営主体に限定してきた法的根拠を葬り去り、賭博の規制の仕方を根本的に変え、IRにとどまらず、今後賭博の民営化をさらに広げる根拠となる危険性さえあります。

安倍内閣は、日本再興戦略でIRを観光振興策としています。国民経済に重大な障害を与えるものがなぜ経済成長の目玉なのか。賭博は、人の金を巻き上げ、ギャンブル依存に陥れる、つまり人の不幸によって利益を上げるものです。犯罪行為の賭博を解禁し、人の金を巻き上げることが成長戦略とは、余りに情けないとは思わないですか。

ギャンブル依存症対策について、ギャンブル業者から集めた納付金で依存症対策を行うということです。これは、麻薬を解禁し、麻薬販売業者から納付金を集めて依存症対策をとると言っているようなものであります。ギャンブル依存症は、アルコールや薬物の依存症と比べて病院につながるものが難しく、病院での治療は多重債務や横領などを起こし、重症化してからになる事例が多いということです。重症化してから対応するのでは対策とは言えません。新たなギャンブル依存症をふやさない対策は、カジノを解禁しないこと以外にありません。

カジノ推進者が称賛するシンガポールのカジノでは、依存症対策として厳格な入場規制を行っている指摘しております。しかし、入場者の減少によって、開業から4年で入場禁止者が20万人を超えるまで入場させており、自己破産も急増しているということでもあります。

日本では、パチンコによるギャンブル依存症が深刻な社会問題となっています。この上カジノを解禁すれば、世界一のギャンブル国家、依存症国家になってしまうことを危惧しないわけにはいかないことを申し上げ、提案理由を終わらせていただきます。

それでは、意見書案を朗読いたします。

「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書

「カジノ解禁推進法案」は、日本でこれまで許されてこなかった民間賭博を解禁しようというものである。

刑法は賭博を、刑罰をもって厳しく禁じている。禁止の理由は、「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害」し、「国民経済の機能に重大な障害を与える恐れ」（昭和25・11・22、最高裁大法廷判決）があるとしているからである。これをくつがえす、カジノ解禁は断じて許されないし、衆院ではわずか6時間の審議しか行われず採決を強行したことは暴挙だと言わなければならない。

カジノ解禁はなにをもたらすか。暴力団関係者の関与、マネーロンダリング、周辺地域の治安の悪化、ギャンブル依存症の多発、青少年への悪影響など、まさに社会悪そのものだ。カジノ解禁を提出した議員も、これらのリスクの発生を否定することはできず、そのため様々な対策を講じると述べたが、それには莫大な社会的費用を必要とするものである。カジノ事業者の儲けのために、社会悪を発生させ、そのために莫大な公費を使う、これほどばかげた法案はないのではないか。

カジノによって夢のような経済効果があるというが、世界的にはカジノは斜陽産業に入っている。好調と言われたシンガポールも売り上げの減少になっている。またアメリカのアトランティックシティのカジノは、12施設のうち5施設が経営破たんし、これはこのうち1施設はトランプ次期大統領の施設もあるということです。それが最近の新聞にありました。続いて読みます。周辺には人が見られないゴースタウン化した。この現象をみてアメリカの新聞社は「年間3,000万人以上を集客してきたカジノは、たった4万人の街を再生することができなかった」と報道したのだ。斜陽産業から経済効果は期待できない。

仮に経営が成功したとすれば、カジノを通じて巨大なお金が右から左へと流れ、カジノの胴元に巨額なてら銭が転がり込む。また賭博は多数の法則で、必ず胴元が勝つ、こういう仕組みになっているから、暴力団など反社会勢力がその利権に食い込みをはかろうとすることは、火を見るよりも明らかである。反社会勢力をわざわざ助長させる場を設けるものだ。そしてマネーロンダリングの場となることも、世界のカジノの実態をみれば防ぐことはできない。

国民にとってより深刻なのは、ギャンブル依存症の拡大である。すでに我が国には、

536万人のギャンブル依存症の患者がいる。ギャンブル依存症は、慢性、進行性、難治性で、放置すれば自殺に至るという極めて重篤な疾患である。これらの患者をそのままに新たなギャンブル依存症患者を生み出すことは到底許されることではない。日弁連がおこなった破産調査の結果によると、ギャンブルが原因とみられる破産者は全体の5%に上る。カジノは多重債務者を作り出さざるを得ない。韓国のカンヨンランドはそのことを如実に示している。この間、官民一体となって行ってきた多重債務者対策にも逆行するものだ。

青少年への影響も深刻なものがある。とりわけ、家族ぐるみで出かけるところが統合型リゾート（IR）であれば、そこに公然と賭博場があり、青少年に対し賭博への抵抗感を喪失させてしまうことになるのはあきらかである。

政府は、カジノを中核としたIRを「成長戦略」の目玉に位置付けているが、賭博によるあぶく銭をあてにした経済政策を掲げるなど、あまりに不健全、経済政策の退廃だと断ぜざるをえない。

日本は、額に汗して、コツコツとはたらく、その勤勉な国民性に支えられて現在の経済水準を獲得してきた。一人ひとりの日本人の努力によって築き上げられてきた、世界に誇る景観、文化遺産、社会の安全、ここにこそ、日本の観光の未来がある。「健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風」を害し、「怠惰浪費の弊風」を生じさせる、「カジノ解禁推進法案」は決して成立させてはならない。

よって、嵐山町議会は「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

裏に提出先がありますが、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官であります。

以上です。

○大野敏行議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） まず、カジノ解禁推進法案と書いてありますけれども、この本当の名前は複合型リゾート法案だと思うのですが、安保法案のときも戦争法案と、そういう不安をあおる言い方をするのがお得意な川口さんなのだけでも、このカジノ解禁推進法案と書いた理由を言っていたらいいと思います。

それと、536万人のギャンブル依存症の患者がいると書いてあります。現在ギャン

ブル依存症の対策はできているのか確認したいと思います。

それと、その下のところに、新たなギャンブル依存症患者を生み出すことは到底許さないと書いてあるわけですがけれども、これはこうやって書いてある根拠を知りたいと思います。

あと4番目に、暴力団など反社会勢力がその利権に食い込みを図ろうとすることは火を見るより明らかな根拠を教えてください。

○大野敏行議長 それでは、答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） 統合型リゾートというのは、それは私もわかっています。一般の新聞がこう書いているのです。カジノ解禁推進法案と。だから、これが一般的な皆さんに、国民に知れ渡っていることだと思って、これが一番理解しやすい言葉だと思ってこちらを選びました。

それから、536万人のギャンブル依存症の対策がとれているか、これは一部ではとれていますけれども、全く不十分です。だから、536万人もいるのです。これが解決されていないわけなのです。

それと、新たなギャンブル依存症を生み出す根拠、これはカジノをやるからです。カジノをやれば、これはパルプ業会社の次男だか長男だったか、どこかのカジノで何億だかすってしまったという話がありましたけれども、去年だかおととしだか。ああいうふうに莫大な金をかけてしまうのがカジノだということでもありますので、依存症は余計にはまりやすいということらしいです。ですから、その根拠はカジノをやるからであるということです。

それから、暴力団など反社会的勢力が利権に食い込もうとすることは、これは当然ではないですか。あの人たちがまともな仕事をやってもうけを上げようなんていうこと、それでは暴力団ではないです。いい国民になってしまうわけで、そういうところに食い込みを図ろうとするとところが暴力団なので、それは火を見るよりも明らかだということにははっきりしているということです。

○大野敏行議長 第6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） カジノ解禁推進法案と書くぐらいですから、どのくらいの店舗数を今後カジノ解禁になったときには、川口さんが心配されるような店舗数ができるのか、その不安、今不安に思っている店舗数は大体どのくらいなのか想像して、大体想像でいいですがけれども、教えてください。

それと、今現在ギャンブル依存症の対策はできていないのです。アルコール依存症の対策で一部賄っているぐらいしかできていないのです。ギャンブル依存症の対策はできていないのです、ほとんど。それで、今回ギャンブル依存症の対策として、今回のIRの事業者からの地方自治体にお金が入ってきたときに、ギャンブル依存症対策をこの利益でやっていこうではないのというのが提案理由みたいなものだけれども、その辺はご存じだったかどうか確認したいと思います。

それと、今パチンコ屋さんって1万2,000店あるのですって。それと、宝くじ売り場も1万5,000カ所あるのだそうです。あと、競馬、競艇、競輪施設も247カ所。さっき言っていたカジノの施設は、川口さん何と答えるかわからないけれども、今考えているのは日本では2～3カ所しか考えていないのです。それもリゾート施設の中、子供たちはレジャーをしたり、ショッピングをしたり、ママたちと。パパだけはカジノでちょっと遊んでこようかというレベルの、そういう複合施設をつくろうと思っている中で、2店か3店舗しかつukらない、日本では。そういう予定なのです。それで、大阪府の今万博をやろうと思っているところに今島が、負の遺産だと言われている島があるのはご存じでしょうか、大阪府に。あそこに建てると利益が3,500億円出ると言われていて、負の遺産をレガシーにしようというのがこの法案が通ればできるそうなのです。

〔「カジノじゃなくてもできるだろう」と言う

人あり〕

○6番（畠山美幸議員） カジノではなくたって一部なのだよ、それは。なので、それでカジノをやるには、競艇とか宝くじとかパチンコ屋さんというのは入場券払って入っていないのです。カジノは、ウン万とかというお金を払ってまでやらなくてはならない。だから、ちょっと行ってやってこようかなんていう気持ちでできる施設ではないそうなのですけれども、今聞いた質問についてお答えください。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） 536万人のギャンブル依存症の対策がとれていないわけですか。私は、一部にあるというふうに思っていました。では、それは訂正します。教えてもらって、それで何とも思わないところが私は不思議なのですけれども。

それと、あと何。

○6番（畠山美幸議員） 何店舗ぐらいカジノ、店舗。

○9番（川口浩史議員） 前はいろいろありました。北海道の小樽の近くだったか、小樽のほう。東京もそうでしょう。横浜、熱海、大阪、長崎だったか、あっちのほうにも、それと沖縄。

〔何事か言う人あり〕

○大野敏行議長 今答弁者が質問に対して答弁していますので、皆さんは黙ってください。

○9番（川口浩史議員） そこにありました。今私が知っているのでは、横浜と大阪はかなり積極的だということは聞いています。大阪の島、夢洲というのですよね。夢洲の、私は図まで見せてもらいましたけれども、すごい施設をつくろうとしています。あれは何十億、何億かかるのでしょうか。何十億なのだろうね。あれで何億のもうけ。私もそれは関経連がつくったものでもうけだとかそういう、見ましたけれども、現実的にはどうかというのは大変怪しいですよ。特にカジノというか、日本の賭博の関係は最初はよくても急激に後退をする。先ほどのシンガポールもそうなのです。最初はやかったのです、シンガポールだって。みんなあそこを見本にしていたのですから。ところが、そのシンガポールだって急激に今入場者が落ち込んでいるのですから、そろそろ赤字も必至ではないですか。私は、そういう施設を皆さんが本当に推進していいのか。暴力団が食い込むようなところへ推進していいのか。家族が旅行する場所です、夢洲のところというのは。ホテルの中につくろうというのですから。そうしたら、子供が抵抗感失います、賭博やることに対して。ちょっとお父さん行ってくるなんて言って、子供がついていったら、これはおもしろいものだというふうに。そんなことを推進できるのですか、あなた方は。

〔「年齢制限があります」と言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そんなことが当てにならないのがシンガポールなのです。シンガポールは、入場規制していたのですけれども、もう20万人も余計に入っているのです。

〔何事か言う人あり〕

○9番（川口浩史議員） そんなことはないです。そんなやりとりしてもしょうがないけれども、そんなことはないです。入場者数が落ちたらどんどん入れてしまいます。以上です。

○大野敏行議長 6番、畠山美幸議員。

○6番（畠山美幸議員） 今カジノの専門学校があるのご存じでしょうか。今学生さんが、このカジノ法案ができるので、今そういう専門学校でカジノの勉強されている方が、きのうWBSでやっていたのですけれども、それができたときにはそこで働くのだということで、雇用が、大好きな雇用ですよ。雇用が7万7,500人、カジノがあることで、カジノというか、IR法案です。IR法案ができることで7万7,500人の雇用ができると言っているのです。だから、それは本当にカジノは一部なのです。それをそこだけをピックアップして、その部分だけを悪く言うから、何だろうと国民は不安をあおられてしまいますけれども、それだけの雇用があるということで、どういふふうなお考えをお持ちでしょうか。

○大野敏行議長 答弁を求めます。

○9番（川口浩史議員） 雇用が何人であろうとも、嵐山町民にここにいる議員は責任があるわけです。町民が財産を失うようなことを、そういうことを想像してみたことがないのですか。雇用が何万人ふえようとも、嵐山町民が財産を失うような賭博場をつくっていいのかということが大事な視点です。雇用がその中に生まれたとしても、それは最初だけです。斜陽産業なのですから。税金を使うだけで、大変な無駄な施設をつくるということです。

○大野敏行議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○大野敏行議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、清水正之議員。

〔10番 清水正之議員登壇〕

○10番（清水正之議員） 発議第24号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書について賛成をいたします。

この採決については、政府与党も割れたということです。そういう面では、公明党の中も割れたというのが現実です。きょうどうなったかわかりません。

まず、カジノ解禁法案は国際観光、地域振興、税収増を図るとして、カジノにホテル、商業施設、展示場などの大型施設を併設する大型リゾートをつくらうとしています。刑法の賭博禁止の規定を外し、民間事業者が営利目的で賭博場を開張する民間賭博を国内で初めて認めようというものです。日本は、賭博を禁じている国です。賭博

は、刑法でも懲役と定めるような重罪です。また、最高裁の判例でも、勤労など正当な理由によらず単なる偶然の事情で大金を得ようとする行為は、国民を怠け者の浪費家にし、勤労の美風を害する上に、ばくちに使う金を得るための暴力、脅迫、殺傷、強盗や窃盗などの犯罪を誘発し、公序良俗を崩す結果になるとしてしています。犯罪である賭博を経済対策として政府の政策に盛り込むなど、決してあってはならないことです。必要なことは、国の責任で公営競技の主権者である各省庁とパチンコ業界の負担で抜本的なギャンブル依存症対策を独自に、かつ強力に行うことです。

世論は強く反対しています。読売の世論調査では、カジノ解禁に反対が57%、賛成が34%です。JNN調査では、法案に賛成が55%、反対が24%です。読売、朝日、毎日、産経、日経など、全国5紙全てがカジノ法案に反対、批判の社説を掲げています。こうした国民の声に答えて、カジノ推進法は直ちに廃止すべきことを申し上げて賛成討論といたします。

○大野敏行議長 討論を終結いたします。

これより発議第24号 「カジノ解禁推進法案」の強行採決に抗議し、反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○大野敏行議長 賛成少数。

よって、本案は否決されました。

◎町長挨拶

○大野敏行議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

[岩澤 勝町長登壇]

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、平成28年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、12月6日に開会をされ、本日まで8日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました平成28年度一般会計補正予算をはじめ、諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審査並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸議案につきましては、十分検討いたしまして対処をする所存でございます。

さて、先月日本一のラベンダーファームを目指し、千年の苑事業第1弾として、鎌形地内に4.7ヘクタール、約3万本のラベンダーの植えつけを行いました。秋の嵐山溪谷、春の桜や菜の花に続き、一面に広がる紫のラベンダーが訪れる人々の心を魅了し、彩り豊かな観光地として広く人の知るところとなるよう期待をしてやみません。

寒さもひとしお身にしみるところとなりました。この冬は、インフルエンザとともにウイルス性胃腸炎が流行しているようでございます。議員各位にはどうかご自愛をいただき、ご健勝にて越年をされ、来るべき新年におかれましても引き続きご活躍なさるよう心からご期待を申し上げる次第でございます。

平成29年が嵐山町と嵐山町民にとりまして、明るく希望に満ちた年となりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○大野敏行議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

今回の定例会も活発なご発言があり、活性化した議会であったと思います。

町は、来年度から組織の変更を求め、大きく前進を始めようとしています。町制施行50周年の年でもあります。議会としても特に小学校、中学校との意見交換を行い、そのご意見を参考に取り入れるべく活動してまいります。

来る年が皆様にとりまして輝ける年となりますようご祈念を申し上げ、挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○大野敏行議長 これをもちまして平成28年第4回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 7時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員